

1 第189回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第189回国会(常会)は、1月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。

国会の会期は、当初、6月24日までの150日間であったが、6月22日、衆議院本会議において、9月27日までの95日間延長することが議決され、最終的な会期は245日間となった。

(院の構成)

参議院では、1月26日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、復興原子力)及び1調査会(国際経済・外交)の設置が行われた。また、7月24日には、新たに1特別委員会(平和安全)が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)が設置されたほか、5月19日の本会議で、新たに1特別委員会(平和安全)が設置された。

(平成二十六年度補正予算)

召集日当日、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策等を内容とする平成二十六年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月30日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決

され、参議院に送付された。

参議院では、2月2日から予算委員会で質疑が行われた。同委員会は、翌3日に質疑を終局し、同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査等の概要は、後述2(1)参照)。

(政府4演説)

2月12日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で2月16日及び17日、参議院で同17日及び18日にそれぞれ行われた。

(平成二十七年度総予算及び平成二十七年度暫定予算)

平成二十七年度総予算は、2月12日に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月13日に予算委員会及び本会議でそれぞれ原案どおり可決され、参議院に送付された。

参議院では、同16日より予算委員会において同総予算の質疑が行われた。

そうした中、政府は、平成二十七年度総予算の年度内成立が困難な状況を踏まえ、4月1日から同11日までの必要経費を盛り込んだ平成二十七年度暫定予算を編成し、3月27日に提出した。同暫定予算は同30日、衆参において審議された後、可決、成立した。

その後、平成二十七年度総予算の審議が引き続き進められ、同総予算は4月9日に予算委員会及び本会議でそれぞれ原案どおり可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（2）参照）。

（大臣の辞任）

平成二十七年度総予算を審議する衆議院予算委員会において、企業などに国の補助金交付決定通知後1年以内の政治献金を禁じる政治資金規正法の規定をめぐり、西川農林水産大臣に対し野党議員から厳しい追及がなされた。

その後も西川農林水産大臣に対する国会内外の追及が強まる中、2月23日に同大臣が辞任し、後任として林農林水産大臣が就任した。

（平和安全法制の採決に係る本会議の動き）

9月17日の平和安全特で、平和安全法制関連2法案の採決が行われた。これを受け、同日の午後8時10分に開会された本会議では、民主から提出された「議院運営委員長中川雅治君解任決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決された。そこで本会議は休憩となり、午後11時に再開後、延会することとなった。

翌18日は午前0時10分から本会議が開かれ、民主から提出された「国務大臣中谷元君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午前10時に再開後、民主から提出された「議長不信任決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午後

1時に再開後、民主から提出された「内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午後8時30分に再開後、民主から提出された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は延会することとなった。

翌19日も午前0時10分から本会議が開かれ、平和安全法制関連2法案について、平和安全特の鴻池委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告があり、討論及び採決の結果、両法案はいずれも可決された（両法案の審議経過は3（16）参照）。

2 予算・決算

(1) 平成二十六年年度補正予算

平成二十六年年度補正予算3案は、1月26日に衆議院に提出され、同28日に衆参の予算委員会にて、それぞれ趣旨説明を聴取した。その後、衆議院では、予算委員会にて翌29日及び30日に質疑を行った。同30日の質疑終局後、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、2月2日及び3日に総括質疑を行った。3日の質疑終局後、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(2) 平成二十七年度総予算

平成二十七年度総予算3案は、2月12日に衆議院に提出され、同18日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、同19日から質疑を行い、3月13日の質疑終局後、維新及び共産がそれぞれ提出した編成替動議

(2件)の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び前述の動議2件に対する討論及び採決を行ったところ、2動議をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、総予算3案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、3月16日及び17日に基本的質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後、一般質疑を同18日、19日、23日、24日及び4月2日に行った(同18日は安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席。その他の日は財務大臣及び関係大臣出席)。

このほか、集中審議(安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席)を、3月20日(外交・安全保障等)、27日(経済・財政・国際問題)、4月1日(地方創生・社会保障等)、8日(国民生活・エネルギー・政治理念)及び9日(安倍内閣の基本姿勢)に行った。

また、3月26日に公聴会を行ったほか、4月6日及び7日には各委員会における委嘱審査を行った。

4月9日には、集中審議に続き、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。質疑終局後、討論及び採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、総予算3案は可決、成立した。

(3) 平成二十七年度暫定予算

政府は3月27日、11日間(4月1日から同11日まで)の平成二十七年度暫定予算3案を閣議決定し、国会に提出した。同暫定予算3案は、同30日に衆議院及び参議院でそれぞれ可決され、成立した。

(4) 平成二十五年度決算

平成二十五年度決算外2件は、第187回国会の平成26年11月18日に提出された後、参議院では、今国会の平成27年1月28日の本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、2月6日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、2月9日から5月18日まで6回にわたり省庁別審査を、同25日に准総括質疑を行った。6月22日には、締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局した。同日、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。同29日に討論及び採決を行ったところ、平成二十五年度決算外2件は是認することとし、6項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで平成二十五年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十五年度の国有財産関係2件（国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状

況総計算書）は、いずれも是認すべきものと議決した。

7月1日の本会議において、討論及び採決の結果、平成二十五年度決算外2件は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十五年度国有財産関係2件はいずれも是認することに決した。

なお、4月13日には、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、6月22日には、平成二十五年度決算外2件と一括して平成二十五年度予備費関係3件の質疑を行い、質疑を終局した。同29日に討論及び採決を行ったところ、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

7月1日の本会議において、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出75件のうち、66件が成立した（成立率88.0%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出26件のうち、3件が成立した（成立率約11.5%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出46件、継続4件のうち、9件が成立した（成立率18.0%）。

条約は、今国会提出15件のうち、12件

が成立した（成立率80.0%）。

決議案は、今国会提出7件のうち、2件が成立した（成立率約28.6%）。

(1) 平成二十七年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第5号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第6号）は2月17日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、2月26日の本会議で3法案の趣旨説明及び質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財務金融委員会に付託され、3月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同13日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第5号及び同第6号については、総務委員会に付託され、3月5日に趣旨説明を聴取し、同9日より質疑を行った。同13日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

3月13日の本会議において、閣法第5号及び同第6号は、いずれも可決された。また、閣法第3号は、討論の後、可決され、上記3法案は参議院に送付された。

参議院では、3月25日の本会議で3法案の趣旨説明及び質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財政金融委員会に付託され、翌26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第5号及び同第6号については、総務委員会に付託され、3月26日に両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、閣法第5号及び同第6号は、いずれも可決され、また、同第3号は、討論の後、可決され、上記3法案は成立した。

(2) 国民健康保険法等改正案

国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講ずるため、3月3日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」(閣法第28号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、翌15日に趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。同24日の質疑終局後、自民及び公明が共同提出した修正案(協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規定等の施行期日を改めるもの)の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、討論及び採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された厚生労働委員会で、翌14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同26日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同案は、討論の後、可決され、成立した。

(3) 防衛省設置法等改正案

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効

率的に遂行し得る体制を整備するため、3月6日、「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第33号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同23日より質疑を行った。5月14日の質疑終局後、民主より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月15日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、翌21日に趣旨説明を聴取し、同26日より質疑を行った。6月9日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（４）公職選挙法等改正案（選挙権年齢の引下げ）

年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けるため、3月5日、「公職選挙法等の一部を改正する法律案」（衆第5号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、5月27日に趣旨説明を

聴取し、翌28日より質疑を行った。6月2日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、6月5日に趣旨説明を聴取し、同10日より質疑を行った。同15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（５）道路運送車両法等改正案

自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構を設立する等の措置を講ずるため、3月13日、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、5月20日に趣旨説明を聴取し、同22日に質疑を行い、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、翌11日に趣旨説明を聴取し、同日に質疑を行い、質疑を終局した。同16日に討論及び採決を行った結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(6) 学校教育法等改正案

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校制度を設けるとともに、高等学校等専攻科修了者が大学へ編入学できる制度を創設するため、3月17日、「学校教育法等の一部を改正する法律案」（閣法第49号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された文部科学委員会で、5月20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月5日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同9日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同16日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 電気事業法等改正案

電力システム改革の第3弾の法改正として、法的分離方式による送配電部門の中立性の一層の確保を実施するとともに、ガスや熱供給についても、小売の全面自由化などの制度改革を一体的に進めるため、3月3日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第29号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された経済産業委員会で、翌17日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。5月20日の質疑終局後、民主及び維新よりそれぞれ提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について、討論及び採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同16日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(8) 地域改革推進整備法案、地域再生法改正案

地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うための「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（閣法第51号）は3月20日、中山間地域等での持続可能な地域づくりを推進し、地方での安定した良質な雇用を確保するための「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第53号）は同24日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日、両法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、

5月15日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同17日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、両法律案は、いずれも可決され、成立した。

(9) 特許法等改正案、不正競争防止法改正案

研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保及び企業の競争力強化を共に実現するための環境整備を図るため職務発明制度の見直し等を行う「特許法等の一部を改正する法律案」(閣法第44号)、我が国産業の競争力の維持強化を図る観点から、営業秘密の保護を一層強化するための措置を講じるための「不正競争防止法の一部を改正する法律案」(閣法第45号)は、3月13日、それぞれ衆議院に提出された。

閣法第44号については、経済産業委員会に付託され、5月22日に趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、閣法第44号は可決され、参議院に送付された。

また、閣法第45号については、経済産

業委員会に付託され、6月3日に趣旨説明を聴取し、同5日に質疑を行い、質疑を終局した。同10日に討論及び採決を行った結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、閣法第45号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月17日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同30日に質疑を終局し、7月2日に討論及び採決を行った結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

7月3日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

(10) 廃棄物処理法及び災害対策基本法改正案

非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るための特例等について定めるとともに、非常災害時の廃棄物処理に関する基本的指針の策定、環境大臣による当該廃棄物処理の代行等の措置について定めるため、3月24日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」(閣法第59号)が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された環境委員会で、5月29日に趣旨説明を聴取し、6月2日より質疑を行った。同9日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月12日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同18日より質疑を行った。7月9日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 公職選挙法改正案（参議院選挙制度改革関連）

参議院の選挙制度改革に関連し、選挙区定数について、4県2合区を含む10増10減の見直しを行う「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第11号）、20県10合区による12増12減の見直しを行う「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第12号）が、7月23日、それぞれ参議院に提出された。

参議院では、7月24日の本会議において、両法律案について委員会審査を省略し、一括して議題とすることになった。趣旨説明を聴取し、質疑を行い、討論及び採決の結果、参第11号が可決され（これにより参第12号は議決を要しないものとなった）、衆議院に送付された。

衆議院では、参第11号が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、7月28日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月28日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 女性活躍推進法案

女性の職業生活における活躍を迅速か

つ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、2月20日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」（閣法第8号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、内閣委員会で同29日に趣旨説明を聴取し、6月3日に自民、民主、公明より提出された修正案（男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。質疑を終局し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7月31日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された内閣委員会で、8月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同25日の質疑終局後、生活より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、同案は、可決され、成立した。

(13) 個人情報保護法等改正案

新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のため、3月10日、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第34号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で翌24日に趣旨説明を聴取し、5月8日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月2日には、内閣委員会、財政金融委員会連合審査会において質疑を行った。8月27日の内閣委員会での質疑終局後、自民、民主、公明、次代より提出された修正案(マイナンバー制度の導入、運用に遺漏がないようにするための措置を内容とするもの)の趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行い、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、採決の結果、同法律案は修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、9月3日の本会議において、参議院回付案は、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

(14) 農業協同組合法等改正案

農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを

行うため、4月3日、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」(閣法第71号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、農林水産委員会で同19日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。6月25日の質疑終局後、維新より提出された修正案(政府がこの法律に基づく制度改革の趣旨及び内容の周知徹底を図ること等を内容とする規定を附則に追加するもの)の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案等について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月30日の本会議において、討論及び採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7月3日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された農林水産委員会で、同9日に趣旨説明を聴取し、同14日より質疑を行った。8月27日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、同案は、討論の後、可決され、成立した。

(15) 労働者派遣法等改正案

労働者派遣に新たな期間制限を設けるほか、派遣労働者の正社員化を含むキャリア形成を支援する等の仕組みを設けるため、3月13日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第43号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会で翌13日に趣旨説明を聴取し、同15日より質疑を行った。6月12日に維新より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局した。同19日に原案及び修正案について討論及び採決を行った結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、7月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同30日より質疑を行った。9月8日の質疑終局後、自民、公明より提出された修正案（施行期日を平成27年9月1日から平成27年9月30日に改める等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案等について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

9月9日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、9月11日の本会議において、参議院回付案は、討論の後、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

(16) 平和安全法制関連2法案

存立危機事態に際して実施する防衛出動、重要影響事態に際して実施する米軍等に対する後方支援活動その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置につい

て定めるための「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」（閣法第72号）及び国際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにするための「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（閣法第73号）は、5月15日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、翌27日より質疑を行った。7月15日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

7月16日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、7月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、翌28日より質疑を行った。9月17日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

9月19日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、成立した。

(17) 決議案

参議院では、シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案及び政策評

価制度に関する決議案が可決された。

4 調査会

国の統治機構に関する調査会及び国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、いずれも6月12日に2年目における調査を取りまとめた調査報

告書（中間報告）を議長に提出し、同17日の本会議で両調査会長が報告を行った。

5 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、19機関76名であり、全て両議院の同意を得た。

（2）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が5月20日及び6月17日に開会され、それぞれ、岡田克也民主党代表、松野頼久維新の党代表及び志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（3）憲法審査会

2月25日、海外派遣議員から報告を聴いた後、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について意見の交換を行った。3月4日には、憲法とは何かについて参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。5月27日には、参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。9月7日には、二院制について意見の交換を行った。

（4）情報監視審査会

3月25日の本会議で情報監視審査会委

員が選任され、同30日に開かれた初回の審査会で会長が選任された。

6月22日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、7月1日に上川国務大臣から説明を聴いた後、同15日以降5回にわたり、各行政機関の特定秘密の指定の状況について、政府からの説明聴取や質疑を行った。

（5）選挙制度改革検討会

第189回国会中、選挙制度改革に関する検討会は、選挙制度改革について実務的な協議を行ってきた「選挙制度協議会」が取りまとめた報告書について、同協議会の伊達座長から報告を聴取した上で、選挙制度改革について協議を行い、5回にわたり開催された。

5月29日の検討会では、各会派が一致する結論を得られず、会期末も迫っていることから、検討会での協議は一区切りつけ、今後は委員会、本会議で結論を出していくことになった。

その後、各会派間で協議が進められた結果、7月23日に合区などで選挙区定数を見直す2つの法律案（公職選挙法改正

案)が提出されるに至った(その後の両案の審議経過は3(11)参照)。同日開催された検討会では、2つの法律案がまとめられたことに対し、議長及び副議長から謝意が述べられ、議長から、今回をもって本検討会の役割は終えたい旨の発言があった。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(27. 1.26)	会期中選任
議長		山崎 正昭(無)	
副議長		輿石 東(無)	
常任委員 長	内閣	大島 九州男(民主)	
	総務	谷合 正明(公明)	
	法務	魚住 裕一郎(公明)	
	外交防衛	片山 さつき(自民)	
	財政金融	古川 俊治(自民)	
	文教科学	水落 敏栄(自民)	
	厚生労働	丸川 珠代(自民)	
	農林水産	山田 俊男(自民)	
	経済産業	吉川 沙織(民主)	
	国土交通	広田 一(民主)	
	環境	島尻 安伊子(自民)	
	国家基本政策	小川 勝也(民主)	
	予算	岸 宏一(自民)	
	決算	小坂 憲次(自民)	
行政監視	松村 祥史(自民)		
議院運営	中川 雅治(自民)		
懲罰	芝 博一(民主)		
特別委員 長	災害対策	秋野 公造(公明)※	
	沖縄・北方	風間 直樹(民主)※	
	倫理選挙	牧山 ひろえ(民主)※	
	拉致問題	中曽根 弘文(自民)※	
	ODA	山本 順三(自民)※	
	地方消費者	西田 昌司(自民)※	
	復興原子力 平和安全	櫻井 充(民主)※	鴻池 祥肇(自民) 27. 7. 24
調査会 長	統治機構	山崎 力(自民)	
	デフレ脱却	鴻池 祥肇(自民)	関口 昌一(自民) 27. 8. 4
	国際経済	柳田 稔(民主)※	
憲法審査会会長		柳本 卓治(自民)	
情報監視審査会会長			金子 原二郎(自民) 27. 3. 30
政治倫理審査会会長		伊達 忠一(自民)	
事務総長		中村 剛	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 28.7.25 任期満了			② 31.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	113 (16)	11 (4)	37 (3)	48 (7)	18 (5)	47 (4)	65 (9)
民 主 党 ・ 新 緑 風 会	58 (9)	15 (1)	26 (4)	41 (5)	7 (3)	10 (1)	17 (4)
公 明 党	20 (3)	6	3 (1)	9 (1)	7 (1)	4 (1)	11 (2)
維 新 の 党	11	5	0	5	4	2	6
日 本 共 産 党	11 (4)	3 (1)	0	3 (1)	5 (1)	3 (2)	8 (3)
日本を元気にする会・無所属会	7 (1)	2	1	3	3	1 (1)	4 (1)
次 世 代 の 党	5 (1)	1	1	2	2 (1)	1	3 (1)
無 所 属 ク ラ ブ	4 (1)	0	2	2	1	1 (1)	2 (1)
社会民主党・護憲連合	3 (1)	2 (1)	0	2 (1)	1	0	1
生活の党と山本太郎となかまたち	3 (1)	1 (1)	1	2 (1)	0	1	1
新党改革・無所属の会	2	1	0	1	0	1	1
各派に属しない議員	5 (1)	1	2	3	0	2 (1)	2 (1)
合 計	242 (38)	48 (8)	73 (8)	121 (16)	48 (11)	73 (11)	121 (22)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成28年7月25日任期満了、○印の議員は平成31年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(114名)

阿達 雅志 (比 例)	○愛知 治郎 (宮 城)	青木 一彦 (島 根)
○赤池 誠章 (比 例)	赤石 清美 (比 例)	○有村 治子 (比 例)
○井原 巧 (愛 媛)	○石井 準一 (千 葉)	石井 浩郎 (秋 田)
○石井 正弘 (岡 山)	○石井 みどり (比 例)	○石田 昌宏 (比 例)
磯崎 仁彦 (香 川)	○磯崎 陽輔 (大 分)	猪口 邦子 (千 葉)
岩井 茂樹 (静 岡)	岩城 光英 (福 島)	宇都 隆史 (比 例)
上野 通子 (栃 木)	江島 潔 (山 口)	○衛藤 晟一 (比 例)
○尾辻 秀久 (鹿 児 島)	大家 敏志 (福 岡)	○大沼 みずほ (山 形)
○大野 泰正 (岐 阜)	○太田 房江 (比 例)	岡田 直樹 (石 川)
岡田 広 (茨 城)	片山 さつき (比 例)	金子 原二郎 (長 崎)
○木村 義雄 (比 例)	岸 宏一 (山 形)	北川 イッセイ (大 阪)
○北村 経夫 (比 例)	熊谷 大 (宮 城)	小泉 昭男 (神 奈 川)
小坂 憲次 (比 例)	○古賀 友一郎 (長 崎)	○上月 良祐 (茨 城)
○鴻池 祥肇 (兵 庫)	○佐藤 信秋 (比 例)	○佐藤 正久 (比 例)
○酒井 庸行 (愛 知)	○山東 昭子 (比 例)	島尻 安伊子 (沖 縄)
○島田 三郎 (島 根)	○島村 大 (神 奈 川)	末松 信介 (兵 庫)
○世耕 弘成 (和 歌 山)	関口 昌一 (埼 玉)	○伊達 忠一 (北 海 道)
高階 恵美子 (比 例)	○高野 光二郎 (高 知)	○高橋 克法 (栃 木)
○滝沢 求 (青 森)	○滝波 宏文 (福 井)	○武見 敬三 (東 京)
○柘植 芳文 (比 例)	○塚田 一郎 (新 潟)	鶴保 庸介 (和 歌 山)
○堂故 茂 (富 山)	○豊田 俊郎 (千 葉)	○中泉 松司 (秋 田)
中川 雅治 (東 京)	中曾根 弘文 (群 馬)	中西 祐介 (徳 島)
中原 八一 (新 潟)	○長峯 誠 (宮 崎)	二之湯 智 (京 都)
○二之湯 武史 (滋 賀)	○西田 昌司 (京 都)	野上 浩太郎 (富 山)
野村 哲郎 (鹿 児 島)	○羽生田 俊 (比 例)	長谷川 岳 (北 海 道)
○馬場 成志 (熊 本)	○橋本 聖子 (比 例)	○林 芳正 (山 口)
福岡 資麿 (佐 賀)	藤井 基之 (比 例)	藤川 政人 (愛 知)
○古川 俊治 (埼 玉)	○堀井 巖 (奈 良)	堀内 恒夫 (比 例)
○舞立 昇治 (鳥 取)	○牧野 たかお (静 岡)	松下 新平 (宮 崎)
松村 祥史 (熊 本)	○松山 政司 (福 岡)	○丸川 珠代 (東 京)
○丸山 和也 (比 例)	○三木 亨 (徳 島)	三原 じゅん子 (比 例)
○三宅 伸吾 (香 川)	水落 敏栄 (比 例)	○溝手 顕正 (広 島)
宮沢 洋一 (広 島)	○宮本 周司 (比 例)	○森 まさこ (福 島)

○森屋 宏 (山梨)	○柳本 卓治 (大阪)	山崎 力 (青森)
○山下 雄平 (佐賀)	○山田 修路 (石川)	○山田 俊男 (比例)
山谷 えり子 (比例)	○山本 一太 (群馬)	山本 順三 (愛媛)
○吉川 ゆうみ (三重)	○吉田 博美 (長野)	若林 健太 (長野)
脇 雅史 (比例)	渡辺 猛之 (岐阜)	○渡邊 美樹 (比例)

【 民主党・新緑風会 】

(58名)

足立 信也 (大分)	○相原 久美子 (比例)	有田 芳生 (比例)
○石上 俊雄 (比例)	石橋 通宏 (比例)	○磯崎 哲史 (比例)
江崎 孝 (比例)	江田 五月 (岡山)	○小川 勝也 (北海道)
小川 敏夫 (東京)	尾立 源幸 (大阪)	大久保 勉 (福岡)
○大島 九州男 (比例)	○大塚 耕平 (愛知)	大野 元裕 (埼玉)
加藤 敏幸 (比例)	○風間 直樹 (新潟)	金子 洋一 (神奈川)
○神本 美恵子 (比例)	北澤 俊美 (長野)	郡司 彰 (茨城)
小西 洋之 (千葉)	小林 正夫 (比例)	小見山 幸治 (岐阜)
斎藤 嘉隆 (愛知)	櫻井 充 (宮城)	芝 博一 (三重)
○榛葉 賀津也 (静岡)	田城 郁 (比例)	田中 直紀 (新潟)
津田 弥太郎 (比例)	徳永 エリ (北海道)	那谷屋 正義 (比例)
直嶋 正行 (比例)	○長浜 博行 (千葉)	難波 奨二 (比例)
西村 まさみ (比例)	○野田 国義 (福岡)	○羽田 雄一郎 (長野)
白 眞勲 (比例)	○浜野 喜史 (比例)	林 久美子 (滋賀)
広田 一 (高知)	福山 哲郎 (京都)	藤末 健三 (比例)
○藤田 幸久 (茨城)	藤本 祐司 (静岡)	前川 清成 (奈良)
前田 武志 (比例)	○牧山 ひろえ (神奈川)	増子 輝彦 (福島)
水岡 俊一 (兵庫)	○森本 真治 (広島)	安井 美沙子 (愛知)
柳澤 光美 (比例)	柳田 稔 (広島)	○吉川 沙織 (比例)
蓮 舫 (東京)		

【 公 明 党 】

(20名)

秋野 公造 (比例)	荒木 清寛 (比例)	石川 博崇 (大阪)
○魚住 裕一郎 (比例)	○河野 義博 (比例)	○佐々木 さやか (神奈川)
○杉 久武 (大阪)	竹谷 とし子 (東京)	谷合 正明 (比例)
長沢 広明 (比例)	○新妻 秀規 (比例)	西田 実仁 (埼玉)
浜田 昌良 (比例)	○平木 大作 (比例)	○矢倉 克夫 (埼玉)
○山口 那津男 (東京)	○山本 香苗 (比例)	○山本 博司 (比例)
横山 信一 (比例)	○若松 謙維 (比例)	

【 維 新 の 党 】

(1 1 名)

- | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|
| ○東 | 徹 (大 阪) | 小野 | 次郎 (比 例) | 片山 | 虎之助 (比 例) |
| ○川田 | 龍平 (比 例) | ○儀間 | 光男 (比 例) | ○清水 | 貴之 (兵 庫) |
| 柴田 | 巧 (比 例) | 寺田 | 典城 (比 例) | ○藤巻 | 健史 (比 例) |
| 真山 | 勇一 (比 例) | ○室井 | 邦彦 (比 例) | | |

【 日 本 共 産 党 】

(1 1 名)

- | | | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| ○井上 | 哲士 (比 例) | 市田 | 忠義 (比 例) | ○紙 | 智子 (比 例) |
| ○吉良 | よし子 (東 京) | ○倉林 | 明子 (京 都) | ○小池 | 晃 (比 例) |
| 田村 | 智子 (比 例) | 大門 | 実紀史 (比 例) | ○辰巳 | 孝太郎 (大 阪) |
| ○仁比 | 聡平 (比 例) | ○山下 | 芳生 (比 例) | | |

【 日本を元気にする会・無所属会 】

(7 名)

- | | | | | | |
|----------|----------|-----|----------|-----|----------|
| ○アントニオ猪木 | (比 例) | ○井上 | 義行 (比 例) | ○行田 | 邦子 (埼 玉) |
| 田中 | 茂 (比 例) | 松田 | 公太 (東 京) | ○山口 | 和之 (比 例) |
| 山田 | 太郎 (比 例) | | | | |

【 次 世 代 の 党 】

(6 名)

- | | | | | | |
|----|----------|-----|----------|-----|----------|
| 江口 | 克彦 (比 例) | ○中野 | 正志 (比 例) | ○中山 | 恭子 (比 例) |
| 浜田 | 和幸 (鳥 取) | ○松沢 | 成文 (神奈川) | ○和田 | 政宗 (宮 城) |

【 無 所 属 ク ラ ブ 】

(4 名)

- | | | | | | |
|---------|----------|----|----------|---------|-------|
| 中西 | 健治 (神奈川) | 水野 | 賢一 (千 葉) | ○薬師寺みちよ | (愛 知) |
| ○渡辺美知太郎 | (比 例) | | | | |

【 社会民主党・護憲連合 】

(3 名)

- | | | | | | |
|----|-----------|-----|----------|----|----------|
| 福島 | みずほ (比 例) | ○又市 | 征治 (比 例) | 吉田 | 忠智 (比 例) |
|----|-----------|-----|----------|----|----------|

【 生活の党と山本太郎となかまたち 】

(3 名)

- | | | | | | |
|----|---------|---|----------|-----|----------|
| 主演 | 了 (岩 手) | 谷 | 亮子 (比 例) | ○山本 | 太郎 (東 京) |
|----|---------|---|----------|-----|----------|

【 新党改革・無所属の会 】

(2 名)

荒井 広幸 (比 例) ○ 平野 達男 (岩 手)

【 各派に属しない議員 】

(3 名)

○ 糸数 慶子 (沖 縄) 興石 東 (山 梨) 山崎 正昭 (福 井)

5 議員の異動

第188回国会閉会後及び今国会（27. 1. 26召集）中における議員の異動

○会派名変更

「生活の党」

27. 1. 14 「生活の党と山本太郎となかまたち」に変更

「日本を元気にする会」

27. 1. 26 「日本を元気にする会・無所属会」に変更

○所属会派異動

－27. 1. 14 生活の党と山本太郎となかまたちに入会－

山本 太郎君

－27. 1. 19 次世代の党を退会－

アントニオ猪木君

－27. 1. 19 日本を元気にする会に入会－

アントニオ猪木君

－27. 7. 13 自由民主党を退会－

脇 雅史君

－27. 9. 3 次世代の党を退会－

松沢 成文君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出75件（本院先議7件を含む）のうち、平和安全法制関連法案、労働者派遣法改正案、農協法改正案等66件が成立し、残る9件については、本院において3件が継続審査、衆議院において6件が継続審査となった。

参法は、新規提出26件のうち、公職選挙法改正案（参議院議員通常選挙における一票の較差問題への対処）、都市農業振興基本法案及び瀬戸内海環境保全特措法改正案の3件が成立し、残る23件については、本院において3件が継続審査、18件が審査未了、本会議議決不要及び撤回が各1件となった。

衆法は、新規提出46件のうち、公職選挙法改正案（選挙権年齢の18歳以上への引下げ）、同一労働同一賃金推進法案、公認心理師法案等9件が成立し、残る37件については、本院において2件が継続審査となり、衆議院において4件が否決、19件が継続審査、10件が審査未了、2件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた4件は、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

予算は、9件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出15件のうち、12件が承認され、残る3件については、いずれも衆議院において継続審査となった。

承認案件は、新規提出4件が、いずれも承認された。

予備費は、新規提出5件のうち、平成25年度予備費関係3件が承諾され、残る2件については、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成二十五年度決算外2件（第187回国会提出）が是認され、平成二十

五年度NHK決算（第187回国会提出）及び新規提出の平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は、審査に入るに至らなかった。

決議案は、議長不信任決議案1件、常任委員長解任決議案1件、特別委員長問責決議案1件、内閣総理大臣問責決議案1件、国務大臣問責決議案1件、その他の決議案2件の計7件が提出された。このうち、シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案及び政策評価制度に関する決議案の2件が可決され、残る5件については、いずれも否決された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	7 5	6 6	3	0	0	6	0	0	
参 法	新 規	2 6	3	3	0	1 8	0	0	0	議決不要 1 撤回 1
衆 法	新 規	4 6	9	2	0	0	1 9	4	1 0	撤回 2
	衆 継	4	0	0	0	0	4	0	0	
予 算		9	9	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 5	1 2	0	0	0	3	0	0	
承 認	新 規	4	4	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	5	3	0	0	0	2	0	0	
決算その他	新 規	1	0	0	0	1				
	継 続	4	3	0	0	1				
決 議		7	2	0	5	0				
規 程		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（75件）

●両院を通過したもの（66件）

- 1 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 2 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 所得税法等の一部を改正する法律案
- 4 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 5 地方税法等の一部を改正する法律案
- 6 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 7 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（修）
- 9 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 10 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案《修》（衆議院同意）
- 11 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
- 12 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案
- 13 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案
- 14 文部科学省設置法の一部を改正する法律案
- 15 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
- 16 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案
- 17 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 18 水防法等の一部を改正する法律案
- 19 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案
- 20 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
- 21 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 22 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
- 23 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案
- 24 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- 25 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 27 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案
- 28 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 29 電気事業法等の一部を改正する等の法律案
- 32 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
- 33 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 34 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
- 35 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案

- 36 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
- 37 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 38 道路交通法の一部を改正する法律案
- 39 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案
- 40 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
- 41 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 43 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
- 44 特許法等の一部を改正する法律案
- 45 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 46 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 47 競馬法の一部を改正する法律案
- 48 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
- 49 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 50 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
- 51 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 52 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 53 地域再生法の一部を改正する法律案
- 54 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案
- 55 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 56 金融商品取引法の一部を改正する法律案
- 58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案
- 59 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案
- 60 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案
- 61 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案
- 62 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案
- 65 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 66 電気通信事業法等の一部を改正する法律案
- 68 医療法の一部を改正する法律案
- 71 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（修）
- 72 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案
- 73 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案
- 74 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 75 航空法の一部を改正する法律案
- 衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（3件）
 - 42 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（修）
 - 67 社会福祉法等の一部を改正する法律案
 - 70 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（6件）
 - 30 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案

- 31 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 57 総合法律支援法の一部を改正する法律案
- 63 民法の一部を改正する法律案
- 64 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 69 労働基準法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（26件）

●両院を通過したもの（3件）

- 5 都市農業振興基本法案
- 11 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 22 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

●本院において閉会中審査するに決したもの（3件）

- 2 臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案
- 6 労働基準法等の一部を改正する法律案
- 7 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案

●本院において審査未了のもの（9件）

- 3 法人税法の一部を改正する法律案
- 16 武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案
- 17 在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案
- 18 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案
- 19 国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案
- 20 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案
- 23 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 領域等の警備に関する法律案

●本院において議決を要しないと決したもの（1件）

- 12 公職選挙法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（1件）

- 10 公職選挙法の一部を改正する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（9件）

- 1 高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案
- 4 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案
- 8 民法の一部を改正する法律案
- 9 家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案
- 13 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 14 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案
- 15 会社法の一部を改正する法律案
- 21 民法の一部を改正する法律案
- 26 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（50件）（継続4件を含む）

●両院を通過したもの（9件）

- 5 公職選挙法等の一部を改正する法律案
- 6 山村振興法の一部を改正する法律案
- 7 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 半島振興法の一部を改正する法律案
- 12 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
- 22 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（修）
- 35 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案
- 38 公認心理師法案

●衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したのもの（2件）

- 24 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（修）
- 40 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（23件）（継続4件を含む）

- 1 政党助成法を廃止する法律案
- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 10 放送法の一部を改正する法律案
- 13 農業者戸別所得補償法案
- 14 農地・水等共同活動の促進に関する法律案
- 15 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案
- 16 環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案
- 17 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 18 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 19 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 20 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案
- 23 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 30 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 31 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
- 32 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 33 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 34 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
- 41 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

（第188回国会提出）

- 1 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

4 租税特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（10件）

- 27 領域等の警備に関する法律案
- 29 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 36 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 37 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 39 正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
- 42 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案
- 43 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 44 発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案
- 45 電気事業法等の一部を改正する法律案
- 46 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において否決したもの（4件）

- 4 格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案
- 21 農業協同組合法の一部を改正する法律案
- 25 自衛隊法等の一部を改正する法律案
- 26 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案

●撤回されたもの（2件）

- 11 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案
- 28 公認心理師法案

◎予算（9件）

●両院を通過したもの（9件）

- 1 平成二十六年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成二十六年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 平成二十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 4 平成二十七年度一般会計予算
- 5 平成二十七年度特別会計予算
- 6 平成二十七年度政府関係機関予算
- 7 平成二十七年度一般会計暫定予算
- 8 平成二十七年度特別会計暫定予算
- 9 平成二十七年度政府関係機関暫定予算

◎条約（15件）

●両院を通過したもの（12件）

- 1 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 3 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件

- 4 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件
 - 5 特許法条約の締結について承認を求めるの件
 - 6 商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件
 - 7 二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
 - 8 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 9 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 10 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 11 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 12 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（3件）
- 13 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 14 航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 15 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（4件）

●両院を通過したもの（4件）

- 1 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 2 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 3 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 4 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（5件）

●両院を通過したもの（3件）

- 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（2件）

- 平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（5件）

●是認すると議決したもの（3件）

（第187回国会提出）

○平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

○平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（2件）

○平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

（第187回国会提出）

○日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（7件）

●可決したもの（2件）

1 シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案

2 政策評価制度に関する決議案

●否決したもの（5件）

3 議院運営委員長中川雅治君解任決議案

4 国務大臣中谷元君問責決議案

5 議長不信任決議案

6 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

7 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案

◎規程案（1件）

●可決したもの（1件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 27. 1. 30可決 参議院 2. 2総務委員会付託 2. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、平成24年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,633億3,973万1,000円を減額するとともに、平成26年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について26億3,855万5,000円を加算する。
- 2 補正予算により増額された平成26年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(27. 2. 3総務委員会議決)

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、より効果的で経済活性化に真に資する地方公共団体による事業計画の策定・実施を実現するため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、年度途中で増額した地方交付税の取扱いについては、当年度における地方公共団体の財政需要に留意しつつ、地方公共団体の意見を十分に踏まえた対応をとること。
- 二、震災復興特別交付税については、東日本大震災の被災団体における復旧・復興を加速化する観点から、被災団体の様々な需要に対して柔軟に対応することができるよう、適切な措置を講じるとともに、引き続き、過大交付等が生じることのないよう、地方公共団体における適正な算定事務の執行に万全を期すこと。
- 三、巨額の借入金を抱える地方財政の現状に鑑み、補正予算に伴い発生する地方負担については、適切な対応をとること。
右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 27. 4. 7可決 参議院 4. 14東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会付託 4. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、認定事業者に対する課税の特例

避難指示(帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定の指示に限る。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人であって、企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕(以下「施設の新設等」という。)をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるも

のとする。

二、公営住宅法の特例等

- 1 事業主体が、避難指示区域又は避難解除区域（以下「避難指示・解除区域」という。）に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還するもの（以下「特定帰還者」という。）に賃貸又は転貸するため公営住宅の整備をする場合においては、当該公営住宅の整備に係る補助の要件について特例を設ける。
- 2 特定帰還者について、公営住宅に係る入居者資格に係る要件の緩和を行う。
- 3 国の補助を受け、又は帰還環境整備交付金若しくは復興交付金を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅について、処分の要件の緩和を行う。

三、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

避難解除区域等内の区域であって、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下同じ。）を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設をいう。以下同じ。）を定めることができることとする。

四、帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置

- 1 避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であって放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業等を実施する必要があるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができることとする。
- 2 帰還環境整備事業計画には、帰還環境整備事業計画の目標、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業であって土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業、道路の新設又は改築に関する事業、公営住宅の整備又は管理に関する事業等に関する事項その他の事項を記載するものとする。
- 3 避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村又は福島県は、帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務（以下「帰還環境整備交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととし、国は、当該帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、帰還環境整備交付金を交付することができることとする。
- 4 帰還環境整備交付金を充てて行う事業又は事務に要する費用については、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

五、重点推進計画に定める研究開発拠点に係る研究開発分野の追加等

福島県知事は、重点推進計画において、ロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する取組についても定めることができることとするとともに、国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、ロボットに関する研究開発の推進等についてもこれを支援するために必要な施策を講ずるものとする。

六、住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

国は、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備等の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとするとともに、避難指示区域内における鳥獣による被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（27.4.22東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用の前提となる除染を着実に進めること。
- 二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。
- 三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、JR常磐線等公共交通機関の早期復旧、インターチェンジの新設を始めとする常磐自動車道の整備、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。
- 四 帰還環境の整備に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、地域の状況等を勘案し、あらゆる年齢層の移住・定住の促進に係る施策を講ずるなど、避難指示が解除された地域における自律的で持続的な社会の形成に努めること。
- 五 ロボット産業を始め、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。また、同構想の推進に当たっては、投資や雇用の促進が図られるよう規制緩和等の必要な措置を講ずること。
- 六 自主的避難者を含め今なお約12万人が避難している福島状況を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者を始めとした避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援を始めとした必要な措置を講ずること。
- 七 鳥獣被害に伴う避難指示区域及びその周辺地域の家屋、農地の荒廃等の現状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。
- 八 福島の記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する各種施策を着実に講ずるため、平成28年度以降の復興支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源の確保への支援措置の強化を図ること。
- 九 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平成27年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害に伴い福島の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長について検討すること。
右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、デフレ脱却と経済再生

- 1 法人税率について、25.5%から23.9%へ1.6%引き下げる。
- 2 欠損金の繰越控除制度について、大法人に係る控除限度（現行は所得の80%）を、平成27年度から所得の65%へ、平成29年度から所得の50%へ引き下げる等の見直しを行う。
- 3 受取配当等の益金不算入制度について、益金不算入割合（現行は持株比率25%未満の場合は50%、持株比率25%以上の場合は100%）を、持株比率5%以下の場合は20%、持株比率5%超3分の1以下の場合は50%、持株比率3分の1超の場合は100%とする等の見直しを行う。
- 4 所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件（現行は基準年度と比較して平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上）を、平成27年度は3%以上、平成28年度は4%

以上、平成29年度は5%以上（中小法人はいずれも3%以上）とする見直しを行う。

- 5 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、足元の住宅市場の活性化、消費税率10%への引上げ（平成29年4月）前後における需要の平準化等を図るため、適用期限を平成31年6月30日まで延長した上で、非課税限度額（現行最大1,000万円）を最大3,000万円に拡充する等の見直しを行う。
- 6 少額投資非課税制度（NISA）について、年間の投資上限額（現行100万円）を120万円に引き上げるとともに、若年層への投資の裾野拡大等の観点から、未成年者の口座開設を可能とするジュニアNISA（年間の投資上限額80万円）を創設する。

二、地方創生への取組

- 1 企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転（移転型）又は地方における拡充（拡充型）の取組を支援するため、次の措置（地方拠点強化税制）を創設する。
 - ① 本社等の建物に係る投資減税として、移転型の場合は取得価額の25%の特別償却又は7%の税額控除を、拡充型の場合は取得価額の15%の特別償却又は4%の税額控除を認める。
 - ② 雇用を一定以上増加させた企業に対して増加雇用者数一人当たり40万円の税額控除を認める雇用促進税制の特例として、最大80万円（移転型の場合）の税額控除を認める。
- 2 若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しするため、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,000万円までを非課税とする措置を創設する。

三、経済再生と財政健全化の両立

消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更するとともに、「景気判断条項」（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第18条第3項）を削除する。

四、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和

- 1 国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする等の見直しを行う。
- 2 居住者が出国時において評価額が1億円以上の有価証券等を有する等の場合に、未実現のキャピタルゲインに対して課税する特例を創設する。

五、震災からの復興支援

福島避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者が、投資費用を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める制度を創設する。

六、その他

- 1 所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産債務明細書について、提出基準、記載事項等の見直しを行い、新たに財産債務調査として整備する。
- 2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成27年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成27年度の租税減収見込額は、約1,347億円である。

【附帯決議】（27.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 企業の国際競争力強化や産業の空洞化防止等のために行われる法人税改革にあわせて、実質的な法人税負担率の状況やOECDにおけるBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの議論等を踏まえ、大規模な多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のための仕組み等について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

- 一 車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなっていることから、税制抜本改革法第7条の趣旨等に沿って、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。特に、OECDにおけるBEP Sプロジェクトの議論等を踏まえ、国際税務に精通する職員の育成や定員の確保等、従来にも増した税務執行体制の整備に努めること。
右決議する。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 27.3.13可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、税関における水際取締りの強化を図るとともに、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税関における水際取締りの強化

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において輸入等が禁止されている指定薬物について、水際取締りを強化するため、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加する。

二、暫定税率の適用期限の延長等

平成27年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(431品目)並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長するとともに、アルコール製造用糖みつ(2品目)の暫定税率を廃止する。

三、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象の拡充

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加する。

四、納税環境の整備

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、現行の「2週間」から「1月」に延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.3.31財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。
- 一 危険ドラッグ乱用者による犯罪・重大事故が深刻な社会問題となる中で、危険ドラッグに係る水際対策が一層重要となっていることに鑑み、税関においては、厚生労働省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の水際取締りの強化やテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、事前情報の更なる有効活用及び検査機器等の整備に努めるとともに、税関職員の定員の確保、高度な専

門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

デフレ脱却と経済再生に向け、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う。

二、地方消費税率引上げ時期の変更等

経済再生と財政健全化を両立するため、地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行う。

三、個人住民税

地方創生に向け、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除の拡充を行う。

四、車体課税

環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成29年3月31日まで延長するほか、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引上げ時期の1年延期等を行う。

五、固定資産税及び都市計画税

平成27年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

六、狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る軽減措置を平成30年度まで実施する。

七、その他

1 猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の率の変更等については、所得税の収入額に対する地方交付税の率を1.1%引き上げ33.1%とし、法人税の収入額に対する地方交付税の率を0.9%引き下げ33.1%とし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を18%引き上げ50%とし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除く。

2 平成27年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,700億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆7,548億円とする。

3 平成28年度から平成42年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別

会計への繰入れに関する特例を改正するとともに、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設ける。

- 4 地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けるほか、平成27年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 5 平成27年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成27年度において新たに5,898億円を確保する。

二、地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 27.4.7可決 参議院 4.20法務委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責任の限度額の引上げ

- 1 船舶の所有者やその被用者等又は救助船舶に係る救助者・当該救助船舶の船舶所有者やこれらの被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ船舶のトン数に応じて、従来の1.51倍の金額に引き上げる。
- 2 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ従来の1.51倍の金額に引き上げる。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年6月8日から施行する。
- 2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第8号)

(衆議院 27.6.4修正議決 参議院 7.31内閣委員会付託 8.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

二、基本原則

- 1 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうと

する女性に対する採用、教育訓練、昇進等に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

三、基本方針等の策定

- 1 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

四、事業主行動計画の策定等

- 1 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、事業主行動計画の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、定量的に定めた目標等を定める一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣への届出、公表等をしなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、一般事業主行動計画に係る届出をした一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 4 国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、事業主行動計画策定指針に即して、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、定量的に定めた目標等を定める特定事業主行動計画を策定し、公表等をしなければならない。
- 5 常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主及び特定事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

五、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 1 国は、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、1の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介等の情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体の機関は、地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、協議会を組織することができる。

六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、四の2から5は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、一の目的に関して、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を追加すること、四の2の一般事業主行動計画を定めた一般事業主に対し、同計画に定められた目標を達成するよう努力義務を課すこと等を内容とする修正

が行われた。

【附帯決議】（27.8.25内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、女性が職業生活において、意欲をもって能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、公労使により賃金格差の是正に向けて検討すること。
- 二 非正規労働者の7割、かつ雇用者全体の4分の1を非正規労働者の女性が占めていることに鑑み、本法の実効性を担保するため、本法に基づく実態把握、分析、目標設定、事業主行動計画の策定・公表等は雇用管理区分ごとに行われるよう検討すること。
- 三 派遣労働者については、派遣元事業主による実態把握等に加え、実際に使用している派遣先事業主により、実態把握、分析等がなされるとともに、事業主行動計画に「雇用形態の変更等の機会の積極的な提供」などが盛り込まれるよう検討すること。
- 四 一般事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働者に占める正規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女性労働者の割合等を省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 五 一般事業主が事業主行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、労使の対話等により労働者の実態やニーズを的確に把握するよう、事業主行動計画策定指針において示すこと。
- 六 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を促進すること。
- 七 一般事業主行動計画策定の義務付けに係る規模要件については、本法施行後の状況等を踏まえ、その見直しについて検討すること。
- 八 広報活動等を通じ、優れた取組を行う一般事業主の認定制度を周知することにより、一般事業主による女性の職業生活における活躍に関する取組を促進すること。また、認定一般事業主の認定に当たっては、基準の客観性が確保されるよう配慮するとともに、非正規労働者に対する処遇改善を認定の要件とすることを検討すること。
- 九 特定事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等を内閣府令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 十 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多数を占めることに鑑み、全ての女性の活躍を促進する観点からも、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮するとともに、その実態を把握すること。
- 十一 協議会を組織する関係機関に、必要に応じ、協議会に男女共同参画センター、労働組合、教育訓練機関その他の女性労働者に対し支援を行う団体も構成員として加えることを検討するよう促すこと。
- 十二 地方公共団体においても本法及び本附帯決議に基づく適切な措置が講じられるよう支援するとともに、周知・助言等を図ること。
- 十三 家庭及び地域を取り巻く環境の変化等により家庭における子育て及び介護に支障が生じないよう、家庭における子育て及び介護の支援に関する施策の推進を図ること。
- 十四 配偶者からの暴力及びストーカー行為等により、女性の職業生活における活躍が阻害されることがないように、被害の防止及び被害者に対する相談・支援体制の充実を図ること。
- 十五 男女を問わず職業生活を営む上で障害となる、あらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主の措置を促すことを検討するとともに、ハラスメントの防止に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等関連する法律の改正を積極的に検討すること。
- 十六 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後3年の見直しを積極的に検討するとともに、男女雇用機会均等法の改正についても検討を進めること。

右決議する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.24沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であって、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定する。
- 二、特定駐留軍用地跡地内の土地について、特定駐留軍用地内の土地の先行取得と同様、土地の所有者からの届出等に基づき買取りの協議を行うこと等とする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(閣法第10号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 4.7総務委員会付託 4.17本会議修正議決 ※)

※ 27.4.17、衆議院へ回付。4.17、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限(平成27年3月31日)の到来に伴い、同法を廃止しようとするものである。

【修正要旨】

施行期日を「平成27年3月31日」から「公布の日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 27.3.30可決 参議院 4.1外交防衛委員会付託 4.9本会議修正議決 ※)

※ 27.4.9、衆議院へ回付。4.14、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更する等の規定の整備を行う。
- 二、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

この法律の施行期日を公布の日とするとともに、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定を平成27年4月1日から適用するものである。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.22外交防衛委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候

基金（以下「基金」という。）に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができることとする。
- 二、政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができるものとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとする。
- 三、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととするものとする。
- 四、この法律は、公布の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.22財政金融委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し会社の投融资機能を活用するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危機対応業務

- 1 当分の間、会社に対し、危機対応業務を義務付ける。
- 2 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

二、特定投資業務

- 1 会社は、平成32年度末までの間、特定投資業務により成長資金の供給を集中的に実施し、平成37年度末までに同業務の投資資産を全て処分し、同業務を完了するように努めなければならない。
- 2 政府は、平成32年度末までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

三、政府保有株式

- 1 政府が保有する会社の株式について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分する。
- 2 一及び二の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、必要な会社の株式（それぞれ、発行済株式の3分の1超、2分の1以上）を保有することを義務付ける。

四、その他

当分の間、会社に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一及び二について、会社による各業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】(27.5.12財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。

- 一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。
- 一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。
右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 27. 4. 21可決 参議院 4. 22文教科学委員会付託 5. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改める。
- 二、文部科学省の所掌事務に、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること、スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること、心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関することを追加する。
- 三、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とするとともに、同庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とする。
- 四、スポーツ庁は、その任務を達成するため、二のほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどる。
- 五、この法律は、平成27年10月1日から施行する。

【附帯決議】(27. 5. 12文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、スポーツ基本法の理念を踏まえ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、スポーツ施策が縦割り行政に陥ることなく、総合的、一体的に推進されるよう、スポーツ庁は関係府省の司令塔的機能を十分に果たすこと。その際、行政改革の推進の観点から、組織の肥大化につながることをないよう十分留意すること。
- 二、スポーツ庁が、教育を所管する文部科学省の外局として設置されることに鑑み、今後のスポーツ施策が競技スポーツ分野に偏ることのないよう特に留意するとともに、学校体育及び運動部活動における外部指導者の活用や教職員の負担軽減等に十分配慮すること。
- 三、スポーツ庁長官の登用に当たっては、その職務の重要性に鑑み、スポーツへの造詣、ガバナンス能力、情報発信力等の観点を十分考慮し、民間も含め、人材を広く各界に求めること。
- 四、新設されるスポーツ審議会においては、審議事項が競技スポーツ分野に偏ることのないよう配慮するとともに、学校体育等の教育上の観点にも留意しつつ、スポーツの幅広い分野について、長期的な視野に立った審議を行うこと。また、委員の選任に当たっては、国民及び関係者の声が広く反映されるよう、出身分野及び男女比等に十分配慮すること。

- 五、全ての人がスポーツに参加することができる真のバリアフリー社会の実現に貢献する観点から、障害に対する国民の理解を促進し、障害者の積極的な社会参加に寄与するため、障害者スポーツの環境整備を推進すること。
- 六、各スポーツ団体の自主性を尊重し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインの策定等を通じ、ガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組を支援するとともに、スポーツ紛争の予防及び迅速な解決の観点から、スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進等の取組を支援すること。
- 七、国際競技連盟等における日本人役員の増員を図ることにより、国際スポーツ界における我が国の発言力を高め、国際的な競技大会等において日本人選手が十分に力を発揮できるよう支援すること。
- 八、競技スポーツの推進・強化のため、指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、競技者が引退後の生活に不安を感じることなく、競技力向上に邁進できるよう支援すること。
右決議する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第15号)

(衆議院 27. 4. 28可決 参議院 5. 15文教科学委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「本部」という。)を置くとともに、その所掌事務、組織、設置期限等について定める。
- 二、内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 三、国は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができる。
- 四、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。
- 五、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができることとするとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 六、内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を1名増員する。
- 七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27. 5. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が、国際的な相互理解、国際平和、共生社会の実現等に重要な意義を有していることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、成

熟した国家における大会のあるべき姿を追求しつつ、オリンピック・パラリンピックレガシーの次世代への継承に特に留意するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティー対策、外国人旅行者の円滑な受入れ等の諸課題に万全の措置を講ずること。

また、本大会の開催が、新しい日本の創造と更なる発展の契機となるよう、スポーツを通じた国際貢献、国民の健康増進、環境の保全に特に留意するとともに、広く全ての国民の一層のスポーツ振興を図り、あわせて、東日本大震災からの復興等を着実に推進すること。

二、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣については、文部科学大臣等との職務分担が適切なものとなるよう特に留意しつつ、本大会に関する重要施策の企画、立案、総合調整等において主導的な役割を果たせるよう万全を期すこと。なお、専任の担当大臣を発令する必要がなくなった場合には、発令を早期に終了すること。

三、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会推進本部については、ラグビーワールドカップ大会との一体的な準備に配慮しつつ、本大会の準備及び運営を着実に推進できる十分な体制とするとともに、行政改革を推進する観点から、簡素で効率的な体制とすること。なお、同本部の活動の必要性がなくなった場合には、平成33年3月31日の期限を待たず、早期に活動を停止すること。

四、新国立競技場の建設に当たっては、ラグビーワールドカップ大会の開催に支障が生じないよう、万全の措置を講ずること。あわせて、建設費の経費の内容及びその財源、本大会後の利活用方策等を含む競技場建設の全体像を明らかにするとともに、東京都、大会組織委員会等との緊密な意思疎通の確保に留意し、国民に対して丁寧な説明を行い幅広く理解を得ること。

五、競技施設、会場、選手村等の整備に当たっては、本大会後に有効利用し、都市の発展に結び付けられるよう、長期的な観点から計画的に行うとともに、幅広い国民の理解を得ること。また、競技施設等の選定に当たっては、本大会の招致の際、「コンパクトな大会」がコンセプトに掲げられたことを踏まえ、競技関係者の十分な理解を得つつ、関係地方公共団体と十分な調整を経た上で決定するとともに、競技者が最大限力を発揮できる競技施設等の整備を行うこと。

六、障害に対する国民の理解を促進し、真の共生社会を実現する観点から、スポーツ施策の一元的な推進や障害者スポーツの普及に取り組むこと。また、スポーツを通じた障害者の社会参加、地域における障害者スポーツの裾野の拡大、障害者スポーツ競技団体の組織基盤の強化、障害者の競技力向上と競技環境の整備、公共施設等のバリアフリー化等を促進すること。

七、学校等においてオリンピック・パラリンピック教育を推進するに当たっては、学校等の主体的な取組を基本とし、教育を通じた無形のレガシーの創出の観点から踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する知識・理解の向上、異文化理解の促進、ボランティア精神の醸成等を図ること。

八、本大会の開催が、全国の地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、全国の地方公共団体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流の促進に取り組むこと。特に、予選会場やキャンプ地の誘致については、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう、特段の配慮を行うこと。

右決議する。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第16号)

(衆議院 27.4.28可決 参議院 5.15文教科学委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びに大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、公益財団法人ラグビーワー

ルドカップ2019組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

二、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができることとするとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 5.11経済産業委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式について、同金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分する。
- 2 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第5号に規定する危機対応業務を行う責務を有する。
- 3 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。
- 4 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、危機対応業務に関する事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 5 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。
- 6 政府は、当分の間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資できる。

二、中小企業信用保険法の一部改正

- 1 中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する。
- 2 中小企業信用保険の特別小口保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずる。

三、附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関に係る制度の運用の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、政府は、その検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

また、政府は、その検討の結果、政府による同金庫の株式の保有に関する義務に係る措置その他の同金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずる。

【附帯決議】（27.5.19経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）のできる限り早期の完全民営化を実現すべく、民間金融機関による危機対応業務が十分かつ確実に実施されるよう、民間金融機関等とも緊密なコミュニケーションを取りながら、早期かつ万全の措置を講ずること。特に、平成20年10月の危機対応業務開始以来、民間金融機関による同業務への参加が得られていない現況を踏まえ、現行制度の問題点を検証しつつ、完全民営化の実現の目途や道筋について必要な検討を進めその結果について公表すること。
- 二 民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、商工中金が危機対応業務を的確に実施できるよう万全を期すとともに、政府が株式を保有することにより、商工中金が競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、政府によるガバナンスを強化すること。
- 三 本法により介護事業や生活困窮者支援事業、中小企業と連携していない事業等を行う者も含め幅広い特定非営利活動法人に対して信用保険の対象が拡大されることに当たり、当該制度の活用を促進すべく、関係金融機関や特定非営利活動法人に対して本法の意義等について周知徹底を図ること。また、特定非営利活動法人は地域の経済・雇用の担い手として重要性が高まっていることや小規模企業に焦点を当てた中小企業政策を推進している現況に鑑み、今後、中小企業基本法の改正も視野に入れつつ、中小企業と同様に事業を行う特定非営利活動法人を主要な中小企業施策の対象とするべく必要な検討を行うこと。
- 四 信用補完制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図ること。併せて、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の見直し及び検証を行うこと。
右決議する。

水防法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 27.4.21可決 参議院 4.22国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川等に当該雨水を排除できないことによる出水（いわゆる「内水」）をいうこととする。
- 2 洪水に係る浸水想定区域の前提となる降雨を、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨から想定最大規模降雨に変更することとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 4 都道府県知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した当該都道

府県内の海岸について、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当する高潮により当該海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

二 下水道法の一部改正

- 1 地方公共団体は、主として市街地における雨水のみを排除するために管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものを、雨水公共下水道として整備することができることとする。
- 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならないこととするとともに、その維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項については、政令で定めることとする。
- 3 量水標管理者又は熱供給事業者等は、公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に量水標等又は熱交換器を設置することができることとする。
- 4 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、その所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとする。

三 日本下水道事業団法の一部改正

- 1 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設、管渠及び二の四の雨水貯留施設の維持管理等を行うことができることとする。
- 2 事業団は、地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における終末処理場等の建設に関する工事の実施体制等を勘案して適当であると認められる場合には、当該地方公共団体に代わって当該工事を行うことができることとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 27. 4. 23可決 参議院 5. 13国土交通委員会付託 5. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

機構は、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等を行うこととする。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

- 1 機構の業務として、一に関する業務を追加することとする。
- 2 機構の業務のうち、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務、運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する業務等を廃止することとする。
- 3 機構の役員及び職員に対し、金融業務に係る秘密保持義務を課すこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(27.5.19国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資等の対象となる事業が定められる地域公共交通網形成計画の作成に際しては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し必要な助言・支援を行うこと。
- 二 機構が地域公共交通網の再編等の事業を行う新たな会社に出資するに当たっては、民業を補完し、民間資金の呼び水機能を果たす観点から、機構と地方公共団体による出資を合わせて全出資額の2分の1未満とするよう努めること。
- 三 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。
- 四 機構は、サービスの提供開始から10年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。また、出資金等の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。
- 五 機構が出資しようとする事業については、まちづくり、観光振興等に係る地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺環境悪化をもたらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。
- 六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。
右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第20号)

(衆議院 27.4.7可決 参議院 4.8外交防衛委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達(専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約(支出すべき年限が5箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。)により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。)に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降10箇年度以内とする。
- 二、防衛大臣は、国が特定防衛調達について債務を負担する会計年度の予算について財政法第18条の閣議決定があったときは、遅滞なく、当該特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。
- 三、防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

四、本法律は、公布の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、特定防衛調達に係る平成30年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成31年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、前記一は、平成31年3月31日後も、なおその効力を有する。

【附帯決議】 (27. 4. 21 外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、防衛大臣は、特定防衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること。
- 二、前記の指針を定めるに当たっては、できる限り国民に対して透明性を確保することに努めることとし、国産、ライセンス契約、FMS契約、一般輸入契約等の契約の形態ごとに留意すべき事項を検討するとともに、年限内の調達計画に伴う初度費や役務契約が明らかになっている度合い等を検討の要素に含めるべきこと。
- 三、長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。
- 四、防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえって効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。
- 五、国庫債務負担行為により支出すべき年限については、中期防衛力整備計画の期限である平成30年度を大幅に超えた年度での後年度負担がいたずらに多額に発生することのないよう留意すること。
- 六、本法施行後1年をめどに、その運用実績等を踏まえて、必要に応じ、長期契約に伴う経費縮減の公表の在り方の見直しを行うこと。その際には、財政法第18条の閣議決定があったときの公表には契約見込み額を含むこと、また、長期契約に基づく支払いの終了時には、それまでの支払実績の詳細（支払総額、長期契約によって縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等）を遅滞なく公表することについて検討を進めること。なお、必要性があると判断された場合には、速やかに所要の法改正を行うこと。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 27. 4. 21 可決 参議院 5. 11 法務委員会付託 5. 15 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を32人増加し、1,953人に改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少し、2万1,954人に改める。
- 三 この法律は、平成27年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 27. 3. 24 可決 参議院 3. 25 厚生労働委員会付託 3. 31 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

- 一 平成27年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金

等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給する。

二 平成32年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給する。

第二 施行期日等

一 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第一の二については、平成32年4月1日から施行する。

二 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】(27.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。
- 二、特別弔慰金の支給については、年600億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後80周年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。
- 三、戦後70周年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。
右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.20厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 中小企業退職金共済法の一部改正

独立行政法人勤労者退職金共済機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

第二 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

厚生労働大臣は、独立行政法人福祉医療機構に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。内閣総理大臣は、その委任された権限を金融庁長官に委任する。

第三 独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正

独立行政法人労働政策研究・研修機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

第四 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正

一 法律の題名を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改称する。

二 独立行政法人労働者健康安全機構に、役員として、理事5人以内を置くことができる。

第五 年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正

年金積立金管理運用独立行政法人に、役員として、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事1人を置く。

第六 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

二 独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて独立行政法人労働者健

康安全機構が承継する。

三 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法は、廃止する。

【附帯決議】 (27. 4. 23厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たっては、管理部門等の組織の効率化に努めるとともに、労働者の健康をめぐる諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。なお、労災病院については、事業の適正化や独立行政法人国立病院機構との連携について引き続き取り組むこと。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。さらに、労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること。
 - 二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、中小企業退職金共済制度が中小企業従業員の老後の生活保障に重要な役割を果たしていることに鑑み、退職金の支払原資となる資産を安全かつ効率的に運用することが求められていることから、新たに設置する資産運用委員会の委員として、経済・金融等の専門知識を有しつつ労使の考えを代表して議論を行う者を参画させるとともに、同委員会がリスク管理機能を十分に発揮できるよう必要な措置を講ずること。また、中小企業退職金共済制度の更なる普及のため、広報活動等の取組の強化を図ること。
 - 三、独立行政法人福祉医療機構については、少子高齢化が進み福祉や医療が果たす役割に対する期待が高まる中、同機構が福祉及び医療の分野における政策金融機関としての役割を担っていることに鑑み、資金を必要とする社会福祉法人等に対する融資が適切に行われるように努めるとともに、金融庁検査の導入に当たっては、金融庁における必要な体制の整備等、検査の実効性を確保する措置を講ずること。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。
 - 四、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、労働政策についての調査研究及びその成果を活用し厚生労働省の職員等に対する研修を実施していることに鑑み、効果的かつ効率的な事業運営や機能強化に努めること。
 - 五、年金積立金管理運用独立行政法人については、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源であることから、安全かつ効率的な運用に万全を期すため、ガバナンス体制の強化に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。また、基本ポートフォリオの変更に当たっては、株式市場及び債券市場に与える影響に配慮すること。
 - 六、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。
 - 七、各独立行政法人の役員等の人選に際しては、当該分野に関する専門的知識を有することを重視するとともに、選任の過程における公正性及び透明性の確保に努めること。
- 右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 27. 5. 15可決 参議院 5. 18農林水産委員会付託 5. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方支分部局の組織再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資についての

輸出に関する事務及び農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務の規定を追加することとする。

二、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除することとする。

三、この法律は、平成27年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.5.21農林水産委員会議決)

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の処遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。

二 農林水産物等の輸出に関する事務については、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三 東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげる。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四 統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割の重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。右決議する。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 27.5.19可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 九州旅客鉄道株式会社を、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外することとする。

二 国土交通大臣は、路線の適切な維持、利用者利便の確保等について、九州旅客鉄道株式会社が完全民営化した後も事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には勧告、命令等を行うことができることとする。

三 九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金については、完全民営化後も同基金が果たしている路線の維持等の機能を実質的に確保するため、その全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てることとする。

四 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ることとする。

【附帯決議】(27.6.2国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 JR九州は、純民間会社化後においても、輸送の安全があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることに鑑み、輸送の安全の確保に万全を期すこと。また、施設の老朽化対応等の設備更新、鳥獣の衝突防止等に係る取組、防災・減災対策の推進及び運賃・料金の適切な水準の維持に鋭意努めるとともに、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保及び利用者サービスの向上に努めること。
- 二 JR九州は、輸送の安全・安心の確保及び一層の向上等に資するよう、今後とも人材の確保及び技術・技能の適切な継承に努めること。
- 三 JR九州は、本法施行後にあっても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力により鉄道路線の維持に努めるとともに、取り巻く環境の変化等を十分踏まえ、引き続き沿線地域の交通便利の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること。
- 四 JR九州は、関連事業を展開するに際して、大量の利用者が集散する駅施設を保有すること等を十分に留意し、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等について、適切な配慮を行うこと。
- 五 本法附則第2条第1項の指針は、JR九州の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。
- 六 本法附則第7条の経営安定基金の取崩し及び振替に際しては、JR九州の安定的経営が長期的に可能となるよう十分配慮するとともに、JR九州の経営の自由度が確保されるよう留意すること。
- 七 国等は、九州地区における鉄道を取り巻く厳しい経営環境を十分勘案し、適切な輸送の確保に向けて、所要の支援措置を講じること。また、今後、株式上場の動向等を勘案し、税制についてその在り方の検討に努めること。
- 八 JR北海道及びJR四国は、経営自立に向けた経営基盤の確立に努めるとともに、国は、両社を取り巻く現下の厳しい経営環境に鑑み、引き続き安全な輸送サービスの提供に資する鉄道のインフラの維持・強化、高速化等に対して所要の支援措置を講じること。また、JR貨物は、経営基盤の確立に努めるとともに、国は、物流政策として掲げる物流モーダルシフトの促進を目的として引き続き適切な支援措置を講じること。
- 九 人口減少や少子化等、鉄道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通政策基本法の理念に則り、JR各社は、民営鉄道やバス・タクシーなどとの連携を深めるとともに、国は、公共交通全体を見据えた輸送の在り方とJRの位置付けを踏まえつつ、上下分離方式など、地域との更なる連携に向けた具体的方策について検討に努めること。
- 十 国は、各鉄道事業者において、今後とも高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため、駅施設や車両のバリアフリー化がなされるよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 27.5.29可決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

一 キヤバレー等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含まれるものとして、独立した号は設けない。

二 ナイトクラブ等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業のうち、他の規定により風俗営業とされるもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供して営むものについては、第二の二の許可を受けた場合、深夜（午前0時から午前6時まで）においてもその営業を営むことができる。

三 ダンスホール等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせる営業を本法による規制の対象から除外する。

第二 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

一 用語の定義に関する規定の整備

- 1 「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 2 「特定遊興飲食店営業者」とは、二の許可等を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

二 特定遊興飲食店営業の規制の新設

特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

第三 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

一 深夜に営まれる風俗営業等の営業所の周辺における客の迷惑行為の防止等に関する規定の整備

- 1 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 2 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

二 風俗環境保全協議会に関する規定の整備

- 1 公安委員会は、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、地域住民等により構成される風俗環境保全協議会を置くように努めるものとする。
- 2 1の協議会は、地域における良好な風俗環境の保全に対する風俗営業等による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うなどするものとする。

第四 営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し

午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内においては、午前0時以後の当該条例で定める時まで風俗営業を営むことができる。

第五 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.6.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 今回の改正によって無許可での営業に対して罰則が設けられたことに鑑み、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を、広く関係者の意見を聴いた上で解釈運用基準等において明確に定める

とともに、都道府県警察において事業者からの相談に適切な対応がなされるよう、必要な措置を講ずること。また、これらを行うに当たっては、法の趣旨に十分配慮すること。

- 二 風俗営業及び特定遊興飲食店営業について、営業所の構造や設備等の基準を定めるに当たっては、照度及びその測定方法並びに面積について具体的かつ明確に定め、基準の趣旨や内容について周知を図ること。
- 三 特定遊興飲食店営業の営業可能な地域の指定に関しては、関係する事業者や地域住民の意見を聴いた上で、政令において適切に定めること。
- 四 本法の施行前から風俗営業や飲食店営業を営む者が、本法に基づく規制について円滑に対応できるよう周知し、行政手続法第6条の趣旨に鑑み、速やかに適切な措置を講ずること。
- 五 特定遊興飲食店営業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織する団体による自主的な取組を支援すること。
- 六 特定遊興飲食店営業の新設及び風俗営業の営業時間制限の緩和等に伴い、営業所の周囲の風俗環境が大きく変化する可能性があることから、風俗環境保全協議会を積極的に活用すること等により、良好な風俗環境が保全されるよう努めること。
- 七 本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう十分留意すること。
右決議する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(閣法第27号)

(衆議院 27.5.22可決 参議院 5.25総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者を支援するため、総務大臣の認可により、機構を設立することとする。政府は、常時、機構の発行済み株式総数の2分の1以上を保有することとする。
- 二、機構の支援の対象となる事業者及び支援内容並びに株式又は債権の処分等の決定を客観的・中立的に行うため、機構に海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこととする。
- 三、機構は、総務大臣の認可を受け、出資、資金の貸付け、専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととする。
- 四、政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.5.28総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿い、また、民間が行えることは民間に任せるという基本的考えの下、民業補完の観点から、民間のニーズを適切に把握し、特に我が国中小事業者の参入促進に資することとなるよう努めるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。また、組織の肥大化を招かないよう、機構の組織の在り方について適宜見直しを行うこと。

- 二、機構が支援する対象となる事業者への投資、融資等の金融機能が機構の主要な事業となることに鑑み、専門知識を有する民間の人材の確保及びその積極的な活用等が図られるよう努めるとともに、相手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。
- 三、機構が支援する対象事業については、我が国の通信・放送・郵便事業に関する技術等が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるよう、これらの考え方を明らかにした支援基準を早急に定めること。
- 四、機構に設置され、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外通信・放送・郵便事業委員会は、機構が対象事業の支援を適正に行う上で重要な機関であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。
- 五、機構の取締役の人選等に当たっては、いやしくも機構が新たな天下り先との疑念を持たれることのないよう厳正に行うこと。
- 六、コンテンツの海外展開などに関し、機構と他の官民ファンド等との間において、役割の分担を行いつつ、密接な連携と協力を図るなど施策の効果的な実施に努めること。また、海外市場において我が国の企業の直面する課題や諸外国の取組、組織の実情等を把握し、機構を含めた支援体制の在り方について適宜必要な見直しを図ること。
右決議する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 27.4.28修正議決 参議院 5.13厚生労働委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等の措置を講ずるほか、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民健康保険法の一部改正

- 一 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）とともに、国民健康保険を行うものとする。
- 二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設けるものとする。
- 三 国は、国民健康保険組合に対し、療養の給付等に要する費用の額等について、国民健康保険組合の財政力を勘案して100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助することができる。

第二 健康保険法の一部改正

- 一 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、患者申出療養等を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。
- 二 国庫は、当分の間、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額等に1,000分の164を乗じて得た額等を補助する。

第三 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- 一 都道府県は、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めるものとする。
- 二 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の全てを被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。

第四 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第二の二は平成27年4月1日から、第

一の三、第二の一及び第三の一は平成28年4月1日から、第三の二は平成29年4月1日から施行する。なお、衆議院において、第二の二については、公布の日から施行する旨の修正が行われた。

【附帯決議】 (27.5.26厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国民健康保険について

- 1 都道府県を市町村とともに国民健康保険の保険者とするに当たっては、都道府県と市町村との間の連携が図られるよう、両者の権限及び責任を明確にするとともに、国民健康保険事業費納付金の納付等が円滑に行われるよう必要な支援を行い、あわせて、市町村の保険者機能や加入者の利便性を損ねることがないように、円滑な運営に向けた環境整備を着実に進めること。また、都道府県内の保険料負担の平準化を進めるに当たっては、医療サービスの水準に地域格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の保険料負担については、低所得者対策として介護保険には境界層措置があることも参考に、その在り方について検討するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論すること。
- 3 国民健康保険に対する財政支援に当たっては、保険料の収納率の向上等、国民健康保険の運営面の問題の改善を図った上で、その財源を安定的に確保するよう努めること。また、財政支援の効果について、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、その評価及び検証を行うこと。
- 4 都道府県の財政安定化基金からの貸付け及び交付については、国民健康保険における市町村の財政規律を維持するため、それらの要件が適切に設定されるよう必要な措置を講ずること。
- 5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。
- 6 国民健康保険組合については、今後とも、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮できるよう、必要な支援を行うとともに、定率補助の見直しに当たっては、対象となる被保険者が多いなど個々の組合の財政影響等を踏まえた特別調整補助金による支援や、定率補助の見直しに伴い保有すべき積立金が増加することへの対応など、補助率が引き下げられる組合に対する適切な激変緩和措置を検討すること。また、所得水準の高い組合に対する定率補助の見直しについては、実施状況の検証を行うこと。

二、高齢者医療制度及び被用者保険について

- 1 高齢者の医療費の増加等に伴い、現役世代の負担が大きくなっている中で、持続可能な医療保険制度の確立に向けて、更なる医療保険制度改革を促進するとともに、負担の公平性等の観点から高齢者医療制度に関する検討を行うこと。
- 2 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金については、今後高齢化の一層の進展が見込まれていることを踏まえ、現役世代の拠出金負担が過大とならないよう、本法に規定された拠出金負担が特に重い保険者に対する拠出金負担軽減措置を講ずるとともに、将来にわたって高齢者医療運営円滑化等補助金の財源を確保するよう努めること。
- 3 後期高齢者支援金の総報酬割の拡大に当たっては、被用者保険の保険財政への影響の評価及び検証を行うとともに、被用者保険の保険者及び被保険者に十分な説明を行い、その理解と納得を得るよう努めること。
- 4 協会けんぽに対する国庫補助の在り方については、加入者の報酬水準が相対的に低いことに鑑み、その加入者の保険料負担が過重とならないようにするため、必要な財源の確保に努めること。

三、患者負担について

- 1 入院時食事療養費については、今後も引き続き、低所得者、難病患者及び小児慢性特定疾病

患者はもちろん、長期にわたり入院を余儀なくされている療養患者等への配慮を十分に行うこと。

- 2 紹介状のない大病院受診に係る定額負担の導入に当たっては、外来の機能分化促進の効果、低所得者等の受診状況の変化等を調査し、その結果に基づき適切な措置を講ずるとともに、定額負担の対象とならない症例等、事例の明確化及び積極的な周知を行うこと。

四、医療費適正化計画及び予防・健康づくりについて

- 1 特定健康診査及び特定保健指導の実施率、平均在院日数等の医療費適正化計画における指標については、医療費適正化効果の定量的な分析を行うとともに、今後の医療費適正化計画の指標の在り方については、地域医療の実態を分析し、地域医療構想を踏まえた指標を検討すること。
- 2 保健事業において保険者が実施する予防・健康づくりのインセンティブの強化に当たっては、保険者に対し好事例の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、重症化することがないように、インセンティブ付与の在り方について十分に検討すること。

五、患者申出療養について

- 1 患者申出療養については、患者からの申出が適切に行われるよう、患者が必要とする医薬品等の情報を容易に入手できる環境を整備するとともに、製薬企業から不適切な関与が起きないことを担保しつつ、医学的に適切な判断に基づいて、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく臨床研究等として、患者申出療養が実施されるよう、患者等に対する相談体制及び倫理審査体制の整備、利益相反の適切な管理等必要な措置を講ずること。
- 2 患者申出療養の実施に当たっては、医の倫理及び被験者保護の確保と、その安全性及び有効性の確保を十分に行うとともに、患者の不利益とならないよう、また、患者に責任が押しつけられないよう、患者申出療養の実施に伴い、副作用、事故等が生じた場合に、患者が十分かつ確実に保護される枠組みとすること。
- 3 臨床研究中核病院が作成する実施計画については、患者申出療養に関する会議において厳格かつ透明性ある審議が迅速に行われるようにするとともに、保険収載に向けた評価が着実に実施されるよう、また、臨床研究計画の内容が国際水準を目指したものとなるよう、必要な措置を講ずること。
- 4 患者申出療養においては、円滑な制度の運用に資するため、負担が重くなる臨床研究中核病院等の医療機関に対し、必要な支援措置を講ずるとともに、患者申出療養に関わる医療従事者等が長時間労働にならないようにするなど、医療従事者等の負担について十分な配慮を行うこと。また、関係学会等に協力を要請し、患者申出療養において申出が予想される医薬品等のリスト化を行うなど、申請作業の迅速化及び効率化を図られるよう、所要の措置を講ずること。
- 5 評価療養の中で実施されている先進医療、最先端医療迅速評価制度及び国家戦略特別区域での先進医療に加え、新たに患者申出療養制度が設けられることにより、保険外併用療養費制度がますます複雑化することから、制度の効率化を図るとともに、国民にとって分かりやすいものとする。右決議する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第29号)

(衆議院 27.5.21可決 参議院 5.29経済産業委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事

業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気事業法の一部改正等

- 1 一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを原則禁止する。
- 2 一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者等に対し、取締役の兼職制限等の行為規制を措置する。
- 3 小売料金規制の経過措置について、適正な競争関係が確保されている供給区域では経過措置の解除を可能とする。
- 4 現在、一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を廃止する。ただし、施行後5年間は発行を可能とする経過措置を講ずる。

二、ガス事業法の一部改正

- 1 現在、一般ガス事業者には認められていない家庭等への供給を全面自由化するとともに、簡易ガス事業の許可制を廃止する。
- 2 ガス事業の類型を見直し、製造・一般ガス導管・特定ガス導管・小売の事業区分に応じた規制体系に移行する。
- 3 液化ガス貯蔵設備の第三者利用を促すため、第三者が利用する場合の約款の作成・公表等をガス製造事業者に義務付ける。
- 4 導管の建設・保守を着実に実施できるよう、一般ガス導管事業には地域独占と料金規制を措置する。また、事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できる制度を創設する。
- 5 競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し経過措置として料金規制を継続する。
- 6 ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検等を義務付けるとともに、ガス小売事業者に消費機器の調査等を義務付ける。
- 7 一定規模以上のガス導管事業者がガス製造事業やガス小売事業を行うことを原則禁止する。
- 8 一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者やガス小売事業者等に対し、取締役の兼職制限等の行為規制を措置する。

三、熱供給事業法の一部改正

現在、許可制としている熱供給事業への参入規制を登録制とするとともに、料金規制や供給義務等を撤廃する。ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続する。

四、経済産業省設置法等の一部改正

電力の取引の監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力取引監視等委員会」を設立する。また、ガス及び熱供給に係る業務の追加にあわせ、同委員会を「電力・ガス取引監視等委員会」に改称する。

五、附則

政府は、電気事業及びガス事業の制度改革の各段階において、法律の施行の状況やエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況、需給状況等について検証を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、政府は、液化天然ガスの調達やガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進する。

六、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行する。ただし、二の1から6の規定及び五のガス事業に係る検証及び責務規定は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日、二の7及び8の規定は平成34年4月1日、三の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、五の電気事業に係る検証規定は公布の日から施行する。

【附帯決議】(27.6.16経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 附則第74条及び附則第75条に基づく電力システム改革及びガスシステム改革の実施に係る検証に当たっては、改革の目的である電気・ガスの安定供給の確保と、小売に係る料金の最大限の抑制並びに使用者の選択の機会及び電気・ガス事業における事業機会の拡大を実現するため、改革の各段階での検証を適切な場で行い、電力・ガスのいずれについても、あらゆる可能性を排除することなく、検証の結果に基づき目的達成のために必要な措置を講じて着実に進めること。
- 二 原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていること、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であること、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講ずること。また、今後増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施、新規制基準への対応、使用済燃料の処理や原子力損害賠償制度の在り方等の課題への適切な対処が可能となるよう、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。
- 三 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、電力広域的運営推進機関の権能の適正な行使等を通じた必要な供給予備力の常時確保を図ること等により、万全の措置を講ずること。また、発電事業者、送配電事業者及び小売電気事業者が連携して災害時など緊急時における電力の安定供給を確保するための仕組みについて、復旧作業の安全確保はもとより、経験と技術を有する人材が関係事業者に確保、育成されるよう、十分な検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 四 送配電部門の法的分離に当たっては、一般送配電事業者が需給調整、周波数維持等の最終的な安定供給責任を果たすために必要かつ十分な調整力・予備力を確実に確保できるようにすることに加え、通電・遮断の明確化を始め、従業者の作業安全が損なわれることのないよう、仕組み及びルールを適切に整備するものとする。
- 五 ガスの小売全面自由化、導管部門の法的分離に当たっては、保安の確保が大前提であることに鑑み、導管部門と新規参入者を含めた小売部門の連携が十分に図られるようにするとともに、経験と技術を有する人材の確保・育成、関連技術・技能の継承を十分に考慮するなど、不安の払拭に万全を期すこと。また、法的分離の対象となる事業者の範囲に関しては、公益的観点から導管部門の公正中立を確保するとの趣旨を踏まえ、欧米の動向等も参考にしつつ、適切な基準を設定すること。
- 六 今回のガスシステム改革においては、ガスの安定供給と小売料金の最大限の抑制を実現する上で、LNGの低廉かつ安定的な確保が重要であることから、官民連携の下、LNGの調達について全力を挙げるとともに、コージェネレーション・燃料電池の普及拡大策を始めとする天然ガスの利用拡大策を継続、推進していくこと。
- 七 電力、ガス及び熱供給の小売全面自由化の趣旨に照らし、規制料金に係る経過措置の対象については、需要家保護の観点に十分留意しつつ、エネルギー間の競争状況等についても慎重に見極め、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で指定を行うこと。また、経過措置の対象となる場合でも、委員会が競争状況等について継続的に監視・検討を行い、必要がなくなった時には、可及的速やかに規制料金を撤廃すること。
- 八 電力・ガス取引監視等委員会については、市場取引が一層公正・適切に進められるよう、強力に監視を行うものとする。また、委員会運営の公正性及び中立性に疑念を抱かれることがないよう、委員長及び委員の選任に当たっては、法の趣旨を踏まえ、電力会社及びガス会社に在職する者並びにこれらの会社の経営に影響力を与えてきた者の任命は厳に慎むとともに、業務の状況を毎年公表すること。さらに、電力・ガス・熱の取引の監視等のために必要最小限の組織とすること。
- 九 法的分離に伴う行為規制については、従業者の人事異動等の規制は労働者の権利の制約であるとの懸念から法律に明文規定が設けられていないことを踏まえ、特定の従業者を特定の業務に「従事させてはならない」とする規定については、「兼職を禁止する」という規定の趣旨に沿った運用を確保することとし、今後の詳細な制度設計や電力・ガス取引監視等委員会における基準や

ルールの検討・運用に際しては、電気事業及びガス事業の実態や関係者の意見を踏まえるとともに、客観性、透明性や中立性について十分な確保を図ること。また、過度な規制によって従業者の職業選択の自由や電力・ガスの安定供給及び保安の確保等に不可欠な人材の育成等に影響を与えないよう、兼職禁止の対象や範囲については、中立性確保の観点から必要かつ合理的な限度にとどめること。

- 十 電力・ガス・熱供給システム改革の遂行に際しては、今日まで電力・ガス等の安定供給を支えてきた電力・ガス等関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、電気事業の労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図るとともに、憲法上の労働基本権の保障も踏まえ、本改正法の施行後の検証時期に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。
- 右決議する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7農林水産委員会付託 9.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、国立研究開発法人水産総合研究センター等2法人の統合、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正及び独立行政法人種苗管理センター等の解散等

独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所を解散し、その権利及び義務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)が承継するとともに、研究機構の目的の改正、研究機構を代表する理事の設置及び研究機構の業務の範囲の変更等を行うこととする。

二、国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正及び独立行政法人水産大学の解散等
法人の名称を国立研究開発法人水産総合研究センターから国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）に改称するとともに、独立行政法人水産大学を解散し、その権利及び義務は、研究・教育機構が承継するほか、研究・教育機構の目的の改正、研究・教育機構を代表する理事の設置及び研究・教育機構の業務の範囲の変更等を行うこととする。

三、独立行政法人農業者年金基金法の一部改正

独立行政法人農業者年金基金の役職員等に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこととする。

四、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

1 秘密保持義務

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の役職員等に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこととする。

2 運営委員会

信用基金に、業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くこととする。

3 検査権限の委任

主務大臣は、信用基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとし、内閣総理大臣は委任された権限を金融庁長官に委任することとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（27.9.10農林水産委員会議決）

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十分に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制及び教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。また、今回の改革が組織改編の集大成であることに鑑み、国民生活の向上のための研究や業務が遂行され、研究成果の最大化が図られるよう、安心して働きがいのある職場環境をつくること。

二 独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三 独立行政法人の統合に当たっては、研究員やその補助スタッフの削減を行わないなど、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果並びに国内外における知名度が維持されるよう、各研究所等の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することについて十分配慮すること。

四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることを懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設、研究機材については、国際競争力強化の観点からも早急に対策を講じること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化、自己収入の増加・経費の節約へのインセンティブ強化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に

配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

- 七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。また、統合後の水産研究・教育機構の施設配置についても、その機能の確保・向上、地域への波及効果等を総合的に検討し、慎重に対応すること。右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 27.5.15可決 参議院 5.20外交防衛委員会付託 6.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加する。
- 二、自衛官の定数を改める。
- 三、内部部局の所掌事務、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係並びに統合幕僚監部の所掌事務に関する規定を改める。
- 四、技術研究本部及び装備施設本部を廃止する。
- 五、防衛省の外局として防衛装備庁を置き、同庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定めるとともに、防衛装備庁の設置等に伴う所要の規定の整備を行う。
- 六、航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第9航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第9航空団司令部の名称及び所在地を規定する。
- 七、即応予備自衛官の員数を改める。
- 八、本法律は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 27.5.21可決 参議院 5.22内閣委員会付託 8.28本会議修正議決 ※)

※ 27.8.28、衆議院へ回付。9.3、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個人情報の保護に関する法律の一部改正
 - 1 本人の人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義する。
 - 2 「個人情報取扱事業者」の定義からその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定を削る。
 - 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 4 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 7 匿名加工情報取扱事業者等は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 8 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針を作成するよう努めなければならない。
- 9 特定個人情報保護委員会を改組して、個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から同委員会に改める。また、同委員会は匿名加工情報取扱事業者の監督を行う。
- 10 この法律の一定の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用する。
- 11 個人情報取扱事業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- 2 医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報連携の範囲を拡充する。
- 3 預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できるものとする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、研修の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとする。

二、個人情報保護委員会による検査等

- 1 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による検査を受けるものとする。
- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

三、特定個人情報の漏えい等に関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

四、特定個人情報の保護を図るための連携協力

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、内閣サイバーセキュリティセンターと情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

五、日本年金機構に係る経過措置

1 個人番号の利用に関する経過措置

日本年金機構は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から平成29年5月31日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して番号利用法別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 情報照会及び情報提供に関する経過措置

日本年金機構は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から平成29年11月30日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

六、国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討

政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティに関する対策的的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.8.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。
- 二 匿名加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、その趣旨について十分に配慮すること。
- 三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。
- 四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 五 情報通信技術の進展、事業者の事業規模、財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であることから、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局については、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見と経験を持つ者、消費者保護に精通する者等をバランスよく登用するとともに、情報システム、情報セキュリティ等に関する高い識見を有する人材についても確保すること。また、同委員会が十全にその権限を行使し、その機能を発揮することができる体制を確保するため、事務局職員の定員の確保、高度な専門性を有する人材に対する処遇の充実、職場環境の整備等に特に努めること。
- 六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。
- 七 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未然に防ぐことが一層重要になっていることから、民間におけるプライバシーを扱うあらゆる側面で情報が適切に取り扱われる環境をあらかじめ作り込むという考え方（プライバシー・バイ・デザイン）に基づく取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの

確保を図ること。

- 八 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にとって重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。
- 九 個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理が徹底されるよう、公的機関における個人情報の取扱いに係るセキュリティ環境の高度な監視を行う等システムの安全性を確保するとともに、情報セキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員・予算の継続的な確保その他必要な措置を講ずること。
- 十 平成27年5月に発生した日本年金機構の個人の年金情報流出事案により国民の不安が拡大したことに鑑み、日本年金機構のみならず国及び地方の行政機関、独立行政法人その他の個人情報を取り扱う公的機関において、個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るため、研修の実施など継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保護に万全の内部統制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務違反に対する厳罰化等の措置を検討すること。
- 十一 マイナンバー制度に係る地方公共団体のシステム整備及び情報セキュリティ対策の実施について、地方公共団体の財政負担並びに当該システム整備及び情報セキュリティ対策に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。
- 十二 個人番号カードの公的個人認証機能の利用時における本人認証方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ簡易な方法を検討すること。
- 十三 高度サイバー攻撃が大きな脅威となっていること、サイバー攻撃の技術が日進月歩進化していることに鑑み、特に政府機関においてはサイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務領域を選定し、当該業務領域に係るリスク評価に基づく情報セキュリティ対策を徹底的に実施すること。併せて政府機関が統一的で効率的な運用を行えるよう体制を整備すること。
- 十四 ビッグデータ時代の科学技術研究及び産業界のイノベーションを先導する役割を果たすデータ分析官の育成を促進するため、専門教育組織の設置など、必要な基盤の整備に努めること。
- 十五 本法の施行後も継続的に教育、広報その他の活動を通じて、個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの下での利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。また、番号利用法の施行までに、マイナンバー制度の趣旨及び内容について国民に周知徹底を図り、その理解と協力が得られるよう、所要の措置を講ずるとともに、番号利用法の施行後も必要に応じ広報啓発に努めること。

右決議する。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 27.6.11可決 参議院 6.17文教科学委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、量子に関する科学技術の水準の向上を図るため、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、放射線医学総合研究所に集約する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改める。
- 二、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加する。
- 三、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加する。

四、この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.6.30文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、我が国の放射線医学の研究において、放射線医学総合研究所がこれまで中心的な役割を果たしてきたことに鑑み、法人の名称が変更された後も、量子科学技術研究開発機構において、原子力災害からの復興支援を目的とする低線量被ばくに係る研究等を含め、引き続き放射線医学に関する科学技術の水準の向上が図られるよう、人的・物的体制の拡充に万全を期すること。
- 二、現在、先進医療となっている重粒子線がん治療への早期の保険適用に向け、放射線医学総合研究所を始めとする関係機関が一体となって、治療の安全性、有効性に関する症例データの集積・解析等の取組を進めること。
- 三、日本原子力研究開発機構は、専門人材と施設を有する我が国唯一の原子力の総合的研究開発機関としての使命を改めて認識し、引き続き国民からの信頼回復に向けた取組に全力を注ぐこと。
右決議する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)

(衆議院 27.5.26可決 参議院 6.1環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されている。このような状況の中で、平成25年10月に我が国で開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択された。本法律案は、この条約の的確な実施を確保するための所要の国内法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国における水銀対策の全体像を明示し、広範な関係者の取組を総合的かつ計画的に進めるため、主務大臣により水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとする。
- 二、何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととする。
- 三、特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとする。また、既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければその製造又は販売をしてはならないこととする。さらに、国、市町村、事業者は、水銀使用製品を適正に回収していくために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 四、何人も、特定の製造工程において水銀等を使用してはならないこととする。
- 五、何人も、業として金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行ってはならないこととする。
- 六、主務大臣は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀等貯蔵者に対して必要な勧告ができることとする。また、当該水銀等貯蔵者は定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならないこととする。
- 七、主務大臣は、その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀含有再生資源管理者に対して必要な勧告ができることとする。また、当該水銀含有再生資源管理者は定期的に主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならないこととする。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】(27.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画については、関係行政機関の一層の連携の下、地方公共団体及び関係事業者等の意見を十分反映した上で早期に策定するとともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する措置を総合的かつ一体的に推進すること。また、その実効性を中長期的に担保していくため、適時適切に計画の見直しを行うこと。
- 二、水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収・処理が確実に行われるようにするため、国は回収等の枠組みの構築に積極的に関与すること。その際、財政的支援を含め市町村等の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。また、水銀使用製品の製造・輸入者に対し、製品を製造・輸入した責任を踏まえ積極的に回収を促す等の措置を講ずること。
- 三、廃金属水銀等の長期管理については、国民の安全と安心を確保するため、水銀の安定化技術及び処分技術に関する調査研究を継続的に推進することを始め、国が積極的に関与すること。
- 四、水銀による環境の汚染を防止するためには水銀に関する正しい知識が重要であることに鑑み、官民一体となってその知識の普及啓発に取り組むこと。
- 五、退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組みを早期に構築、実施すること。
- 六、我が国から輸出される水銀等が、途上国における零細小規模金採掘などに使用されることによって健康被害や環境汚染を引き起こすことを防止するため、最終用途や最終需要者を厳格に確認するなど水銀等の輸出入管理を徹底し、実効性ある枠組みを構築すること。
- 七、水俣病の経験と教訓を踏まえ、国際的な水銀対策を牽引すべき我が国は、水銀を多く使用・排出している途上国の水銀に関する水俣条約への参加を促進するため、能力形成及び技術援助等の支援により貢献していくこと。また、我が国の優れた水銀の使用・排出低減技術やリサイクルシステム等の水銀管理技術の海外展開を図っていくための体制を構築し、世界的な水銀使用の低減に寄与していくこと。
- 八、鉛、カドミウム等の水銀以外の有害重金属についても、その環境リスクの削減に向け、国際的な動向を注視しつつ、我が国の知見と経験を生かして、関係行政機関と連携の下、積極的な国際貢献を図ること。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 27. 5. 26可決 参議院 6. 1環境委員会付託 6. 12本会議可決)

【要旨】

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されている。このような状況の中で、平成25年10月に我が国で開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択された。本法律案は、この条約の的確な実施を確保するための所要の国内法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、水銀等の大気中への排出規制の実効性を確保するため、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設とし、当該施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 二、水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者に対して排出基準の遵守を義務付けることとする。また、排出基準の遵守義務違反に係る改善勧告等及び改善命令等の制度を設けることとする。
- 三、水銀排出施設以外の施設であっても、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取

組を実施することを責務として求めることとする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (27.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水銀に関する水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、要排出抑制施設の設置者の自主的取組のみならず、実効的な水銀等の大気中への排出抑制策となるよう、中央環境審議会等の評価を踏まえ必要な措置を講ずること。

二、水銀等の大気中への実効的な排出抑制を実現するため、事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況に大幅な変化が見込まれる場合には、臨機応変に排出規制・排出抑制措置が講じられるよう、制度の在り方について検討すること。

三、国が水銀等の大気中への排出状況を把握することは、水銀に関する水俣条約で規定される目録の作成においても必要不可欠なものであることに鑑み、事業者が水銀等の大気中への排出状況の報告を求めるための実効ある枠組みを構築すること。また、水銀の大気排出に関する目録の精度の維持・向上に向けて、不断の検討を行うこと。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号) (先議)

(参議院 27.4.13内閣委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 6.11可決)

【要旨】

本法律案は、最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

1 臨時認知機能検査に関する規定の整備

公安委員会は、75歳以上の者（運転免許を現に受けている者に限る。）が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 臨時高齢者講習に関する規定の整備

公安委員会は、1の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うものとする。

3 臨時適性検査等に関する規定の整備

公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

二、運転免許の種類等に関する規定の整備

1 自動車及び運転免許の種類に関する規定の整備

ア 自動車の種類として、新たに準中型自動車を設ける。

イ 運転免許の種類として、新たに、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）及び準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）を設ける。

ウ 準中型自動車を運転しようとする者は準中型免許を、準中型自動車を運転することができる第一種運転免許又は第二種運転免許を受けずに練習等のために準中型自動車を運転しようとする者は準中型仮免許を、それぞれ受けなければならない。

2 運転免許の欠格事由等に関する規定の整備

ア 18歳に満たない者に対しては準中型免許及び準中型仮免許を与えない。

イ 準中型免許を受けようとする者は、公安委員会が行うその受けようとする運転免許に係る

自動車の運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならない。

3 再試験等に関する規定の整備

- ア 公安委員会は、準中型免許を受けた者で当該免許を受けた日から1年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うものとする。
- イ 準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものは、初心運転者標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

三、その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とする。

四、施行期日等

1 施行期日

- ア イを除き、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- イ 三については、公布の日から施行する。

2 所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(27.4.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 臨時適性検査等の対象者の大幅な増加が想定されることから、同検査等を実施する専門医の確保に努めること。また、医師の数が少ない地域の臨時適性検査等の対象者には、認知症に係る診断を行うことができる医師の紹介を行うなど、その実情に応じきめ細やかな運用を行うこと。
- 二 臨時適性検査等における認知症に係る診断については、受診する医師によってその診断に差異が生じることがないように、専門的知見による検討を加えた上で適切な措置を講ずること。
- 三 高齢者講習については、その受講者数の増加等により、一部の地域では受講を申し込んだ者が受講まで長期間待たされたり、不便な場所で受講せざるを得ないなどの問題が生じていることに鑑み、指定自動車教習所等が行う受講者の受入体制の拡充ができるよう適切に支援すること。特に臨時高齢者講習の実施に当たっては、受講者の負担をできる限り軽減するため、実施場所、実施方法等について検討を加え、適切な措置を講ずること。
- 四 臨時認知機能検査等を行う旨を通知するに当たっては、プライバシー等に十分配慮しつつ通知の内容が的確に高齢者に伝わるよう努めることにより、対象者の確実な受検等を担保すること。
- 五 運転免許の取消しとなった高齢者に対する移手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。
- 六 準中型自動車運転免許を受けた者の初心運転者標識表示義務に係る規定及び初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の在り方に関しては、本法施行後の事故の発生状況等を分析し、その結果に基づき、速やかに必要な見直しを行うこと。
右決議する。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 27.4.15文教科学委員会付託 4.22本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させる。
- 二、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称する。

三、独立行政法人国立大学財務・経営センターが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定める。

四、この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)(先議)

(参議院 27.4.13経済産業委員会付託 4.24本会議可決 衆議院 7.7可決)

【要旨】

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

- 1 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人又は設立の日以後の期間が10年未満の会社をいう。
- 2 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努め、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。
- 3 国等の契約に関し、毎年度、国は、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成するとともに、各省各庁の長及び公庫等の長は、同基本方針に即した中小企業者に関する契約の方針を作成する。
- 4 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

二、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

- 1 「地域産業資源活用事業」の対象に、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験その他の活動をその特徴とする役務の開発、提供又は需要の開拓を追加する。
- 2 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。
- 3 関係市町村の長は、地域産業資源の内容に関し、都道府県知事に対し意見を申し出ることができる。
- 4 地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容を地域産業資源活用事業計画に記載しなければならない。
- 5 一般社団法人等が、地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、当該計画に基づく事業に関し、中小企業信用保険法、食品流通構造改善促進法の特例措置を講ずる。
- 6 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域産業資源活用事業者等に対して資金の貸付

けを行う市町村に対し、必要な資金の一部を貸し付ける等の業務を行う。

7 都道府県及び市町村は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

三、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に関し必要な協力を行う。

2 主務大臣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】(27.4.23経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需総額に占める新規中小企業者向け契約額の割合等を明示すること。

二 官公需における中小企業者の受注機会の増大を図るに当たっては、予定価額の適正さを確保するとともに、契約の競争性・透明性・公平性と中小企業者に対する配慮のバランスの確保に一層努めること。また、官公需の発注に際しては、小企業者（おおむね従業員5人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、本法を始めとする官公需に関する法制度・施策の趣旨について、各発注者に対する十分な周知徹底に努めること。併せて、地方公共団体に対しても、官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた一層の取組を促すこと。

三 新規中小企業者等を国等の契約の相手方とするに当たっては、真に配慮が必要な新規中小企業者等の受注機会が喪失することのないよう、いわゆるみなし大企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計とすること。

四 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策に対する評価及び検証を十分に行った上で、起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援をベンチャー企業が受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等について適切かつ総合的な支援に努めること。

五 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を的確に把握すべく関係地方公共団体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。

六 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業者を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。

七 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市区町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。また、同機構の貸付業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題を踏まえ、国民負担を増大させることがないよう適正な債権管理等に努めること。

- 八 地域産業資源の活用を含めた中小企業者に対する各種支援施策については、事業者にとってより分かりやすいものとなるよう、積極的な周知に努めるとともに、施策の再評価を行った上で、必要に応じて類似の施策の統合や整理を行い、事業者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。
- 右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 27.5.19修正議決 参議院 5.20法務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等について、例外的に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得ることとする。

二 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある裁判員候補者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができることとする。

三 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

著しく異常かつ激甚な非常災害により交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者等については、裁判員等選任手続への呼出しをしないことができることとする。

四 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

- 1 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、被害者の氏名、住所等の被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項を明らかにしてはならないこととする。
- 2 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないこととする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行3年後の見直し規定の附則への追加の修正が行われた。

【附帯決議】(27.6.4法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。
- 二 裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。
- 三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。
- 四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。
- 五 本法附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議

論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。

- 六 当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。
右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 27.8.7修正議決 参議院 8.21法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 27.6.19可決 参議院 7.8厚生労働委員会付託 9.9本会議修正議決 ※)

※ 27.9.9、衆議院へ回付。9.11、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とする。

二 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たっては、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならない。

三 派遣元事業主は、無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣等を除き、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならない。

四 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣等を除き、派遣元事業主から派遣可能期間である3年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。派遣先は、意見聴取期間に、過半数労働組合等の意見を聴き、3年を限り、派遣可能期間を延長することができる。これを更に延長しようとするときも、同様とする。

五 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して3年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に対し、派遣先に対し、当該派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること等の措置を講じなければならない。

六 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。また、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇の確保のために考慮した事項について説明しなければならない。

七 派遣先は、派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、派遣労働者に対しても実施するよう配慮しなければならない。

らない。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年9月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 派遣元管理台帳の記載事項に、特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関する規定により講じた雇用安定措置を追加する。
- 二 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。
- 三 派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。
- 四 この法律の施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改める。
- 五 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】 (27.9.8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働者派遣法の原則について

- 1 派遣就業は臨時的・一時的なものであるべきとの基本原則については本法施行後も変わらないことに十分留意し、かつ、派遣労働が企業にとって単純な労働コストの削減や雇用責任の回避のために利用されてはならないことを再確認し、労働者派遣法の規定の運用に当たること。また、労働者派遣法の根本原則である常用代替の防止は、派遣労働者が現に派遣先で就労している常用雇用労働者を代替することを防止するだけでなく、派遣先の常用雇用労働者の雇用の機会が不当に狭められることを防止することを含むものであり、このことに十分留意し、労働者派遣法の規定の運用に当たること。特に、派遣先が派遣労働者を受け入れたことによりその雇用する労働者を解雇することは常用代替そのものであり、派遣労働の利用の在り方として適当でない旨を周知すること。
- 2 直接雇用が労働政策上の原則であることに鑑み、正社員として働くことを希望している派遣労働者に正社員化の機会が与えられるよう、派遣元事業主と派遣先のそれぞれに派遣労働者の正社員化に向けた取組を講じさせることや、国として派遣労働者の正社員化を促進する取組を支援する具体的措置を実施することなどを含め最大限努力すること。その際、派遣労働者からの転換を目指すべき正社員とは、労働契約の期間の定めがなく、所定労働時間がフルタイムであり、直接雇用の労働者であることが原則であること、加えて、長期的な雇用に基づく処遇体系の下にある労働者であることが求められることに留意すること。また、短時間労働者、有期雇用労働者等の非正規雇用労働者についても、労働者の意向に沿って、正社員化の機会が与えられるよう最大限努力すること。

二、労働者派遣事業について

- 1 特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業との区分を撤廃し、全ての労働者派遣事業を許可制とするに当たっては、派遣業界全体の健全化、派遣労働者の実効性ある保護につながるような許可基準に見直すこと。派遣労働者の基本的権利や労働者としての尊厳、更には正当な労働の対価の支払や雇用の安定を無視して利益確保に走るような派遣元事業主が業界から排除されるよう許可制を適切かつ確実に運用すること。また、全面許可制への移行に伴い増大する許可・更新手続、相談・申告対応、指導監督等を適切に実施する体制の確保が必要であることから、都道府県労働局の需給調整業務に係る組織体制の拡充、需給調整指導官の必要な人員増及びその専門スキルの向上を図るための研修の実施等に努めること。
- 2 労働者派遣事業の許可に当たっては、事業運営の実績等がない中で書面による審査にならざるを得ないこと等に鑑み、最初の許可更新の際に、当該更新を受けようとする派遣元事業主が許可基準を満たしていることを労働政策審議会に報告することとし、その効果を検証した上で、

初回の許可の有効期間である3年を短縮することについても検討すること。

- 3 現在、届出のみで特定労働者派遣事業を営んでいる小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置を検討するに当たっては、労働政策審議会における議論を踏まえ、優良な小規模派遣元事業主が不当に排除されないことがないように配慮しつつも、許可基準が派遣元事業主の雇用責任を担保するために果たしている役割に十分留意するとともに、当該配慮措置の期間が必要以上とならないよう留意すること。また、派遣元事業主として派遣労働者保護の責任等を適正に履行することができる優良な小規模派遣元事業主が新制度に移行できるよう、事業主からの技術的かつ財政的な面での相談に応じるなどの必要な支援を行うこと。その上で、本法施行後に事業の許可を受けずに廃業する派遣元事業主に雇用されている派遣労働者については、その生活及び雇用の安定を図るための方策を講ずるよう努めること。
- 4 派遣労働者の保護等を適正に実施する派遣元事業主を優遇し、優良な派遣元事業主を育成するため、認定制度の活用促進策について具体的な検討を行い、早急に実施すること。あわせて、法令違反を繰り返す派遣元事業主に対しては、厳正なる指導監督の強化、許可の取消しを含めた処分の徹底を行うとともに、企業名の公表についても検討すること。
- 5 マージン率については、派遣労働者保護の観点から社会通念上適切な範囲があると考えられることに鑑み、その規制の在り方について検討すること。また、マージン率の関係者への情報提供に当たっては、平成24年改正法の立法趣旨を踏まえ、常時インターネットにより広く関係者とりわけ派遣労働者に必要な情報が提供される方法で情報提供を行うことを原則とする旨を派遣元指針に規定すること。
- 6 無許可で労働者派遣事業を行う事業主に対しては、許可の取消し等の措置を採ることができないことに鑑み、行政による刑事告発を行うことも視野に、指導監督に万全を期すこと。また、企業名の公表等について検討すること。

三、期間制限について

- 1 新たに期間制限が掛かることとなる26業務に現に従事する派遣労働者について、本法の施行を理由とした労働契約の更新拒絶の動きがあることに鑑み、労働契約法第18条及び第19条の趣旨の派遣元事業主への周知、不当な更新拒絶を行わないための関係団体への要請、無期雇用派遣労働者への転換支援、当該派遣労働者への相談支援及び就業継続支援体制の整備等、当該派遣労働者の雇用の安定化のための措置を早急に講ずること。さらに、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、派遣労働者の保護に欠けることのないよう、本法施行前の第40条の4の規定等に基づく指導・助言を徹底するとともに、それに従わない派遣先に対しては勧告や公表も含め、厳しく対処すること。
- 2 無期雇用派遣労働者を派遣契約の終了のみを理由として解雇してはならない旨を派遣元指針及び許可基準に規定し、事業の許可及びその更新の審査段階等において必要な指導等を行うことができるようにすること。さらに、その旨を許可の条件とし、これに違反した派遣元事業主の許可の取消しを行うことができるようにすること。また、有期雇用派遣労働者についても、派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、派遣契約の終了のみを理由として解雇してはならない旨を派遣元指針に明記すること。
- 3 クーリング期間経過後、派遣労働者の意向に反し、再び同一の組織単位の業務に派遣することは派遣労働者のキャリアアップの観点から望ましくない旨を派遣元指針に規定すること。また、派遣労働の利用は臨時的・一時的なものが原則であることから、その利用は3年以内が原則であることを明らかにすること。特に、派遣先が派遣可能期間の延長の是非を判断するに当たっては、必ず過半数労働組合等からの意見聴取を実施し、この原則を尊重すべきであることを周知徹底すること。また、派遣先による対応方針の説明等は労使自治の考え方に基づく実質的な話し合いができる仕組みの構築が目的であることを併せて周知すること。なお、過半数労働組合等からの意見聴取手続の適正かつ効果的な運用が常用代替防止のために重要な役割を果たすことに鑑み、過半数労働組合等が的確な意見を述べられるよう、事業所全体で受け入れた派遣労働者数の推移のほか、過半数労働組合等からの求めに応じ、部署ごとの派遣労働者数及び

派遣受入れ期間等の情報が派遣先から提供されることが望ましい旨を派遣先指針に規定し、周知徹底を図ること。さらに、国として過半数労働組合のある事業所の割合、意見聴取において過半数労働組合等から反対意見が出された割合及びその内容等の実態を把握するための調査及び分析を行うこと。なお、最初の派遣労働者の受入れに当たっては、過半数労働組合等にその受入れの考え方について説明することが望ましいことを周知すること。

- 4 改正後の第40条の2第4項の規定に基づき、過半数代表者から意見聴取を行うときには、過半数代表者が管理監督者である場合、投票、挙手等の民主的な方法によらず使用者の指名等の非民主的・恣意的方法により選出されたものである場合等については、意見聴取手続が適正でないと判断されることに鑑み、過半数代表者の適正かつ民主的な選出について、厳正な確認、必要な指導等を行うこと。また、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことを省令で定め、その違反に対しては厳正に対処すること。その状況によっては、不利益取扱いに関する規制の在り方について検討すること。さらに、意見を聴取した過半数代表者が民主的な方法により選出されたものではない場合については、事実上意見聴取が行われていないものと同視して、労働契約申込みみなし制度の対象とすること。なお、派遣先が意見聴取の過程及び結果並びに対応方針等の説明の内容について故意に記録せず又は記録を破棄した場合、意見聴取に当たり合理的な意見表明が可能となるような資料が派遣先から提供されない場合等については、法の趣旨に照らして不相当であることから、厳正に対処すること。
- 5 意見聴取手続において過半数労働組合等から反対意見が述べられた場合、派遣先は十分その意見を尊重するよう努めるべきであり、当該意見への対応方針を説明するに際しては、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供の受入れについて再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めるべき旨を派遣先指針に規定すること。さらに、2回目以降の延長に係る意見聴取において、再度反対意見が述べられた場合については、当該意見を十分に尊重し、受入れ人数の削減等の対応方針を採ることを検討し、その結論をより一層丁寧に説明しなければならない旨を派遣先指針に明記すること。
- 6 派遣可能期間の延長手続を回避することを目的として、クーリング期間を置いて再度派遣労働の受入れを再開するような、実質的に派遣労働の受入れを継続する行為は、過半数労働組合等からの意見を聴取しなければ3年を超えて派遣労働を受け入れてはならないとした立法趣旨に反する旨を派遣先指針に規定すること。

四、雇用安定措置について

- 1 雇用安定措置として講ずる内容について記載した労働契約のひな形を作成し周知すること。また、雇用安定措置のうちいずれの措置を講ずるかについては派遣労働者の意向を尊重することが重要である旨、特に派遣労働者が派遣先への直接雇用を望んでいる場合には直接雇用につながる措置を採ることが望ましい旨、及びキャリア・コンサルティングや労働契約の更新の際の面談等の機会を通じてあらかじめ派遣労働者の意向を確認し、早期に雇用安定措置の履行に着手すべきであることを派遣元指針に規定すること。また、派遣元事業主が行う派遣先に対する直接雇用の申込みの依頼は書面の交付等により行うことが望ましいことを周知すること。さらに、改正後の第30条第2項の雇用安定措置の対象となる派遣労働者については、派遣元事業主によって当該義務が適切に履行されるか、当該派遣労働者が希望しなくなるまでその効力が失われなことを周知徹底するとともに、義務を履行せずに労働契約が終了した場合であっても、同条第1項第4号の規定により、労働契約を継続して有給で雇用の安定を図るために必要な措置を講ずること等を通じて、その義務を履行しなければならないことについて、確実に周知徹底すること。
- 2 派遣元事業主と通算して1年以上の労働契約を結んでいた派遣労働者については、派遣契約の期間にかかわらず、雇用安定措置の対象となることを派遣元事業主及び派遣労働者に周知徹底し、雇用安定措置の適正かつ効果的な運用を担保すること。さらに、雇用安定措置については、派遣労働者の年齢や業務等によってその雇用の継続が困難な場合も含め、派遣元事業主の

履行を確保するよう厳正な指導等を行うこと。

- 3 雇用安定措置の実効性ある実施が派遣労働者の保護の観点から最も重要であることに鑑み、派遣元事業主が個々の派遣労働者に対して実施した雇用安定措置については、その内容を派遣元管理台帳に記載することで、派遣労働者に対するキャリア・コンサルティングや雇用安定措置に係る派遣労働者の意向の確認等にも積極的に活用するよう、派遣元事業主に対して指導すること。なお、派遣先に対して行った直接雇用の依頼については、派遣先からの受入れの可否についても併せて派遣元管理台帳に記載させること。
- 4 雇用安定措置の真に実効性ある実施により労働契約法第18条の無期転換申込権を得ることのできる派遣労働者を拡大することが、派遣労働の中では比較的安定的な無期雇用派遣労働者への転換を望む派遣労働者の希望をかなえることにつながることから、改めて同法第18条の立法趣旨を派遣元事業主に周知徹底するとともに、その適用を意図的・恣意的に逃れる行為は同法第18条の観点から脱法行為である旨を派遣元指針に規定すること。また、派遣元事業主が繰り返し派遣期間3年直前で派遣就業を終了させ、又は意図的に3年見込みに達しないように派遣契約を調整することにより雇用安定措置の義務逃れをすることは、雇用安定措置の立法趣旨に反する旨を派遣元指針に規定すること。さらに、そのような雇用安定措置の義務逃れをする派遣元事業主について繰り返し指導を行っても改善しない場合、事業許可の更新を認めない旨を許可基準に盛り込み、派遣元事業主の事業許可の更新を認めないこと。
- 5 雇用安定措置のうち、派遣先への直接雇用の依頼については、直接雇用の依頼を受けた件数に対して派遣先が直接雇用した人数が著しく少ない場合については、派遣先に対してその理由を聴取し直接雇用化の推進に向けた助言・指導を行うものとする。また、新たな派遣先の提供については、業務の内容や福利厚生等に係る就業の条件について、特に賃金、就業場所、通勤時間等に関して合理的と認められる目安を定め周知すること。

五、派遣労働者の待遇について

- 1 均衡を考慮した待遇を確保するため、派遣元事業主が派遣労働者の賞与や退職金等を含む賃金を決定するに当たって考慮し、勘案すべき内容について明確化するとともに、その周知を図ること。また、派遣元事業主は、派遣先との派遣料金の交渉が派遣労働者の待遇改善にとって極めて重要であることを踏まえ、交渉に当たるべきである旨を派遣元指針に規定し、その周知徹底を図ること。さらに、派遣先も、派遣料金を設定する際に就業の実態や労働市場の状況等を勘案し、派遣される労働者の賃金水準が派遣先の同種の業務に従事する労働者の賃金水準と均衡が図られたものになるよう努める旨を派遣先指針に規定すること。派遣労働者が待遇に関する事項等の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない旨を派遣元指針に規定し、派遣元事業主に対し厳正な指導監督等を行うこと。また、不利益な取扱いを受けた派遣労働者への救済措置の在り方について検討を行うこと。
- 2 均等・均衡待遇の在り方について検討するための調査研究その他の措置の結果を踏まえ、速やかに労働政策審議会において、派遣労働者と派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現のため、法改正を含めた必要な措置の在り方について議論を開始すること。その際、パートタイム労働法や労働契約法の関係規定も参酌して行うこと。
- 3 派遣元事業主に雇用される通常の労働者と有期雇用派遣労働者との間における、通勤手当の支給に関する労働条件の相違は労働契約法第20条に基づき、働き方の実態その他の事情を考慮して不合理と認められるものであってはならない旨を派遣元指針に規定すること。
- 4 派遣労働者が安心して働くことができる環境を整備するため、派遣先が派遣労働者の労働・社会保険への加入状況を確認できる仕組みを強化するほか、派遣労働者を労働・社会保険に加入させることなく事業を行う派遣元事業主に対して指導監督等を強化するなど、派遣労働者に対する労働・社会保険適用の促進を図ること。また、派遣労働者を労働・社会保険に加入させることを許可基準に加えることについて検討すること。
- 5 派遣労働者の育児休業の取得については、恣意的な判断や、誤解に基づく運用により派遣労働者の権利が不当に制限されることがないように、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律の内容を周知し、適切な指導等を行うこと。また、派遣労働者の育児休業の取得に向けた取組等が優良な派遣元事業主等に対する優良認定の仕組みを推進し、派遣労働者の育児休業の取得率が著しく低い派遣元事業主についての対策を検討すること。さらに、派遣労働者を始め非正規雇用労働者の育児休業の取得を促進するため、その取得状況や不利益取扱い等に係る実態を早急に把握するとともに、法制上の措置を含む取得促進のための実効性ある措置を講ずることを検討すること。その際、派遣労働者の育児休業については、育児休業からの復帰時の派遣先の確保など派遣労働者固有の課題があることを踏まえ、検討を行うこと。

六、キャリアアップ措置について

- 1 段階的かつ体系的な教育訓練等のキャリアアップ支援については、派遣労働者の正社員化や賃金等の待遇改善という成果につながるものとなるよう、派遣元事業主に対して助言等を行うこと。また、派遣元事業主が、個々の派遣労働者について適切なキャリアアップ計画を当該派遣労働者との相談に基づいて策定し、派遣労働者の意向に沿った実効性ある教育訓練等が実施されること、また、キャリアアップの成果は賃金表に反映することが望ましいことを周知すること。派遣元事業主に義務付けられる教育訓練については、その義務の具体的な内容を明確化するなどして周知するとともに、その履行が徹底されるよう適切な指導等を行うこと。さらに、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の内容について、派遣元事業主は、派遣労働者に周知するよう努めるべきであることを周知し、インターネット等により関係者に対して情報提供することが望ましい旨を派遣元指針に規定すること。
- 2 派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施状況については、事業報告、派遣元管理台帳等によって確認し、その実施について適切な指導監督等を行うとともに、事業許可の更新の際には重要なチェック項目としてその適正かつ誠実な実施を確認し、基準を満たさない場合には更新をしないことも含め厳正に対処すること。
- 3 派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施に当たっては、必ず有給かつ無償で行わなければならない旨を許可基準に盛り込むこと。また、その費用をマージン率の引上げによる派遣労働者の賃金の削減で補うことは望ましくないことを周知徹底すること。その義務違反に対しては、許可の取消しや更新をしないことを含め厳正に対処すること。また、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練を受けるために掛かる交通費については、派遣先との間の交通費よりも高くなる場合は派遣元事業主において負担すべきであることを周知すること。さらに、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練以外の教育訓練については、派遣労働者のキャリアアップのために自主的に実施すること、また、派遣労働者の負担は実費程度とし受講しやすくすることが望ましい旨を派遣元指針に規定すること。派遣労働者の参加が強制される場合、派遣労働者が当該教育訓練に参加した時間は労働時間であり有給とする必要があることを周知すること。
- 4 派遣労働者のキャリアアップのためには、キャリア・コンサルティングが効果的であることに鑑み、派遣労働者の意向に沿ったキャリア・コンサルティングが実施されるよう、派遣元事業主に対し指導等を行うこと。また、短期細切れ派遣が繰り返されるような登録型派遣や日雇派遣等の派遣労働者についても、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施及びキャリア・コンサルティングの提供は必須であること、その実施は労働契約が締結された状況で行われなければならないこと、そのため必要に応じて労働契約の締結・延長等の措置を講ずる必要があることを周知徹底すること。
- 5 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知については、周知した事項の内容を記録し保存することが望ましい旨を周知すること。また、派遣労働者の直接雇用化を推進するため、派遣先が派遣契約の終了後に派遣労働者を直接雇用する場合の紛争が起らないよう派遣元事業主に支払う紹介手数料の取扱い等については、派遣契約の記載事項として省令で定めること。さらに、派遣先が派遣労働者を正社員として採用するなど直接雇用しようとする際、それを派遣元事業主が禁止したり妨害したりすることは労働者派遣法の趣旨に反するものであることを明確化し、そのような派遣元事業主に対しては、厳正な指導を行うこと。

七、派遣先の責任について

- 1 派遣先の使用者性を認めた中労委命令及び裁判例について周知を図り、派遣先が苦情処理を行うに際しては、それらに留意する旨を派遣先指針に規定すること。また、派遣先において適切かつ迅速な処理を図らなければならない苦情の内容として、派遣先におけるセクハラ・パワハラ等について派遣先指針に例示すること。さらに、派遣先の団体交渉応諾義務の在り方について、法制化も含めた検討を行うこととし、その際、労働時間管理、安全衛生、福利厚生、職場におけるハラスメント、労働契約申込みみなし制度の適用等に関する事項に係る団体交渉における派遣先の応諾義務についても検討すること。
- 2 派遣元事業主の責めに帰すべき事由によって派遣労働者の労働義務が履行不能になった場合においては、民法第536条第2項の規定による反対給付や労働基準法第26条の規定による休業手当が確実に支払われるべきであることを、当事者を含む関係者に周知徹底すること。また、これらの場合における派遣労働者への賃金等の支払に関する実態の調査を行うこと。
- 3 派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為は、労働者派遣法の趣旨に照らし不適當な行為であることに鑑み、その禁止の義務化について検討すること。
- 4 労働契約申込みみなし制度の実効性を担保するため、派遣労働者に対してみなし制度の内容の周知を図るとともに、派遣労働者がみなし制度を利用できる状態にあることを認識できる仕組みを設けること。また、みなし制度の趣旨が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている派遣先への制裁及び派遣労働者の保護にあることに鑑み、派遣先は、労働者の意向を踏まえつつ、みなし制度の下で有期の労働契約が成立した後に当該契約を更新することについては、派遣元事業主と締結されていた労働契約の状況等を考慮し真摯に検討すべきであることを周知すること。さらに、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れてはならないとの禁止規定に違反した場合、事前面接を始めとする派遣労働者を特定することを目的とする行為を行った場合、グループ企業内派遣の八割規制に違反した場合等の派遣先の責任を強化するため、みなし制度の対象を拡大することについて検討すること。

八、その他

- 1 今後、労働者派遣法改正について、施行後の状況を踏まえ、その見直しについての検討を行う際には、今回の改正により新設された個人単位及び事業所単位の期間制限、雇用安定措置等の改正規定について、常用代替防止、派遣労働者の保護、雇用の安定等の観点から検討を行うものとする。
- 2 派遣労働者の安全衛生については、雇用関係のある派遣元事業主と、就業上の指揮命令や労働時間の管理を行っている派遣先の連携が不十分であることから、派遣労働者の安全衛生上のリスクに対して就業上の配慮が十分になされていない可能性があるため、派遣労働者の安全衛生について派遣元事業主と派遣先が密接に連携する旨を派遣元指針及び派遣先指針双方に規定すること。また、安全衛生教育の実施は事業者の法的義務であるが、その実施率は低く、特に派遣労働者に対する実施率は全労働者より低くなっていること、及び労働災害発生率の高い派遣労働者にこそ十分な安全衛生教育が実施される必要があることに鑑み、派遣元事業主及び派遣先による安全衛生教育の実施の徹底を図ること。
- 3 派遣労働者の労働関係法令に関する知識の修得の必要性を踏まえ、派遣元事業主から派遣労働者にその機会が与えられるよう指導等を行うこと。また、派遣先に対して、派遣先責任者講習等の機会を活用し、労働関係法令の遵守に必要な知識の付与を図ること。
- 4 個々の派遣労働者についての派遣元管理台帳の保管については、派遣労働者のための雇用安定措置、キャリアアップ措置等の着実かつ適正な実施を確保する観点から適切に行わせること。なお、キャリアアップ措置については、長期的・継続的に行う必要があるため、派遣元事業主が派遣労働者に関する情報を中長期的に管理する体制を整備することを求めること。
- 5 無期雇用派遣労働者の募集に当たっては、正社員の募集と誤認させることがないように指導等を徹底すること。
- 6 平成24年改正法の見直しの検討に当たっては、派遣労働者の保護や待遇が後退することとな

らないようにすること。また、雇用仲介事業の在り方の検討は、求職者及び労働者の保護や待遇が後退することとならないようにすること。また、職業安定法第44条に定める労働者供給事業の禁止については、行政による刑事告発を行うなど、指導監督に万全を期すこと。右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法の改正

1 職務発明制度の見直し

イ 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

ロ 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。

ハ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する事項について指針を定める。

2 特許法条約の実施のための規定の整備

外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができることとする等所要の規定の整備を行う。

3 特許料の改定

特許料を引き下げる。

二、商標法の改正

1 商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができることとする等所要の規定の整備を行う。

2 商標登録料等の改定

商標の登録料及び更新登録料等を引き下げる。

三、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定める。

四、経済産業省設置法の改正

職務発明制度の見直しに係る特許法の改正に伴う規定の整備を行う。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、改正後の特許料等の引下げに関する規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】(27.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 職務発明制度の見直しについては、従業者等と使用者等の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの必要性、目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。
- 二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利であることが保障されるとともに、企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫がいかされるよう経済産業大臣が定める指針において具体例等を例示すること。また、同指針の策定に当たっては、産業構造審議会等の構成員として、労使代表を始め幅広い関係者を参加させるとともに、職務発明制度に係る苦情処理の在り方等について明示するなど、企業の見込み可能性と従業者等の処遇との均衡を図るための適切な措置を講ずること。さらに、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用状況について適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。
- 三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直しについては、特許権等の取得・維持に係る中小企業・小規模事業者等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上で重要であることに鑑み、附則の見直し期間にかかわらず施行状況を見つつ、適宜検討・見直しを行うこと。
- 四 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策の更なる強化を図ること。
右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 27. 6. 11可決 参議院 6. 17経済産業委員会付託 7. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、営業秘密を不正に使用して生産された物の譲渡等に係る措置

不正競争の定義に、技術上の秘密を不正に使用して生産された物を譲渡する行為等（当該物を譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生産された物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者が譲渡する行為等を除く。）を追加する。

二、技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定する。

三、除斥期間の延長

営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利について、その行為の開始のときから20年で消滅するものとする。

四、罰則の見直し

- 1 営業秘密侵害に係る罰則について、罰金額の上限を2,000万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても5億円に引き上げる。
- 2 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密の不正開示が介在したことを知って当該営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者を、罰則の対象とする。

- 3 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密を違法に使用して生産された物を譲渡等した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることを知らないで譲り受け、当該物を譲渡等した者を除く。）を、罰則の対象とする。
- 4 営業秘密侵害に係る罰則のうち、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限を3,000万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても10億円に引き上げる。
- 5 営業秘密侵害について、その未遂行為を罰則の対象とする。
- 6 営業秘密侵害に係る罪を、非親告罪とする。
- 7 日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について、これを日本国外において不正に取得する行為等を、罰則の対象とする。
- 8 営業秘密侵害により生じた財産等を没収することができるものとする。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、除斥期間の延長に関する規定については、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【附帯決議】(27.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上を目的とした本法が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間及び官民の緊密な連携を図るとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りを行うために十全な体制の強化・拡充に努めること。また、今後の技術革新、諸外国の制度動向、経済社会情勢の変化等を踏まえ、「営業秘密管理指針」を含む営業秘密の保護の在り方等について不断の検証、見直しを行うこと。
- 二 今般の改正が広範多岐にわたること等を踏まえ、本法の内容や意義について、広く国民に周知徹底を行うこと。特に、営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、事業者及び労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、刑事罰の対象となる具体的行為類型を明確にするるとともに、事業者及び労働者の日常業務や正当な行為が処罰対象とならないことを指針等によって明示し、その趣旨・内容について、事業者及び労働者双方に周知を図ること。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進を図られるよう努めること。
- 三 中小企業の技術が我が国産業競争力の源泉であることを踏まえ、中小企業の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、営業秘密の流出防止対策を強化するとともに、オープン・クローズ戦略を始めとする知的財産戦略について普及啓発を推進し、相談体制の充実等の支援を行うこと。
- 四 営業秘密を始めとする知的財産の重要性に鑑み、アジアを中心とした新興国に対して、営業秘密侵害行為に関する取締り強化を積極的に働きかけること。また、新興国における営業秘密保護法制の早急な確立を促すための人材育成等に向けた支援を強化すること。
右決議する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 27.5.26可決 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道路運送車両法の一部改正

- 1 自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、自動車の基準等に関する国際協定の改正に対応し、自動車の車両単位での基準適合性を各国間で相互に承認するための制度を創設することとする。
 - 2 東京五輪特別仕様ナンバープレートなどの図柄入りナンバープレートを導入するため、自動車の所有者からの申請により、ナンバープレートの交換を可能とする制度を創設することとする。
 - 3 より迅速かつ確実なリコールを行うため、リコールの実施に必要な報告徴収及び立入検査の対象に装置製作者等を追加することとする。
 - 4 小型貨物自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものについて、新規検査等の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出があった場合には、国土交通大臣への現車の提示を省略することができることとする。
- 二 自動車検査独立行政法人法の一部改正
- 独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立するとともに、法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めることとする。
- 三 施行期日等
- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行することとする。ただし、一の3の改正は公布の日から、一の2及び4の改正は平成28年3月31日までの間において政令で定める日からそれぞれ施行することとする。
 - 2 独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止することとする。
 - 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 27.4.13農林水産委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 4.24可決)

【要旨】

本法律案は、競馬の国際化の進展による国内競走馬の海外競馬の競走への出走機会の増加等に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨規定の追加

この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

二、海外競馬の競走についての勝馬投票の実施

1 海外競馬の競走の指定

農林水産大臣は、公正を確保するための措置が講ぜられている海外競馬の競走のうち、国内で登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができることとする。

2 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

日本中央競馬会又は地方競馬主催者は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととする。農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、認可をするものとする。

三、農林水産大臣の権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三については平成27年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.4.16農林水産委員会議決)

近年、競馬の国際化の進展により、国内競走馬が海外競馬の競走に出走する機会が増え、国民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、海外競馬の競走について国内で勝馬投票券を発売できるようにするに当たっては、競馬の目的である畜産振興や地方財政等への貢献が十分に果たされるとともに、公正性の確保により競馬の健全性が維持されることが必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものの指定に当たっては、公正性の確保に関し、競馬に関する国際協約の遵守や当該競走の近年の運営における実績等明確な基準を設けるとともに、当該国政府等への確認を行うこと。

また、指定した海外競馬の競走について、その公正性に疑義が生じたときは、速やかに指定基準に照らしてその取消を検討すること。

二 海外競馬の競走について勝馬投票券の発売の申請を認可するに当たっては、パドックの映像を含め勝馬の予想を行うために十分な情報が国内で提供されるものに限ること。

三 強い競走馬づくりを推進するため、優良品種の生産に取り組む軽種馬生産農家への支援を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において高度な専門技術を持つ人材の育成等を支援すること。

四 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携及び日本中央競馬会との連携が一層推進されるよう指導するとともに、地方競馬の適切な施設整備等が講じられるよう指導すること。

五 勝馬投票券の発売対象に海外競馬の競走を追加することについて国民の理解を得られるよう、競馬による畜産及び社会福祉事業の振興等への寄与について具体的な実績を明らかにするとともに、新たな制度の趣旨と仕組みについて周知徹底を図ること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号) (先議)

(参議院 27.4.13国土交通委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 6.19可決)

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正

国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、法律の題名を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「新研究所」という。）に改称することとする。

二 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合することとする。

三 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

1 独立行政法人都市再生機構が複数の賃貸住宅の機能を集約するために行う建替えは、従前地及び隣接地に加え、近接地においてもできることとする。

2 独立行政法人都市再生機構は、民間事業者と共同して、建築物の建設及びその敷地の整備等に関する事業に対し、投資をすることができることとする。

四 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

独立行政法人奄美群島振興開発基金について、役員及び職員に守秘義務を課すとともに、罰則に関するみなし公務員規定を新設するほか、金融庁検査を導入することとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。
- 2 国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所並びに独立行政法人航海訓練所は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ新研究所及び独立行政法人海技教育機構が承継することとする。
- 3 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法、国立研究開発法人電子航法研究所法及び独立行政法人航海訓練所法は、廃止することとする。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(27.4.16国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 独立行政法人都市再生機構による近接地への建替事業等の実施に当たっては、居住者の声を十分に聴くとともに、居住者の居住の安定の確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮すること。
- 二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取組を一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。
- 三 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所の統合に当たっては、近年の内航船員の著しい高齢化や外航日本人船員の減少により、日本人船員の育成・確保が重要となっていることに鑑み、日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など万全の措置を講ずること。右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.5文教科学委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校等の専攻科の修了者について、大学に編入学できる制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育学校の創設

- 1 新たな学校の種類として、義務教育学校を設ける。
- 2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われる。
- 3 義務教育学校の修業年限は9年とし、6年の前期課程及び3年の後期課程に区分するほか、就学義務、設置義務の履行等について必要な規定を設ける。

二、義務教育学校の制度化に係る行財政措置

- 1 公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずる。
- 2 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又

は講師となることができる。

三、高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができる。

四、施行期日

本法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、本法律の公布の日から行うことができる。

【附帯決議】(27.6.16文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、義務教育学校の設置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。
- 二、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。
- 三、義務教育学校等における9年間の学びを地域全体で支えることの重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、学校運営協議会等、組織的・継続的な学校支援体制の整備及び活用に努めること。
- 四、児童生徒の人間関係の固定化や転出入への対応など小中一貫教育実施上の課題の解消に向け、政府は、各地域における取組事例を収集・分析・検証した上で、積極的な情報提供を行うとともに、課題解決のための指針の作成に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るよう努めること。
- 五、義務教育学校の設置等に当たっては、政府は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。
- 六、義務教育学校に係る教員免許状について、都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許状認定講習の積極的な開講等、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。また、政府は、併有する際の負担が過大なものとならないよう、必要な環境整備を積極的に行うとともに、教員免許制度の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 七、高等学校等の専攻科から大学への編入学を実施するに当たっては、政府は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現するための取組を積極的に支援すること。

右決議する。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(先議)

(参議院 27.4.13厚生労働委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 9.11可決)

【要旨】

本法律案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- 二 公共職業安定所は、求人者が学校卒業見込者であることを条件とした求人の申込みをする場合において、その求人者がした一定の労働に関する法律の規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表等の措置が講じられたときは、その申込みを受理しないことができる。

- 三 労働者の募集を行う者等は、学校卒業見込者等であることを条件とした募集を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。労働者の募集を行う者等は、学校卒業見込者等であることを条件とした募集に当たり、当該募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の職場への定着の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 五 国は、無業青少年に対し、その特性に応じた適職の選択等の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備等の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 六 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴等の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならない。
- 七 キャリアコンサルタントは、その名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。その試験に合格した者は、名簿に氏名等の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。
- 八 技能検定は、厚生労働大臣が検定職種ごとに行う。その実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。
- 九 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、二及び三は平成28年3月1日から、五、七及び八は平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（27.4.16厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、青少年の募集等を行う事業主に対して積極的な職場情報の提供を促すとともに、職場情報の提供を求めた応募者等に対する事業主による不利益な取扱いを防止するため、事業主に対する指導を徹底すること。また、職業紹介事業者に対しても、求人事業主に職場情報の提供を積極的に求めるよう促すこと。さらに、国及び地方公共団体についても、青少年雇用の主要な担い手であることに鑑み、職場情報の積極的な提供が行われるようにすること。
- 二、事業主に対する職場情報の提供の義務付けについては、情報の提供を求めることができる応募者等の範囲及び情報の提供を求める方法について、青少年の適職の選択に資するとの本法の趣旨が十分に担保されるものとする。また、応募者等が具体的な項目についての情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、応募者等が求めた情報を提供するよう事業主に促すこと。
- 三、労働者の募集に関する情報を提供する事業者は、青少年の適職の選択に資するよう事業を運営すべきであることに鑑み、労働者の募集に関する情報を提供する事業者に対し、募集を行う事業主に職場情報の積極的な提供を求めること、青少年に提供する情報の内容及び量が適当なものとなるよう配慮すること、青少年からの相談及び苦情に適切に対応すること等を積極的に周知し、指導すること。
- 四、一定の労働関係法令違反の求人者に対する公共職業安定所（ハローワーク）における求人不受理については、学校卒業見込者等求人に限定されることから、法の施行状況を踏まえ、不受理とする求人者の範囲及び不受理の対象となる求人者の範囲の拡大を検討すること。また、職業紹介事業者については、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいこと及びそのための具体的方法を青少年の雇用の促進等に関する法律第7条の指針（大臣指針）に明記するとともに、その周知徹底を図ること。
- 五、青少年の職場への定着の促進等に関する取組の実施状況が優良な事業主の認定制度については、現行の「若者応援宣言」事業との違いを明確にし、青少年の適職の選択に混乱を生じさせないように周知を徹底すること。また、基準を満たさない企業が認定されたり、基準を満たさなくなった企業の認定が維持されたりすることがないように、厳格な運用に努めるとともに、施行後の状況、効果等について検証を行い、制度の信頼性及び有用性を向上させる取組を進めること。一方で、

- 優良な中小企業が正しく評価されるよう、認定企業に対するインセンティブの拡充を図ること。
- 六、青少年に対し労働関係法令等に関する知識を付与するに当たっては、関係省庁が連携して確実な知識の習得を確保し得る施策を講ずることとし、学校教育における活用可能な教材及びツールの開発・提供、教職員研修の確保と必要な支援の提供、学校でのハローワーク職員等の外部講師等の受入れ及び職場体験前後など適切な時期におけるワークルールに係る教育の実施の促進等に取り組むこと。また、学校を退学した者に対しては、ハローワークや地方公共団体等関係者の連携において、労働関係法令等に関する知識を習得する機会が提供されるよう努めること。
- 七、地域若者サポートステーションについては、地域における無業青少年の職業的自立の支援の拠点として重要な役割を担っていることに鑑み、質の高い支援を継続的に提供できるよう、安定的な財源の確保等に努めること。
- 八、キャリアコンサルタントを登録制とし名称独占とするに当たっては、その資質を担保するため、キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能を確実に判定できるよう、キャリアコンサルタント試験の内容及び難易度について十分検討すること。また、就職活動に行き詰まり精神的に追い詰められる求職者が多い現状に鑑み、キャリアコンサルタントが、メンタルヘルスに関する知識を持ち、必要な場合は求職者に医師等への相談を勧められるよう、キャリアコンサルタントに対する教育及び情報提供を行うこと。
- 九、青少年が就職先の企業を選択するに当たっては、就業実態に即した正確な労働条件が企業等から示されることが重要であることから、青少年の募集採用段階における労働条件をめぐるトラブルを防止するため、固定残業代に係る割増賃金の計算の方法等、求人票等に具体的に明示すべき事項を大臣指針で明記するとともに、その周知徹底を図ること。また、固定残業代等において、求人票等に明示された労働条件と就業実態が相違する問題が依然多発している現状に適切に対処するため、その実態把握、裁判例の整理、法改正を含む対応策の検討を行うこと。さらに、ハローワークが青少年の相談等に適切に対応できる体制を整備すること。
- 十、青少年が安心して職業を選択できるよう、違法な長時間労働の繰り返しが認められる場合など若者の「使い捨て」が疑われる企業であって、社会的に影響力の大きい場合は、労働基準監督機関が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行うこと。
- 右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）

（衆議院 27.6.2可決 参議院 6.3地方・消費者問題に関する特別委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等に関する事項
住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 三、施行期日
この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）

（衆議院 27.6.30可決 参議院 7.3経済産業委員会付託 7.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貿易保険法の一部改正

1 会社の設立

会社は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とし、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

2 貿易保険引受基準及び再保険引受基準並びに引受決定

会社の保険引受けに国の政策を反映させるため、経済産業大臣は、貿易保険引受基準及び再保険引受基準を定めるものとし、会社は、一定の重要案件について、貿易保険又は再保険の引受けを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 財政上の措置

政府は、会社が、社債を発行し、又は資金を借り入れることによっても、なお資金調達が困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 監督

会社は、経済産業大臣が監督し、経済産業大臣は、法律を施行するため必要があると認めるとき等には、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

5 国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金

政府は、会社が外国政府等に関する貿易保険等に関して取得した債権等についてその免除等をした場合において、その免除等をしたことが我が国が締結した条約その他の国際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、その免除等をした債権等の額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができる。

6 政府の再保険の廃止

政府の再保険に係る規定を削除する。

7 その他

一定の海外事業を行うための国内事業者への融資を貿易保険の対象とする等の措置を講ずる。

二、特別会計に関する法律の一部改正

貿易再保険特別会計に係る規定を削除する。

三、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行する。

2 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、政府の再保険事業に関するものは、会社が承継する。

3 日本貿易保険は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

【附帯決議】（27.7.9経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、利用者ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発により職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の認可に当たっては、「天下り」の批判を受けることのないよう、これまでの政府方針を踏まえ、適材適所を徹底すること。

二 株式会社日本貿易保険の事業の監督を行うに当たっては、同社の経営状況等の情報公開につい

- て適切な措置を講ずるとともに、「経営の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。
- 三 貿易保険事業が、戦争やテロ等によって生じる通常の保険によって救済することのできない損失を填補するリスクの高いものであるとともに、中長期的に収支相償の原則により運営されることを踏まえ、新たに発足する株式会社日本貿易保険の責任準備金の適正な水準について会社設立までに検討し、結論を得ること。
- 四 我が国の経済協力及び国際協力の一環として、貿易保険に関して取得した債権等に対する債務削減が行われた場合には、その影響に係る負担を利用者だけに求めることのないよう、株式会社日本貿易保険に対し、債務削減額の全部又は一部に相当する交付金の交付に努めること。
右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.3地方・消費者問題に関する特別委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画の記載事項の追加等

地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。

- 1 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。）を整備する事業に関する事項
- 2 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域その他政令で定める区域を除く。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
- 3 2に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに関する事項
- 4 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法に規定する実施計画に従って整備された工場用地等のうち、内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。）に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

二、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

一の1の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の1の事業であって、一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人は、当該事業の実施に関する計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があるものとする。

三、地域再生土地利用計画の作成等

- 1 一の2の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、当該認定市町村の区域において、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的

かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、地域再生拠点形成のために誘導すべき集落福利等施設の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内にある農用地等の所有者等に対し、必要な援助を行うものとし、当該農用地等が地域再生土地利用計画に即して利用されていない又はそのおそれがある場合で計画の達成のため必要があると認めるときは、必要な勧告ができる。

3 地域再生拠点区域内における誘導施設の整備に関する事項等を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置を講ずる。

四、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

一の3の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、自家用有償旅客運送者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

五、遊休工場用地等に導入する産業の特例

認定地域再生計画に記載されている一の4の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

六、地域再生推進法人の指定の対象となる法人の追加

地域再生推進法人の指定の対象となる法人に、営利を目的としない法人を追加する。

七、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用状況その他の新法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.6.17地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが急務であることに鑑み、必要な予算の確保を始め、一層の支援措置の拡大等に努めること。

二、本法施行後3年の見直しに合わせ、特に地方活力向上地域特定業務施設整備事業については、その効果についてまち・ひと・しごと創生法の目的にある「東京圏への人口の過度の集中を是正」する観点を踏まえ検証を行い、その結果に基づいて、必要に応じて地方活力向上地域の範囲も含めた規定の見直しを行うこと。

三、医療、福祉、教育等のサービス産業による地域活性化政策を中軸に据えた国の長期計画を、地域住民の視点に立って検討すること。

四、地方経済の再生、雇用の創出を強力に推進するため、各省庁において実施している施策を地方の視点から調整し、地方創生の実現に向け政府一体となって取り組むこと。

五、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じてきていることを踏まえ、医療、介護、教育、ガソリン、電力、金融、通信、交通、郵便などに係るユニバーサルサービスの提供に関し、その維持・確保のための手段及び責任の所在等について、各省庁の施策を一体的に捉えた上で、それらの基本的在り方を検討すること。

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するような地域医療・介護提供体制が整えられるよう各省庁が連携して取り組むこと。

右決議する。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 27.7.7可決 参議院 8.31内閣委員会付託 9.4本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、各省等への総合調整権限の付与

1 国家行政組織法の一部改正

ア 省は、各省大臣の分担管理する行政事務及び当該大臣が掌理するイの行政事務をつかさどる。

イ 各省大臣は、行政事務を分担管理するほか、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。

ウ 各省大臣は、イの事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告すること等ができる。

2 各省等設置法等の一部改正

ア 各省は、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

イ 各省は、アの任務を達成するため、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

ウ 国家公安委員会、金融庁及び消費者庁についてア及びイと同様の措置を講ずる。

二、事務の移管（内閣府設置法等の一部改正）

1 内閣官房から内閣府に、知的財産戦略推進事務局など5つの事務等を移管する。

2 内閣府本府から各省等に、食育推進など9つの事務等を移管する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.9.3内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 複雑化・多様化した経済社会情勢の急速な変化等に対応するためには、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現することが求められる。そのため、今後も内閣官房及び内閣府の業務の在り方に加え、省庁の編成や国、地方の役割分担を再検討するなど業務の不断の見直しに積極的に取り組むこと。

二 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を実効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の利害や制約にとらわれ、内閣としての一体性を損なうことのないよう万全を期すること。

三 各省庁に特定の内閣の重要政策に関する総合調整機能が付与されることに鑑み、内閣及び内閣総理大臣がリーダーシップを発揮できるような的確に補佐し、幅広い視野に立って総合調整事務を担うことができる人材の育成に取り組むとともに、府省の枠を超えて戦略的に人材を配置するなど、政府全体として適切な人事管理を推進すること。

四 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によって追加する場合には、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

五 内閣の重要政策に関する企画立案機能の強化に当たり、地域活性化や政府関係機関の地方移転の取組などを通じ、地方を含む関係者の意見や施策の現場の状況を十分に把握するよう努めること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7内閣委員会付託 9.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共施設等運営権実施契約

公共施設等運営権者は、国又は地方公共団体から職員の派遣を受け入れる場合には、公共施設等の管理者等との間で、当該派遣職員が従事する業務の内容及び期間等をその内容に含む公共施設等運営権実施契約を締結しなければならない。

二、派遣職員に係る特例

当該派遣職員が、公共施設等運営権者の職員として、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事した後、再び国又は地方公共団体の職員となった場合における退職手当の取扱い等について、他の職員との均衡を失することのないよう、国家公務員退職手当法等の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.9.10内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 指定管理者制度や包括的民間委託など多様な手法を活用し、官民連携事業の推進に努めること。また、手法の選択及び民間事業者の選定においては手続の透明性が確保されるよう十分に留意すること。
- 二 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者からの要請を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すこと。
- 三 公共施設等の整備等に当たっては、公費負担の抑制の観点からも、事業規模に応じ、また地域の実情を踏まえ、事前に官民連携事業での実施可否を検討する仕組みの構築について検討すること。

右決議する。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 27.5.19可決 参議院 5.20財政金融委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者(届出者)について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、届出者の要件等

- 1 届出者の欠格事由（金融商品取引業の登録取消しや特例業務の廃止命令を受けてから5年間は特例業務を行うことができないこととする等）を定める。
- 2 届出書の記載事項を拡充するとともに、届出書等の公表に関する規定を設ける。
- 3 実態を伴わない適格機関投資家を排除するため、特例業務における適格機関投資家の範囲や要件の設定を可能とする。

二、届出者に対する行為規制の拡充

- 1 届出者に対し、適合性の原則（顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止）やリスク等の説明義務を新たに定めるなど、行為規制を拡充する。
- 2 届出者に対し、事業報告書の作成及び当局への提出、帳簿書類の作成及び保存等を義務付ける。

三、問題のある届出者への行政対応等

届出者に対する監督上の処分として業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を可能とするとともに、無届出者等に対する罰則を強化する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.5.26財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。
- 一 本法による制度の運用に当たっては、いわゆるプロ向けファンドをめぐる投資者被害を抑止するため、一般の個人に被害が生じないよう販売可能な投資者の範囲を適切に限定するとともに、引き続き投資者に対する注意喚起や理解啓発に努めるなど、投資者保護に万全を期すこと。
また、ファンドがリスクマネー供給に果たす役割の重要性に鑑み、ファンドに対する投資者の信頼を確保しつつ、創業・起業期や新興期等の段階にある企業に対して円滑かつ適切な成長資金の供給が行われるよう配慮すること。
- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する金融商品取引法の趣旨を踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。
- 一 証券市場の健全な発展及び新規公開の品質向上に資するため、引受審査を行う証券会社において利益相反が生じないよう留意するとともに、証券取引所における上場審査を強化するなど、投資家の信頼確保を図ること。その際、新規上場の促進にも配慮しつつ、成長企業への円滑な資金供給に向けた更なる環境整備に努めること。
- 一 近時におけるプロ向けファンドをめぐる多数の法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。また、海外の業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。
その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。
右決議する。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第58号)

(衆議院 27.6.4可決 参議院 6.18国土交通委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととする。
- 二 政令で定める規模以上の大規模な非住宅建築物（特定建築物）について、新築時等における省エネ基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保することとする。
- 三 特定建築物以外の一定規模以上の建築物について、新築時等における建築物のエネルギー消費性能確保のための計画の届出義務を課し、これが省エネ基準に適合しないときは、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができることとする。
- 四 国土交通大臣は、一定戸数以上の一戸建ての住宅を新築する事業者が、最も優れている新築一戸建て住宅のエネルギー消費性能等を勘案して定める基準に照らして住宅のエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要がある場合に、勧告等を行うことができることとする。
- 五 エネルギー消費性能の優れた建築物について、所管行政庁による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けて容積率の特例を受けることができることとする。
- 六 省エネ基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、二、三、四及び一部の規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(27.6.30国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果を分かりやすく説明し、本法施行への協力を求めるとともに、今後予定される建築物の省エネ基準適合義務の対象拡大について理解の促進を図ること。
- 二 建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとする。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政庁その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。
- 三 今後の適合義務の対象拡大に当たっては、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進すること。また、所管行政庁において届出制度が的確に運用されるよう、実情を把握した上で必要な支援を行い、適合率の向上を図ること。

- 四 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続の一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。あわせて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。
- 五 建築物の省エネ基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすること。
- 六 建築物のエネルギー消費性能について、統一かつ分かりやすい表示の方法を早期に確立するとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。あわせて、建築物の設計者に対し、建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。
- 七 住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの防止など居住者の健康の維持・増進や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表するとともに、国民の理解を深めるよう努めること。また、住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。
- 八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。
- 九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等に当たっては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。
- 右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 27.6.11可決 参議院 6.12環境委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

東日本大震災の発生後の被災地の廃棄物処理に関する課題として、事前の備えが不十分であったこと、このため、災害発生初期段階で関係者が十分に機能・能力を発揮できなかったこと、さらには、国が速やかに処理の指針を示し、それを実施するための特例措置を講じて、円滑・迅速な処理を促すことができなかったことなどが浮上した。政府は、これらの課題を、近年の災害の教訓も踏まえて解決するため検討したところ、国、地方公共団体、民間事業者等、廃棄物処理に関係する者が、それぞれ主体的に、連携・協力した上で、平時から災害に備える必要があること、また、その平時の備えを災害発生後に実際に活用し、実現するための制度的担保が必要であることが明らかとなり、さらに、大規模災害に備え、地方公共団体だけでは処理しがたい場合を想定し、国が自ら処理に当たるための制度が必要である、との結論に至った。

本法律案は、これら制度的な担保が必要なものについて法制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平時の備えを中心としつつ、通常起こり得る規模の災害対応も含めた廃棄物処理における災害対策の強化として、災害時においても適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を図るとの基本理念を明確にするとともに、国、地方公共団体、事業者等、災害時の廃棄物処理に関わる者の連携・協力の責務を明確にした上で、その担保として、国が策定する基本方針等の規定事項として、災害に向けた備えを追加することとする。また、通常規模の災害が発生したときの円滑・迅速な廃棄物処理に向けて、災害廃棄物の処分に係る仮設処理施設の設置手続を簡略化するなど、所要の措置を講ずるものとする。

二、大規模災害時の廃棄物処理対策の強化として、大規模災害が発生したときは、通常規模の災害への対策に加えて、政令による指定を受けて、環境大臣が、当該災害により生じた廃棄物について処理に関する基本的な指針を策定することとする。

三、以上の措置及び既存の特例措置によってもなお不十分であるときは、環境大臣が、一定の要件の下、被災地域にある市町村の長からの要請を受け、当該市町村における災害廃棄物の処理を自ら代行することができることとする。

四、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

【附帯決議】（27.7.9環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、今回の法改正に盛り込まれなかった放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制について、早急に法整備を含めた対応を検討し、万が一原子力災害が起きた場合に備えること。

あわせて指定廃棄物の処理について各地域で混乱を招いていることから、処理促進についての法整備を含めた議論を加速化し、早急に対策を講ずること。

二、非常災害時の廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、廃棄物の発生状況の把握から最終処分に至るまで、関係者による適切な役割分担及び相互の協力が確実に実施されるよう、今後策定するとされている「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」等により、国、都道府県、市町村それぞれが果たすべき役割、民間事業者に対して求める協力の内容等について具体的に示すとともに、国がリーダーシップを確実に発揮できるよう体制整備に努めること。

三、地方自治体において、災害時の廃棄物処理に係る事前の備えとして、仮置場の確保の方策等を定める「災害廃棄物処理計画」の策定率が3割程度にとどまっていることから、発災時の適正かつ迅速な対応を可能とするために、同計画の策定が加速されるよう、地方自治体に対する支援に万全を期すること。

四、災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災の際の教訓も踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理を大前提としつつ、地域の実情や経済性も考慮した上で、必要に応じて実施するものとする。その際には、廃棄物の処理が効率的に行われることとなるよう、関係地方自治体、民間事業者等と協議するとともに、国民の理解を得るために十分な説明を行うこと。

五、廃棄物処理施設の設置等に係る手続の簡素化、処理の再委託及び再生利用については、不適正処理を誘発することのないよう、厳格な条件を付すなど適切な措置を講ずること。

六、大規模災害における災害廃棄物の処理には莫大な費用が必要になることから、地方自治体の負担に対する不安を払拭するためにも、十分な財政上の措置を講ずるよう努めること。

七、東日本大震災では既存の廃棄物処理施設が地震や津波で損壊し、処理が遅れたことから、地震や水害で稼働不能とならないよう施設の強靱化に向けた整備、予算の確保など十分な災害対策を講ずるよう努めること。

また、地域の災害対応拠点となる廃棄物処理施設について、避難所等への電気や熱エネルギーの供給施設としても機能することとなるよう、地方自治体の取組を支援すること。

八、大規模災害発生時には、甚大な被害により被災地域のみで処理体制を確保することが困難な場合も想定されるため、事態の推移に応じた災害廃棄物の発生量の推計及びその処理に係る最新の科学的・技術的知見を集積し、被災地域を支援するための体制を整備すること。

また、自然生態系の有する防災・減災機能が災害廃棄物の発生を抑制し、被災地域の負担軽減に資することから、今後のインフラ整備において活用するよう努めること。

九、今回の法改正に基づいてとられる措置については、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するとの法整備の趣旨が完遂されるよう、今後の災害廃棄物等に関する知見の拡充並びに地方自治体等の実施した措置及び体制等の状況を踏まえ、継続的に見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第60号) (先議)

(参議院 27.4.13法務委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 8.27可決)

【要旨】

本法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めるとともに、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 二 矯正医官が、矯正施設の外の病院又は診療所等において診療を行う兼業について、正規の勤務時間において行う場合や報酬を得る場合であっても、法務大臣の承認によって行うことができることとする。
- 三 法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、公務の能率の向上に資すると認める場合には、いわゆるフレックスタイム制によって勤務時間を割り振ることができる。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.4.16法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 矯正施設における適切な医療の提供は、被収容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。
- 二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、女性医師にとって、家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、女性医師の矯正医官への積極的な登用を進めるとともに、物的設備面においても、女性医師が矯正医官として勤務しやすい環境整備を進めること。
- 三 矯正医官の兼業の許可の特例については、医師が医療を通じて地域社会における公衆衛生の向上等に協力し、国民の健康な生活を確保するという公共的な使命を負う者であり、また、他の医療機関等において医療行為等を行うことが医療知識・技術の維持・向上にも資するということから兼業を広く認めるといふ本法の趣旨を踏まえ、これにより矯正医官の職務遂行に不都合が生じることのないよう、適正な運用に努めること。
- 四 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国家公務員及びそれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。
右決議する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 27.7.31可決 参議院 8.3経済産業委員会付託 8.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、後継者が贈与を受けた株式等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等する制度において、後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

1 遺留分特例制度の親族外への拡充

イ 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨等の定めをすることができる。

ロ イの合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

ハ 推定相続人と後継者との間の衡平を図るための措置等に関する定めをする場合には、書面によってしなければならないが、また、この合意として、後継者以外の推定相続人が旧代表者からの贈与等により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

2 指導及び助言

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者、後継者その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行う。

二、小規模企業共済法の一部改正

1 共済事由の引上げ

イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が、その配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したときの共済事由を引き上げる。

ロ 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、65歳以上でその会社等の役員でなくなったときの共済事由を引き上げる。

2 小規模企業共済制度の利便性の向上

イ 共済契約の申込みに際して添えなければならない申込金を廃止する。

ロ 共済契約者からの掛金月額減少の要件を廃止する。

ハ 分割払の方法による共済金の支給月数を変更する。

ニ 共済金の支給を受けるべき遺族を追加する。

ホ その他、契約の解除の例外の追加及び掛金納付月額の通算に係る措置を講ずる。

三、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

中小企業者の経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行う業務を追加する等の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.8.6経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置については、制度創設以来地域や企業規模毎に活用件数の差があることを含め、全体として必ずしも十分に活用されているとは言えない状況を踏まえ、中小企業支援を担う各関係機関とも協力しながら、制度の存在や利点及び手続方法等について中小企業に十分認知されるよう周知徹底に努めること。

二 相続税及び贈与税の納税猶予制度については、本年1月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。

三 小規模企業共済については、資産の安全かつ確実な運用を行うとともに、加入者数の増加に努めながら、収支の安定化については制度の長期的安定の確保に最大限の努力を払うこと。また、予定利率の変更や付加共済金の支給率の決定等については、加入者のニーズに応えるとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

右決議する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 27.5.29可決 参議院 6.1総務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便に関する料金の届出手続に関し、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、事前届出制を改め、事後届出制とするとともに、一般信書便役務に関する料金の届出手続に関し、併せて手続の緩和を図ることとする。
 - 二、特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、長さ、幅及び厚さの合計が73センチメートルを超える信書便物を送達する信書便の役務及びその料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便の役務を特定信書便役務とすることとする。
 - 三、総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合において、特定信書事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすことにより、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化することとする。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.6.4総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵政民営化法の規定に基づき、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社がユニバーサルサービスとして、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持し、並びに、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、これらの責務の履行の確保を図るため、必要な支援及び環境整備を行うこと。
 - 二、郵政3事業において、サービスの公共性に鑑み、適正な雇用環境や健全な事業基盤が確保されるよう配慮すること。
 - 三、信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。
- 右決議する。

民法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.29内閣委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家戦略特別区域法の一部改正

1 学校教育法等の特例

国家戦略特別区域会議が、公立国際教育学校等管理事業（都道府県等が設置する中学校、高等学校又は中等教育学校のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして一定の基準に適合するものの管理を、私立学校法に規定する学校法人等であって、当該学校の管理を担当する役員が必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するものに行わせる事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、都道府県等は、条例の定めるところにより、指定した法人に当該学校の管理を行わせることができる。

2 児童福祉法等の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域限定保育士事業（保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士の資格を定める事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者は、当該事業実施区域において、一定の期間は国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

3 出入国管理及び難民認定法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（家事支援活動を行う外国人を、一定の基準に適合する本邦の公私の機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。）又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（外国人が創業活動を行うことを促進する事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動又は創業活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があった場合には、在留資格認定証明書を交付することができる。

4 都市公園法の特例

国家戦略特別区域会議が、都市公園占用保育所等施設設置事業（保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、都市公園を占用して、保育所等の社会福祉施設を設置する事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、2年以内に当該事業に係る保育所等施設のための都市公園の占用許可申請があった場合には、都市公園の公園管理者は、一定の基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

5 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（研究機関と連携し、業として、医薬品等の研究開発において試験等の用途に用いる物を製造する事業であって、一定の要件を満たすものをいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該事業を行おうとする者は、血液を原料とした研究用具の業としての製造を行うことができる。

6 1から5のほか、公証人法、医療法、水産業協同組合法、国有林野の管理経営に関する法律、国家公務員退職手当法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律及び特定非営利活動促進法の特例に関する措置を追加する。

7 設備投資減税等に関する課税の特例に関する措置を追加する。

二、構造改革特別区域法の一部改正

1 道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例

地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者が当該道路の運営を行うことができるものとする。

2 1のほか、通訳案内士法の特例に関する措置を追加する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)

(衆議院 27.4.24可決 参議院 5.11総務委員会付託 5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信事業の登録について、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人が特定の者と合併をする場合等にあつては、その更新を要することとともに、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対して一定の行為を禁止する規定の緩和等の措置を講ずる。

二、総務大臣が指定する電気通信役務又は有料放送の役務の提供に関する契約を締結した利用者又は国内受信者は、書面により当該契約の解除を行うことができることとするほか、電気通信事業者、有料放送事業者又は媒介等業務受託者に対し、これらの役務等の契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止する。

三、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものを提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこととする。

四、本邦に入国する者が、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を持ち込み、これを使用して無線局を開設しようとする場合には、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととする。

五、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画の認定において電気通信事業の登録を要件とするとともに、当該登録が取り消された場合等に当該認定を取り消すこととする。

六、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改める。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.5.14総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、新たに総務大臣への届出が義務付けられる卸電気通信役務については、公正な競争を促すことが、消費者による安定した電気通信サービスの安価な利用に資することに鑑み、公平かつ適正な提供が行われているか、継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

二、電気通信事業法第30条に規定する禁止行為については、公正競争に与える影響が大きいに鑑み、当該行為が行われていないか、競争事業者等の意見も聴取した上で継続的な監視・検証を

十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

三、新たに導入される電気通信サービス及び有料放送サービスの初期契約解除制度等については、その内容に関するわかりやすい情報が利用者及び受信者に提供されるよう取り組み、関係事業者等にも指導すること。また、店頭販売やインターネット等の通信販売において、利用者及び受信者に対して混乱を防ぐ措置についての事業者自らの取組状況も踏まえ、過度な規制とならないよう省令等の制定に当たって十分に配慮すること。さらに、電気通信サービス等に対する苦情を減らすため、総務省、消費者庁等の関係各省庁が緊密に連携するとともに、必要に応じ関係事業者等に対して十分な指導を行うこと。

四、消費者が自由な選択に基づいて購入できる環境を確保し、良質なコンテンツの流通を促進するために、販売代理店におけるアプリケーション等のコンテンツ販売が公平に行われるよう、販売の状況について注視すること。

五、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を見据え、我が国の魅力向上・発信を図る観点から、訪日外国人にとっても利用しやすく、高品質なICT環境の実現に向けて、引き続き必要な施策を講ずること。

右決議する。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)

(衆議院 27.7.31可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法を変更する等社会福祉事業等に従事する者の確保を促進するための措置を講ずるとともに、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行う場合の責務について定める等の措置を講じようとするものである。

医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 27.8.7可決 参議院 9.9厚生労働委員会付託 9.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができる。

二 参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人とする。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。

三 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならない。また、当該法人は、理事会及び社員総会の承認を受け、これを公告しなければならない。

四 医療法人への理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定するとともに、社員総会等の機関に関する所要の規定を整備する。

五 医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。）は、都道府県知事の認可を受けて、分割することができる。

六 医療法人が2以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、当該病院の所在地の都道府県知事が社会医療法人の認定を行うことができる。

七 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四、五及び六については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.9.15厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、病床の過剰な削減を防ぎ、医療機能の必要量の適切な推計に基づく地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域医療連携推進法人の認可及び監督を実施する都道府県に対し、適切な指針の提示、医療政策人材の育成等の必要な支援を行うこと。

二、地域医療連携推進法人が地域医療に及ぼす影響に鑑み、地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進に当たっては、規模や資本の大小にかかわらず参加法人の意思が十分に尊重されるとともに、地域住民に必要な医療が確保されるよう留意すること。

三、地域医療連携推進法人の代表理事については、医師又は歯科医師を選任することを原則とすること。また、医師又は歯科医師以外の者を代表理事とする場合でも、営利法人等との利害関係、利益相反を厳重にチェックし、医療の非営利性を損なわないようにすること。

四、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならない医療法人の基準を厚生労働省令で定めるに当たっては、医療法人の事務負担及び費用負担に配慮しつつ、経営の透明性及び健全性が十分確保されるものとする。また、必要に応じて基準の見直しを図ること。

五、社会医療法人においては公募による社会医療法人債の発行、地域医療連携推進法人においては資金の貸付けや出資が可能であることに鑑み、外部監査の対象となる医療法人においては、内部統制の構築や内部監査体制の構築ができるよう必要な措置を講ずること。

六、本法の施行後5年を経過した場合に、本法による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるときは、地域医療連携推進法人制度が地域医療構想の達成のために有効に機能しているか、地域の医療提供体制に過不足が生じていないか等について十分検討し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

労働基準法等の一部を改正する法律案(閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の利用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第70号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個

人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講じようとするものである。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(閣法第71号)

(衆議院 27.6.30修正議決 参議院 7.3農林水産委員会付託 8.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業協同組合法の一部改正

1 組合の事業運営原則の明確化

農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととともに、農畜産物の販売その他の事業において高い収益性を実現し、その収益を事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるように努めなければならないこととする。

2 理事の構成

農業協同組合の理事の定数の過半数は、原則として、認定農業者又は農畜産物の販売その他の事業若しくは法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。

3 組合の組織変更等

組合は、信用事業及び共済事業を除く事業について組合を設立する新設分割並びに株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合及び医療法人への組織変更ができることとする。

4 農業協同組合中央会制度の廃止

農業協同組合中央会制度を廃止し、この法律の施行日から3年6月を経過する日までの期間内に、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができることとする。

5 信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないこととする。

二、農業委員会等に関する法律の一部改正

1 農業委員会の事務の重点化

農業委員会は、農地法等の法令に基づく事項のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行うこととし、農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しないこととする。

2 農業委員の選出方法の変更

農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命することとともに、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、原則として、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないこととする。

3 農地利用最適化推進委員

農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととし、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととする。

4 農業委員会ネットワーク機構

農林水産大臣又は都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業委員会相互の連絡調整等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定できることとする。

三、農地法の一部改正

農地を所有できる法人の要件に関し、農業者以外の構成員の有する議決権の要件について総株主の議決権等の2分の1未満まで認めることとするとともに、役員の仕事要件についてその法人の役員等のうち1人以上の者が農作業に農林水産省令に定める日数以上従事すれば足りることとする。

四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。

2 政府は、准組合員の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(27.8.27農林水産委員会議決)

戦後設立された農協と農業委員会は、幾多の変遷を経ながら、我が国農政の根幹としての役割を果たしてきた。

しかしながら、この間の我が国経済社会の変貌や、地方の農業を取り巻く構造変化の中で、自主的な改革も含めて、多くの改革が求められるに至っており、技術革新・6次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じた農業の成長産業化、更なる地域振興、多様な農業の発展と農家所得の向上などその成果を着実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を生かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を進めることができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

こうした中で、長い歴史を有し、地域と共に存在してきた農協と農業委員会の改革に当たっては、当委員会でも出された多くの意見を踏まえ、関係者の不安を払拭し、着実な推進を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農協改革の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達が確実に達成されるよう、協同組合組織の発展を進める中で、農協が自主的な改革に全力で取り組むことを基本とすること。
- 二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるようにすること。
- 三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、農業協同組合法第1条の目的を踏まえるとともに、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分踏まえること。

また、改正後の農業協同組合法第7条について、准組合員の事業利用を規制するものでないことなど、その改正趣旨を適切に周知すること。

四 農業協同組合法第1条は「農業者の協同組織の発達を促進すること」を旨としており、その観点から、農協の組織変更は、あくまで選択であり、決して強制的なものではないことを周知徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。

五 農協・全農等は、経済界との連携を図り、農業・食品産業の発展と農家所得の向上に資する経済活動を積極的に行うようにすること。

六 農協、信連及び農林中金は、担い手等の新しい資金需要に適切に応えられるよう農業融資に積極的に取り組むこと。

七 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、農協の監査費用の実質的な負担を増加さ

せない等の配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、試験的な実証を行うなど万全の措置を講ずるとともに、農業協同組合監査士の専門性が生かされるよう配慮すること。

八 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。

九 農協等、我が国協同組合の目的・理念について、国民的理解が深まるよう努力すること。

また、農業団体は、食料・農業・農村基本法において基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとするとしてされていることに鑑み、農業団体に関する政策を含む、具体的農業政策の決定に当たっては、食料・農業・農村基本法の施行に関し調査審議する食料・農業・農村政策審議会の意見を尊重すること。

十 農協系統組織は、その構成員のための組織であるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。

十一 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮し、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、定数を上回った場合に関係者の意見を聴くなど、適正な手続により公正に行われるようにすること。

また、女性・青年が農業委員に積極的に登用されるよう、制度の趣旨を周知徹底し、働きかけを行うこと。

十二 農業委員及び農地利用最適化推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準にすること。また、農業委員及び推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。以上を実施するため十分な予算を確保すること。

十三 農業委員会は、農地中間管理機構との連携を強化し、農業委員と農地利用最適化推進委員の適切な役割分担と連携の下に、委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。

十四 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにするとともに、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構が関係行政機関に対し提出する意見において、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること。

十五 現場から距離を置いたところで判断するという農地転用許可制度の基本的考え方に鑑み、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取が義務化されていない30アール以下の農地についても、その意見聴取を活用できることの周知を図ること。

十六 農業生産法人の構成員要件の緩和に伴い、農地が農外資本に支配されることがないように、制度を適切に運用すること。

右決議する。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 27.7.16可決 参議院 7.27我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 9.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和

及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊法の一部改正

- (一) 防衛出動の対象となる事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を追加する。
- (二) 外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置を新設する。
- (三) 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定を整備する。
- (四) 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供のための規定を整備する。
- (五) 国外犯に係る罰則規定を整備する。

二、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

- (一) 国際平和協力業務の実施又は物資協力の対象として新たに国際連携平和安全活動を追加する。
- (二) 国際平和協力業務に、防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体等に対する危害の防止等の業務、国際連合平和維持活動等に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の業務その他の新たな業務を加えるとともに、その他国際平和協力業務の実施等のために必要な事項を定める。

三、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正

我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動その他の重要影響事態に対応するため必要な措置を実施するために必要な事項を定める。後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

四、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正

重要影響事態又は国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し必要な事項を定める。

五、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態である存立危機事態への対処について、基本となる事項を定める。

六、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正

武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定める。

七、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正

武力攻撃事態等を終結させるために実施する措置等の「対処措置等」の定義に、外国軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動を追加する。

八、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正

存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する所要の規定の整備を行う。

九、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正

存立危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関する所要の規定の整備を行う。

十、国家安全保障会議設置法の一部改正

国家安全保障会議の審議事項及び同会議への必須諮問事項を拡充する。

十一、施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) その他所要の調整規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行う。

【附帯決議】(27.9.17我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議決)

日本国憲法の下、我が国の戦後70年の平和国家の歩みは不変であった。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたって守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかかな状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たって国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行おうとするときは、改めて国会の承認を求めること。

また、政府が国会承認を求めるに当たっては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について180日ごとに国会に報告を行うこと。

五、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下でのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第73号)

(衆議院 27.7.16可決 参議院 7.27我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 9.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、協力支援活動及び捜索救助活動は現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする事、外国の領域における対応措置については当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限り実施するものとする事等を定める。
- 二、この法律に基づき実施される対応措置を協力支援活動及び捜索救助活動並びに国際平和共同対処事態に際して実施する船舶検査活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとする。
- 三、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施並びに捜索救助活動の実施等を定める。
- 四、基本計画には、国際平和共同対処事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取組の状況、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由その他対応措置の実施に関する基本的な方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとする。
- 五、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。
- 六、内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないこととする。内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて7日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて7日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこととする。
- 七、内閣総理大臣は、国会の承認を得た日から2年を経過する日を超えて引き続き対応措置を行おうとするときは、当該日の30日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びその時までに行った対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないこととする。
- 八、防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければなら

らないこととする。

九、協力支援活動又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者等の生命又は身体の防護のために一定の要件に従って武器の使用ができることとする。

十、この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】(27.9.17我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議決)

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第72号)と同一内容の附帯決議が行われている。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 27.6.16可決 参議院 6.17災害対策特別委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)の策定及び警戒避難体制の整備について規定するとともに、生命及び身体の安全を図る対象となる者の例示として、登山者を加えることとする。
- 二 内閣総理大臣は、基本指針を定めなければならないこととする。
- 三 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定することができることとする。
- 四 警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、都道府県知事及び市町村長、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、火山専門家等から成る協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。
- 五 地方防災会議は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会の意見を聴いた上で、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達、住民等がとるべき避難のための措置、避難場所及び避難経路、救助に関する事項など警戒避難体制の整備に関する事項を定めなければならないこととする。また、市町村長は、火山情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項などを記載した印刷物の配布等の措置を講じなければならないこととする。
- 六 警戒地域内の集客施設及び主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画(避難確保計画)を作成するとともに、これに基づき避難訓練を行わなければならないこととする。
- 七 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととするとともに、登山者等は、火山情報の収集、関係者との連絡手段の確保等に努めるものとする。
- 八 国及び地方公共団体は、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならないこととする。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第75号)

(衆議院 27.8.27可決 参議院 8.31国土交通委員会付託 9.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいうこととする。
- 二 何人も、次に掲げる空域においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないこととする。
 - 1 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - 2 1に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 三 無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、日出から日没までの間において飛行させること、当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること、当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に距離を保つて飛行させること等の方法によりこれを飛行させなければならないこととする。
- 四 二及び三の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が、航空機の事故等に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととする。
- 五 二及び三の規定に違反した場合には、罰金を科すこととする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.9.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 無人航空機による事故やトラブル等を防止するため、飛行のルールを遵守させることができるよう関係機関との連携を図るとともに、事故等を未然に防止する方策を検討し、航空機の安全運航と国民の安全・安心に資するべく努めること。また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資すると考えられることから、事故等の情報の適切な把握に努めること。
- 二 無人航空機は、インフラ点検や農薬散布等に広く利用されており、今後も災害対応や人口減少時代における新たな産業・サービスの創出など更なる普及が見込まれることから、無人航空機の飛行に当たっての承認等においては、安全な飛行を確保することを前提として柔軟に対応すること。
- 三 事業者を始めとする無人航空機に対する多様な需要に適切に対応するため、無人航空機の飛行に係る承認等の申請・審査については、その手続の簡素化、迅速化に努めること。
- 四 無人航空機の飛行の禁止空域として定める、人又は家屋の密集する地域の設定に当たっては、無人航空機に関し産業への活用のみならず、愛好者や教育・研究機関、報道機関による需要もあることから、地域の実情や様々な飛行のニーズがあることを十分考慮すること。
- 五 無人航空機の飛行のルールの遵守は、国民の理解を得ることが重要であり、児童等による使用も見込まれることから、解りやすく丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めること。
右決議する。

本院議員提出法律案

高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等教育に係る家計の負担能力の程度が高等教育を受ける機会の確保に影響を与えている状況に鑑み、教育基本法にのっとり、家計の負担能力の程度にかかわらず、意欲及び能力のある者が高等教育を受ける機会を確保することができるようにするため、高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、当該施策の推進を図ろうとするものである。

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

(参議院 27.9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあることに鑑み、あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを踏まえ、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、もって臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図るため、臨床研究の実施の適正化等に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 27.3.20財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

都市農業振興基本法案(参第5号)

(参議院 27.4.7農林水産委員長提出 4.9本会議可決 衆議院 4.16可決)

【要旨】

本法律案は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めること等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画

的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮とこれによる都市の農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に施策が推進されるべきこととする。

二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。

三、都市農業を営む者等の努力等

都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。また、国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

四、都市農業振興基本計画等

政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこととし、また、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととする。

五、基本的施策

国及び地方公共団体は、都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るために必要な施策、的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置、国民の都市農業に対する理解と関心の増進を図るために必要な施策等を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 27.9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 27.6.24法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位の向上、これらを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直しを行おうとするものである。

家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国における家庭及び地域を取り巻く環境の変化、急速な少子高齢化の進行等の社会の変化により家庭における子育て及び介護に支障が生じている現状に鑑み、家庭における子育て及び介護に係る環境の整備に資するため、家庭における子育て及び介護の支援の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 27.7.23撤回)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設け、及び各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
秋田県及び山形県	2人(現行 秋田県2人・山形県2人)
富山県及び岐阜県	4人(現行 富山県2人・岐阜県2人)
石川県及び福井県	2人(現行 石川県2人・福井県2人)
山梨県及び長野県	4人(現行 山梨県2人・長野県4人)
奈良県及び和歌山県	4人(現行 奈良県2人・和歌山県2人)
鳥取県及び島根県	2人(現行 鳥取県2人・島根県2人)
徳島県及び高知県	2人(現行 徳島県2人・高知県2人)
香川県及び愛媛県	4人(現行 香川県2人・愛媛県2人)
佐賀県及び長崎県	2人(現行 佐賀県2人・長崎県2人)
大分県及び宮崎県	4人(現行 大分県2人・宮崎県2人)

- 2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人(現行 4人)
埼玉県	8人(現行 6人)
東京都	12人(現行 10人)
愛知県	8人(現行 6人)
兵庫県	6人(現行 4人)
福岡県	6人(現行 4人)

二、参議院特定選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の1の選挙区における選挙（以下「参議院特定選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院特定選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の1の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院特定選挙区選挙管理委員会を置き、参議院特定選挙区選挙に関する事務は、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 27.7.24本会議可決 衆議院 7.28可決)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人（現行 4人）
宮城県	2人（現行 4人）
東京都	12人（現行 10人）
新潟県	2人（現行 4人）
長野県	2人（現行 4人）
愛知県	8人（現行 6人）
兵庫県	6人（現行 4人）
福岡県	6人（現行 4人）

- 2 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
鳥取県及び島根県	2人（現行 鳥取県2人・島根県2人）
徳島県及び高知県	2人（現行 徳島県2人・高知県2人）

二、参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の2の選挙区における選挙（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院合同選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の2の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置き、参議院合同選挙区選挙に関する事務は、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定及び4による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。
- 3 平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。
- 4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律について、参議院合同選挙区選挙における選挙会経費の額を追加する等の改正を行う。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第12号)

（参議院 27.7.24議決を要しないものと決定）

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設け、及び各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
秋田県及び山形県	2人（現行 秋田県2人・山形県2人）

富山県及び岐阜県	4人（現行	富山県2人・岐阜県2人）
石川県及び福井県	2人（現行	石川県2人・福井県2人）
山梨県及び長野県	4人（現行	山梨県2人・長野県4人）
奈良県及び和歌山県	4人（現行	奈良県2人・和歌山県2人）
鳥取県及び島根県	2人（現行	鳥取県2人・島根県2人）
徳島県及び高知県	2人（現行	徳島県2人・高知県2人）
香川県及び愛媛県	4人（現行	香川県2人・愛媛県2人）
佐賀県及び長崎県	2人（現行	佐賀県2人・長崎県2人）
大分県及び宮崎県	4人（現行	大分県2人・宮崎県2人）

2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人（現行 4人）
埼玉県	8人（現行 6人）
東京都	12人（現行 10人）
愛知県	8人（現行 6人）
兵庫県	6人（現行 4人）
福岡県	6人（現行 4人）

二、参議院特定選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の1の選挙区における選挙（以下「参議院特定選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院特定選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の1の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院特定選挙区選挙管理委員会を置き、参議院特定選挙区選挙に関する事務は、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害

その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化している現状に鑑み、基本理念等における個人情報等の保護の重要性の明確化、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の作成並びに情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象の拡大、地方公共団体及び重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する指針の策定、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の拡充等について定めようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が5人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置について定めようとするものである。

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護等の措置を自衛隊の部隊等に実施させることができるようにするものである。なお、自衛隊員の安全のため、派遣前の状況説明と実際の派遣現場の状況が異なっていた場合、活動を中止するなどの安全確保措置を明確化している。

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊から要請があった場合等に、合衆国軍隊に対し、物品又は役務の提供を実施することができるようにするものである。なお、弾薬の提供は、従来どおり、認めないこととし、また、武器(弾薬を含む)の輸送についても、我が国として輸送に適さないものを除外することとしている。

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、正当な理由がない自衛隊の武器の使用の罪、上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗の罪、部隊の不法指揮の罪等自衛隊法に規定する一部の罪について、日本国外において犯した者にも適用し、又は刑法第2条の例に従う。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第20号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態又はこれに引き続く事態のうち、国家の自主的な再建を図る国若しくはその国民等を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第7章に従い共同して対処する活動を行うものであって、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 27.8.24環境委員会付託 8.28本会議可決 衆議院 9.25可決)

【要旨】

瀬戸内海は、水質保全対策等の総合的な施策の取組の結果、その水質は総体として改善されるなど一定の成果を上げてきたものの、依然として、赤潮や貧酸素水塊等の発生、漁業生産量の低迷、藻場や干潟の減少などの課題が残っている。また、湾、灘ごと、季節ごとに応じたきめ細やかな水質管理の必要性があり、さらに、近年、漂流ごみや海底ごみの増加によって様々な悪影響が生じている。

本法律案は、このような瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海を豊かな海とするため、その環境の保全上有効な施策を一層推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を新設し、瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じてその有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨とすること、施策は、規制の措置のみならず瀬戸内海を豊かな海とするための取組の推進と併せて講ずること、及び施策は、湾、灘その他の海域の実情に応じて行うこととする。
- 二、政府は、基本理念にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定するとともに、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならないものとする。

三、関係府県知事は、瀬戸内海環境保全府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘等の海域の実情に応じたものとなるようにするため、当該海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

四、国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

五、具体的な施策の追加等として、漂流ごみ・海底ごみの除去、生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼすおそれのある動植物の駆除、水産動植物の繁殖地の保護・整備等の施策の追加、貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加、自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記、環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の反映の法定化等についての規定を整備する。

六、政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。また、法施行後5年以内を目途として、新法の施行の状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

七、この法律は、公布の日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 27.9.4我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、いわゆる駆け付け警護を限定的な要件下で認めるなど、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際連合平和維持活動に関する業務の統括に従事させるため自衛官を国際連合へ派遣すること等をできるようにするものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 27.9.4我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、周辺事態における後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、基本計画を承認することとともに、安全の確保等の規定を追加すること等を内容とするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第25号)

(参議院 27.9.9我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の報告書用法人コードを、高額適用額に該

当する適用額と併せて、適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 27.6.4可決 参議院 6.4政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、年齢満18年以上への引下げの措置を講ずる。

二、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

三、選挙犯罪等についての少年法の特例等として次の措置を講ずる。

1 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

2 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

3 当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成年に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

四、国は、日本国憲法の改正手続に関する法律第1条に規定する国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.6.15政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。

二、選挙権年齢の引下げは、長い選挙制度の歴史においても極めて重要な事項であることに鑑み、民間関係団体等とも連携して、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと。

三、選挙権年齢引下げに対応するために必要な選挙管理委員会の諸準備に対する支援を行い、選挙の円滑な実施と投票率の向上に万全を期すよう努めること。

右決議する。

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.30農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成37年3月31日まで延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等による山村振興の方向性の一層の明確化、山村振興計画の記載内容の充実等産業の振興のための施策に関する規定を整備するほか、再生可能エネルギーの利用の推進等について配慮する規定の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

山村振興の目的として、山村の自立的発展の促進、山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止等を追加することとする。

二、定義規定の改正

山村の定義中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」の文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に改めることとする。

三、基本理念規定の新設

山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として行われなければならないこと、また、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととする。

四、山村振興の目標及び山村振興基本方針に係る規定の改正

山村振興の目標及び山村振興基本方針におおむね定めるべき事項として、山村地域における情報化、地域間交流の促進、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の推進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進並びに教育環境の整備を追加することとする。

五、山村振興計画に係る規定の整備

山村振興計画におおむね定めるべき事項として、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る事項及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る事項等を追加するとともに、山村振興計画には、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の促進に関する事項を記載できることとする。

六、産業の振興に係る取組を推進する事業に対する助成等

国は、山村振興計画に基づく事業のうち、農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業が効果的かつ安定的に実施されるよう、当該事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村その他の者に対し、その実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずることとする。

七、配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等、教育環境の整備について適切な配慮をするものとする規定を追加することとする。

八、期限の延長

法律の有効期限を10年間延長し、平成37年3月31日までとする。

九、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行することとする。ただし、八及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(27.3.31農林水産委員会議決)

山村は、国土・自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的・公益的な役割を果たしている。しかし、主要産業である農林業の低迷、就業機会の減少、生活環境整備の遅れ、過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、地域振興、山村振興に向けて、地域の資源を活用した産業の振興による事業と雇用の創出、定住の促進が必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 山村の発展を促進するため、地域の特性を生かした地域内発型の産業振興が図られるよう新たに設けられる基本理念に基づき、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備等の促進について、取組の充実・強化を図ること。
- 二 山村における定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等必要な方策を検討すること。
- 三 山村地域の維持・振興が着実に図られるよう、関係府省間の有機的連携により、産業の振興、生活環境の保全・整備、農業・林業分野における人材の確保・育成、交通・通信体系の整備、医療・介護サービスの確保、都市と山村の交流、教育環境の整備等、山村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。
- 四 山村における再生可能エネルギーの利用の推進と林業をはじめとする産業の振興のため、木質バイオマス等のエネルギー利用の拡大を図ること。

右決議する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.30災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成32年3月31日まで5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.30法務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を3年間延長し、平成30年3月31日までとするものである。

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.30国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的規定に、国土の保全等半島地域が我が国において担っている役割を明記するとともに、多様な主体の連携及び協力の促進を位置付け、あわせて、半島地域における定住の促進を図ることを追加することとする。
- 二 半島振興計画に定める事項として、交通通信の確保、就業の促進、医療の確保等及び防災体制

の強化に関する事項を追加することとする。

三 国は、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

四 半島地域市町村は、産業振興促進計画を作成して主務大臣の認定を受けることができることとし、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例等に関する規定を設けることとする。

五 国及び地方公共団体の配慮規定に、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に係る事項を追加することとする。

六 半島振興計画に係る主務大臣について、新たに文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加することとする。

七 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(27.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、半島地域における住民の生活の質の向上を図るため、医療、介護、教育、交通、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図るよう努めるべきである。

右決議する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 27.3.30可決 参議院 3.30文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子ども・子育て支援法に定める地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当該児童の保護者に対し、当分の間、災害共済給付を行うことができることとするものである。

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)

(衆議院 27.6.19修正議決 参議院 7.8厚生労働委員会付託 9.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながるものが懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること等を旨として行われなければならない。

二 国は、一の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

三 国は、労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態、労働者の雇用形態の転換の状況等について調査研究を行うものとする。

四 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の

推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 五 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 六 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (27.9.8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、雇用形態の相違による待遇格差を解消するに当たっては、民事的効力のある均等・均衡待遇規定の整備について調査し、必要な検討を行うこと。加えて、訴訟による解決が非正規雇用労働者にとって負担が重いことに鑑み、行政指導の根拠となる均等・均衡待遇規定の整備、訴訟よりも迅速な解決を図ることができる仕組みの整備、職務分析・職務評価の普及による労使の取組の支援等の訴訟によらない格差解消の方策等についても調査し、必要な検討を行うこと。
- 二、雇用形態の相違による待遇格差に関する訴訟においては、格差が不合理なものであること等の立証について、労働者側にとって過度な負担とならないことが望まれるため、立証責任の在り方について調査研究を行うとともに、裁判例の動向等を踏まえ、必要があると認められるときは、法律上の規定について検討を行うこと。
- 三、欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。
- 四、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るとは、長期的な雇用に基づく処遇体系により様々な要素を広く評価して待遇を決定する我が国の雇用慣行を踏まえた諸事情を含むものであるところ、職務その他の事情の差がなければ均等待遇を図るべきであることに留意すること。
- 五、派遣労働者に関する法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとは、派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現のために必要となる法制上の措置を講ずることが原則であることに留意すること。
- 六、派遣労働者に関する均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について法制上の措置を含む必要な措置を講ずるに当たっては、短時間労働者及び有期雇用労働者に係る措置を参酌して検討を行い、実効性のあるものとする。また、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、できる限り早期に必要な措置を講ずるよう努めること。
- 七、派遣労働者について派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現を図るために、派遣料金及びマージン率に対する国の関与の在り方について検討を行うこと。また、マージン率の関係者への情報提供について、インターネットによる提供を原則とするなど、より多くの者が見ることができる方策について検討すること。
- 八、派遣労働者であることによって特段の理由なく通勤手当が支給されないことは不合理であると考えられることから、派遣労働者への通勤手当の支給を促進するための対策について検討すること。
- 九、雇用形態による待遇の相違に係る調査研究の対象となる賃金とは、通勤手当、住居手当等の各種手当、賞与、退職金その他の使用者が労働者に支払う全てのものをいうことに留意すること。また、派遣労働者のキャリアと賃金体系との関係についての調査を行うこと。
- 十、非正規雇用労働者に係る均等・均衡待遇規定が雇用形態に対応した各法律に個別に規定されて

いることに鑑み、それぞれの規定の存在や内容について周知の徹底を図ること。

十一、1994年に採択された「パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）」の批准に向けて、我が国における短時間労働法制の見直しを進めるなど、精力的に努力するとともに、必要な検討を行うこと。

右決議する。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(衆第24号)

(衆議院 27.7.9修正議決 参議院 9.14内閣委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものである。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案(衆第35号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7環境委員会付託 9.16本会議可決)

【要旨】

国民的資産である琵琶湖については、旧琵琶湖総合開発特別措置法により昭和47年から25年間にわたり、治水・利水環境の向上のための施策が講じられてきたが、同法が失効して以降は、今日に至るまで周辺地域の土地利用や産業活動、生活様式の変化等もあり、多くの環境保全の取組にもかかわらず、水草の異常繁茂、外来動植物などによる生態系や漁業への被害を始めとして、琵琶湖の自然環境等の悪化が一層顕在化してきている状況にあり、その総合的な保全及び再生を図ることが喫緊の課題である。また、そのような保全及び再生に向けた取組は、全国の湖沼の保全及び再生の先駆けとなり得るものである。

本法律案は、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。
- 二、滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができることとする。
- 三、国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 四、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。
- 五、主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができることとする。
- 六、琵琶湖の保全及び再生に関し、水質の汚濁の防止のための措置、湖辺の自然環境の保全及び再生、外来動植物による被害の防止等、国及び関係地方公共団体が講ずべき施策について定める。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

公認心理師法案(衆第38号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7文教科学委員会付託 9.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること等を業とする者をいう。
- 二、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣である文部科学大臣及び厚生労働大臣が、一定の受験資格を有する者に対して、公認心理師試験を実施する。
- 三、公認心理師においては、信用失墜行為を禁止し、秘密保持義務を課するとともに、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければならない。心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。
- 四、公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 六、既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(27.9.8文教科学委員会議決)

政府は、本法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、臨床心理士を始めとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 二、公認心理師が、臨床心理学を始めとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を適切に定めること。
- 三、本法の施行については、文部科学省及び厚生労働省は、互いに連携し、十分協議した上で進めること。また、その他の府省庁も、本法の施行に関し必要な協力を行うこと。
- 四、受験資格については、本法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えることとなるよう、第2号の省令の制定や第3号の認定を適切に行うこと。
- 五、公認心理師が業務を行うに当たり、心理に関する支援を要する者に主治医がある場合に、その指示を受ける義務を規定する本法第42条第2項の運用については、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう省令等を定めることにより運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮すること。
- 六、本法附則第5条の規定による施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

右決議する。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第40号)

(衆議院 27.9.11可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに

鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めようとするものである。

予 算

平成二十六年 一般会計補正予算(第1号) 平成二十六年 特別会計補正予算(特第1号) 平成二十六年 政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 27.1.30可決 参議院 1.30予算委員会付託 2.3本会議可決)

【概要】

平成26年4月1日から消費税率(地方消費税含む)が8%に引き上げられた。その後、実質GDPが2四半期連続で前期比減となるなど、事前の想定以上に景気が低迷する中、同年11月、政府は、平成27年10月1日からの消費税率10%への引上げを1年半延期する意向を発表した。第47回衆議院議員総選挙を経て、平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」は、足下の景気状況に対応するため、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするを旨として取りまとめられた。平成二十六年度補正予算は、同対策を実施するために必要な経費の追加等のため編成され、平成27年1月9日に閣議決定された。

歳出においては、生活者への支援等関連経費1兆1,854億円、地方の活性化関連経費5,783億円、災害・危機等への対応関連経費7,578億円、地方交付税交付金9,538億円及び東日本大震災復興特別会計へ繰入9,844億円等が計上された一方、国債費の不用など1兆7,880億円の既定経費が減額された。

歳入においては、租税及印紙収入の増収1兆7,250億円及び前年度剰余金受入(復興財源含む)2兆353億円等を計上するほか、公債金について、建設公債を5,750億円増発する一方、特例公債を1兆3,321億円減額することとしている。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額3兆1,180億円を加えた補正後の一般会計の規模は、99兆3億円となった。

平成二十六年 補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
1. 生活者への支援等関連経費	11,854	1. 租税及印紙収入	17,250
2. 地方の活性化関連経費	5,783	2. 税外収入	1,036
3. 災害・危機等への対応関連経費	7,578	3. 公債金	▲ 7,571
4. 地方交付税交付金	9,538	建設公債	5,750
5. その他の経費	4,463	特例公債	13,321
6. 既定経費の減額	▲ 17,880	4. 前年度剰余金受入	10,622
7. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	9,844	5. 前年度剰余金受入(復興財源)	9,731
		6. 税外収入(復興財源)	113
合 計	31,180	合 計	31,180

平成二十七年度 一般会計予算 平成二十七年度 特別会計予算 平成二十七年度 政府関係機関予算

(衆議院 27.3.13可決 参議院 3.13予算委員会付託 4.9本会議可決)

【概要】

日本経済は、平成25年以降の大規模な金融緩和及び財政政策の実施や、金融市場における円安及

び株高の進行を背景に、景気回復の動きを見せていた。しかし、平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、駆け込み需要の反動減や実質所得減少等の影響が長引くなど、景気の動きは一進一退の状況となっている。

一方、我が国財政は、公債依存度が4割前後となる状況が続いているほか、国及び地方の長期債務残高が対GDP比で2倍を超え、増加を続けている。平成25年8月8日に閣議了解された「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」において、国・地方の基礎的財政収支の対GDP赤字を、平成27年度までに平成22年度に比べ半減、平成32年度までに黒字化するという財政健全化目標が踏襲されたが、目標達成の見通しは立っていない。

こうした状況の下、平成二十七年度予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず、社会保障経費を含む義務的経費の見直しを行い、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図るとして編成され、平成27年1月14日に閣議決定された。この際、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが1年半延期されたことに伴い、税率の10%引上げ時に想定されていた施策は、8%を前提に優先順位付けを行うこととされた。

平成二十七年度一般会計予算の歳出は、当初予算としては過去最大規模の96兆3,420億円となり、対前年度当初予算比（以下「前年度比」という。）で0.5%の増加となった。このうち、国債費は23兆4,507億円（前年度比0.8%増）、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は72兆8,912億円（同0.4%増）となった。基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、社会保障関係費は31兆5,297億円（同3.3%増）となった。消費税率8%への引上げに伴う社会保障の充実の施策として、6,786億円（国・地方の合計で1兆3,620億円）が計上された。

公共事業関係費は、5兆9,711億円（同0.04%増）と当初ベースで3年連続の増加となったが、増加率は縮小してほぼ横ばいだった。老朽化インフラの維持管理対策3,954億円（同11.0%増）等が増額されたほか、整備新幹線への国費の追加投入として、公共事業関係費に755億円（同4.9%増）が計上された。

文教及び科学振興費は、5兆3,613億円（同1.3%減）となった。このうち、科学技術振興費は1兆2,857億円（同3.9%減）計上された一方で、スポーツ予算は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の準備等に向けて、132億円（同38.8%増）と大幅増額となった。

防衛関係費は、26年度予算に引き続き、新防衛大綱及び新中期防に基づいて、4兆9,801億円（同2.0%増）が計上された。このほか、政府専用機導入に伴う経費（108億円）も計上されている。

地方交付税交付金等は15兆5,357億円（同3.8%減）と当初ベースで5年連続の減額となった。このうち、地方交付税交付金が15兆4,169億円、地方特例交付金が1,189億円である。地方税収が同7.1%増の37兆4,919億円になると見込まれること等から、地方交付税交付金等が減額された。また、出口ベースの地方交付税交付金は16兆7,548億円となった。

なお、東日本大震災復興特別会計については歳入歳出ともに3兆9,087億円が計上され、復興経費及び復興債の償還に充てられる。

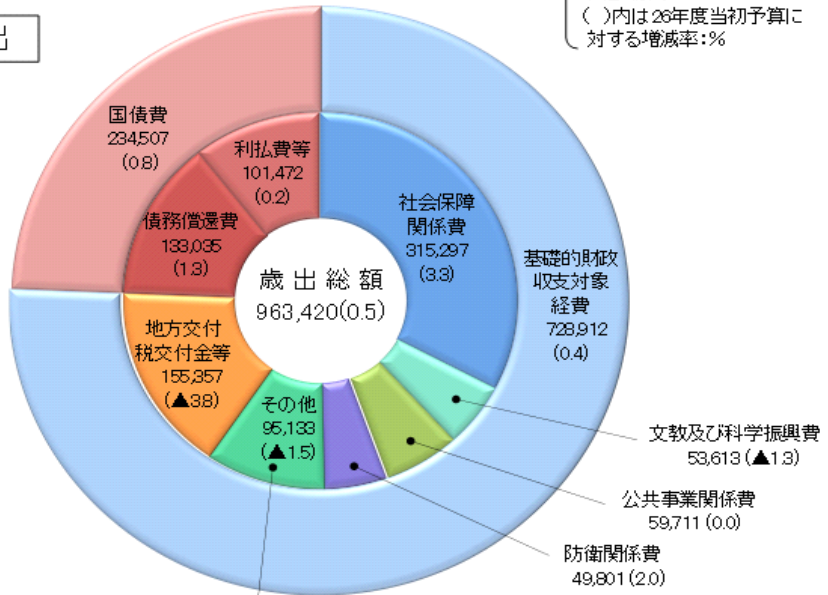
一般会計歳入予算では、租税及印紙収入が54兆5,250億円（同9.0%増）となった。企業収益の改善傾向が続いていることや、平成26年4月からの消費税率の引上げによる増収が平年度化されること等を背景として、当初予算との比較では平成10年度予算（58兆5,220億円）以来、決算との比較では平成3年度決算（59兆8,204億円）以来の規模が見込まれる。その他収入は4兆9,540億円（同7.0%増）となった。公債金は36兆8,630億円（同10.6%減）となり、その内訳は、建設公債が6兆30億円（同0.02%増）、特例公債が30兆8,600億円（同12.4%減）である。これにより公債依存度は38.3%となり、6年ぶりに公債依存度が30%台となった。なお、上記の一般会計発行の国債のほか、復興債、財投債及び借換債を含めた国債発行計画は、170兆241億円となった。

上記の予算を執行した場合、国及び地方の長期債務残高は平成27年度末で1,035兆円、対GDP比で205%に達すると見込まれている。

平成二十七年度一般会計予算の内訳

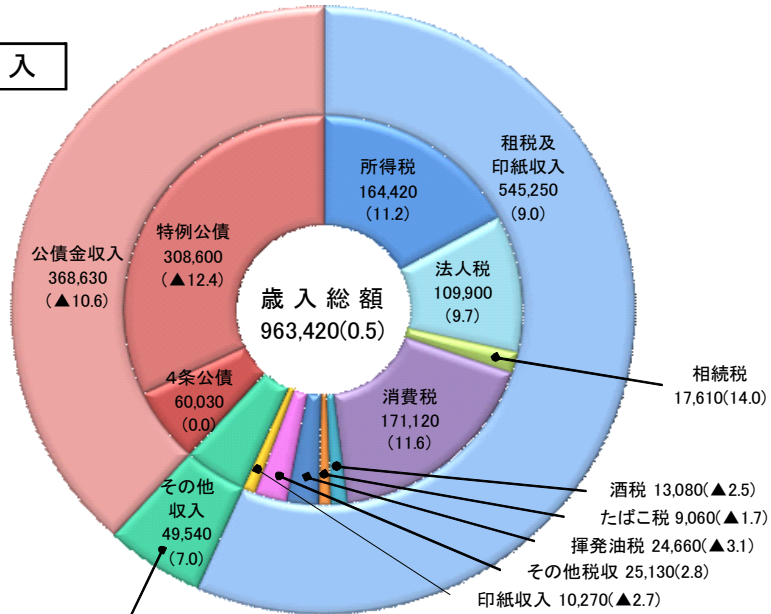
歳出

単位:億円
()内は26年度当初予算に対する増減率:%



食料安定供給関係費	10,417 (▲0.9)	中小企業対策費	1,856 (0.2)
エネルギー対策費	8,985 (▲6.8)	その他の事項経費	61,379 (▲0.2)
恩給関係費	3,932 (▲11.5)	予備費	3,500 (0.0)
経済協力費	5,064 (▲0.7)		

歳入



官業益金及官業収入	439 (▲3.2)
政府資産整理収入	2,887 (▲13.3)
雑収入	46,191 (8.7) (うち特別会計受入金 16,722 (0.8))
前年度剰余金受入	22 (▲59.2)

平成二十七年度一般会計暫定予算
平成二十七年度特別会計暫定予算
平成二十七年度政府関係機関暫定予算

(衆議院 27. 3. 30可決 参議院 3. 30予算委員会付託 3. 30本会議可決)

【概要】

平成27年3月27日、平成二十七年度暫定予算が閣議決定された。今回の暫定予算は、4月1日から4月11日までの期間について編成された。一般会計暫定予算は、歳出において、人件費や事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中の行政運営上必要最小限の経費を計上し、他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他の収入の見込額を計上することとされた。

以上の結果、一般会計暫定予算は、歳入総額263億円、歳出総額5兆7,593億円となり、歳出が歳入を5兆7,330億円超過しているが、その資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行することができることとしている。

条 約

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とモンゴルとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2015年（平成27年）2月10日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文203箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

コーンビーフ、ビーフジャーキー等の一部の牛肉調製品等について関税割当てを設定（関税割当数量は段階的に拡大する）。ペットフードについて関税を即時から11年目までの間に撤廃

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時から11年目までの間に撤廃

ハ その他

カシミア毛製のジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベスト等の衣料製品について関税を即時撤廃

2 モンゴルによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

切花、りんご、ストロベリー、清酒及び焼酎について関税を即時撤廃。醤油について10年、みそについて5年かけて段階的に関税を撤廃

ロ 鉱工業品

乗用自動車及び自動車部品について関税を即時から11年目までの間に撤廃

二、原産地規則、原産地証明書、税関手続及び貿易円滑化並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

四、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

五、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

六、一方の締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者等に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

七、各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

八、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

十、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与える。

十一、両締約国は、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行について情報の交換を行う。一方の締約国は、協定の効力発生の日の後、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益等を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

十二、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

十三、両締約国は、農林漁業、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。

十四、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の解決手続について定める。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第2号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定（以下「貿易円滑化協定」という。）を追加することを内容とするものであり、2014年（平成26年）11月にジュネーブで採択されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（貿易円滑化協定）から成り、同附属書には、前文、第1条から第24条までの規定及び附属書一が含まれる。その主な内容は次のとおりである。

一、本文

世界貿易機関協定附属書一Aについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易円滑化協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第10条3の規定に従って、加盟国の3分の2が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、議定書の附属書（貿易円滑化協定）

- 1 加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。加盟国は、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報をインターネットを通じて入手可能なものとする。
- 2 加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、貿易業者等に対して、一般に適用される法令であって物品の移動、引取り及び通関に関するものの導入又は改正の提案について、意見を表明する機会及び適当な期間を与える。
- 3 加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行うものとし、事前の教示を行うことを拒否する場合には、当該申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により速やかに通知する。
- 4 加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類その他の所要の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。
- 5 輸入、輸出及び通過の手続の範囲及び複雑性を最小限にする等のため、加盟国は、所要の手続及び書類が物品の迅速な引取り及び通関のために採用され、又は適用されること等一定の条件を満たすことを確保する。
- 6 加盟国は、貿易業者が単一の入口を通じて参加する当局又は機関に対して物品の輸入、輸出又は通過のための所要の書類又はデータを提出することを可能とするシングルウィンドウを設

置し、又は維持するよう努める。

- 7 加盟国は、要請に応じ、申告が真実を述べたものであるかないか等について疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のために情報を交換する。
- 8 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の第1条から第12条までの規定を実施する。この協定の規定の実施の程度及び時期は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の実施する能力と関連させる。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、貿易円滑化協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援が、その性質及び範囲に従って供与される。
- 9 拠出加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進する。
- 10 この協定に別段の明示的な定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される1994年の関税及び貿易に関する一般協定第22条及び第23条の規定は、この協定の下での協議及び紛争の解決について適用する。

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（以下「AMRO」という。）を設立すること並びにその運営について定めるものであり、2014年（平成26年）10月にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び文末並びに一の付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約者は、この協定により、目的及び任務の遂行のため完全な法人格及び法的能力を有する国際機関として、AMROを設立する。
- 二、AMROは、地域の経済の監視及び地域金融取決めの実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とする。
- 三、AMROは、加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにすること、危機を緩和するための政策的な勧告を作成することを通じて加盟者を支援すること、地域金融取決めの実施に当たり加盟者を支援すること等を任務とする。
- 四、各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、AMROの活動のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をAMROに提供するものとし、また、誠実にAMROに協力する。
- 五、AMROに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置く。
- 六、各加盟者は、執行委員会に代表を出すものとし、このため、代理を2人まで任命することができる。
- 七、AMROは、その任務を効果的に遂行するために必要な資金を提供される。事務局に関する経費は、シンガポール共和国が負担するものとし、残余の全ての経費は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担する。
- 八、AMROの本部は、シンガポール共和国に置く。
- 九、AMROが効果的にその目的及び任務を遂行することを可能にするため、AMROに対し、各加盟者の領域において、この協定に規定する法的地位、特権、免除及び課税免除を与える。
- 十、AMROは、完全な法人格を有し、特に、契約の締結、不動産及び動産の取得及び処分並びに訴えの提起を行う完全な法的能力を有する。
- 十一、AMROは、あらゆる形式の訴訟手続の免除、AMROの財産及び資産に対するあらゆる形

式の押収、強制処分又は抵当権の実行の免除、AMROの記録及びAMROが所有し、又は保管する文書の不可侵等の特権及び免除を付与される。

十二、代理及び代理代行、諮問委員会の委員、AMROの事務局長及び職員並びにAMROのための任務を遂行する専門家（以下「AMROの人員」という。）は、公的資格で行った口頭及び書面による陳述並びに行為についての訴訟手続からの免除並びに公用の書類及び文書の不可侵等の特権及び免除を享受する。

十三、各加盟者は、AMRO及びAMROの人員の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとる。法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜については、AMROが所在していない加盟者の領域においては、当該加盟者の法令が認める範囲内で、AMRO及びAMROの人員に与えることができる。

十四、この協定は、中華人民共和国、日本国及び大韓民国並びに少なくとも五の東南アジア諸国連合の構成国（シンガポール共和国を含む。）が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後60日目の日に効力を生ずる。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 27. 5. 12承認 参議院 5. 18外交防衛委員会付託 5. 22本会議承認)

【要旨】

水銀は、一度環境に排出されると分解されことなく自然界を循環する環境残留性及び長距離移動性を有する。先進国における使用量は減少してきているものの、途上国を中心に引き続き使用されており、水銀及び水銀化合物による人の健康及び環境への被害が顕在化している。このような事情を踏まえ、国際連合環境計画（UNEP）において国際的な水銀管理に係る法的拘束力のある文書の作成等が決定され、2010年（平成22年）以降5回にわたって政府間交渉委員会が開催された。その結果、2013年（平成25年）に熊本で開催された外交会議において、この条約が全会一致で採択された。

この条約は、前文、本文35箇条、末文及び五の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。
- 二、締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない。この条約が自国について効力を生じた日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長15年の期間許可する。
- 三、締約国は、この条約に基づき許可される用途及び環境上適正な暫定的保管のために行われる場合に限り輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。この条約に定める場合を除くほか、非締約国への水銀の輸出入を許可しないものとする。
- 四、締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合等を除くほか、同附属書第一部に掲げる電池、スイッチ及び継電器、蛍光ランプ等の水銀添加製品について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。
- 五、締約国は、当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、附属書B第一部に掲げるアセトアルデヒド製造等の製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。また、同附属書第二部に掲げる塩化ビニルモノマー製造等の製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を制限する措置をとる。
- 六、自国の領域内において零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。
- 七、関係する発生源を有する締約国は、水銀又は水銀化合物の大気への排出及び土壌又は水への放出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。

- 八、締約国は、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されること、環境上適正な処分のためにのみ回収等されること等の取扱いのために適当な措置をとる。
- 九、締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。また、締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国等がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。
- 十、この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

特許法条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 27. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

経済のグローバル化を背景として、複数の国において特許を取得する必要性が高まったことに伴い、各国の特許出願等に関する手続を可能な限り調和させることの重要性が認識された。この条約は、各国の特許出願等に関する手続の利便性を向上させ、出願人等の手続負担を軽減することを目的として、2000年(平成12年)6月にジュネーブで開催された外交会議において採択されたものであり、2005年(平成17年)4月に発効した。この条約は、本文27箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約及びこの条約に基づく規則は、特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願、それらの出願を分割した出願並びに締約国について効力を有するものとして与えられた特許及び追加特許について適用する。
- 二、締約国は、出願を意図する旨の表示、出願人を特定することができる表示又は出願人に連絡することを可能とする表示及び明細書であると外見上認められる部分を当該締約国の官庁が受理した日を出願日とすることを定める。明細書であると外見上認められる部分については、出願日の設定のために、いかなる言語でも提出することができる。欠落していた明細書の一部等が所定の期間内に官庁に提出された場合には、出願日は、当該官庁が当該明細書の一部等を受理した日又は出願日の設定のために当該官庁の締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。
- 三、締約国は、出願の形式又は内容について、特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件以外の要件を要求してはならない。締約国は、優先権の申立て等に関する事項の真実性又は翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、これらに関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる。出願の形式又は内容等に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
- 四、締約国は、自国の官庁に対する手続のために、出願日の設定のために自ら出願をする場合等を除くほか、出願人等が代理人を選任するよう要求することができる。
- 五、締約国は、所定の期間を徒過した手続に関する救済、喪失した権利の回復、優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復等について定める。

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 27. 5. 21承認 参議院 6. 10外交防衛委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

この条約は、1994年(平成6年)に商標法条約が採択された後に生じた電子出願手続等の新たなニーズに対応するため、世界知的所有権機関に設置された常設委員会において検討が行われた結果、2006年(平成18年)3月にシンガポールで開催された外交会議において採択されたものであり、2009年(平成21年)3月に発効した。この条約は、本文32箇条から成り、主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。
- 二、締約国は、願書に出願人の氏名又は名称及び住所を記載すること、標章の使用意思に関する宣言書を添付すること等を要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 三、締約国は、出願人を特定することができる表示等を受領した日を出願日として認めなければならないが、出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 四、締約国は、自国の官庁が受理する書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。また、締約国は、書類が自国の官庁によって認められた言語で記載されるよう要求することができる。
- 五、登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、10年とする。締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。また、いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。
- 六、締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。また、締約国は、出願人等が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは、当該期間の延長、当該出願又は登録に関する処理の継続等救済措置をとる旨を定める。
- 七、締約国は、使用権の記録の申請書についてこの条約に基づく規則で定める要件に従って提出すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 八、官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。
- 九、締約国は、この条約の発展に関する問題を取り扱うこと等を行う総会を設置する。
- 十、いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、一部の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨等を宣言することができる。
なお、我が国は、防護標章（登録された著名な商標等については、当該商標等を使用していない商品又はサービスについても防護標章登録を認め、他人の使用を禁止することができる制度）について、この条約の規定の一部を適用しない旨の宣言を行う予定である。

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、有効期間が延長された2001年（平成13年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、2007年（平成19年）9月にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択され、2011年（平成23年）2月2日に発効したものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第7次の協定に当たるものである。

この協定は、前文、本文51箇条、末文、一の附属書及び国際コーヒー理事会決議第436号から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について規定している。2001年の協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 一、協定の目的にコーヒー生産者への支援の奨励及び促進が追加されるとともに、コーヒー産業に

おける金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが開催されることが規定された。

二、2001年の協定において国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）の下に設置されていた執行委員会が廃止された。また、理事会の全ての決定及び勧告に関する議決について、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の過半数の票（特定の事項については3分の2以上の票）による議決から、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の70パーセント以上の票による議決に変更された。

なお、我が国については、この協定の寄託者である国際コーヒー機関に加入書を寄託する時に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とカザフスタンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2014年（平成26年）10月にアスタナで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 四、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 五、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求であって当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在しないものを課し、又は強制してはならない。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、自国の投資家に対して保証契約等に基づいて支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、

当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁等のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならず、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。また、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払う。

十五、この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とウクライナとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）2月にキエフで署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方

の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれかに付託される。

十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十三、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならず、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十四、両締約国は、投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十五、この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とウルグアイとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）1月にモンテビデオで署名されたものである。

この協定は、前文、本文31箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、一方の締約国は、他方の締約国の投資家等との間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。

四、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

五、いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

六、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。

- 七、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 八、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 九、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 十、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 十一、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十四、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十一（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十五、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認)

【要旨】

この協定は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とカタール国との間で課税権を調整するものであり、2015年（平成27年）2月20日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税することができる。

- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 九、協定の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局間での協議について定める。
- 十、両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十一、この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならないが、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とルクセンブルクとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2010年（平成22年）5月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2014年（平成26年）10月10日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付について適用する。
- 二、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本協定は、我が国とカンボジアとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本条約は、我が国とイランとの間で、相手国の裁判所が自由の剥奪を伴う刑を言い渡した自国民受刑者等について、締約国、受刑者の同意等一定の条件を満たす場合にその本国に移送する手続等を定めるものである。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 27.3.26承認 参議院 3.26経済産業委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により平成25年4月5日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 27.3.26承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,831億円、事業支出が6,769億円で、事業収支差金は62億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、6,608億円を確保する。

二、事業計画

平成27年度は、3か年経営計画の初年度として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、日本を世界へ積極的に発信することによる国際社会の日本への理解の促進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、スーパーハイビジョンの制作・活用の戦略的な推進、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,811億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,881億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、公共放送の機能の強靱化、受信料の公平負担の徹底等に取り組むこととしており、おおむね妥当なもの認められるとした上で、収支予算等の実施に当たっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である旨の意見が付けられている。

【附帯決議】(27.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるように、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、会長の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻も早い収束と信頼回復に向け一丸となって全力を尽

くすこと。

また、不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を肅正し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役職員の職業倫理を高め、組織一体となって信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役職員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対する実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役職員に対する監査機能を十分に発揮すること。

また、経営委員会は、役職員に不適切な行為がある場合には、監査委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、政府は、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共放送事業体であることを踏まえ、公共放送が自律を保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

七、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していることを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

八、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

九、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

また、受信料制度の在り方については、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を踏まえ、広く国民の理解が得られるよう検討すること。

十、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

十一、現状の放送においては障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・デバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十二、地上デジタル放送への完全移行後の暫定的措置の終了に当たっては、確実に周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問合せに対しては適切に対応すること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配慮すること。

十四、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

その観点から、新放送センターの整備計画は、その具体的内容を速やかに明らかにすること。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を見据え、スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発、普及促進等に積極的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第3号)

(衆議院 27.6.30承認 参議院 7.1国土交通委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成27年3月31日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(2年間の期間延長)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成29年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めの件(閣承認第4号)

(衆議院 27.8.7承認 参議院 8.26経済産業委員会付託 8.28本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成27年3月31日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から26年1月7日までの間に使用を決定した金額は254億円で、その内訳は、汚染水対策に必要な経費205億円、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費15億円、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費11億円などである。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円のうち、平成25年12月9日から26年3月19日までの間に使用を決定した金額は6億円で、その内訳は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費5億円、同園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

平成25年6月25日から同年11月29日までの間に決定した経費増額総額は68億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費等の増額30億円、同道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費等の増額23億円、同港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費等の増額14億円である。

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から27年1月14日までの間に使用を決定した金額は1,263億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費623億円、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費447億円、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費141億円などである。

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成27年2月6日から3月24日までに使用を決定した金額は419億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費398億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費21億円である。

決算その他

平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

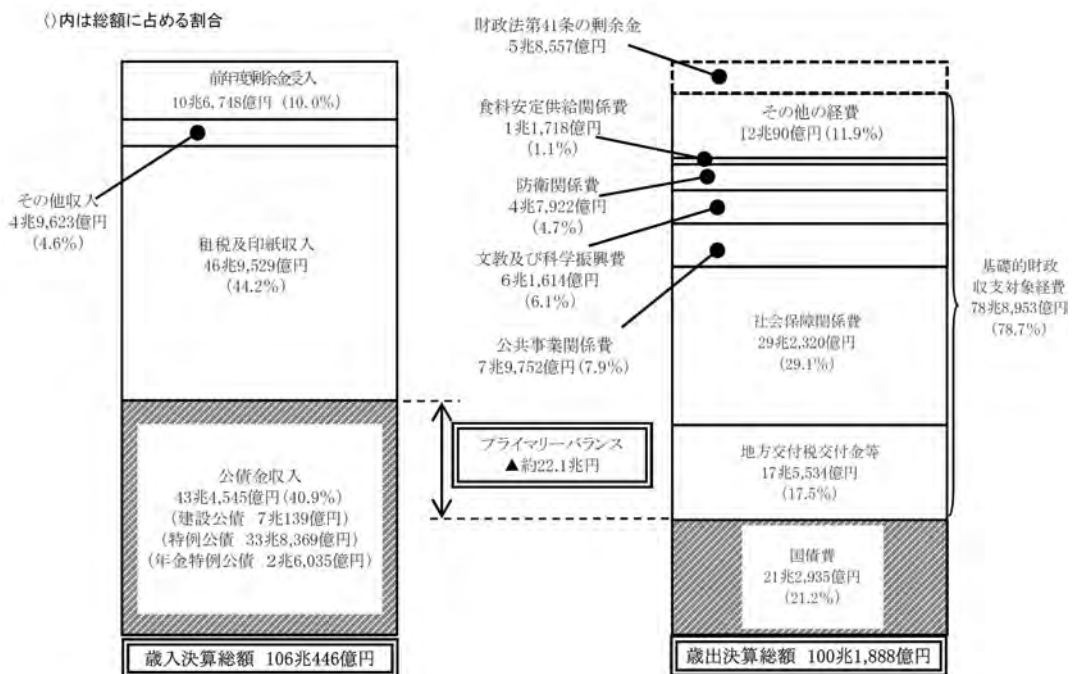
平成二十五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は106兆446億円、歳出決算額は100兆1,888億円であり、差引き5兆8,557億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定による控除額(197億円)を除き、財政法第41条の規定により、平成27年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,493億円である。

平成二十五年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は422兆8,505億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は382兆7,169億円である。

平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は58兆1,085億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円であるため、差引き7,187億円の剰余を生じた。

平成二十五年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,473億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆1,333億円である。

〈平成二十五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成25年度決算の説明」より作成

平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書における25年度中の国有財産の差引純減少額は

4,416億円、25年度末現在額は104兆8,131億円である。

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書における25年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は93億円、25年度末現在額は1兆262億円である。

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成26年7月1日に決定した国庫債務負担行為総額は、防衛省所管の提供施設移設整備に必要な経費545億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 委員 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
道路交通法の一部を改正する法律案(関法第38号)☆	27.3.10	— 6.4 内閣	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	—	生活(一部)	6.17 40号	122	
個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第34号)※	27.3.10	(4.23) 4.23 内閣	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(5.22) 5.22	5.26	5.26 質疑 5.28 質疑 6.2 連合審査会 6.2 参考人 6.4 質疑 8.27 質疑	8.27 修正(多) 附帯決議	8.28 修正(多)	—	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無党、生活、改革、無	9.9 65号	116	6.2 内閣委員会、財政金融委員会連合審査会 8.28 衆へ回付 9.3 衆同意(多)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第26号)	27.3.3	— 5.21 内閣	5.27 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	— 6.10	6.11	6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	—	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無党、生活、改革、無	6.24 45号	106	
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(関法第65号)	27.4.3	(4.24) 4.24 地方創生	5.29 可決(多)	6.2 可決(多)	— 6.29	6.30	7.2 質疑 7.7 質疑	7.7 可決(多)	7.8 可決(多)	—	自民、公明、維新、元氣、次代、無党、改革	7.15 56号	155	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(関法第8号)	27.2.20	(5.22) 5.22 内閣	6.3 修正(全) 附帯決議	6.4 修正(全)	(7.31) 7.31	8.4	8.4 質疑 8.6 参考人 8.25 質疑	8.25 可決(多) 附帯決議	8.28 可決(多)	—	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無党、生活、改革、無	9.4 64号	90	
内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(関法第54号)	27.3.24	— 6.16 内閣	7.3 可決(多) 附帯決議	7.7 可決(多)	— 8.31	9.1	9.3 質疑	9.3 可決(多) 附帯決議	9.4 可決(多)	—	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無党、生活、改革、無	9.11 66号	146	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第55号)	27.3.24	— 8.6 内閣	9.2 可決(多) 附帯決議	9.3 可決(多)	— 9.7	9.8	9.10 質疑	9.10 可決(多) 附帯決議	9.11 可決(多)	—	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無党、生活、改革、無	9.18 71号	147	
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(古屋圭司君外5名提出(衆第24号))	27.6.12	— 7.1 内閣	7.8 修正(多)	7.9 修正(多)	— 9.14	9.15	—	継続審査	—	—	—	—	182	

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	27.1.26	— 1.29 総務	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	— 2.2	2.3	2.3 質疑	2.3 可決(多) 附帯決議	2.3 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産	2.12 1号	84	
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	27.2.17	(2.26) 2.26 総務	3.13 可決(多)	3.13 可決(多)	(3.25) 3.25	3.26		3.31 可決(可否 同数、委員 長決裁)	3.31 可決(多)	自民、公明、 元氣(一部)、 次代、改革	民主、維新、 共産、元氣、 無久、社民、 生活、改革、 無	3.31 2号	89	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	27.2.17	(2.26) 2.26 総務	3.13 可決(多)	3.13 可決(多)	(3.25) 3.25	3.26	3.26 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明、 元氣(一部)、 次代、生活、 改革	民主、維新、 共産、元氣、 無久、社民、 無	3.31 3号	89	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)	27.2.20	— 3.23 総務	3.25 承認(多)	3.26 承認(多)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 承認(可否 同数、委員 長決裁) 附帯決議	3.31 承認(多)	自民、公明、 元氣(一部)、 次代、改革	民主、維新、 共産、元氣、 無久、社民、 生活、改革、 無		201	
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(閣法第10号)	27.2.20	— 3.18 総務	3.20 可決(全)	3.24 可決(全)	— 4.7	4.7	4.14 質疑	4.14 修正(全)	4.17 修正(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 社民、生活、 改革、無	—	4.24 15号	93	4.17 衆へ回付 4.17 衆同意(全)
電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)	27.4.3	— 4.15 総務	4.23 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産	5.22 26号	156	
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(閣法第27号)※	27.3.3	(5.15) 5.15 総務	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	— 5.25	5.26	5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	自民、民主、 公明、元氣、 次代、生活、 改革、無	維新、共産、 元氣(一部)、 無久、社民、 生活(一部)、 無	6.5 35号	108	
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)	27.3.31	(5.15) 5.15 総務	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	— 6.1	6.2	6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、無久、 社民、生活、 改革	民主、共産、 元氣(一部)、 社民、生活 (一部)、無	6.12 38号	154	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(衆第8号)	27.3.20			3.24 可決(全)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 社民、生活、 改革、無	—	3.31 4号	179	

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第60号)☆	27.3.24	— 8.20 法務	8.26 可決(全) 附帯決議	8.27 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	9.2 62号	152
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	27.2.17	— 3.26 法務	4.1 可決(全)	4.7 可決(全)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(全)	4.24 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	5.7 19号	90
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	27.2.24	— 4.13 法務	4.17 可決(多)	4.21 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多)	5.15 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革	民主、共産、 生活(一部)、 無	5.22 25号	102
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)	27.3.13	— 4.20 法務	5.15 修正(多) 附帯決議	5.19 修正(多)	— 5.20	5.21	5.26 質疑 5.28 参考人 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産	6.12 37号	126
人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(小川敏夫君外6名発議)(参第7号)	27.5.22	—	—	—	— 6.24	8.4	8.6 質疑	継続審査	—	—	—	—	168
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)	27.3.13	(5.19) 5.19 法務	8.5 修正(多) 附帯決議	8.7 修正(多)	(8.21) 8.21	9.10	—	継続審査	—	—	—	—	127

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	27.2.20	— 3.24 外務	3.27 可決(全)	3.30 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑	4.7 修正(全)	4.9 修正(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	4.22 13号	93	4.9 衆へ回付 4.14 衆同意(全)
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第20号)※	27.2.20	— 3.25 安全保障	4.2 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	— 4.8	4.9	4.14 質疑 4.21 質疑	4.21 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	共産、社民、 生活(一部)、 無	4.30 16号	101	
緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第12号)※	27.2.20	— 3.31 外務	4.8 可決(全)	4.14 可決(全)	— 4.22	4.23	5.7 質疑	5.7 可決(全)	5.13 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	元氣(一部)	5.20 24号	93	

東 南 亞 諸 国 連 合 プ ラ ス 三 箇 国 マ ク ロ 経 済 調 査 事 務 局 と の 協 定 の 締 結 に つ い て 承 認 を 求 め る の 件 (関 条 第 1 号)	27.3.10	— 4.16 外務	4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	— 5.11	5.12		5.14 承認(多)	5.15 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)		189
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件(関条第2号)	27.3.10	— 4.16 外務	4.22 承認(多)	4.23 承認(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 承認(多)	5.15 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)、無		190
東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めの件(関条第3号)	27.3.10	— 4.16 外務	4.22 承認(全)	4.23 承認(全)	— 5.11	5.12		5.14 承認(全)	5.15 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		191
二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件(関条第7号)	27.3.10	— 4.16 外務	4.22 承認(全)	4.23 承認(全)	— 5.11	5.12		5.14 承認(全)	5.15 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		194
水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めの件(関条第4号)	27.3.10	— 4.22 外務	5.8 承認(全)	5.12 承認(全)	— 5.18	5.19	5.21 質疑	5.21 承認(全)	5.22 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		192
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(関法第33号)※	27.3.6	(4.17) 4.17 安全保障	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(5.20) 5.20	5.21	5.26 質疑 5.28 参考人 6.2 質疑 6.9 質疑	6.9 可決(多)	6.10 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、無ク、 改革	民主、共産、 無ク(一部)、 社民、生活、 無	6.17 39号	116
特許法条約の締結について承認を求めの件(関条第5号)	27.3.10	— 5.12 外務	5.20 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.10	6.11	6.16 質疑	6.16 承認(全)	6.17 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		193
商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めの件(関条第6号)	27.3.10	— 5.12 外務	5.20 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.10	6.11		6.16 承認(全)	6.17 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		193

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	27.3.20	— 5.21 外務	8.28 承認(多)	9.3 承認(多)	— 9.7	9.8	9.10 質疑	9.10 承認(多)	9.11 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)	195	
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	27.3.20	— 5.21 外務	8.28 承認(多)	9.3 承認(多)	— 9.7	9.8		9.10 承認(多)	9.11 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)		196
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	27.3.20	— 5.21 外務	8.28 承認(多)	9.3 承認(多)	— 9.7	9.8		9.10 承認(多)	9.11 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産		197
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	27.3.20	— 5.21 外務	8.28 承認(多)	9.3 承認(多)	— 9.7	9.8		9.10 承認(多)	9.11 承認(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)		198
社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	27.3.20	— 5.21 外務	8.28 承認(全)	9.3 承認(全)	— 9.7	9.8		9.10 承認(全)	9.11 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		199

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載頁	備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派	
法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外9名発議)(参第3号)	27.3.20	—	—	—	—	3.26	3.26 質疑	3.31 質疑	審査未了	—	—	—	167		
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)※	27.2.17	(2.26) 2.26 財務金融	3.13 可決(多) 附帯決議	3.13 可決(多)	(3.25) 3.25	3.26	3.26 質疑	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、公明、 元氣(一部)、 次代、改革	民主、維新、 共産、元氣、 無ク、社民、 生活、改革、 無	3.31 9号	86	
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	27.2.17	— 3.10 財務金融	3.13 可決(全) 附帯決議	3.13 可決(全)	— 3.25	3.26	3.31 質疑	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	3.31 10号	88	
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第13号)※	27.2.20	— 3.31 財務金融	4.10 可決(多) 附帯決議	4.14 可決(多)	— 4.22	4.23	5.12 質疑	5.12 質疑	5.12 可決(多) 附帯決議	5.13 可決(多)	自民、民主、 公明、次代、 生活、改革、 無	維新、共産、 元氣、無ク、 社民、生活 (一部)、無	5.20 23号	94	
金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第56号)	27.3.24	— 5.11 財務金融	5.15 可決(全) 附帯決議	5.19 可決(全)	— 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	6.3 32号	147	

文政科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 指載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第12号)	27.3.27			3.30 可決(全)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	—	3.31 12号	180		
独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第39号)☆	27.3.10	— 5.12 文部科学	5.15 可決(多)	5.19 可決(多)	— 4.15	4.16	4.21 質疑	4.21 可決(多)	4.22 可決(多)	共産	5.27 27号	123		
文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)※	27.2.20	— 4.14 文部科学	4.17 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	— 4.22	4.23	5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	—	5.20 21号	95		
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第15号)	27.2.20	— 4.17 文部科学	4.24 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	(5.15) 5.15	5.19	5.21 連合審査 会(閣法第15号 のみ) 5.26 質疑	5.26 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	共産、生活 (一部)	6.3 33号	96	5.21 文政科学 委員会、内閣委 員会連合審査会	
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第16号)	27.2.20	— 4.17 文部科学	4.24 可決(全)	4.28 可決(全)	— 5.15	5.19	5.26 質疑	5.26 可決(全)	5.27 可決(全)	—	6.3 34号	97		
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)	27.3.17	— 5.19 文部科学	5.29 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	(6.5) 6.5	6.9	6.9 質疑 6.11 参考人 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	共産、社民、 生活(一部)、 無	6.24 46号	139		
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	27.3.10	— 6.2 文部科学	6.5 可決(多)	6.11 可決(多)	— 6.17	6.18	6.30 質疑	6.30 可決(多) 附帯決議	7.1 可決(多)	共産、元氣 (一部)、社民、 生活(一部)、 無	7.8 51号	119		
公認心理師法案(文部科学委員長提出)(衆第38号)	27.9.2			9.3 可決(全)	— 9.7	9.8	9.8 質疑	9.8 可決(全) 附帯決議	9.9 可決(全)	—	9.16 68号	182		

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 指載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	27.2.24	— 3.13 厚生労働	3.20 可決(全)	3.24 可決(全)	— 3.25	3.26	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	—	3.31 11号	102		

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(関法第50号)☆	27.3.17	— 8.28 厚生労働	9.4 可決(全)	9.11 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無欠、 社民、生活、 改革、無	生活(一部)	9.18 72号	140	
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(関法第23号)	27.2.24	— 3.26 厚生労働	4.7 可決(多)	4.14 可決(多)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 生活、改革	民主、維新、 共産、無欠、 社民、生活 (一部)、無	5.7 17号	103	
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(関法第28号)※	27.3.3	(4.14) 4.14 厚生労働	4.24 修正(多) 附帯決議	4.28 修正(多)	(5.13) 5.13	5.14	5.14 質疑 5.19 質疑 5.21 参考人/質 疑 5.22 参考人 5.26 質疑	5.26 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、改革	民主、共産、 元氣(一部)、 無欠、社民、 生活、無	5.29 31号	109	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第43号)	27.3.13	(5.12) 5.12 厚生労働	6.19 可決(多)	6.19 可決(多)	(7.8) 7.8	7.14	7.30 質疑 8.4 質疑 8.11 質疑 8.20 参考人/質 疑 8.26 参考人 8.27 質疑 9.1 質疑 9.3 質疑 9.8 質疑	9.8 修正(多) 附帯決議	9.9 修正(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革、無	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無欠、 社民、生活、 無	9.18 73号	127	9.1、9.8の質疑は 衆第22号と一括 8.6 地方公聴会 9.9 衆へ回付 9.11 衆同意(多)
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦外5名提出)(衆第22号)	27.5.26	— 5.26 厚生労働	6.19 修正(多)	6.19 修正(多)	— 7.8	7.14	8.18 質疑 8.19 参考人 9.1 質疑 9.8 質疑	9.8 可決(多) 附帯決議	9.9 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、無欠、 改革、無	民主、共産、 社民、生活、 無	9.16 69号	180	9.1以降の質疑 は関法第43号と 一括
医療法の一部を改正する法律案(関法第68号)	27.4.3	— 7.28 厚生労働	8.5 可決(多)	8.7 可決(多)	— 9.9	9.10	9.15 質疑	9.15 可決(多) 附帯決議	9.16 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 無欠、改革、 無	民主、維新、 共産、社民、 生活、無	9.28 74号	157	
戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第40号)	27.9.11			9.11 可決(全)	— 9.24	—	—	継続審査	—	—	—	—	183	
社会福祉法等の一部を改正する法律案(関法第67号)	27.4.3	— 7.1 厚生労働	7.29 可決(多) 附帯決議	7.31 可決(多)	— 9.24	—	—	継続審査	—	—	—	—	157	
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(関法第70号)	27.4.3	— 8.3 厚生労働	8.28 可決(多) 附帯決議	9.3 可決(多)	— 9.24	—	—	継続審査	—	—	—	—	158	
臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(川田龍平君発議)(参第2号)	27.3.4	—	—	—	— 9.24	—	—	継続審査	—	—	—	—	167	
労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君発議)(参第6号)	27.4.9	—	—	—	— 9.24	—	—	継続審査	—	—	—	—	168	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第6号)	27.3.19			3.24 可決(全)	— 3.30	3.31	—	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	3.31 7号	177	
都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)(参第5号)	27.4.7	— 4.8 農林水産予備付託 4.9 農林水産本付託	4.15 可決(全)	4.16 可決(全)					4.9 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	4.22 14号	167	
競馬法の一部を改正する法律案(閣法第47号)☆	27.3.13	— 4.21 農林水産	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	5.7 18号	137	
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)※	27.2.27	— 5.12 農林水産	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	— 5.18	5.19	5.21 質疑	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、生活、 改革、無	共産、社民、 無	5.29 30号	104	
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(閣法第71号)	27.4.3	(5.14) 5.14 農林水産	6.25 修正(多) 附帯決議	6.30 修正(多)	(7.3) 7.3	7.9	7.14 質疑 7.30 質疑 8.4 質疑 8.18 参考人 8.20 質疑 8.25 参考人/質 疑 8.27 質疑	8.27 可決(多) 附帯決議	8.28 可決(多)	自民、公明、 維新、元氣、 次代、無ク、 改革、無	民主、共産、 元氣(一部)、 社民、生活、 改革、無	9.4 63号	159	8.6 地方公聴会
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)	27.3.6	— 8.25 農林水産	9.2 可決(多) 附帯決議	9.3 可決(多)	— 9.7	9.8	9.10 質疑	9.10 可決(多) 附帯決議	9.11 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産	9.18 70号	114	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)	27.2.10	— 3.19 経済産業	3.25 承認(全)	3.26 承認(全)	— 3.26	3.26	3.31 質疑	3.31 承認(全)	3.31 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		201	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)☆	27.3.10	— 6.17 経済産業	7.1 可決(全) 附帯決議	7.7 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑 4.21 参考人 4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	7.15 57号	124	

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(関法第17号)※	27.2.20	3.26 経済産業	4.8 可決(多) 附帯決議	4.14 可決(多)	5.11	5.12	5.14 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多) 無	自民、民主、公明、次代、生活、改革、無	維新、共産、元氣、無ク、社民、生活(一部)、無	5.27 29号	98
電気事業法等の一部を改正する等の法律案(関法第29号)※	27.3.3	(4.16) 4.16 経済産業	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(5.29) 5.29	6.2	6.2 質疑 6.4 質疑 6.9 参考人 6.11 質疑 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、次代、社民、生活、改革、無	共産、元氣、無ク、生活(一部)、無	6.24 47号	111
特許法等の一部を改正する法律案(関法第44号)	27.3.13	5.20 経済産業	5.29 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	(6.17) 6.17	6.18	6.18 質疑 6.19 参考人 6.30 質疑	7.2 可決(多) 附帯決議	7.3 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無ク、生活、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	7.10 55号	134
不正競争防止法の一部を改正する法律案(関法第45号)	27.3.13	6.2 経済産業	6.10 可決(多) 附帯決議	6.11 可決(多)	(6.17) 6.17	6.18	6.18 質疑 6.19 参考人 6.30 質疑	7.2 可決(多) 附帯決議	7.3 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無ク、生活、改革、無	共産、元氣、(一部)、社民、生活(一部)、無	7.10 54号	135
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第52号)	27.3.20	6.10 経済産業	6.19 可決(多) 附帯決議	6.30 可決(多)	7.3	7.7	7.9 質疑	7.9 可決(多) 附帯決議	7.10 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無ク、生活、改革、無	共産、社民、生活(一部)	7.17 59号	142
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第61号)	27.3.27	7.1 経済産業	7.29 可決(全) 附帯決議	7.31 可決(全)	8.3	8.4	8.6 質疑	8.6 可決(全) 附帯決議	8.21 可決(全) 無	自民、民主、公明、維新、共産、元氣、次代、無ク、社民、生活、改革、無	—	8.28 61号	152
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(関承認第4号)	27.4.14	7.28 経済産業	7.31 承認(全)	8.7 承認(全)	8.26	8.27	8.27 質疑	8.27 承認(全)	8.28 承認(全) 無	自民、民主、公明、維新、共産、元氣、次代、無ク、社民、生活、改革、無	—	203	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第9号)	27.3.20			3.24 可決(全)	3.30	3.31	—	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全) 無	—	3.31 6号	179		
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(関法第48号)☆	27.3.13	6.8 国土交通	6.16 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無ク、生活、改革、無	共産、社民、生活(一部)、無	6.26 48号	138	
水防法等の一部を改正する法律案(関法第18号)※	27.2.20	4.13 国土交通	4.17 可決(全)	4.21 可決(全)	4.22	4.23	5.12 質疑	5.12 可決(全)	5.13 可決(全) 無	—	5.20 22号	99		
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(関法第19号)※	27.2.20	4.17 国土交通	4.22 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	5.13	5.14	5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多) 無	自民、民主、公明、維新、元氣、次代、無ク、社民、生活、改革、無	共産、生活(一部)	5.27 28号	100	

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)	27.2.27	— 5.7 国土交通	5.15 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	— 5.20	5.21	6.2 質疑	6.2 可決(多) 附帯決議	6.3 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)	6.10 36号	105
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第46号)	27.3.13	— 5.19 国土交通	5.22 可決(多)	5.26 可決(多)	(6.10) 6.10	6.11	6.11 質疑	6.16 可決(多)	6.17 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無ク、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)	6.24 44号	136
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第58号)	27.3.24	— 5.28 国土交通	6.3 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(全)	— 6.18	6.18	6.30 質疑	6.30 可決(全) 附帯決議	7.1 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	7.8 53号	149
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)	27.4.14	— 6.18 国土交通	6.19 承認(全)	6.30 承認(全)	— 7.1	7.2	—	7.2 承認(全)	7.3 承認(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—		203
航空法の一部を改正する法律案(閣法第75号)	27.7.14	— 8.3 国土交通	8.26 可決(全) 附帯決議	8.27 可決(全)	— 8.31	9.1	9.3 質疑	9.3 可決(全) 附帯決議	9.4 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	9.11 67号	165

環境委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)	27.3.10	— 4.22 環境	5.22 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	— 6.1	6.2	6.4 質疑 6.9 参考人 6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	6.19 42号	120	
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)	27.3.10	— 4.22 環境	5.22 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	— 6.1	6.2	6.4 質疑 6.9 参考人 6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	6.19 41号	121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	27.3.24	— 5.26 環境	6.9 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	(6.12) 6.12	6.16	6.18 質疑 7.7 参考人 7.9 質疑	7.9 可決(全) 附帯決議	7.10 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	生活(一部)	7.17 58号	150	
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外11名発議)(参第22号)	27.8.24	— 8.25 環境予備付託 8.28 環境本付託	9.11 可決(全) 附帯決議	9.25 可決(全)	— 8.24	8.25	8.27 質疑	8.27 可決(全)	8.28 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無ク、 社民、生活、 改革、無	—	10.2 78号	174	

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案(環境委員長提出)(衆第35号)	27.9.1			9.3 可決(全)	— 9.7	9.10	9.15 質疑	9.15 可決(全)	9.16 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 社民、生活、 改革、無	—	9.28 75号	182
-----------------------------------	--------	--	--	--------------	----------	------	---------	---------------	---------------	--	---	-------------	-----

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考	
		(本会議 総旨説明) 付託日 付託委員会	委員会 議決	本会議 議決	(本会議 総旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十六年一般会計補正予算(第1号)(関予第1号)	27.1.26	(1.26 財政演説) 1.26 予算	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	(1.26 財政演説) 1.26 予備付託 1.30 本付託			2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	
平成二十六年特別会計補正予算(特第1号)(関予第2号)	27.1.26	(1.26 財政演説) 1.26 予算	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	(1.26 財政演説) 1.26 予備付託 1.30 本付託	1.28	2.2 総括質疑 2.3 総括質疑	2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	
平成二十六年政府関係機関補正予算(機第1号)(関予第3号)	27.1.26	(1.26 財政演説) 1.26 予算	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	(1.26 財政演説) 1.26 予備付託 1.30 本付託			2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	
平成二十七年一般会計予算(関予第4号)	27.2.12	(2.12 財政演説) 2.12 予算	3.13 可決(多)	3.13 可決(多)	(2.12 財政演説) 2.12 予備付託 3.13 本付託		3.16 基本的質 疑 3.17 基本的質 疑	4.9 可決(多)	4.9 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	
平成二十七年特別会計予算(関予第5号)	27.2.12	(2.12 財政演説) 2.12 予算	3.13 可決(多)	3.13 可決(多)	(2.12 財政演説) 2.12 予備付託 3.13 本付託	2.18	3.18 一般質疑 3.19 一般質疑 3.20 集中審議 3.23 一般質疑 3.24 一般質疑 3.26 公聴会 3.27 集中審議 4.1 集中審議 4.2 一般質疑 4.8 集中審議 4.9 集中審議/ 締めくくり質疑	4.9 可決(多)	4.9 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	4.6、4.7 委嘱審査
平成二十七年政府関係機関予算(関予第6号)	27.2.12	(2.12 財政演説) 2.12 予算	3.13 可決(多)	3.13 可決(多)	(2.12 財政演説) 2.12 予備付託 3.13 本付託			4.9 可決(多)	4.9 可決(多)	自民、公明、 元氣、次代、 改革	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無		185	
平成二十七年一般会計暫定予算(関予第7号)	27.3.27	— 3.27 予算	3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.30 本付託			3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産		188	
平成二十七年特別会計暫定予算(関予第8号)	27.3.27	— 3.27 予算	3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.30 本付託	3.30	3.30 総括質疑	3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産		188	
平成二十七年政府関係機関暫定予算(関予第9号)	27.3.27	— 3.27 予算	3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	— 3.27 予備付託 3.30 本付託			3.30 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産		188	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書	26.11.18 (187回)	— 27.1.26 決算行政	—	—	(1.28 財務大臣の報告聴取) 1.28	1.28	6.29 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	7.1 是認(多)	自民、公明、維新、元氣(一部)、次代、無ク、改革、無	民主、共産、元氣、無ク(一部)、社民、生活、無	—	205	6.22の質疑は予備費関係3件と一括	
平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	26.11.18 (187回)	— 27.1.26 決算行政	—	—	1.28	2.6 全般質疑 2.9 質疑 2.10 質疑 4.13 質疑 4.20 質疑 5.11 質疑 5.18 質疑 5.25 准総括質疑 6.22 締めくくり総括質疑	6.29 是認(多)	7.1 是認(多)	自民、公明、維新、元氣(一部)、次代、無ク、改革、無	民主、共産、元氣、無ク(一部)、社民、生活、無	—	205		
平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	26.11.18 (187回)	— 27.1.26 決算行政	—	—	1.28	—	6.29 是認(全)	7.1 是認(多)	自民、民主、公明、維新、共産、元氣、次代、無ク、社民、生活、改革、無	元氣(一部)	—	206		
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	27.1.27	— 4.23 決算行政	5.25 承諾(多)	5.26 承諾(多)	— 6.19	6.22	6.29 承諾(多)	7.1 承諾(多)	自民、公明、維新、元氣、次代、無ク、改革、無	民主、共産、元氣(一部)、社民、生活、無	—	204	質疑は決算外2件と一括	
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	27.1.27	— 4.23 決算行政	5.25 承諾(多)	5.26 承諾(多)	— 6.19	6.22	6.29 承諾(多)	7.1 承諾(多)	自民、公明、維新、共産、元氣、次代、無ク、社民、改革、無	民主、元氣(一部)、生活、無	—	204		
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	27.1.27	— 4.23 決算行政	5.25 承諾(多)	5.26 承諾(多)	— 6.19	6.22	6.29 承諾(多)	7.1 承諾(多)	自民、公明、維新、元氣、次代、無ク、改革、無	民主、共産、元氣(一部)、社民、生活、無	—	204		

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出(衆第7号))	27.3.20	—	—	3.24 可決(全)	— 3.30	3.31	—	3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	—	—	3.31 8号	179	
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)	27.5.29	— 6.3 災害対策	6.11 可決(全)	6.16 可決(全)	— 6.17	6.17	6.19 質疑	6.19 可決(全)	7.1 可決(多)	自民、民主、公明、維新、共産、元氣、次代、無ク、社民、生活、改革、無	生活(一部)	7.8 52号	165	

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(関法第9号)	27.2.20	— 3.18 沖縄北方	3.20 可決(全)	3.24 可決(全)	— 3.24	3.25	3.27 質疑	3.27 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無欠、 社民、生活、 改革、無	—	3.31 5号	93	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出)(衆第5号)	27.3.5	— 5.26 倫理選挙	6.2 可決(全)	6.4 可決(全)	— 6.4	6.5	6.10 参考人 6.15 質疑	6.15 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無欠、 社民、生活、 改革、無	—	6.19 43号	177	

(委員会審査省略議案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
公職選挙法の一部を改正する法律案(溝手顕正君外9名発議)(参第11号)	27.7.23	— 7.27 倫理選挙	7.28 可決(多)	7.28 可決(多)	(7.24) —	/	/	/	7.24 可決(多)	自民、維新、 元氣、次代、 改革	民主、公明、 共産、元氣、 (一部)、無欠、 社民、生活、 無	8.5 60号	170	
公職選挙法の一部を改正する法律案(羽田雄一郎君外5名発議)(参第12号)	27.7.23	/	/	/	(7.24) —	/	/	/	7.24 議決を 要しない ものと決 定	/	/	/	171	

地方・消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第51号)	27.3.20	(4.24) 4.24 地方創生	5.29 可決(多)	6.2 可決(多)	(6.3) 6.3	6.10	6.10 質疑 6.17 質疑	6.17 可決(多)	6.19 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 元氣、次代、 無久、社民、 生活、改革、 無	共産、生活 (一部)	6.26 50号	142	
地域再生法の一部を改正する法律案(関法第53号)	27.3.24	(4.24) 4.24 地方創生	5.29 可決(多)	6.2 可決(多)	(6.3) 6.3	6.10	6.10 質疑 6.17 質疑	6.17 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多) 無	自民、民主、 公明、元氣 (一部)、次代、 無久、生活 (一部)、改革、 生活	維新、共産、 元氣、無久 (一部)、社民、 生活	6.26 49号	144	

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(関法第2号)※	27.2.17	— 3.25 震災復興	4.2 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(多)	— 4.14	4.15	4.22 質疑	4.22 可決(多) 附帯決議	4.24 可決(多) 無	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 社民、生活 (一部)、改革、 無	生活	5.7 20号	84	

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(関法第72号)	27.5.15	(5.26) 5.19 平和安全	7.15 可決(多)	7.16 可決(多)	(7.27) 7.27	7.27	7.28 総括的質 疑 7.29 総括的質 疑 7.30 集中審議 8.3 参考人/質 疑 8.4 集中審議 8.5 質疑 8.11 質疑 8.19 質疑 8.21 集中審議 8.25 集中審議 8.26 質疑 9.2 質疑 9.4 質疑 9.8 参考人 9.9 質疑 9.11 集中審議 9.14 集中審議 9.15 公聴会	9.17 可決(多) 附帯決議	9.19 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 改革、無	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無	9.30 76号	161	
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(関法第73号)	27.5.15	(5.26) 5.19 平和安全	7.15 可決(多)	7.16 可決(多)	(7.27) 7.27	7.27	7.27 7.28 総括的質 疑 7.29 総括的質 疑 7.30 集中審議 8.3 参考人/質 疑 8.4 集中審議 8.5 質疑 8.11 質疑 8.19 質疑 8.21 集中審議 8.25 集中審議 8.26 質疑 9.2 質疑 9.4 質疑 9.8 参考人 9.9 質疑 9.11 集中審議 9.14 集中審議 9.15 公聴会	9.17 可決(多) 附帯決議	9.19 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 共産、元氣、 次代、無久、 改革、無	民主、維新、 共産、元氣 (一部)、無久、 社民、生活、 無	9.30 77号	164	9.16 地方公聴会 9.2~9.8の質疑 は参第16号、17 号、18号、19号、 20号と一括 9.9~9.14の質 疑は参第16号、 17号、18号、19 号、20号、第23 号、24号と一括

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第16号)	27.8.20	—	—	—	— 8.28	8.28		審査未了	—	—	—	—	173	
在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外1名発議)(参第17号)	27.8.20	—	—	—	— 8.28	8.28		審査未了	—	—	—	—	173	9.16 地方公聴会
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外1名発議)(参第18号)	27.8.20	—	—	—	— 8.28	8.28	9.2 質疑 9.4 質疑 9.8 参考人 9.9 質疑	審査未了	—	—	—	—	173	9.2～9.8の質疑は問法第72号、73号と一括 9.9～9.14の質疑は問法第72号、73号、参第23号、24号と一括
国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外1名発議)(参第19号)	27.8.20	—	—	—	— 8.28	8.28	9.11 集中審議 9.14 集中審議 9.15 公聴会	審査未了	—	—	—	—	174	
国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(小野次郎君外1名発議)(参第20号)	27.8.20	—	—	—	— 8.28	8.28		審査未了	—	—	—	—	174	
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第23号)	27.9.3	—	—	—	— 9.4	9.8		審査未了	—	—	—	—	175	9.16 地方公聴会
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第24号)	27.9.3	—	—	—	— 9.4	9.8	9.9 質疑 9.11 集中審議 9.14 集中審議 9.15 公聴会	審査未了	—	—	—	—	175	質疑は問法第72号、73号、参第16号、17号、18号、19号、20号と一括
領域等の警備に関する法律案(大野元裕君外7名発議)(参第25号)	27.9.4	—	—	—	— 9.9	9.14		審査未了	—	—	—	—	175	

委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(関法第30号)※	27.3.6	(9.3) 9.3 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	114	
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(関法第31号)	27.3.6	— 9.24 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	114	
総合法律支援法の一部を改正する法律案(関法第57号)	27.3.24	— 9.24 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	148	
民法の一部を改正する法律案(関法第63号)	27.3.31	— 9.24 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	154	
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(関法第64号)	27.3.31	— 9.24 法務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	154	
労働基準法等の一部を改正する法律案(関法第69号)	27.4.3	— 9.24 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	158	

(本院議員提出法律案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(井上義行君外2名発議)(参第1号)	27.1.30	—	—	—	—	審査未了		—	—	—	—	—	167	
国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外1名発議)(参第4号)	27.4.2	—	—	—	—	審査未了		—	—	—	—	—	167	
民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外7名発議)(参第8号)	27.6.12	—	—	—	—	審査未了		—	—	—	—	—	168	

1 本会議審議経過

○平成27年1月26日(月)

開会 午前10時6分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、地方の活性化並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員30名から成る**地方・消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するとともに、原子力に関する諸問題を調査するため委員40名から成る**東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国際経済・外交に関する調査会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、調査会委員を指名した。

休憩 午前10時11分

再開 午後2時31分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

麻生財務大臣は、財政について演説をした。国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時37分

○平成27年1月28日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

柳田稔君、関口昌一君、荒木清寛君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、川田龍平君、井上哲士君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第2 国務大臣の報告に関する件(平成二十五年度決算の概要について)

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、松山政司君、相原久美子君、杉久武君、藤巻健史君、田村智子君、松田公太君、江口克彦君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時55分

○平成27年2月3日(火)

開会 午後6時56分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員井上義行君、裁判官訴追委員薬師寺みちよ君、同予備員福岡資麿君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に西村まさみ君、裁判官訴追委員に福岡資麿君、同予備員に牧野たかお君、検察官適格審査会委員予備委員に大野元裕君(江崎孝君の予備委員)を指名した。また、裁判官弾劾裁判

所裁判員予備員の職務を行う順序は、西村まさみ君を第2順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の石井準一君を第1順位とし、牧野たかお君を第2順位とした。

日程第1 平成二十六年一般会計補正予算(第1号)

日程第2 平成二十六年特別会計補正予算(特第1号)

日程第3 平成二十六年政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対94にて可決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対11にて可決された。

散会 午後7時43分

○平成27年2月6日(金)

開会 午後0時31分

日程第1 シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案(中川雅治君外14名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、中川雅治君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

岸田外務大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午後0時37分

○平成27年2月12日(木)

開会 午後3時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、岸田外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、甘利国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期する

ことに決した。

散会 午後4時24分

○平成27年2月17日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

郡司彰君、溝手顕正君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時43分

○平成27年2月18日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、柴田巧君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、山下芳生君、柳澤光美君、岩城光英君、浜野喜史君、松田公太君、中山恭子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時50分

○平成27年2月25日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、総合科学技術・イノベーション会議議員に久間和生君、内山田竹志君、日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君を任命することに賛成213、反対14にて同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に原山優子君、橋本和仁君、国地方係争処理委員会委員に牧原出君、中央労働委員会公益委員に三輪和雄君、植村京子君を任命することに賛成216、反対11にて同意することに決し、

再就職等監視委員会委員長に大橋寛明君を任命することに賛成168、反対58にて同意することに決し、

再就職等監視委員会委員に伊東研祐君、篠原文也君、尾花真理子君、笠京子君、預金保険機構理事に久田高正君、同監事に町田

恵美君、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎君、高橋寿一君、牛尾陽子君、渡井理佳子君、電波監理審議会委員に吉田進君、松崎陽子君、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君、労働保険審査会委員に井上繁規君、東郷眞子君、中央社会保険医療協議会公益委員に印南一路君、西村万里子君、社会保険審査会委員に吉山敦子君、森俊介君、中央労働委員会公益委員に諏訪康雄君、森戸英幸君、鹿野菜穂子君、鎌田耕一君、木本洋子君、両角道代君、中窪裕也君、仁田道夫君、沖野眞巳君、藤重由美子君、山川隆一君、山下友信君、山本眞弓君、調達価格等算定委員会委員に植田和弘君、辰巳菊子君、高村ゆかり君、運輸審議会委員に山田攝子君、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君、佐々木隆一郎君、石井彰君を任命することに賛成227、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、預金保険機構理事長に三國谷勝範君、社会保険審査会委員に後藤昭夫君、調達価格等算定委員会委員に山内弘隆君、山地憲治君を任命することに賛成209、反対17にて同意することに決し、預金保険機構理事に高口秀章君を任命することに決し、日本放送協会経営委員会委員に井伊雅子君、佐藤友美子君を任命することに賛成224、反対3にて同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に本田勝彦君、日本銀行政策委員会審議委員に原田泰君を任命することに賛成145、反対81にて同意することに決し、中央更生保護審査会委員に増田暢也君を任命することに賛成224、反対3にて同意することに決した。

散会 午前10時24分

○平成27年3月25日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 情報監視審査会委員の選任

本件は、石井準一君、金子原二郎君、上月良祐君、末松信介君、大野元裕君、藤本祐司君、荒木清寛君、儀間光男君を選任する

ことに決した。

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、山本一太君を指名した。

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、若林健太君、尾立源幸君、藤巻健史君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件(平成二十七年度地方財政計画について)

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、日程に追加し、高市総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、江崎孝君、平木大作君、寺田典城君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時46分

○平成27年3月30日(月)

開会 午後5時11分

平成二十七年度一般会計暫定予算

平成二十七年度特別会計暫定予算

平成二十七年度政府関係機関暫定予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対11にて可決された。

日程第1 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後5時18分

○平成27年3月31日(火)

開会 午後4時31分

請暇の件

本件は、アントニオ猪木君の請暇を許可す

ることに決した。

日程第1 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第3の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成141、反対96にて可決、第2の議案は賛成145、反対92にて可決、第3の議案は賛成140、反対97にて承認することに決した。

山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ

た後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成141、反対96にて可決、第2の議案は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後5時50分

○平成27年4月9日(木)

開会 午後4時1分

平成二十七年度一般会計予算

平成二十七年度特別会計予算

平成二十七年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長か

ら委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成144、反対94にて可決された。

日程第1 都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって修正議決された。

散会 午後5時1分

○平成27年4月17日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって修正議決された。

日程第2 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(内閣提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対16にて可決された。

日程第5 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対1にて可決された。

日程第6 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対1にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成161、反対72にて可決した。

散会 午前10時19分

○平成27年4月22日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対11にて可決された。

日程第2 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対16にて可決された。

散会 午前10時7分

○平成27年4月24日(金)

開会 午前10時1分

請暇の件

本件は、山東昭子君、森まさこ君、山本一

太君、田中直紀君、川田龍平君、清水貴之君、山田太郎君の請暇を許可することに決した。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員木村義雄君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員木村義雄君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

溝手顕正君は、祝辞を述べた。

木村義雄君は、謝辞を述べた。

日程第1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、東日本大震災復興及び原子力問題特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対2にて可決された。

日程第2 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成147、

反対86にて可決された。

散会 午前10時27分

○平成27年5月13日（水）

開会 午前10時1分

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、塩崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、福岡資麿君、西村まさみ君、佐々木さやか君、川田龍平君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対1にて可決された。

日程第2 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対36にて可決された。

日程第3 文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時52分

○平成27年5月15日（金）

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員前田武志君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の

表彰文を朗読した。

議員前田武志君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

溝手顕正君は、祝辞を述べた。

前田武志君は、謝辞を述べた。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、下村文部科学大臣から趣旨説明があった後、斎藤嘉隆君が質疑をした。

日程第1 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成224、反対12にて承認することに決し、日程第2は賛成223、反対13にて承認することに決し、日程第3及び第4は賛成236、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対71にて可決された。

日程第6 電気通信事業法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対11にて可決された。

散会 午前11時2分

○平成27年5月18日(月)

開会 午後0時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(米国公式訪問に関する報告について)

本件は、安倍内閣総理大臣から報告があった後、関口昌一君、蓮舫君、小野次郎君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後1時9分

○平成27年5月20日(水)

開会 午前10時1分

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、中谷防衛大臣から趣旨説明があった後、藤田幸久君、儀間光男君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対37にて可決された。

日程第2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対12にて可決された。

散会 午前11時1分

○平成27年5月22日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

食品安全委員会委員に佐藤洋君、石井克枝君、堀口逸子君、村田容常君、公害等調整委員会委員に山崎勉君、野中智子君、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命することに賛成235、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

食品安全委員会委員に吉田緑君、預金保険機構理事に井上美昭君を任命することに賛成229、反対6にて同意することに決し、食品安全委員会委員に山添康君、日本銀行政策委員会審議委員に布野幸利君、運輸審議会委員に松田英三君、原子力規制委員会委員に更田豊志君を任命することに賛成219、反対17にて同意することに決し、国家公安委員会委員に北島信一君を任命することに賛成159、反対76にて同意することに決し、

預金保険機構理事に小幡浩之君、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君、野口晴子君を任命することに賛成234、反対2にて同意することに決し、

原子力規制委員会委員に伴信彦君を任命することに賛成155、反対82にて同意することに決した。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、山口国務大臣から趣旨説明があった後、上野通子君、大久保勉君、辰巳孝太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、

反対15にて可決された。

散会 午前11時15分

○平成27年5月27日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本件は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成217、反対12にて可決、日程第3は賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本件は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成146、反対82にて可決された。

散会 午前10時32分

○平成27年5月29日（金）

開会 午前10時1分

電気事業法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、宮沢経済産業大臣から趣旨説明があった後、磯崎仁彦君、小林正夫君、河野義博君、東徹君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本件は、総務委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対33にて可決された。

散会 午前11時42分

○平成27年6月3日(水)

開会 午前10時1分

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、石破国務大臣から趣旨説明があった後、野田国義君、新妻秀規君、寺田典城君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対12にて可決された。

散会 午前11時41分

○平成27年6月5日(金)

開会 午前10時1分

前衆議院議長衆議院議員町村信孝君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、下村文部科学大臣から趣旨説明があった後、堀内恒夫君、那谷屋正義君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対11にて可決された。

日程第2 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成156、反対72にて可決された。

散会 午前10時45分

○平成27年6月10日(水)

開会 午前10時1分

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、太田国土交通大臣から趣旨説明があった後、金子洋一君が質疑をした。

日程第1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成154、反対77にて可決された。

散会 午前10時54分

○平成27年6月12日(金)

開会 午前10時1分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、望月環境大臣から趣旨説明があった後、高橋克法君、長浜博行君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時52分

○平成27年6月17日(水)

開会 午前10時1分

特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、宮沢経済産業大臣

から趣旨説明があった後、宮本周司君、磯崎哲史君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 特許法条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対12にて可決された。

日程第5 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文科学委員委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対16にて可決された。

日程第6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対13にて可決された。

日程第7 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛

成208、反対23にて可決された。

国の統治機構等に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国の統治機構に関する調査会長から報告があった。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長から報告があった。

散会 午前11時20分

○平成27年6月19日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、地方・消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成219、反対11にて可決、日程第2は賛成199、反対31にて可決された。

散会 午前10時6分

○平成27年7月1日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

日程第2 平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

日程第3 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

日程第4 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

日程第5 平成二十五年度国有財産増減及び

現在額総計算書

日程第6 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第3は賛成155、反対78にて承諾することに決し、日程第2は賛成169、反対63にて承諾することに決し、日程第4はまず賛成152、反対81にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成233、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第5は賛成152、反対81にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第6は賛成232、反対1にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第7 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対1にて可決された。

日程第8 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対17にて可決された。

日程第9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時50分

○平成27年7月3日(金)

開会 午前10時1分

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、林農林水産大臣から趣旨説明があつた後、野村哲郎君、徳永エリ君、若松謙維君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成214、反対16にて可決、日程第2は賛成213、反対17にて可決された。

日程第3 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散会 午前11時37分

○平成27年7月8日(水)

開会 午前10時1分

政策評価制度に関する決議案（松村祥史君外16名発議）(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、松村祥史君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

高市総務大臣は、本決議について所信を述べた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、塩崎厚生労働大臣から趣旨説明があつた後、羽生田俊君、津田弥太郎君、長沢広明君、清水貴之君、辰巳孝太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成159、反対77にて可決された。

散会 午前11時51分

○平成27年7月10日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対1にて可決された。

日程第2 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対15にて可決された。

散会 午前10時7分

○平成27年7月24日(金)

開会 午前10時6分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審査するため委員45名から成る我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案(溝手顕正君外9名発議)(委員会審査省略要求)

日程第2 公職選挙法の一部を改正する法律案(羽田雄一郎君外5名発議)(委

員会審査省略要求)

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、一括して議題とすることに決し、片山虎之助君、羽田雄一郎君から順次趣旨説明があつて、末松信介君、足立信也君、室井邦彦君、井上哲士君、井上義行君、浜田和幸君がそれぞれ質疑をし、日程第1につき国会法第57条の3の規定により高市総務大臣から内閣の意見を聴取し、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、日程第1は賛成131、反対103にて可決された。

議長は、日程第1の議決の結果、日程第2は議決を要しないものとなった旨を告げた。

散会 午後0時52分

○平成27年7月27日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、中谷国務大臣から趣旨説明があつた後、山本順三君、北澤俊美君、荒木清寛君、小野次郎君、市田忠義君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時20分

○平成27年7月31日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(趣旨説明)

本件は、有村国務大臣から趣旨説明があつた後、大沼みずほ君、林久美子君、平木大作君、川田龍平君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時39分

○平成27年8月21日(金)

開会 午前10時1分

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、上川法務大臣から

趣旨説明があった後、熊谷大君、小川敏夫君、矢倉克夫君、真山勇一君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時9分

○平成27年8月28日（金）

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員関口昌一君、裁判官訴追委員脇雅史君、同予備員石井準一君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に佐藤正久君、裁判官訴追委員に石井準一君、同予備員に塚田一郎君（第1順位）を指名した。

日程第1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成230、反対1にて可決、日程第2は賛成212、反対17にて修正議決された。

日程第3 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外11名発議）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成154、反対76にて可決された。

散会 午前10時52分

○平成27年9月4日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対15にて可決された。

散会 午前10時7分

○平成27年9月9日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 公認心理師法案（衆議院提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成143、反対93にて修正議決、日程第3は賛成160、反対75にて可決された。

散会 午前10時49分

○平成27年9月11日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第4 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第5 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上5件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1、第2及び第4は賛成220、反対11にて

承認することに決し、日程第3は賛成222、反対10にて承認することに決し、日程第5は賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対15にて可決された。

日程第7 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対10にて可決された。

散会 午前10時14分

○平成27年9月16日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対87にて可決された。

散会 午前10時7分

○平成27年9月17日（木）

開会 午後8時11分

議院運営委員長中川雅治君解任決議案（前川清成君外一名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、前川清成君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求

により、記名投票をもって採決の結果、賛成89、反対147にて否決された。

休憩 午後9時26分

再開 午後11時1分

議長は、本日は延会することとし、次会は、明18日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後11時2分

○平成27年9月18日(金)

開会 午前0時11分

國務大臣中谷元君問責決議案(大野元裕君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議(野上浩太郎君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成140、反対88にて可決された。

次いで、本決議案は、大野元裕君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成89、反対143にて否決された。

休憩 午前2時3分

再開 午前10時1分

議長不信任決議案(足立信也君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議(野上浩太郎君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成148、反対75にて可決された。

次いで、本決議案は、足立信也君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成76、反対148にて否決された。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時1分

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(郡司彰君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議(野上浩太郎君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成142、反対87にて可決された。

次いで、本決議案は、郡司彰君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成89、反対144にて否決された。

休憩 午後2時43分

再開 午後8時31分

日程第1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議長は、以上両案を議題とする旨宣告した。我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案(小西洋之君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については二十五分、討論その他については一人十五分に制限することの動議(野上浩太郎君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成145、反対90にて可決された。

次いで、本決議案は、小西洋之君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138

条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成89、反対148にて否決された。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明19日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後11時3分

○平成27年9月19日(土)

開会 午前0時11分

日程第1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）(前会の続)

日程第2 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）(前会の続)

以上両案は、前会に引き続き議題とした後、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった。

両案に対する討論その他の発言時間は一人十五分に制限することの動議（野上浩太郎君外1名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成145、反対93にて可決された。

次いで、両案は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成148、反対90にて可決された。

散会 午前2時18分

○平成27年9月25日(金)

開会 午前11時31分

日程第1及び第2の請願

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願外336件の請願

本請願は、法務委員長外4委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、内閣委員会の国会議事堂、内閣総

理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(衆第24号)、法務委員会の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)並びに厚生労働委員会の社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)及び確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第70号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(参第7号)

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

一、労働基準法等の一部を改正する法律案(参第6号)

一、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第40号)

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

地方・消費者問題に関する特別委員会

- 一、地方の活性化及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

国の統治機構に関する調査会

- 一、国の統治機構等に関する調査

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建

に関する調査会

- 一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

- 一、国際経済・外交に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午前11時36分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
27. 1. 26	財政演説	麻生財務大臣	1. 28	柳田 稔君(民主) 関口 昌一君(自民) 荒木 清寛君(公明) 川田 龍平君(維新) 井上 哲士君(共産)
27. 2. 12	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 岸田外務大臣 麻生財務大臣 甘利国務大臣	2. 17	郡司 彰君(民主) 溝手 顕正君(自民)
			2. 18	山口 那津男君(公明) 柴田 巧君(維新) 山下 芳生君(共産) 柳澤 光美君(民主) 岩城 光英君(自民) 浜野 喜史君(民主) 松田 公太君(元気) 中山 恭子君(次代)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
27. 1. 28	平成二十五年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	松山 政司君(自民) 相原 久美子君(民主) 杉 久武君(公明) 藤巻 健史君(維新) 田村 智子君(共産) 松田 公太君(元気) 江口 克彦君(次代)
27. 3. 25	平成二十七年度地方財政計画について	高市総務大臣	同日	江崎 孝君(民主) 平木 大作君(公明) 寺田 典城君(維新) 吉良 よし子君(共産)
27. 5. 18	米国公式訪問に関する報告について	安倍内閣総理大臣	同日	関口 昌一君(自民) 蓮 舫君(民主) 小野 次郎君(維新) 井上 哲士君(共産)

3 決算に対する議決

平成27年7月1日

平成二十五年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。

政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。

- 2 歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成27年1月の時点で、国宝3件を含む国指定文化財である美術工芸品180件の所在が不明となっていること、さらに同年2月以降、寺社等の文化財が油のような液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。

政府は、所在不明となっている文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。

- 3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを10か月間にわたり公開していなかったこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事案への指導・監督が不十分であったことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底するとともに、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。

- 4 戦後最悪の火山災害となった平成26年9月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があったことは、看過できない。

政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを一元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべきである。

- 5 北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成26年6月に本院が警告決議を行ったにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、ＪＲ東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、ＪＲ九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。

- 6 平成24年に発覚した防衛関連企業7社による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に関し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。

政府は、不適切な事案が後を絶たないことを深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確実に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性、公正性を確保すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案	中川 雅治君 外14名	27. 2. 5			27. 2. 6 可決	
2	政策評価制度に関する決議案	松村 祥史君 外16名	27. 7. 6			27. 7. 8 可決	
3	議院運営委員長中川雅治君解任決議案	前川 清成君 外1名	27. 9. 17			27. 9. 17 否決	
4	国務大臣中谷元君問責決議案	大野 元裕君 外1名	27. 9. 17			27. 9. 18 否決	
5	議長不信任決議案	足立 信也君 外1名	27. 9. 18			27. 9. 18 否決	
6	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	郡司 彰君 外1名	27. 9. 18			27. 9. 18 否決	
7	我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案	小西 洋之君 外1名	27. 9. 18			27. 9. 18 否決	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	大島 九州男 (民主)	岡田 広 (自民)	芝 博一 (民主)
理事	上月 良祐 (自民)	岸 宏一 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	藤本 祐司 (民主)	山東 昭子 (自民)	若松 謙維 (公明)
理事	山下 芳生 (共産)	世耕 弘成 (自民)	井上 義行 (元気)
	石井 準一 (自民)	松下 新平 (自民)	江口 克彦 (次代)
	上野 通子 (自民)	山崎 力 (自民)	山本 太郎 (生活)
	岡田 直樹 (自民)	相原 久美子 (民主)	(27. 2. 12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件の合計8件であり、そのうち内閣提出7件を可決し、衆議院提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願35種類246件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路交通法の一部を改正する法律案については、臨時適性検査等の実施に係る専門医の確保及び診断の在り方、準中型自動車免許に係る初心運転者標識に関する規定の在り方、運転することができなくなった高齢者の移手段の確保等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客

に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大しようとするものである。

委員会においては、特定遊興飲食店営業における遊興の定義、関係者等の意見を聴いて解釈運用基準を策定する必要性、客室の床面積に係る基準の在り方等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る「遊興」について、その定義を定めることを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、各特区制度の違いと特徴、公設民営学校を設立する意義と問題点、保育士試験を国家戦略特区に限らず全国で年2回実施する必要性、外国人家事支援人材に

対する適切な労働環境の担保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めようとするものである。なお、衆議院において、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、行動計画の策定に当たり雇用管理区分ごとに実態把握する必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組、地方及び中小企業における女性活躍の推進等について質疑が行われた。質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちより、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導等の措置を講ずるに当たっては、配偶者からの暴力、ストーカー行為その他の事由により女性の職業生活における活躍に支障が生じている場合については、状況に応じて必要な配慮がなされるものとする内容を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、現行の個人情報保護法の問題点及び改正の目的、マイナンバー制度の本格的施行に向けた取組状況、日本年金機構における個人情報漏えい事案への対応状況等について質疑が行われた。また、財政金融委員会との連合審査会を行った。質疑を終了した後、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び次世代の党から特定個人情報の取扱いに係る研修の実施、個人情報保護委員会による検査、日本年金機構に係る経過措置等を内容とする修正案が提出され、これに対し質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、附帯決議が付された。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案については、内閣官房・内閣府に業務が集中している要因、各省等に付与される総合調整機能の実効性、内閣府からの事務の移管が施策に及ぼす影響等について質疑が行われ、

討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案については、公務員の退職派遣制度を創設する理由、公共施設等運営事業における安全性・透明性の確保、PFIによる公共施設等の老朽化への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものである。なお、衆議院において、対象施設として危機管理に関する機能を担う行政機関の庁舎及び原子力事業所の追加、飛行を禁止する対象の追加等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、発議者より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

3月2日及び3日、男女共同参画及び警察等に関する実情調査のため、静岡県に委員派遣を行った。

3月24日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針並びに平成27年

度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅国務大臣から、警察行政、海洋政策・領土問題及び死因究明等の推進の基本方針並びに平成27年度警察庁関係予算について山谷国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、特定秘密の保護に関する制度の基本方針について上川国務大臣から、経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針について甘利国務大臣から、女性活躍、行政改革、国家公務員制度、規制改革、男女共同参画及び少子化対策の基本方針について有村国務大臣から、国家戦略特別区域の基本方針について石破内閣府特命担当大臣から、食品安全、科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策、再チャレンジ及びクールジャパン戦略の基本方針について山口国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成27年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月26日、大臣の所信等に対し、既存の特区制度に対する継続的な支援及び成果の検証の必要性、宇宙技術を民生分野及び新産業の創出に活用することの重要性、子どもの貧困に関するよりきめ細やかな実態調査を行う必要性、クールジャパン戦略における目標設定及び政策評価の在り方、国境離島に関する国民の関心を高めるための普及啓発活動の必要性、国内データセンターの国際競争力向上に関する政府の取組方針、辺野古沖における海底作業停止指示をめぐる政府の対応の問題点、政府における景気の現状認識と経済財政政策の今後の方向性、警察及び検察における取調べの全面可視化の必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度内閣予算等の審査を行い、保育士の処遇改善に向けた大臣の決意、行政事業レビューの指摘を受けた事業のフォローアップ、地域における人材の育成・定着に向けた支援策、クールジャパン戦略における広報手段、医療機器・医薬品開発における課題、所得が低い若者に対する住宅支援の必要性、子ども・子育て支援新制度の問題点等の諸問題について質疑を行った。

5月14日、食育推進に係る今後の取組方針及び地方自治体への支援、特区制度の効果の評価・検証の必要性、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に係る情報の国会議員への開示の在り方、小型無人機への規制に係る政府の検討状況、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な運営の在り方、三世代同居を推進する税控除等の方策、企業の本社機能の地方移転に対する減税措置の在り方、子供の貧困に係る実態調査と対策の必要性等の諸問題について質疑を行った。

6月11日、日本年金機構の個人情報流出問題に係る政府の対応の妥当性、政府のサイバーセキュリティ対策におけるNISICの在り方、マイナンバー制度の中小企業等への周知方法、特区制度に係る地方自治体の要望への政府の対応の在り方、年金業務に係る外部監視機関設置の

必要性、新国立競技場の建設に係る進捗状況等の諸問題について質疑を行った。

7月9日、文教科学委員会との連合審査会を行い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策について遠藤国務大臣から説明を聴取した。

7月14日、文教科学委員会との連合審査会を行い、大臣の説明に対し、新国立競技場の建設計画に係る政府の対応を検証する必要性、新国立競技場の建設に係る責任の所在、新国立競技場の建設計画を見直す必要性、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を促進するための具体的取組、トップアスリートへのサポート体制強化に係る遠藤大臣の決意、ラグビーワールドカップ大会を新国立競技場で開催することの妥当性、スポーツ振興くじ、宝くじ、各種公営競技の収益を東京オリンピック・パラリンピック大会開催費用に充当することへの考え、2020年に向けた受動喫煙防止対策推進に係る遠藤大臣の決意、新国立競技場に開閉式屋根を設置する妥当性等の諸問題について質疑を行った。

8月4日、武田薬品工業株式会社の高血圧症治療薬に係る臨床研究について永岡厚生労働副大臣から報告を聴取した。

9月8日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月24日(火) (第2回)

- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基

本方針に関する件及び平成27年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅国務大臣から所信及び説明を聴いた。

- 警察行政、海洋政策・領土問題及び死因究明等の推進の基本方針に関する件及び平成27年度警察庁関係予算に関する件について山谷国

務大臣から所信及び説明を聞いた。

- 特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件について上川国務大臣から所信を聞いた。
- 経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について甘利国務大臣から所信を聞いた。
- 女性活躍、行政改革、国家公務員制度、規制改革、男女共同参画及び少子化対策の基本方針に関する件について有村国務大臣から所信を聞いた。
- 国家戦略特別区域の基本方針に関する件について石破内閣府特命担当大臣から所信を聞いた。
- 食品安全、科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策、再チャレンジ及びクールジャパン戦略の基本方針に関する件について山口国務大臣から所信を聞いた。
- 平成27年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聞いた。
- 派遣委員から報告を聞いた。

○平成27年3月26日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、海洋政策・領土問題及び死因究明等の推進の基本方針に関する件、特定秘密の保護に関する制度の基本方針に関する件、経済再生、社会保障・税一体改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、女性活躍、行政改革、国家公務員制度、規制改革、男女共同参画及び少子化対策の基本方針に関する件、国家戦略特別区域の基本方針に関する件、食品安全、科学技術政策、宇宙政策、情報通信技術政策、再チャレンジ及びクールジャパン戦略の基本方針に関する件及び平成27年度人事院業務概況に関する件について甘利国務大臣、石破国務大臣、山口国務大臣、有村国務大臣、山谷国務大臣、菅国務大臣、永岡厚生労働副大臣、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上月良祐君(自民)、相原久美子君(民主)、藤本祐司君(民主)、江口克彦君(次代)、若松謙維君(公明)、山下芳生君(共産)、井上義行君(元気)、山本太郎君(生活)

○平成27年4月7日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付) (国会所管) について向大野衆議院事務総長、中村参議院事務総長、大滝国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長及び岡本裁判官訴追委員会事務局長から説明を聞き、(会計検査院所管) について河戸会計検査院長から説明を聞いた後、(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(地方活性化関係経費を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、子ども・子育て本部、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、特定個人情報保護委員会)) について有村国務大臣、石破国務大臣、甘利国務大臣、山口国務大臣、菅内閣官房長官、城内外務副大臣、丹羽文部科学副大臣、菅原財務副大臣、平内閣府副大臣、鈴木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、蓮舫君(民主)、若松謙維君(公明)、井上義行君(元気)、江口克彦君(次代)、山本太郎君(生活)、田村智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月14日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号) について山谷国家公安委員会委員長から趣旨説明を聞いた。

○平成27年4月16日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）**について山谷国家公安委員会委員長、世耕内閣官房副長官、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、芝博一君（民主）、若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、元気、次代

反対会派 生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月14日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食育推進計画の策定に係る地方自治体への支援に関する件、特区制度の効果の評価・検証に関する件、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に係る情報の国会議員への開示に関する件、小型無人機への規制に関する件、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な運営に関する件、三世帯同居を推進する税控除等に関する件、企業の本社機能の地方移転に対する減税措置に関する件、子供の貧困に係る実態調査と対策に関する件等について山口国務大臣、有村国務大臣、石破国務大臣、甘利国務大臣、西村（康）内閣府副大臣、松本内閣府大臣政務官、山本文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、相原久美子君（民主）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

○平成27年5月19日（火）（第8回）

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）について文教科学

委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成27年5月21日（木）

文教科学委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

（文教科学委員会を参照）

○平成27年5月26日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）**（衆議院送付）について山口国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、山谷国家公安委員会委員長、二之湯総務副大臣、平内閣府副大臣、西村（康）内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松下新平君（自民）、相原久美子君（民主）、若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年5月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）**（衆議院送付）について山口国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、石橋通宏君（民主）、若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

また、同法律案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件に

については委員長に一任することに決定した。

○平成27年6月2日(火) (第11回)

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院医学系研究科特任准教授

山本隆一君

株式会社野村総合研究所 I T イノベーション推進部グループマネージャー/上級研究員

城田真琴君

上智大学文学部新聞学科教授 田島泰彦君

[質疑者]

上野通子君(自民)、藤本祐司君(民主)、

若松謙維君(公明)、山下芳生君(共産)、

井上義行君(元気)、江口克彦君(次代)、

山本太郎君(生活)

○平成27年6月2日(火)

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会(第1回)

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について山口国務大臣、大家財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、川田龍平君(維新)、

大門実紀史君(共産)、江口克彦君(次代)、

中西健治君(無ク)、山本太郎君(生活)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成27年6月4日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第34号)(衆議院送付)について山口国務大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

松下新平君(自民)、石橋通宏君(民主)、

若松謙維君(公明)、山下芳生君(共産)、

井上義行君(元気)、江口克彦君(次代)、

山本太郎君(生活)

○平成27年6月11日(木) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本年金機構の個人情報流出に関する件、政府のサイバーセキュリティ対策におけるNISCの在り方に関する件、マイナンバー制度の中小企業等への周知に関する件、特区制度に係る地方自治体の要望への政府の対応に関する件、年金業務に係る外部監視機関設置に関する件、新国立競技場の建設に係る進捗状況に関する件等について菅内閣官房長官、山口国務大臣、甘利国務大臣、石破国務大臣、山谷国家公安委員会委員長、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

山下芳生君(共産)、山本太郎君(生活)、

井上義行君(元気)、江口克彦君(次代)、

蓮舫君(民主)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について山谷国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月16日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について山谷国家公安委員会委員長、平内閣府副大臣、中根外務大臣政務官、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小坂憲次君(自民)、尾立源幸君(民主)、

若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

（閣法第26号）

賛成会派 自民、民主、公明、元気、次代
反対会派 共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月30日（火）（第15回）

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年7月2日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、西村国土交通副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、赤池文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、那谷屋正義君（民主）、若松謙維君（公明）、田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

○平成27年7月7日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について石破内閣府特命担当大臣、山本厚生労働副大臣、山際経済産業副大臣、葉梨法務副大臣、西村国土交通副大臣、永岡厚生労働副大臣、山本文部科学大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、竹谷財務大臣政務官、政府参考人及び参考人弁護士指宿昭一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、石橋通宏君（民主）、若松謙維君（公明）、田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山

本太郎君（生活）

（閣法第65号）

賛成会派 自民、公明、元気、次代

反対会派 民主、共産、生活

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について文教科学委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成27年7月9日（木）

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会（第1回）

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について遠藤国務大臣から説明を聴いた。

○平成27年7月14日（火）

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会（第2回）

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について遠藤国務大臣、下村文部科学大臣、政府参考人、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長河野一郎君及び同センター理事鬼澤佳弘君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森本真治君（民主）、蓮舫君（民主）、新妻秀規君（公明）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、松沢成文君（次代）、山本太郎君（生活）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成27年8月4日（火）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について有村国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉健太君から説明を聴いた後、有村国務大

臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、大塚法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、林久美子君（民主）、江口克彦君（次代）、井上義行君（元気）、若松謙維君（公明）、山本太郎君（生活）、田村智子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

- 武田薬品工業株式会社の高血圧症治療薬に係る臨床研究に関する件について永岡厚生労働副大臣から報告を聴いた。

○平成27年8月6日(木) (第19回)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員 松浦民恵君

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社女性活躍推進・ダイバーシティマネジメント戦略室室長 矢島洋子君

東京法律事務所弁護士 今野久子君

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

○平成27年8月25日(火) (第20回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員泉健太君、有村国務大臣、高階厚生労働大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、相原久美子君（民主）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、

田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、浜田和幸君（次代）、山本太郎君（生活）

（閣法第8号）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、元気、次代

反対会派 生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年8月27日(木) (第21回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について山口国務大臣、小泉内閣府大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した後、同法律案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者藤本祐司君に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

・質疑

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、井上義行君（元気）、浜田和幸君（次代）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（生活）

・修正案に対する質疑

〔質疑者〕

山下芳生君（共産）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、民主、公明、元気、次代

反対会派 共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月1日(火) (第22回)

- 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について有村国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月3日(木) (第23回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について有村国務大臣、赤澤内閣府副大臣、平内閣府副大臣、西村（康）内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構副理事長薄井康紀君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、民主、公明、元気、次代
反対会派 共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月8日（火）（第24回）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について甘利内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。
- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○平成27年9月10日（木）（第25回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について甘利内閣府特命担当大臣、永岡厚生労働副大臣、西村国土交通副大臣、左藤防衛副大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、藤本祐司君（民主）、若松謙維君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、民主、公明、元気、次代

反対会派 共産、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月15日（火）（第26回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（衆第24号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員古屋圭司君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉健太君から説明を聴いた。

○平成27年9月25日（金）（第27回）

- 請願第1号外245件を審査した。
- 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（衆第24号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年3月2日（月）、3日（火）

- 男女共同参画及び警察等に関する実情調査

〔派遣地〕

静岡県

〔派遣委員〕

大島九州男君（民主）、上月良祐君（自民）、藤本祐司君（民主）、石井準一君（自民）、岡田広君（自民）、松下新平君（自民）、相原久美子君（民主）、芝博一君（民主）、若松謙維君（公明）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、山本太郎君（生活）

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	谷合 正明 (公明)	関口 昌一 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	島田 三郎 (自民)	柘植 芳文 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	堂故 茂 (自民)	二之湯 智 (自民)	寺田 典城 (維新)
理事	藤川 政人 (自民)	長谷川 岳 (自民)	吉良 よし子 (共産)
理事	藤末 健三 (民主)	山本 順三 (自民)	渡辺美知太郎 (無ク)
理事	横山 信一 (公明)	石上 俊雄 (民主)	又市 征治 (社民)
	井原 巧 (自民)	江崎 孝 (民主)	主濱 了 (生活)
	石井 正弘 (自民)	難波 奨二 (民主)	
	磯崎 陽輔 (自民)	野田 国義 (民主)	(27. 2. 3 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件及び承認案件1件の合計8件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願4種類14件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方行財政 地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、復興事業等の実施のため、平成26年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を、平成27年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

委員会においては、震災復興特別交付税に不用額が生じた理由、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越すことの妥当性、今後の臨時財政対策債の在

り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、デフレ脱却と経済再生に向け、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更等、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税の率の変更等を行い、平成27年度

分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、外形標準課税の今後の在り方、軽自動車税の見直しに伴う課題、「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続的な財源確保、臨時財政対策債残高の増嵩への対応、国と地方の税財源配分の見直し等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、地方税法等改正案については可否同数となったため、国会法第50条により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。地方交付税法等改正案は、多数をもって原案どおり可決された。

情報通信 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものである。

委員会においては、地上放送デジタル化の総括、4K・8K放送の開発・普及の在り方、難視対策の状況等について質疑が行われた。質疑終局後、自由民主党及び公明党より、施行期日を公布の日に改める等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等

を行おうとするものである。

委員会においては、光回線の卸売サービスがもたらす効果と公正競争の確保策、初期契約解除制度の内容と実効性ある消費者保護策の推進、訪日外国人の通信利用環境の整備等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立しようとするものである。

委員会においては、機構設立の必要性及び関係機関との役割分担、郵便インフラシステムの海外展開と機構の活用、機構の役職員の人選の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

郵政事業 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものである。

委員会においては、今回の法改正による郵便事業への影響と今後のユニバーサルサービスの確保策、郵便局の活用によ

る地方創生、日本郵政及び金融二社の株式上場の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

【NHK】 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成27年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,831億円、支出が6,769億円で、事業収支差金は62億円となっており、事業計画では、3か年経営計画の初年度として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、国際社会の日本への理解の促進、スーパーハイビジョン等の推進、受信料の支払率の向上等に取り組むとしている。

委員会においては、NHK会長の言動・経理処理をめぐる問題、不祥事に関する調査の妥当性、国際放送の在り方、インターネット活用業務の実施方針等について質疑が行われた。討論の後、採決の結果、可否同数となったため、国会法第50条により、委員長は本件を承認すべきものと決定した。なお、附帯決議が付された。

【国政調査等】

2月23日～24日、岡山県及び愛知県における行財政状況、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月19日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴取し、平成27年度総務省関係予算に関する件について二之湯総務副大臣から説明を聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月24日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、地方経済の好循環を確立するための方策、ICT分野のイノベーションを創出するための総務省の戦略、平成の合併の総括とその後の地方分権改革の状況、国勢調査に関する教育・啓発活動の必要性等の質疑を行った。

3月26日、平成27年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴取した後、二之湯総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月31日、**自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議**を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱を受けた、平成27年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、ゆうちょ銀行の預入限度額規制を撤廃する必要性、自治体クラウド導入における政府の対応と都道府県の果たす役割、ワーク・ライフ・バランスとテレワークに関する総務大臣の所見、消防職員の充足率上げの具体的方策等の質疑を行った。

また、公共放送の在り方に関する件について、NHK会長のハイヤー利用に係る監査委員会による調査手法と再調査の必要性、NHK関連団体ガバナンス調査委員会に要した経費の妥当性、NHK国際放送の位置付け等の質疑を行った。

5月12日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、放送番組の政治的公平性、特別区設置に係る住民投票、NHKにおける会長の言動等の諸問題、郵便局を活用した高齢者支援サービス等の推進、災害時における消防と医療の連携、地方財政計画の規模拡大と地方創生、放送の不

偏不党及び自律の確保、ふるさと納税の今後の在り方、国と地方の役割分担の明確化等について質疑を行った。

5月26日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、NHKにおける会長の言動等の諸問題、中小企業におけるサイバーセキュリティ推進、消費税の軽減税率導入問題と地方への影響、過疎対策の在り方、地方公務員の給与制度の総合的見直し、NHKに対する行政指導をめぐる経緯、地域間所得格差、NHKの受信料徴収の在り方等について質疑を行った。

6月2日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地方創生における郵政事業の役割、NHKに対する行政指導をめぐる経緯、医療・ヘルスケア分野におけるICTの活用、超高齢化時代における地

方行政の在り方、地方交付税制度の在り方、地方自治体における人事評価制度の導入の在り方、かんぽ生命保険におけるがん保険の取扱い等について質疑を行った。

6月16日、富山県における地域振興及び消防等に関する実情調査のため、視察を行った。

6月18日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、NHKにおける番組基準等の徹底、NHKに対する行政指導をめぐる諸問題、無戸籍者に対する地方公共団体の対応、災害時における消防と医療の連携、地方財政健全化に向けた取組、郵政事業のユニバーサルサービス確保、NHKの放送センター建設計画、環太平洋パートナーシップ（TPP）参加が産業に与える影響等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年2月3日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、平内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、小泉大臣政務官、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、横山信一君(公明)、寺田典城君(維新)、吉良よし子君(共産)、渡辺美知太郎君(無ク)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)
(閣法第1号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、無ク、社民、生活

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月19日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度総務省関係予算に関する件について二之湯総務副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月24日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣、二之湯総務副大臣、西銘総務副大臣、

小泉内閣府大臣政務官、越智内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長榎井勝人君、同協会専務理事石田研一君及び同協会副会長堂元光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、野田国義君（民主）、石上俊雄君（民主）、横山信一君（公明）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成27年3月26日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成27年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴いた後、二之湯総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、二之湯総務副大臣、西村（康）内閣府副大臣、あべ農林水産副大臣、小泉内閣府大臣政務官、竹谷財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長榎井勝人君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会専務理事吉国浩二君、同協会専務理事石田研一君、同協会理事福井敬君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び同協会副会長堂元光君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、野田国義君（民主）、江崎孝君（民主）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）、横山信一君（公明）

○平成27年3月31日（火）（第5回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第5号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民、生活

（閣法第6号）

賛成会派 自民、公明、生活

反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民

- 自立かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長榎井勝人君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長榎井勝人君、同協会副会長堂元光君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事井上樹彦君、同協会理事森永公紀君、同協会理事・技師長浜田泰人君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び同協会専務理事塚田祐之君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、山本順三君（自民）、井原巧君（自民）、藤末健三君（民主）、難波奨二君（民主）、横山信一君（公明）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣承認第2号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月7日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））
について高市総務大臣、赤澤内閣府副大臣、
長島復興副大臣、小泉内閣府大臣政務官及び
政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柘植芳文君（自民）、石上俊雄君（民主）、
野田国義君（民主）、横山信一君（公明）、
吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無
ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共放送の在り方に関する件について高市総務大臣、参考人日本放送協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会会長靱井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事石田研一君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事井上樹彦君、同協会理事福井敬君、同協会専務理事吉国浩二君及び同協会理事木田幸紀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、藤末健三君（民主）、
寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、
渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、
主濱了君（生活）

- 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月14日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について高市総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長靱井勝人君、同協会専務理事石田研一君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会副会長堂元光君及び同協会理事・技師長浜田泰人君に対

し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、片山虎之助君（維新）、
吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無
ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）
（閣法第10号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
無ク、社民、生活

反対会派 なし

○平成27年5月12日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送番組の政治的公平性に関する件、特別区設置に係る住民投票に関する件、日本放送協会における会長の言動等の諸問題に関する件、郵便局を活用した高齢者支援サービス等の推進に関する件、災害時における消防と医療の連携に関する件、地方財政計画の規模拡大と地方創生に関する件、放送の不偏不党及び自律の確保に関する件、ふるさと納税の今後の在り方に関する件、国と地方の役割分担の明確化に関する件等について高市総務大臣、二之湯総務副大臣、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会会長靱井勝人君及び同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、尾立源幸君（民主）、
藤末健三君（民主）、横山信一君（公明）、
寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、
渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、
主濱了君（生活）

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月14日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について高市総務大臣、西銘総務副大臣、長谷川総務大臣

政務官、政府参考人、参考人日本放送協会副会長堂元光君、同協会理事井上樹彦君、同協会会長舛井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君及び同協会専務理事板野裕爾君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

堂故茂君（自民）、島田三郎君（自民）、難波奨二君（民主）、藤末健三君（民主）、横山信一君（公明）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣法第66号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、無ク、社民、生活

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月26日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会における会長の言動等の諸問題に関する件、中小企業におけるサイバーセキュリティ推進に関する件、消費税の軽減税率導入問題と地方への影響に関する件、過疎対策の在り方に関する件、地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する件、日本放送協会に対する行政指導をめぐる経緯に関する件、地域間所得格差に関する件、日本放送協会の受信料徴収の在り方に関する件等について高市総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長舛井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会理事井上樹彦君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会理事今井純君及び同協会専務理事福井敬君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、藤末健三君（民主）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

法案（閣法第27号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月28日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（閣法第27号）（衆議院送付）について高市総務大臣、西銘総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事板野裕爾君及び同協会会長舛井勝人君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、石上俊雄君（民主）、藤末健三君（民主）、横山信一君（公明）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、民主、公明、生活
反対会派 維新、共産、無ク、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月2日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方創生における郵政事業の役割に関する件、日本放送協会に対する行政指導をめぐる経緯に関する件、医療・ヘルスケア分野におけるICTの活用に関する件、超高齢化時代における地方行政の在り方に関する件、地方交付税制度の在り方に関する件、地方自治体における人事評価制度の導入の在り方に関する件、かんぽ生命保険におけるがん保険の取扱いに関する件等について高市総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会会長舛井勝人君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会理事井上樹彦君、同協会理事今井純君、日本郵政株式会社常務執行役市倉昇君、同株式会社常務執行役千田哲也君及び同株式会社常務執行役壺井俊博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（民主）、藤末健三君（民主）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月4日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について高市総務大臣、西銘総務副大臣、大家財務大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役壺井俊博君、同株式会社専務執行役谷垣邦夫君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長鈴木康雄君、同株式会社常務執行役諫山親君及び日本放送協会会長靱井勝人君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、林久美子君（民主）、難波奨二君（民主）、横山信一君（公明）、片山虎之助君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

（閣法第62号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク、生活
反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月18日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会における番組基準等の徹底に関する件、日本放送協会に対する行政指導をめぐる諸問題に関する件、無戸籍者に対する地方公共団体の対応に関する件、災害時における消防と医療の連携に関する件、地方財政健全化に向けた取組に関する件、郵政事業のユ

ニバーサルサービス確保に関する件、日本放送協会の放送センター建設計画に関する件、環太平洋パートナーシップ（TPP）参加が産業に与える影響に関する件等について高市総務大臣、永岡厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、小泉農林水産副大臣、小泉内閣府大臣政務官、中根外務大臣政務官、関経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長靱井勝人君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事今井純君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会理事井上樹彦君、同協会理事・技師長浜田泰人君、日本郵政株式会社常務執行役市倉昇君及び同株式会社専務執行役谷垣邦夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本順三君（自民）、林久美子君（民主）、藤末健三君（民主）、横山信一君（公明）、寺田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成27年9月25日（金）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2004号外13件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年2月23日（月）、24日（火）

- 岡山県及び愛知県における行財政状況、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査

〔派遣地〕

岡山県、愛知県

〔派遣委員〕

谷合正明君（公明）、島田三郎君（自民）、堂故茂君（自民）、藤川政人君（自民）、藤末健三君（民主）、横山信一君（公明）、井原巧君（自民）、石井正弘君（自民）、柘植芳文君（自民）、石上俊雄君（民主）、難波

槇二君（民主）、片山虎之助君（維新）、寺
田典城君（維新）、吉良よし子君（共産）、
主濱了君（生活）

（３）委員会決議

— 自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築 及び東日本大震災への対応に関する決議 —

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立し、人口減少の克服、地方創生等の諸課題に取り組むとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が人口減少の克服、地方創生等の諸課題に取り組んでいく観点から、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していくため、地方創生の取組に要する経費については、長期的視点に立ち、継続的かつ安定的な財源を確保すること。
- 二、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、今後も、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、今回の法定率の見直し後も引き続き多額の財源不足の発生が見込まれることを踏まえ、更なる法定率の引上げを始めとした抜本的な見直しについて検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 三、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方消費税率引上げの延期が地方の社会保障給付に及ぼす影響に適切に対処するとともに、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、地方財政の健全化と地域経済の再生に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 五、地方債制度及びその運用については、地方債届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から必要な検討を行うとともに、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。
- 六、東日本大震災に係る復旧・復興事業の加速化を図るため、引き続き、入札不調への適切な対応策を講ずるなど、被災地方公共団体による復旧・復興事業が円滑に実施されるよう、万全な支援措置を講ずること。また、集中復興期間終了後においても、復興の現状に鑑み適切な措置を講ず

るとともに、震災復興特別交付税等の取扱いについて検討を行うに当たっては、復旧・復興事業の実施によって被災地方公共団体の財政運営に支障が生ずることがないように、確実な財源の確保に万全を期すること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	魚住 裕一郎 (公明)	鶴保 庸介 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	熊谷 大 (自民)	牧野 たかお (自民)	仁比 聡平 (共産)
理事	三宅 伸吾 (自民)	溝手 顕正 (自民)	田中 茂 (元気)
理事	有田 芳生 (民主)	柳本 卓治 (自民)	谷 亮子 (生活)
理事	真山 勇一 (維新)	足立 信也 (民主)	輿石 東 (無)
	有村 治子 (自民)	江田 五月 (民主)	山崎 正昭 (無)
	猪口 邦子 (自民)	小川 敏夫 (民主)	(27. 2. 12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件(うち本院先議1件)、本院議員提出1件及び衆議院提出(法務委員長)1件の合計7件であり、そのうち内閣提出4件及び衆議院提出1件の合計5件を可決し、内閣提出1件及び本院議員提出1件の合計2件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願22種類186件のうち、2種類40件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものである。委員会においては、船舶事故における国際裁判管轄及び準拠法、条約の改正と国会承認の関係、船舶事故における被害者保護を充実強化する必要性、燃料油流出による汚染損害への支援策拡大の必要性、船主責任限度額の引上げ幅決定の経緯、本件

条約の未批准国に対する批准の働きかけ、外国船籍の座礁船の放置問題への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事関係 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、矯正医官の人材確保のため任期付採用を活用する必要性、フレックスタイム制の導入等による矯正医官の通常業務への影響、女性医師や産婦人科医を矯正医官として積極的に登用していく必要性、地域医療との連携強化の必要性、矯正医官修学資金貸与制度と他の奨学金制度との比較、矯正施設における医療の提供体制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判員の

参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものである。なお、衆議院において、施行3年後の見直し規定の追加の修正が行われた。委員会においては、長期間の審判を要する事件等を裁判員裁判対象事件から除外する趣旨、裁判員等選任手続の辞退率・出席率の現状と対策、裁判員等の守秘義務の在り方、裁判員裁判の対象の範囲、刑事裁判における裁判員や犯罪被害者等への配慮、小規模な合議体による裁判員裁判の利活用等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局の後、日本共産党より、長期間の審判を要する事件等の裁判員裁判対象事件からの除外に係る改正規定の削除等を内容とする修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院法務委員長提出によるものであり、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を3年間延長し、平成30年3月31日までとするものである。委員会において

は、衆議院法務委員長奥野信亮君より趣旨説明を聴取した後、震災法律援助のニーズに対する提出者及び法務省の認識、被災者支援の充実に向けた取組、「法テラス」の業務を被災者に周知することの重要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

2月24日、法務及び司法行政等に関する実情調査のため、三波食品株式会社及び宮城刑務所の視察を行った。

3月19日、法務行政の基本方針について上川法務大臣から所信を聴取するとともに、平成27年度法務省及び裁判所関係予算について葉梨法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

また、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

3月26日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、ヘイトスピーチについての政府の認識と取組、選択的夫婦別氏制度・離婚後の共同親権制度についての法務大臣の所見、司法修習生に対する経済的支援の在り方、成年後見制度の課題と政府の対策、技能実習制度が本来の制度として機能するための方策、新たな時代の刑事司法制度の在り方に関する諮問第92号における「近年の刑事手続をめぐる諸事情」の意義、国外の日本人の安全確保に関する法務省の対策、少年法の適用対象年齢についての法務大臣の所見と犯罪被害者保護の必要性、顔認証技術を活用した自動化ゲートを導入するに当たっての検討課題等が取り上げられた。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度法務省予算等の審査を行い、

法務省の一般会計歳出予算項目における矯正施設医療費の位置付け、平成27年度予算における矯正施設医療費を前年度よりも削減している根拠、平成27年度予算における人権擁護関係経費の特徴、国連人種差別撤廃委員会に対する日本政府の報告書で現在の日本に人種差別思想の流布等がないとしている根拠、難民認定制度の改善点に対する法務大臣の見解、高齢者による再犯防止のための地域生活定着支援センターとの連携状況と高齢の出所受刑者の雇用状況等、国・自治体・福祉等の分野及び企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の現状及び今後の見通し等が取り上げられた。

4月14日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、外国人への入居差別についての法務局の対応、ヘイトスピーチに対する規制の必要性、法務省に訟務局を創設した意義、難民認定申請数の増加にかかわらず難民認定者数が減少している背景、住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出への対応の在り方、通信傍受法の対象犯罪の拡大及び被疑者と弁護士の接見の警察による盗聴に関する法的問題点、裁判員制度の運用等に関する意識調査の回答結果と裁判員制度の今後についての法務大臣の見解、開発協力大綱と特定秘密保護法の整合性等が取り上げられた。

5月14日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、外国人に対する差別の実態調査と人種差別撤廃基本法制定の必要性、配偶者への暴力に伴って発生する子供の被害を統計上把握する必要性、通信傍受法におけるメール傍受の問題点、判事・判事補に対する人事評価の在り方、日本の不動産が外国人等によって取得されている現状と新法制定による規制につ

いての政府の所見等が取り上げられた。

5月21日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、足利事件等の捜査に用いられたMCT118型によるDNA型鑑定の信頼性、子の福祉の観点を重視したDV事件への対応、入管特例法上の特別永住者に対する特例の趣旨、グーグルマップ改ざん等の新たな事案に対する危機管理についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

6月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、ヘイトスピーチの現状とデモ警備の在り方、子供のいるDV被害者についての実情調査及びシェルター整備の必要性、サンフランシスコ講和条約の発効後の在日朝鮮人等の法的地位、司法試験予備試験及び法科大学院の在り方等が取り上げられた。

7月9日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、ヘイトスピーチに関する政府の実態調査の実施に至る経緯とその内容、選択的夫婦別氏制度の導入に関する政府の対応、犯罪加害者の手記出版等被害者やその遺族などの心情侵害行為に対する法規制の必要性、性犯罪の罰則及び性犯罪被害者の司法面接制度導入に関する検討状況、法務省及び最高裁判所における情報セキュリティ対策の取組等が取り上げられた。

9月10日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、平成27年司法試験考査委員による出題内容漏えい事案の事実関係、法科大学院教員と司法試験考査委員の兼務の是非、司法試験考査委員の遵守事項違反が常態化している懸念、人種差別撤廃施策推進法案について法務委員会で十分な審議を行う必要性、司法試験考査委員の選任方法等の抜本的見直しの必要性、刑事施設における性犯罪再発防止指導の

具体的内容等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成27年3月19日(木) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について葉梨法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 法務及び司法行政等に関する件について委員から報告を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣、城内外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、有田芳生君(民主)、真山勇一君(維新)、矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷亮子君(生活)

○平成27年3月31日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院法務委員長奥野信亮君から趣旨説明を聴き、衆議院法務委員長代理遠山清彦君、上川法務大臣、葉梨法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

仁比聡平君(共産)

(衆第8号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、生活

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成27年4月7日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付) (裁判所所管及び法務省所管)について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立信也君(民主)、有田芳生君(民主)、矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷亮子君(生活)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月14日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 外国人に対する入居差別に関する件、ヘイトスピーチに対する規制に関する件、訟務局創設の意義に関する件、難民認定率の低下の背景に関する件、住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出に関する件、通信傍受法の対象犯罪の拡大及び被疑者と弁護人の接見の盗聴に関する件、裁判員制度に関する意識調査と裁判員制度の今後に関する件、開発協力大綱と特定秘密保護法の整合性に関する件等について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、宇都外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

有田芳生君(民主)、矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷亮子君(生活)

- 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第60号)について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年4月16日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第60号)について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、永岡厚生労働副大臣、大塚法務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行海渡雄一君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、足立信也君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷
亮子君(生活)

(閣法第60号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元気、生活

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月21日(火) (第8回)

- 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月23日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について上川法務大臣、城内外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、小川敏夫君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷
亮子君(生活)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元気、生活

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成27年5月12日(火) (第10回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について上川法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月14日(木) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人種差別に対する法規制に関する件、子供のDV被害情報の収集体制に関する件、通信傍受法におけるメール受信に関する件、裁判官の人事評価に関する件、外国人等の土地取得問題への対応に関する件等について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

有田芳生君(民主)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷
亮子君(生活)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、小川敏夫君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷
亮子君(生活)

(閣法第21号)

賛成会派 自民、公明、維新、元気、生活
反対会派 民主、共産

欠席会派 無

○平成27年5月21日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪捜査におけるDNA型鑑定の信頼性に関する件、子の福祉の観点を重視したDV事件への対応に関する件、入管特例法上の特別永住者に対する特例の趣旨に関する件、グループマップの改ざん事案等に対する公安上の対応に関する件等について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。また、同法律案について参考人の出席を求めるところを決定した。

○平成27年5月26日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めるところを決定した。
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民主）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）、谷
亮子君（生活）、矢倉克夫君（公明）

○平成27年5月28日（木）（第14回）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学法科大学院教授 小木曾綾君
関東交通犯罪遺族の会代表 小沢樹里君
自由法曹団司法問題委員会事務局長
日本弁護士連合会人権擁護委員会再審部会
部会長 泉澤章君

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民主）、
矢倉克夫君（公明）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）、谷
亮子君（生活）

○平成27年6月4日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるところを決定した。
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について上川法務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民主）、
矢倉克夫君（公明）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）、谷
亮子君（生活）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、
生活

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月11日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めるところを決定した。
- ヘイトスピーチの現状及びその対応に関する件、DV被害の実情調査及びその対策に関する件、サンフランシスコ講和条約の発効後の在日朝鮮人等の法的地位に関する件、司法試験予備試験及び法科大学院の在り方に関する件等について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）

○平成27年7月9日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるところを決定した。
- ヘイトスピーチについての政府の実態調査に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、犯罪加害者の手記出版に対する法規制等に関する件、性犯罪被害者の保護に関する件、法務省及び最高裁判所における情報セキュリティ体制等に関する件等について上川法務大臣、世耕内閣官房副長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民主）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）

○平成27年8月4日（火）（第18回）

- 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（参第7号）について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成27年8月6日(木) (第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員小川敏夫君、同前川清成君、上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、有田芳生君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)、谷
亮子君(生活)

○平成27年9月10日(木) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法試験審査委員による出題内容漏えい事案の具体的内容及び再発防止策に関する件、法科大学院の教員資格に関する件、司法試験審査委員の選任基準に関する件、人種差別撤廃施策推進法案の取扱いに関する件、性犯罪の再発防止策に関する件等について上川法務大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

前川清成君(民主)、真山勇一君(維新)、
仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について上川法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山尾志桜里君から説明を聴いた。

○平成27年9月25日(金) (第21回)

- 請願第1080号外39件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第12号外145件を審査した。
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)
人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(参第7号)
以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	片山 さつき (自民)	小坂 憲次 (自民)	藤田 幸久 (民主)
理事	北村 経夫 (自民)	末松 信介 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	佐藤 正久 (自民)	林 芳正 (自民)	小野 次郎 (維新)
理事	三木 亨 (自民)	松山 政司 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	大野 元裕 (民主)	北澤 俊美 (民主)	アントニオ猪木 (元気)
理事	荒木 清寛 (公明)	小西 洋之 (民主)	浜田 和幸 (次代)
	宇都 隆史 (自民)	福山 哲郎 (民主)	糸数 慶子 (無)
			(27.2.12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された案件は、条約12件及び内閣提出法律案4件の合計16件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願23種類141件のうち、1種類13件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

防衛装備庁の新設等 防衛省設置法等の一部を改正する法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものである。委員会においては、官房長及び局長と幕僚長との関係を定めた防衛省設置法第12条改正の趣旨と文民統制との関係、防衛装備庁新設によるコスト削減の効果と国際的な防衛装備・技術協力の取組、防衛装備庁と防衛産業との関係性と監査・監督体制の強化策、自衛隊の部隊運用業務を統合幕僚監部に一元化することの妥当性、航空自衛隊那覇基地への第9航空団新編の理由等について質疑が行わ

れたほか、参考人からの意見聴取及び本法律案により防衛装備庁に統合される防衛省技術研究本部への視察が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

特定防衛調達 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、防衛装備品等の調達であって、長期契約により調達経費の縮減等に特に資するものとして、防衛大臣が財務大臣と協議して定める特定防衛調達について、国庫債務負担行為により支出すべき年限を10か年度以内まで延長すること等の特別措置を定めるものである。委員会においては、長期契約の導入による調達コストの削減効果、長期契約の締結と技術革新や物価変動等への対応、本法を時限法とした理由、特定防衛調達の透明性確保のための公表の在り方、防衛調達に財政法の例外化措置を設けることの問題性等について質疑が行われたほか、長期契約の対象として予算計上されている固定翼哨戒機P-1を保有する海上自衛隊厚木航空基地等への視察が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、特定防

衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること等の6項目から成る附帯決議を行った。

水銀等の国際的な規制の強化 水銀に関する水俣条約は、平成25年10月に熊本で開催された外交会議において採択されたものであり、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の規制等について定めるものである。委員会においては、本条約成立の意義と早期発効に向けた我が国の働きかけ、本条約による水銀規制の内容と規制強化のための今後の取組、途上国支援など水銀対策強化のための我が国の協力等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

気候変動対策 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案は、開発途上国による温室効果ガスの削減と気候変動への適応を支援する緑の気候基金に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものである。委員会においては、我が国の拠出の意義と国際的評価、気候変動分野における他の基金との棲み分け、基金による具体的な支援案件と対象国、気候変動対策の新たな枠組み合意に向けた我が国の取組状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

自由貿易の推進及び国際機関への協力 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化、円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定

めるものである。世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正し、同協定の附属書に税関手続等の迅速化等について定める貿易円滑化協定を追加するものである。東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定は、地域の経済の監視等を通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として、ASEANプラス3マクロ経済調査事務局、いわゆるAMROの設立等について定めるものである。二千七年の国際コーヒー協定は、二千一年の協定に代わり、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものである。委員会においては、モンゴルとの経済連携協定締結の戦略的意義、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保と投資環境の改善、モンゴル等におけるウラン探鉱支援の継続の問題性、貿易円滑化協定発効による通関手続の簡素化・迅速化等の効果、AMROの人員体制の強化、国際コーヒー機関への再加盟の意義、途上国であるコーヒー生産国・生産者に対する支援の推進等について質疑が行われ、モンゴルとの経済連携協定及びWTO協定改正議定書は、討論の後、いずれも多数をもって、ASEANプラス3マクロ経済調査事務局設立協定及び二千七年国際コーヒー協定は、いずれも全会一致をもって、それぞれ承認された。

知的財産権の保護の促進 特許法条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものである。商標法に関するシンガポール条約は、商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が

求めることができる要件等について定めるものである。委員会においては、両条約成立の経緯と我が国が締結する意義、特許法条約における救済規定の趣旨、商標法シンガポール条約が適用される商標等の範囲、アジア諸国に対する両条約締結に向けた働きかけ等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって、それぞれ承認された。

投資・租税・社会保障における二国間協力の推進 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定、投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定のうち、カザフスタン及びウクライナとの投資協定は、主に、投資の許可後の投資家及び投資財産の保護について、ウルグアイとの投資協定は、投資の許可後の投資家及び投資財産の保護に加え、投資の許可段階の内国民待遇等について、それぞれ定めるものである。併せて、これらの協定は、現地調達要求など特定措置の履行要求の原則禁止、待遇公正平衡待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めている。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定は、二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものである。社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定は、年金制度等の適用の調整及び加入期間の通算による年金の受給権の確立等について定めるものである。

委員会においては、今後の投資協定締結交渉の見通し、カザフスタンの経済発展と投資協定締結の意義、ウクライナ情勢の安定化に向けた我が国の取組等について質疑が行われ、投資協定三件及びカタルとの租税協定は、討論の後、いずれも多数をもって、ルクセンブルクとの社会保障協定は、全会一致をもって、それぞれ承認された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更すること、在レオン（メキシコ）及び在ハンブルク（ドイツ）の各日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について規定するものである。委員会においては、在外公館の整備と外務省人員体制の拡充、在外公館の警備体制の強化と在留邦人の安全確保、在外職員の勤務環境の改善、公邸料理人の待遇の在り方等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党及び公明党から、施行期日を平成27年4月1日から公布の日に変更する等の修正案が提出され、全会一致をもって修正議決された。

〔国政調査等〕

3月2日及び3日、我が国の防衛等に関する実情調査のため、長崎県及び佐賀県への委員派遣を行い、陸上自衛隊、海上自衛隊、在日米海軍、海上保安庁、佐世保市、佐賀市等からの説明聴取、訓練、関連施設及び装備品の視察、意見交換等を行った。

3月19日、外交の基本方針について岸

田外務大臣から、国の防衛の基本方針について中谷防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月24日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った後、派遣委員から報告を聴取した。

3月26日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

4月2日、新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定、日朝関係、集団的自衛権の行使容認と抑止力との関係、自衛官募集と安全保障教育、イランの核問題、エジプト経済開発会議、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月23日、アジア・アフリカ会議（バンドン会議）における安倍内閣総理大臣の演説、特定秘密保護法の運用、新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定、集団的自衛権の行使容認と抑止力との関係、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処、日・キューバ関係、外国人技能実習制度における外務省の役割、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

5月7日、日米安全保障協議委員会（「2＋2」閣僚会合）等について岸田外務大臣及び中谷防衛大臣から報告を聴取した。

5月12日、日米安全保障協議委員会（「2＋2」閣僚会合）等について質疑を行った。

5月19日、北朝鮮情勢、平和安全法制、日露関係、米ハワイ州におけるオスプレイの事故、オスプレイの横田飛行場配備、海上自衛隊とフィリピン海軍との共同訓練、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

6月4日、シリアにおける邦人殺害テロ事件等について岸田外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

6月11日、集団的自衛権と憲法との関係、平和安全法制、海外に派遣される自衛隊員のメンタルヘルスケア、環境分野における対中協力、米ハワイ州におけるオスプレイの事故、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

8月27日、平和安全法制、在沖縄米軍基地問題、戦後七十年談話、普天間飛行場移設問題、在沖縄米軍ヘリ墜落事故、朝鮮半島情勢、日露関係、我が国を取り巻く安全保障環境等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成27年2月12日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月19日（木）（第2回）

- 外交の基本方針に関する件について岸田外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛大臣から所信を聴いた。

○平成27年3月24日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、城内外務副大臣、宇都外務大臣政務官、越智内閣府大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤正久君（自民）、三木亨君（自民）、小野次郎君（維新）、大野元裕君（民主）、小西洋之君（民主）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月26日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、宇都外務大臣政務官、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

○平成27年4月2日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定に関する件、日朝関係に関する件、集団的自衛権の行使容認と抑止力との関係に関する件、自衛官募集と安全保障教育に関する件、イランの核問題に関する件、エジプト経済開発会議に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、小泉農林水産副大臣、菡浦外務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、白眞勲君（民主）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月7日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送

付）

（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について岸田外務大臣及び中谷防衛大臣から説明を聴いた後、岸田外務大臣、中谷防衛大臣、葉梨内閣府副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、福山哲郎君（民主）、小西洋之君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、中谷防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、無

反対会派 なし

○平成27年4月9日（木）（第7回）

- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（閣法第20号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月14日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（閣法第20号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、城内外務副大臣、石川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、荒木清寛君（公明）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次

代)

○平成27年4月21日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第20号)(衆議院送付)について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

大野元裕君(民主)、小野次郎君(維新)、井上哲士君(共産)、糸数慶子君(無)

(閣法第20号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元氣、次代

反対会派 共産、無

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月23日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- アジア・アフリカ会議(バンドン会議)における安倍内閣総理大臣の演説に関する件、特定秘密保護法の運用に関する件、新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定に関する件、集団的自衛権の行使容認と抑止力との関係に関する件、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する件、日・キューバ関係に関する件、外国人技能実習制度における外務省の役割に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、世耕内閣官房副長官、高木経済産業副大臣、葉梨内閣府副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

福山哲郎君(民主)、小西洋之君(民主)、小野次郎君(維新)、井上哲士君(共産)、アントニオ猪木君(元氣)、浜田和幸君(次代)、糸数慶子君(無)

- 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月7日(木) (第11回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について岸田外務大臣、城内外務副大臣、北村環境副大臣、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三木亨君(自民)、福山哲郎君(民主)、荒木清寛君(公明)、小野次郎君(維新)、井上哲士君(共産)、アントニオ猪木君(元氣)、浜田和幸君(次代)、糸数慶子君(無)

(閣法第12号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、次代、無

反対会派 なし

- 日米安全保障協議委員会(「2+2」閣僚会合)等に関する件について岸田外務大臣及び中谷防衛大臣から報告を聴いた。

○平成27年5月12日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日米安全保障協議委員会(「2+2」閣僚会合)等に関する件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、西村(康)内閣府副大臣、左藤防衛副大臣、中根外務大臣政務官、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、藤田幸久君(民主)、小西洋之君(民主)、荒木清寛君(公明)、アントニオ猪木君(元氣)、井上哲士君(共産)、小野次郎君(維新)、和田政宗君(次代)、糸数慶子君(無)

- 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上4件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月14日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上4件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、西村（康）内閣府副大臣、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、糸数慶子君（無）、大野元裕君（民主）（閣条第1号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、無

反対会派 共産

欠席会派 次代

（閣条第2号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気

反対会派 共産、無

欠席会派 次代

（閣条第3号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無

反対会派 なし

欠席会派 次代

（閣条第7号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無

反対会派 なし

欠席会派 次代

○平成27年5月19日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮情勢に関する件、平和安全法制に関する件、日露関係に関する件、米ハワイ州におけるオスプレイの事故に関する件、オスプレイの横田飛行場配備に関する件、海上自衛隊とフィリピン海軍との共同訓練に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、山本文部科学大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、福山哲郎君（民主）、小西洋之君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

- 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月21日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、小西洋之君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

（閣条第4号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元氣、次代、無

反対会派 なし

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月26日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、大野元裕君（民主）、荒木清寛君（公明）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年5月28日（木）（第17回）

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京財団上席研究員 渡部恒雄君
拓殖大学国際学部・海外事情研究所教授
佐藤丙午君
同志社大学政策学部教授 武蔵勝宏君
獨協大学名誉教授 西川純子君

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、福山哲郎君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元氣）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

○平成27年6月2日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（民主）、

藤田幸久君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元氣）、浜田和幸君（次代）

○平成27年6月4日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- シリアにおける邦人殺害テロ事件等に関する件について岸田外務大臣から報告を聴いた後、同大臣、中谷防衛大臣、世耕内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、アントニオ猪木君（元氣）、井上哲士君（共産）、小野次郎君（維新）、浜田和幸君（次代）

○平成27年6月9日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、石川防衛大臣政務官、宇都外務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、小西洋之君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

（閣法第33号）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、次代
反対会派 民主、共産、無

○平成27年6月11日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 集団的自衛権と憲法との関係に関する件、平和安全法制に関する件、海外に派遣される自衛隊員のメンタルヘルスケアに関する件、環境分野における対中協力に関する件、米ハワイ州におけるオスプレイの事故に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について中谷防衛大臣、岸田外務大臣、城内外務副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

○特許法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月16日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特許法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上両件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、藤田幸久君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

（閣条第5号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、無

反対会派 なし

（閣条第6号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、無

反対会派 なし

○平成27年8月27日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平和安全法制に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件、戦後70年談話に関する件、普天間飛行場移設に関する件、在沖縄米軍ヘリ墜落事故に関する件、朝鮮半島情勢に関する件、日露関係に関する件、我が国を取り巻く安全保障環境に関する件等について中谷防衛

大臣、岸田外務大臣、城内外務副大臣、石川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、藤田幸久君（民主）、白眞勲君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

○平成27年9月8日（火）（第24回）

○投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上5件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月10日（木）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及

び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上5件について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）、投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、大野元裕君（民主）、井上哲士君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）（閣条第8号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、無

反対会派 共産

（閣条第9号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、無

反対会派 共産

（閣条第10号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、無

反対会派 共産

（閣条第11号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、無

反対会派 共産

（閣条第12号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、無

反対会派 なし

○平成27年9月25日（金）（第26回）

○請願第1106号外12件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第50号外127件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年3月2日（月）、3日（火）

○我が国の防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

長崎県、佐賀県

〔派遣委員〕

片山さつき君（自民）、北村経夫君（自民）、佐藤正久君（自民）、三木亨君（自民）、大野元裕君（民主）、荒木清寛君（公明）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、浜田和幸君（次代）、糸数慶子君（無）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	古川 俊治 (自民)	塚田 一郎 (自民)	風間 直樹 (民主)
理事	愛知 治郎 (自民)	長峯 誠 (自民)	前川 清成 (民主)
理事	若林 健太 (自民)	西田 昌司 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	大久保 勉 (民主)	宮沢 洋一 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	西田 実仁 (公明)	森 まさこ (自民)	中山 恭子 (次代)
理事	藤巻 健史 (維新)	山本 一太 (自民)	中西 健治 (無ク)
	石田 昌宏 (自民)	磯崎 哲史 (民主)	平野 達男 (改革)
	大家 敏志 (自民)	尾立 源幸 (民主)	
	伊達 忠一 (自民)	大塚 耕平 (民主)	(27. 2. 12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び本院議員提出3件の合計7件であり、そのうち内閣提出4件はいずれも可決し、本院議員提出3件はいずれも審査未了となった。

また、本委員会付託の請願28種類292件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講じようとするものである。

委員会においては、消費税率10%への引上げ延期に際し景気判断条項を削除する理由、法人実効税率引下げの効果、大規模な法人を対象に法人税額等の公示制度を創設する必要性、出国時の譲渡所得課税の特例の創設目的と課税上の問題点、OECDによるBEPSPプロジェクトの進捗状況とタックスヘイブンに対する我が国の対応等について質疑が行われ、多

数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、税関における水際取締りの強化を図るとともに、暫定税率の適用期限の延長等を行おうとするものである。

委員会においては、危険ドラッグの水際取締りの強化の方策、税関職員の定員確保と体制整備の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し同銀行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、日本政策投資銀行の完全民営化に向けた道筋、危機対応業務を義務付ける意義と役割分担の在り方、同銀行が成長資金を供給することによる民業圧迫の懸念等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

金融商品取引法の一部を改正する法律案は、いわゆるプロ向けファンドをめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う届出者について、一定の欠格事由を定め、リスクの説明義務等の行為規制を設けるとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、プロ向けファンドに係る今回の制度見直しの意義、プロ向けファンドによる投資家被害の状況、プロ向けファンドについての検査監督を更に強化する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月26日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成26年6月13日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、量的・質的金融緩和が金融機関の貸出し増加など実体経済へ波及していない問題点、2%の「物価安定の目標」を達成するとした「2年程度の期間」の具体的な期限、現在の原油価格の水準が続いた場合に消費者物価に与える影響、量的・質的金融緩和を国債市場の混乱なく終了することの実現可能性等について質疑を行った。

3月3日、埼玉県における経済・金融情勢等に関する実情調査のため、地元金融機関及び中小企業団体との意見交換を行うとともに、株式会社住田光学ガラス（さいたま市浦和区）、日本銀行戸田分館を視察した。

3月19日、財政政策等の基本施策及び

金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月24日、前記所信聴取に対し、危険ドラッグ対策としてこれまでに行った政府の取組とその効果、商品先物取引における不招請勧誘規制を緩和する理由、アジアインフラ投資銀行への参加の判断についての財務大臣の見解、地域金融機関における住宅ローンの金利引下げ競争の実態把握状況等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度の内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、インフラ輸出など業務が増加する状況において国際協力銀行の職員を増員する必要性、日本政策金融公庫の証券化支援保証業務等の見直しについての検討状況、平成27年度予算における多額の国債発行が急激なインフレを起こさないという財政法の趣旨に反することへの懸念、予算と税制改正法の成立時期の違いにより各々の執行に不一致が生じる可能性についての財務大臣の認識等について質疑を行った。

4月23日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成26年12月16日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、消費者物価上昇率の今後の見通し、量的・質的金融緩和と2%の「物価安定の目標」の達成との因果関係、金融政策の決定に当たり原油価格の変動を十分に想定する必要性、量的・質的金融緩和による実体経済への波及効果に対する日銀総裁の認識等について質疑を行った。

5月14日、税制等に関する件について、税収確保に向け税務執行体制を整備する必要性、国際的な租税回避の防止策を我

が国が主導して講ずる必要性、日米の個人所得課税の税率構造の相違点、酒類の過度な価格競争を改善するために国税庁が行った取組等について質疑を行った。

5月19日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成26年6月20日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、地域金融機関の総資金利ざやが低下していることの問題点、預金保険制度において可変保険料率を導入する必要性、地域銀行が保有する国債の金利上昇リスクに対する金融庁の認識、東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取り額が伸び悩んでいる原因等について質疑を行った。

5月21日、税制等に関する件について、いわゆる130万円の壁の見直しに当たり配偶者控除と社会保険料負担を一体的に考える必要性、我が国の財政状況を踏まえた税制の在り方、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における税収の算定方法、所得税の増収を図るための税率構造等の在り方等について質疑を行った。

5月28日、アジアインフラ投資銀行に関する件について、アジアにおけるインフラ需要に対しアジアインフラ投資銀行が果たす役割、アジアインフラ投資銀行に関する中国の意図を踏まえた日本の対応の必要性、アジアインフラ投資銀行における理事会の在り方、アジアインフラ投資銀行に出資することによる日本へのメリットの有無等について質疑を行った。

6月16日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成27年6月12日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、金融緩和による保有資産の価格

下落リスクを日銀が過小評価していることの問題点、円安による物価上昇がない場合の2%の「物価安定の目標」達成の実現可能性、量的・質的金融緩和の出口戦略を日銀が発表する時期、これまでの金融緩和が家計から企業への所得移転を招いたことに対する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

7月7日、我が国における国際機関の活動状況等に関する実情調査のため、世界銀行東京事務所及び世界銀行東京開発ラーニングセンターを視察し、世界銀行東京事務所、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所及びOECD東京センターとの意見交換を行った。また、国連開発計画駐日代表事務所及び国際連合大学視察を視察し、国連開発計画駐日代表事務所及び国際連合大学との意見交換を行った。

8月4日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成26年12月16日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、虚偽開示についての経営者・法人に対する罰則や課徴金を強化する必要性、内外の金利差が我が国の金融政策運営に及ぼす影響、終戦時の未払債務に関する調査の必要性、バーゼル銀行監督委員会における銀行の国債保有規制の検討状況等について質疑を行った。

9月10日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成27年6月26日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、中国経済の減速が世界経済に与える影響と我が国が講じるべき対応策、原油価格の下落が2

%の「物価安定の目標」の達成時期に与える影響、中国経済の現状及び人民元の切下げ問題についてのG20における議論

の状況、アジアにおける通貨の安定を目的として通貨当局間による協議を行う必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成27年2月26日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聞いた後、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、大塚耕平君(民主)、西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、平野達男君(改革)

○平成27年3月19日(木) (第3回)

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聞いた。

○平成27年3月24日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、山際経済産業副大臣、小泉農林水産副大臣、赤澤内閣府副大臣、西村(康)内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

石田昌宏君(自民)、前川清成君(民主)、大塚耕平君(民主)、藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、平野達男君(改革)

○平成27年3月26日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 参考人の出席をを求めることを決定した。

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)について発議者参議院議員大久保勉君から趣旨説明を聞いた後、

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)以上両案について発議者参議院議員大久保勉君、同尾立源幸君、麻生国務大臣、西村(康)内閣府副大臣、宮下財務副大臣、鈴木国土交通大臣政務官、あかま総務大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁矢島浩一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、尾立源幸君(民主)、磯崎哲史君(民主)、風間直樹君(民主)、西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、平野達男君(改革)

- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成27年3月31日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)以上両案について麻生国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、藤巻健史君（維新）、
大門実紀史君（共産）、中山恭子君（次代）、
中西健治君（無ク）、平野達男君（改革）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 民主、維新、共産、無ク、改革
なお、附帯決議を行った。

- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣、宮下財務副大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、尾立源幸君（民主）、西
田実仁君（公明）、藤巻健史君（維新）、大
門実紀史君（共産）、中山恭子君（次代）、
中西健治君（無ク）、平野達男君（改革）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
次代、無ク、改革

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 平成27年4月7日（火）（第7回）**

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、山際経済産業副大臣、長島復興副大臣、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁細川興一君及び独立行政法人国際交流基金理事長安藤裕康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、前川清成君（民主）、
大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、
藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、

中山恭子君（次代）、中西健治君（無ク）、
平野達男君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成27年4月23日（木）（第8回）**

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行副総裁岩田規久男君、同銀行理事武田知久君、同銀行理事雨宮正佳君及び同銀行理事榎田誠希君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、前川清成君（民主）、
磯崎哲史君（民主）、西田実仁君（公明）、
藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（次代）、中西健治君（無ク）、
平野達男君（改革）

- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 平成27年5月12日（火）（第9回）**

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について麻生財務大臣、宮下財務副大臣、政府参考人、参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君、株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁細川興一君、日本銀行総裁黒田東彦君、株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長橋本徹君及び同銀行代表取締役副社長柳正憲君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、大塚耕平君（民主）、西
田実仁君（公明）、藤巻健史君（維新）、大
門実紀史君（共産）、中山恭子君（次代）、
中西健治君（無ク）、平野達男君（改革）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、民主、公明、次代、改革
反対会派 維新、共産、無ク

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月14日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 税制等に関する件について麻生国務大臣、宮下財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、大久保勉君(民主)、
風間直樹君(民主)、藤巻健史君(維新)、
西田実仁君(公明)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、
平野達男君(改革)

○平成27年5月19日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、地域金融機関の総資金利ざやに関する件、量的・質的金融緩和に関する件、金融機関の国債保有に関する件、被災地における債務整理支援に関する件、アジア開発銀行に関する件、コーポレートガバナンス・コードに関する件等について麻生国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君(民主)、礪崎哲史君(民主)、
藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年5月21日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 税制等に関する件について麻生国務大臣、宮下財務副大臣、高階厚生労働大臣政務官、鈴木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君(自民)、尾立源幸君(民主)、
前川清成君(民主)、西田実仁君(公明)、
藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、
平野達男君(改革)

- 金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月26日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、赤澤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本取引所自主規制法人理事長佐藤隆文君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

若林健太君(自民)、大久保勉君(民主)、
西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、
中西健治君(無ク)、荒井広幸君(改革)

(閣法第56号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
次代、無ク、改革

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月28日(木) (第14回)

- アジアインフラ投資銀行に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学特任教授 河合正弘君
コロンビア大学教授
政策研究大学院大学教授 伊藤隆敏君

〔質疑者〕

長峯誠君(自民)、大塚耕平君(民主)、西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第34号)(衆議院送付)について内閣
委員会に連合審査会の開会を申し入れること
を決定した。

○平成27年6月2日(火)

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会(第
1回)

(内閣委員会を参照)

○平成27年6月16日(火)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨
及び金融の調節に関する報告書に関する件に
ついて参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説
明を聴いた後、政府参考人、参考人日本銀行
総裁黒田東彦君及び同銀行副総裁岩田規久男
君に対し質疑を行った。

[質疑者]

風間直樹君(民主)、大塚耕平君(民主)、
藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)

○平成27年8月4日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法
律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理
のために講じた措置の内容等に関する報告に
関する件について麻生内閣府特命担当大臣か
ら説明を聴いた後、同件、東芝の会計処理に
係る問題に関する件、量的・質的金融緩和に
関する件、国等による終戦時の未払債務に関
する件、株式会社東日本大震災事業者再生支
援機構に関する件、金融機関の国債保有に関
する件、日中財務対話に関する件、社会保障
関係費の見直しに関する件等について麻生国
務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び参
考人日本銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑
を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、尾立源幸君(民主)、
風間直樹君(民主)、藤田幸久君(民主)、
西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、
中西健治君(無ク)

○平成27年9月10日(木)(第17回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法
律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理
のために講じた措置の内容等に関する報告に
関する件について麻生内閣府特命担当大臣か
ら説明を聴いた後、同件、G20財務大臣・中
央銀行総裁会議に関する件、中国経済の現状
と先行きに関する件、量的・質的金融緩和に
関する件、マイナンバーを用いた消費税の負
担軽減策に関する件、東芝の会計処理に係る
問題に関する件等について麻生国務大臣、宮
下財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行
総裁黒田東彦君、同銀行国際局長井滋人君
及び日本証券業協会副会長森本学君に対し質
疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、若林健太君(自民)、
西田実仁君(公明)、藤巻健史君(維新)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、
中西健治君(無ク)

○平成27年9月25日(金)(第18回)

- 請願第18号外291件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要
求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	水落 敏栄（自民）	橋本 聖子（自民）	森本 真治（民主）
理事	石井 浩郎（自民）	藤井 基之（自民）	秋野 公造（公明）
理事	二之湯 武史（自民）	堀内 恒夫（自民）	新妻 秀規（公明）
理事	神本 美恵子（民主）	丸山 和也（自民）	柴田 巧（維新）
理事	斎藤 嘉隆（民主）	吉田 博美（自民）	田村 智子（共産）
	赤池 誠章（自民）	榛葉 賀津也（民主）	松沢 成文（次代）
	衛藤 晟一（自民）	那谷屋 正義（民主）	(27. 2. 12 現在)

（1）審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院議員提出2件（いずれも文部科学委員長）の合計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願26種類306件のうち、1種類6件が採択された。

〔法律案の審査〕

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案は、委員会において、保育施設等における事故防止策の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、大学改革における新法人の役割、大学評価の在り方、独立行政法人改革の方向性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案は、委員会において、スポーツ庁を文部科学省の外局として設置する理由、スポーツ庁と他省庁のスポーツ施策の連携の具体策、競技力向上と選手強化の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が

付された。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案は、委員会において、両法律案を一括して議題とし、オリンピック・パラリンピック担当大臣及び大会推進本部の役割、新国立競技場計画の進捗状況、ラグビーワールドカップ大会への積極的な支援の必要性等について質疑が行われたほか、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案について、内閣委員会との連合審査会が行われた。討論の後、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案は多数をもって可決され、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案は全会一致をもって可決された。なお、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案に対し、附帯決議が付された。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、教育の機会均等を確保することの重要性、義務教育学校の設

置に伴い学校統廃合が促進される懸念、教職員の多忙化と負担軽減策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案は、委員会において、本法律案と日本原子力研究開発機構改革との関係、新法人への業務統合による効果、量子科学技術の果たすべき役割等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公認心理師法案は、委員会において、心理専門職の国家資格化の意義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月23日から24日までの2日間、地方における初等中等教育及び高等教育等に関する実情調査のため、新潟県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月26日、文教科学行政の基本施策について下村文部科学大臣から所信を、平成27年度文部科学省関係予算について藤井文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月31日、文教科学行政の基本施策に関し、国立大学における法医学に係る人材育成の充実強化、予算委員会での内閣総理大臣の不規則発言に関する文部科学大臣の所見、文部科学大臣の政治資金の取扱い状況、文部科学大臣の後援会関係者を教育再生実行会議に登用することの是非、大臣所信で掲げられた「日本の未来戦略」に関する文部科学省の今後の取組、スクールソーシャルワーカー活用の

ため不安定な雇用環境を改善する必要性、教員の長時間労働を改善するため時間外勤務を把握する必要性、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止法令の検討状況等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度文部科学省予算等の審査を行い、教員の長時間勤務の是正に向け、勤務時間を客観的・合理的に把握する必要性、法科大学院制度創設の意義、我が国の高等教育機関における人文・社会科学分野の課題、専門職業人養成に向けた専門職大学院等の充実の必要性、文部科学大臣の政党支部への寄附額に関する疑義、幼児教育無償化に向けた平成27年度予算措置に対する文部科学大臣の評価、中学校用教科書検定結果と領土教育の在り方、日中韓青少年文化交流プロジェクトの意義、特定国立研究開発法人への指定に先駆けて理化学研究所を改善する必要性、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが青少年の健全育成に与える負の側面等について質疑を行った。

4月16日、政治資金規正法の趣旨に対する文部科学大臣の認識、道徳教育の歴史的経緯と教科化への懸念、国立天文台が参画する国際プロジェクト推進のための予算確保の必要性、教育バウチャー制度を検討する必要性、国立大学法人運営費交付金の削減が学術研究にもたらす影響、国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る文部科学大臣の要請と大学の自治との関係等について質疑を行った。

4月23日、計画的な教職員定数確保に向けた文部科学大臣の所見、学校における原子力防災教育の充実・強化の必要性、国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る文部科学大臣の要請が大学の自治に

及ぼす影響、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性等について質疑を行った。

5月19日、財務省から示された教職員定数削減案に対する文部科学大臣の見解、全国学力・学習状況調査を内申点に利用する大阪府の方針に対する懸念、水中文化遺産保護への取組、学校施設への木材利用等木の文化推進のための取組、高等学校における特別支援教育の現状、青少年に悪影響を与える残虐なコンピューターゲーム規制を検討する必要性等について質疑を行った。

6月2日、新国立競技場建設に係る速やかな情報公開の必要性、財政制度等審議会財政制度分科会における教職員定数合理化の提案の不当性、軍縮・不拡散教育の意義及び学校教育における取組の必要性、火山研究における研究機関の連携強化及び若手研究者の育成・確保への取組、新国立競技場建設に係る東京都に対する費用負担の要請の経緯、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性等について質疑を行った。

また、同日、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

7月9日、新国立競技場建設に関する件を議題とし、開閉式遮音装置の工期及び収支計画が短期間で大幅に変わった理由、総工費及び財源確保の見通しが立たない中で施工業者と契約を結ぶことの妥当性、国民の理解を得るための今後の取組、計画の見直しを求める国民の声や見直しを容認するI O C副会長の発言に対する文部科学大臣の認識、ラグビーワールドカップのメイン会場を新国立競技場以外の施設とすることにより工期を確保する必要性等について質疑を行った。

同日、内閣委員会との連合審査会を行い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件を議題とし、遠藤国务大臣から説明を聴取した。

7月14日、内閣委員会との連合審査会を行い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件を議題とし、新国立競技場の建設計画に係る政府の対応を検証する必要性、新国立競技場の建設に係る責任の所在、新国立競技場の建設計画を見直す必要性、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を促進するための具体的取組、トップアスリートへのサポート体制強化に係る東京オリンピック・パラリンピック担当大臣の決意、ラグビーワールドカップ大会を新国立競技場で開催することの妥当性、スポーツ振興くじ、宝くじ、各種公営競技の収益を東京オリンピック・パラリンピック大会開催費用に充当することへの考え、2020年に向けた受動喫煙防止対策推進に係る東京オリンピック・パラリンピック担当大臣の決意、新国立競技場に開閉式屋根を設置する妥当性等について質疑を行った。

8月4日、新国立競技場建設に関する件を議題とし、下村文部科学大臣から説明を聴取した後、計画が白紙撤回されるまでの経緯、計画の撤回により回収不能の国費が生じたこと等に対する文部科学大臣の責任、撤回された計画の策定経緯を検証する第三者委員会を文部科学省に設置することの是非、周辺の敷地など競技場本体以外の計画についての撤回範囲の確認、計画の撤回に責任がある文部科学大臣及び日本スポーツ振興センターが新たな建設計画に参加することの是非等について質疑を行った。

9月8日、東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムの再公募における選考過程の透明性確保の必要性、公益法人等の行う貸与型奨学金に係る借用証書に関し、収入印紙が不要となるよう改善する必要性、学校が自衛隊の人材募集に協力することの是非及び奨学金と自衛隊の人材募集が結び付くことへの懸念、東京オリンピック・パラリンピックの準備

及び運営に関し、徹底したディスクロージャーを行う必要性、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯の生徒が大学進学への学資等に充てることを認める必要性、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性に対する東京オリンピック・パラリンピック担当大臣の所見等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月26日(木) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について下村文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度文部科学省関係予算に関する件について藤井文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月31日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について下村国務大臣、丹羽文部科学副大臣、藤井文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

秋野公造君(公明)、神本美恵子君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、石井浩郎君(自民)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長長福井照君から趣旨説明を聴き、衆議院文部科学委員長代理浮島智子君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

田村智子君(共産)

(衆第12号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、次代

反対会派 なし

○平成27年4月7日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について下村文部科学大臣、西銘総務副大臣、榎梨法務副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田村智子君(共産)、丸山和也君(自民)、二之湯武史君(自民)、斎藤嘉隆君(民主)、森本真治君(民主)、秋野公造君(公明)、柴田巧君(維新)、松沢成文君(次代)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月16日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の趣旨に対する文部科学大臣の認識に関する件、道徳教育の歴史的経緯と教科化への懸念に関する件、国立天文台が参画する国際プロジェクト推進のための予算確保の必要性に関する件、教育バウチャー制度を検討する必要性に関する件、国立大学法人

運営費交付金の削減が学術研究にもたらす影響に関する件、国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る文部科学大臣の要請と大学の自治との関係に関する件等について下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、神本美恵子君（民主）、新妻秀規君（公明）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（閣法第39号）について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月21日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（閣法第39号）について下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、秋野公造君（公明）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

（閣法第39号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、次代
反対会派 共産

○平成27年4月23日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○計画的な教職員定数確保に向けた文部科学大臣の所見に関する件、学校における原子力防災教育の充実・強化の必要性に関する件、国立大学に対する国旗掲揚・国歌斉唱に係る文部科学大臣の要請が大学の自治に及ぼす影響に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性に関する件等について下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

○文部科学省設置法の一部を改正する法律案

（閣法第14号）（衆議院送付）について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月12日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

橋本聖子君（自民）、森本真治君（民主）、新妻秀規君（公明）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、次代

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月19日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財務省から示された教職員定数削減案に対する文部科学大臣の見解に関する件、全国学力・学習状況調査を内申点に利用する大阪府の方針に対する懸念に関する件、水中文化遺産保護への取組に関する件、学校施設への木材利用等木の文化推進のための取組に関する件、高等学校における特別支援教育の現状に関する件、青少年に悪影響を与える残虐なコンピューターゲーム規制を検討する必要性に関する件等について下村文部科学大臣、山際経済産業副大臣、赤澤内閣府副大臣、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、秋野公造君（公明）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について下村文部科学大臣から趣旨

説明を聴いた。

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成27年5月21日(木)

文教科学委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）について菅内閣官房長官、下村国務大臣、青木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、那谷屋正義君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、井上義行君（元気）、松沢成文君（次代）、山本太郎君（生活）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成27年5月26日(火)（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について下村国務大臣、世耕内閣官房副長官、丹羽文部科学副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事鬼澤佳弘君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

橋本聖子君（自民）、堀内恒夫君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、森本真治君（民主）、秋野公造君（公明）、新妻秀規君（公明）、

柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、次代
反対会派 共産

（閣法第16号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、次代

反対会派 なし

なお、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成27年6月2日(火)（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新国立競技場建設に係る速やかな情報公開の必要性に関する件、財政制度等審議会財政制度分科会における教職員定数合理化の提案の不当性に関する件、軍縮・不拡散教育の意義及び学校教育における取組の必要性に関する件、火山研究における研究機関の連携強化及び若手研究者の育成・確保への取組に関する件、新国立競技場建設に係る東京都に対する費用負担の要請の経緯に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性に関する件等について下村国務大臣、竹谷財務大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長河野一郎君及び東京都オリンピック・パラリンピック準備局長中嶋正宏君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、森本真治君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、松沢成文君（次代）

- 教育現場の実態に即した教職員定数の充実に
関する決議を行った。

○平成27年6月9日(火)（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について下村文部科

学大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、丹羽文部科学副大臣、宮下財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

二之湯武史君(自民)、神本美恵子君(民主)、那谷屋正義君(民主)、秋野公造君(公明)、新妻秀規君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

また、同法律案について参考人の出席を求めたことを決定した。

○平成27年6月11日(木) (第13回)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

白梅学園大学子ども学部教授 無藤隆君
共栄大学副学長 藤田英典君
法政大学キャリアデザイン学部教授 佐貫浩君

[質疑者]

二之湯武史君(自民)、那谷屋正義君(民主)、新妻秀規君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

○平成27年6月16日(火) (第14回)

○政府参考人の出席を求めたことを決定した。
○学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

斎藤嘉隆君(民主)、那谷屋正義君(民主)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

(閣法第49号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、次代
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月18日(木) (第15回)

○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について下村文部科学大臣から趣旨

説明を聴いた。

○平成27年6月30日(火) (第16回)

○政府参考人の出席を求めたことを決定した。
○参考人の出席を求めたことを決定した。
○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について下村文部科学大臣、藤井文部科学副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事大山真未君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

丸山和也君(自民)、森本真治君(民主)、秋野公造君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

(閣法第35号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、次代
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年7月9日(木) (第17回)

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
○政府参考人の出席を求めたことを決定した。
○参考人の出席を求めたことを決定した。
○新国立競技場建設に関する件について下村文部科学大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事鬼澤佳弘君に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

○平成27年7月9日(木)

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)

(内閣委員会を参照)

○平成27年7月14日(火)

内閣委員会、文教科学委員会連合審査会(第2回)

(内閣委員会を参照)

○平成27年8月4日(火) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新国立競技場建設に関する件について下村文部科学大臣から説明を聴いた後、同大臣、遠藤国務大臣及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長河野一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

斎藤嘉隆君(民主)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(次代)

○平成27年9月8日(火) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムの再公募における選考過程の透明性確保の必要性に関する件、公益法人等の行う貸与型奨学金に係る借用証書に関し、収入印紙が不要となるよう改善する必要性に関する件、学校が自衛隊の人材募集に協力することの是非及び奨学金と自衛隊の人材募集が結び付くことへの懸念に関する件、東京オリンピック・パラリンピックの準備及び運営に関し、徹底したディスクロージャーを行う必要性に関する件、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯の生徒が大学進学 of 学資等に充てることを認める必要性に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性に対する東京オリンピック・パラリンピック担当大臣の所見に関する件等について遠藤国務大臣、下村文部科学大臣、橋本厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君及び独立行政法人日本スポーツ振興センター理事鬼澤佳弘君に対し質疑を行った。

[質疑者]

斎藤嘉隆君(民主)、神本美恵子君(民主)、寺田典城君(維新)、田村智子君(共産)、松沢成文君(無)

- 公認心理師法案(衆第38号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長福井照君から趣旨説明を聴き、衆議院文部科学委員長代理山下貴司君、下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

田村智子君(共産)

(衆第38号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月25日(金) (第20回)

- 請願第2771号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第45号外299件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年2月23日(月)、24日(火)

- 地方における初等中等教育及び高等教育等に関する実情調査

[派遣地]

新潟県

[派遣委員]

水落敏栄君(自民)、石井浩郎君(自民)、二之湯武史君(自民)、神本美恵子君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、森本真治君(民主)、新妻秀規君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)

(3) 委員会決議

—教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議—

本委員会は、平成26年10月の財政制度等審議会財政制度分科会における公立小学校1年生の学級編制の標準を40人に引き上げるべきとの提案等に対し、翌11月、「教職員定数の充実等教育環境の整備に関する決議」を全会一致で行った。同決議は、分科会における提案は、公立小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げた平成23年の改正義務標準法及びこれに対する本委員会の全会一致による附帯決議を真っ向から否定するものであると厳しく指摘した上で、教職員定数を計画的に改善すること、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保することなどを求めるものであった。

しかるに、去る5月11日、同じ財政制度等審議会財政制度分科会において、義務教育予算について、平成36年度までに約4万2千人の教職員の合理化が可能との機械的な試算などが示された。今後の少子化見通しを踏まえたにせよ、このような提案が再び示されたことは誠に遺憾であり、先の本委員会の決議の趣旨を没却するものであって、到底容認できない。

また、高等教育に関し、国立大学法人は多様な収入源の確保を目指すべきではないかとして、授業料の引上げを示唆する見解も示されている。

政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が多忙化しているなどの実態を踏まえ、教職員定数を計画的に改善すること。また、これからの社会に対応する主体的、協働的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備、指導体制の充実に努めること。
- 二、いじめ対策や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など、社会の変化によって、学校が対応しなければならない現代的な教育課題が増大している実態に鑑み、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 三、義務教育環境の整備に当たっては、財政面からの視点だけでなく、教育現場の声を十分反映させるとともに、実態に即した検討・議論を行うこと。

右決議する。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	丸川 珠代 (自民)	島村 大 (自民)	牧山 ひろえ (民主)
理事	大沼 みずほ (自民)	高階 恵美子 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	羽生田 俊 (自民)	滝沢 求 (自民)	川田 龍平 (維新)
理事	福岡 資麿 (自民)	武見 敬三 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	津田 弥太郎 (民主)	三原じゅん子 (自民)	行田 邦子 (元気)
理事	長沢 広明 (公明)	石橋 通宏 (民主)	薬師寺みちよ (無ク)
	赤石 清美 (自民)	西村 まさみ (民主)	福島 みずほ (社民)
	石井 みどり (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	
	木村 義雄 (自民)	白 眞勲 (民主)	(27. 2. 12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）、本院議員提出2件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長1件）の合計12件であり、そのうち内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件を可決し、内閣提出2件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計5件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願67種類1,115件のうち、7種類317件を採択した。

〔法律案の審査〕

特別弔慰金 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第22号）は、戦後70周年に当たり、国として改めて弔慰の意を表するため、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けていない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給しようとするものである。委員会においては、特別弔慰金の支給の在り方、援護施策の経緯と今後の取組等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決

議が付された。

青少年雇用 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号 先議）は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、適職の選択に資する情報の積極的な提供の重要性、労働関係法令違反企業からの求人不受理の在り方、職業能力の開発及び向上を図る必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、維新の党から、労働者の募集を行う者等による青少年雇用情報の提供を、学校卒業見込者等の求めがあった場合に限ることなく、学校卒業見込者等募集を行う場合には、一律に義務とすること等を内容とする修正案が提出された。また、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、常時雇用

する労働者の数が300人を超える企業は、労働者の募集を行うに際しては、一定期間内において雇い入れた労働者の数及びそのうち退職した者の数等の情報を提供しなければならないものとする等と内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

独法改革 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第23号）は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするものである。委員会においては、独立行政法人の人事制度の現状と運営費交付金の課題、GPIFにおける年金積立金の運用の在り方と体制整備の必要性、労働災害に対して労働者健康安全機構が果たすべき役割、福祉医療機構が取り組むべき課題と金融庁検査導入の意義、勤労者退職金共済機構に資産運用委員会を設置することの効果と委員の構成等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

医療保険 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講じようとするものである。衆議院においては、平成27年4月1日から施行することとされていた改正規定について、公布の日から施行することとする修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて国内未承認薬等の実情を視察したほか、国民健康保険の運営の在り方、高齢者医療に要する費用負担の問題、患者申出療養を創設する理由等について安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。質疑を終局した後、無所属クラブから、患者申出療養に係る規定を削除することを内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

派遣労働・待遇確保 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとと

もに、愛知県に委員を派遣し、地方公聴会及び現地調査を実施したほか、全ての労働者派遣事業を許可制にする意義、派遣労働者の正社員化に向けた取組、新たな期間制限の在り方と過半数労働組合等からの意見聴取の実効性、派遣労働者の雇用安定措置の在り方、派遣労働者の育児休業取得の促進策等について安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。

また、**労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）**は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするものである。衆議院においては、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間において均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする等々の修正が行われた。委員会においては、発議者及び修正案提出者を代表して衆議院議員井坂信彦君より趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取した後、雇用形態の相違による待遇格差の現状、労働者の職務に応じた待遇の確保のための具体的な方策、衆議院における修正の趣旨等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。

両法律案について質疑を終局した後、自由民主党及び公明党から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について、施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改める等の修正案が提出された。討論の後、労働者派遣事業の適正な運営の確

保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決の結果、多数をもって修正議決された。次に、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

医療 医療法の一部を改正する法律案（閣法第68号）は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地域医療連携推進法人制度創設の目的と必要性、地域医療連携推進法人の業務の在り方と内部統制の重要性、地域医療連携推進法人制度の導入に伴う地域医療への影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月2日～3日、群馬県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月24日、厚生労働行政の基本施策について塩崎厚生労働大臣から所信を、平成27年度厚生労働省関係予算について山本厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月26日、厚生労働行政の基本施策に関し、平成27年度介護報酬改定により中小規模の特養の経営が悪化する懸念、医療事故調査における医療機関の社会的責

任等を踏まえた上での遺族等に対する厚労大臣の思い、労働者の実労働時間を正確に把握する必要性、子供・子育ての相談に関する一次相談窓口設置の必要性、総雇用者所得の増加と労働者の生活向上の関係、認知症施策を国家戦略化した意図及び認知症施策推進総合戦略の基本的な施策の柱、薬害エイズ問題に係る厚労大臣の所見、育児・介護休業法第26条の転勤に対する配慮義務を強化する必要性、育児休業3年取得推進が女性の活躍促進と矛盾するという指摘に対する厚労大臣の見解、育児・介護休業法により育児休業取得促進のための環境整備を事業者に義務付ける必要性、外国人技能実習の対象に介護労働者を含めるべきではないとする主張に対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度厚生労働省関係予算の審査を行い、国家戦略特別区域内における外国人家事支援人材の規制に関する厚労大臣の見解、看護師等養成所の実習施設の要件等に係る見直しの方向性、キャリアアップ助成金及びトライアル雇用奨励金の正社員化促進に対する効果、後期高齢者医療広域連合に対する歯科健診事業の周知等の具体的方法、生活困窮者自立支援法施行の準備状況と施行体制に関する各自自治体の対応を含めた現状、子宮頸がんワクチンによる健康被害に対して予防接種法の趣旨に基づき迅速に救済を行う必要性、住宅扶助上限額の引下げが住生活基本計画の最低居住面積水準の達成率に与える影響、子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分の設定について都道府県知事の調整権限を付与する必要性、平成27年度予算における一次予防、二次予防及び三次予防への対応状況、タ

クシー運転者に係る最低賃金の遵守状況並びに違反の把握及び指導の方法等について質疑を行った。

4月14日、アツツ島における遺骨収容に関する厚労大臣の見解、医療現場の過重労働問題に対する厚労大臣の認識、倫理審査委員会認定制度の現在の実施体制により質の向上が図られるか否かの確認、被災地における介護保険の補足給付に係る問題に対して厚労大臣が主導して解決を図る必要性、失業等給付の積立金残高に対する厚労大臣の評価、労働安全衛生法に基づく健康診断における再検査等を促す措置を講ずる是非、高度プロフェッショナル制度を創設する理由等について質疑を行った。

4月21日、保険医療機関に対する個別指導の見直しの必要性、精神保健指定医の資格の不正取得事案に関する厚労省の見解、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントの在り方、妊婦健康診査の公費助成の在り方、看護職員の勤務環境の改善策等について質疑を行った。

5月12日、再生医療の普及及び啓発の重要性に関する厚労大臣の認識、高度プロフェッショナル制度において想定している休息时间、海外と比較した日本の精神保健医療福祉に対する厚労大臣の見解、認知症に対応する医療提供体制の整備の重要性、がん検診の精密検査受診者数向上に向けた取組、地域別がん登録情報の活用の見通し、労働契約申込みみなし制度施行についての説明資料の修正の経緯、ひとり親世帯の親の学び直し支援に関する広報啓発の方法、ストレスチェック制度を踏まえた今後の衛生委員会の活用方策、化粧品の動物試験の禁止を検討する必要性等について質疑を行った。

6月2日、自殺総合対策等に関する件を議題とし、厚労省において市町村との連携を含め全省的な自殺対策の取組体制を整える必要性、自殺対策に係る本委員会決議が我が国の自殺対策に果たした役割についての厚労大臣の見解、よりそいホットラインが果たしている役割に対する評価、自殺対策業務を内閣府から厚労省に移管する理由、自死遺族等への支援を警察庁や都道府県と連携して強化していくための厚労省の決意、自殺予防・防止における自殺未遂者対策の重要性に関する厚労大臣の認識、こころの健康相談統一ダイヤルの受信件数及びその傾向、自殺予防総合対策センターの人員及び予算が不足していることへの懸念、自殺防止のため長時間労働を規制する必要性等について質疑を行った。また、**自殺総合対策の更なる推進を求める決議**を行った。

6月9日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、塩崎厚生労働大臣及び参考人から報告を聴取した後、年金情報の流出に対する厚労大臣の所感及び対応策、5月22日の日本年金機構の理事会において今回の事案を議題としなかった理由、パスワードを設定していなかったファイルの割合が1%に満たないことの確認、年金情報流出の被害拡大防止及び再発防止に向けた日本年金機構の取組、特定健康診査情報とマイナンバーとの連携を先送りする必要性、日本年金機構の職員のメールアドレスが外部に漏れた原因、NISCからの通報を受けた後におけるアクセスログの解析の有無等について質疑を行った。

6月16日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、報道されている職員への注意喚起メール等の資料を日本年金機構が国会に提出できない理由、インター

ネット遮断をより早い段階で行うべきだったとの指摘に対する日本年金機構の見解、詐欺被害等防止のためテレビCMで注意喚起する必要性に関する厚労大臣所見、厚労省や日本年金機構に不都合な情報を非公表としていないことを保障できる理由、厚労省統合ネットワーク全体像を把握せずに指導を行っていたことに対するNISCの見解、今後の外部とのインターネット接続状況の管理と情報セキュリティの在り方に関する日本年金機構の方針、なりすまし被害等の年金情報流出問題に係る二次被害を受けた者への補償の在り方、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会において公平・公正な検証が行われるかの懸念、厚労省年金局の体制及び体質に対する懸念、総務省年金業務監視委員会が廃止された理由、栃木県、福岡県及び沖縄県において年金情報流出被害が多い理由等について質疑を行った。

7月2日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会における検証結果の中間報告を夏季までに発表する必要性、日本年金機構発行文書において今回の年金情報流出事案の呼称が変更された経緯、個人が特定されるPCの所在を公表してはならないとする警察の指示の有無、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会の役割の在り方、厚労省情報政策担当参事官室の業務体制を抜本的に見直す必要性、日本年金機構において個人情報扱う業務は再委託禁止が原則であることの確認、厚労省から日本年金機構への出向者等の人数及び出向先の部署、標的型サイバー攻撃に対する日本年金機構の今後の組織体制及び対策、特定個人情報保護評価の問題点等について質疑を行った。

7月9日、今後の厚生労働行政における保健医療2035提言書の位置付け、日本年金機構が年金情報流出の問合せに対し誤った回答をしていたことが判明した経緯、誤回答の問題に対する日本年金機構理事長の認識、外国人家事支援人材受入れにより日本人の雇用機会喪失及び労働条件引下げを生じさせない必要性、指定難病の迅速な確定診断のための医療提供体制の構築及び患者負担への配慮についての厚労省の見解、子宮頸がん予防ワクチン副反応について心身の反応の可能性が高いとの判断の妥当性、今回の誤回答を公表しなかったことが日本年金機構のルールに違反していることの確認等について質疑を行った。

7月14日、介護保険の補足給付に当たっての資産要件導入がプライバシー侵害等につながる懸念、生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施状況に対する厚労大臣の所見、韓国におけるMERS発生の経験を踏まえた感染症に対する厚労省の対応、いわゆるブラックバイトに関し実態調査を行った上での今後の厚労省の取組方針、年金情報流出に係る誤回答の公表に関する前回の委員会答弁が虚偽であることへの認識等について質疑を行った。また、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構の誤回答に関し厚労大臣が公表を指示すべきであったことについての厚労大臣の見解、情報系ファイル共有サーバーのウイルス感染により業務系システムの情報が流出する懸念、厚労省から日本年金機構への出向者が不正アクセス事案について厚労省に報告しなかったことに対する厚労大臣の所見、アラート表示の急増により各年金事務所に混乱が生じていることに対する日本年金機構理事長の認識、お詫び

文書の発送先に誤りがないかについての確認の有無、厚労省所管の独立行政法人及び特殊法人に対するCSIRT設置についての指示の有無、誤回答の原因がほぼ判明していたにもかかわらず委員会でその旨答弁しなかった理由等について質疑を行った。

8月25日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、参考人から報告を聴取した後、厚労省がこれまで4月22日の事案を発表していなかった理由、個人情報を取り扱うような年金業務の外部委託の有無、データ入力業務の再委託を見抜けなかったことに対する日本年金機構理事長の認識、日本年金機構の共有ファイルサーバーの情報流出に係る調査の現状、4月22日の厚労省に対するサイバー攻撃を厚労大臣が知った時期、流出した情報が沖縄及び和歌山の両事務センターと東京の記録突合センターの3施設で保有していたものであることの確認、NISCから見た各府省庁と比較した場合の厚労省の情報セキュリティの水準、ガバナンス改革のための日本年金機構再生本部のトップが日本年金機構の理事長となることへの懸念に対する見解、インターネット接続を遮断すべきであった時点に関する日本年金機構と検証委員会の判断の相違についての見解等について質疑を行った。

9月3日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構理事長の続投を認めることの是非、4月22日以降の23の外部サーバとの通信遮断の経過及び厚労大臣に対する報告の有無、年金情報流出事案が日本年金機構だけではなく厚労省全体の問題であることへの厚労大臣の認識、個人情報が流出したとの誤説明への対応についての指示の経緯、厚労

省のCISOに官房長を選任していることに対する責任の所在、特殊法人である日本年金機構の組織形態の在り方についての検討に関する厚労大臣の見解、厚労省及び日本年金機構における府省庁対策基準策定のためのガイドラインの遵守事項の遵守状況等について質疑を行った。

9月10日、仕事と子育て・介護を両立できるよう外国人家事支援人材の家事支援活動に介護を加えることに対する厚労大臣の見解、AEDに関する普及啓発への取組の必要性、戦没者のみならず戦没者遺族のDNAのデータベース化を早急

に進めることに対する厚労大臣の決意、ひとり親家庭の現状と支援の重要性に対する厚労省の認識、施行後3年を経た障害者虐待防止法の改正に向けた取組、労働基準監督署の大企業への監督指導に関する厚労省の方針、石綿ばく露作業への従事についての事実認定の迅速化を徹底する必要性、レセプトデータと特定健診データの低い突合率が第2期医療費適正化計画に与える影響、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた施策に積極的に取り組む必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月24日(火) (第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度厚生労働省関係予算に関する件について山本厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木村義雄君(自民)、羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年3月31日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)(閣法第22号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月7日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生労働省所管）について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、松本内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長末松誠君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、羽生田俊君（自民）、石橋通宏君（民主）、西村まさみ君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月14日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- アッツ島における遺骨収集帰還事業に関する件、北朝鮮帰還事業における日本人妻への意思確認に関する件、医療現場の過重労働の現状及び対策に関する件、外国人技能実習制度の適正化及び拡充に係る見直しに関する件、臨床研究の倫理審査委員会認定制度の在り方に関する件、被災地における介護保険の補足給付の在り方に関する件、子どものいる低所得世帯の可処分所得を増やす取組の重要性に関する件、データヘルス計画の推進における経済産業省との連携の必要性に関する件、高度プロフェッショナル制度の問題に関する件等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、葉梨法務副大臣、宇都外務大臣政務官、あかま総務大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本赤十字社副社長大塚義治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月16日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、大沼みずほ君（自民）、滝沢求君（自民）、杉久武君（公明）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月21日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保険医療機関に対する個別指導の見直しに関する件、歯科口腔保健推進室に係る取組に関する件、精神保健指定医の資格の不正取得に関する件、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方に関する件、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントに関する件、妊婦健康診査の公費助成の在り方に関する件、看護職員の勤務環境の改善策に関する件等について塩崎厚生労働大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、井上義行君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

(閣法第23号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月23日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、越智内閣府大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石橋通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、津田弥太郎君(民主)、川田龍平君(維新)、島村大君(自民)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第23号)

賛成会派 自民、公明、元気

反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月12日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 再生医療の啓発に向けた取組に関する件、戦没者の遺骨のDNA鑑定の有在り方に関する件、高度プロフェッショナル制度の導入に関する件、国家戦略特区における外国人家事支援人材の受入れに関する件、戦後強制抑留者の実態調査に関する件、認知症施策の進め方に関する件、遺伝子情報の活用に向けた検討状況に関する件、がん対策の推進に関する件、災害時の医療提供体制の有在り方に関する件、労働契約申込みみなし制度施行に係る説明資料に関する件、ひとり親家庭の自立支援策に関する件、企業におけるストレスチェックの実施体制に関する件、化粧品の動物試験に関する件等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、葉梨法務副大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日

本赤十字社副社長大塚義治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、石井みどり君(自民)、三原じゅん子君(自民)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月14日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井みどり君(自民)、羽生田俊君(自民)、長沢広明君(公明)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年5月19日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、大塚財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月21日(木)(第13回)

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益社団法人日本医師会副会長 中川俊男君

名古屋大学医学部附属病院長 石黒直樹君
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代表理事 伊藤建雄君

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、竹谷財務大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(民主)、津田弥太郎君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月22日(金)(第14回)

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国知事会社会保障常任委員会委員長 栃木県知事 福田富一君
全国町村会行政委員会委員 新潟県聖籠町長 渡邊廣吉君
健康保険組合連合会副会長 白川修二君
三重短期大学生活科学科教授 長友薫輝君

[質疑者]

福島みずほ君(社民)、羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成27年5月26日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、竹谷財務大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、足立信也君(民主)、西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、山田太郎君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

・質疑

[質疑者]

島村大君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、足立信也君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第28号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、元気、無ク、社民
欠席会派 維新

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月2日(火)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○自殺総合対策等に関する件について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、政府参考人、参考人特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之君、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長樋口輝彦君及び京丹後市長中山泰君に対し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、津田弥太郎君(民主)、福山哲郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○自殺総合対策の更なる推進を求める決議を行った。

○平成27年6月9日(火) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君から報告を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構理事(システム部門担当)徳武康雄君及び企業年金連合会理事長村瀬清司君に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、蓮舫君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

○平成27年6月16日(火) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、武藤総務大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構副理事長薄井康紀君、株式会社ラック取締役最高技術責任者西本逸郎君及び郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士・関西大学客員教授郷原信郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、大沼みずほ君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

○平成27年7月2日(木) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長

薄井康紀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年7月9日(木) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 保健医療2035提言書を踏まえた厚生労働行政の在り方に関する件、年金情報流出の問合せに対する誤回答に関する件、保険医療機関等に対する集団的個別指導の在り方に関する件、外国人家事支援人材の受入れによる日本人労働者の雇用への影響に関する件、アレルギー疾患の医療提供体制の整備等に関する件、臨床研究に対する法的規制の在り方に関する件等について塩崎厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

三原じゅん子君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、西村まさみ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)

○平成27年7月14日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険の補足給付に係る資産要件導入の影響に関する件、養育費の確保策等母子家庭に対する支援の在り方に関する件、MERS等の国内発生に備えた体制整備に関する件、いわゆるブラックバイト対策の必要性に関する件、年金情報流出に係る説明誤りに関する件等について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社

民)、牧山ひろえ君(民主)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長薄井康紀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年7月30日(木)(第22回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、福島みずほ君(社民)、石井みどり君(自民)、滝沢求君(自民)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)
また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年8月4日(火)(第23回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大

臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、白眞勲君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、長沢広明君(公明)、福島みずほ君(社民)、川田龍平君(維新)、吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成27年8月11日(火)(第24回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、赤澤内閣府副大臣、中山外務副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、森本真治君(民主)、川田龍平君(維新)、大沼みずほ君(自民)、長沢広明君(公明)、吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)

以上両案について参考人の出席を定めることを決定した。

○平成27年8月18日(火)(第25回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、同浦野靖人君、修正案提出者衆議院議員高鳥修一君、同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤石清美君（自民）、阿達雅志君（自民）、白眞勲君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、長沢広明君（公明）、寺田典城君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月19日（水）（第26回）

○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

イケア・ジャパン株式会社人事本部長 泉川玲香君

全国生協労働組合連合会中央執行委員長 北口明代君

学習院大学経済学部教授 今野浩一郎君
弁護士

NPO法人派遣労働ネットワーク理事長
日本労働弁護団常任幹事 中野麻美君

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月20日（木）（第27回）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東洋大学法学部教授 鎌田耕一君

一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長 高橋弘行君

日本労働組合総連合会副事務局長 安永貴夫君

全国コミュニティ・ユニオン連合会事務局長 関口達矢君

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、津田弥太郎君（民主）、

長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月25日（火）（第28回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○年金情報の流出問題に関する件について参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫君から報告を聴いた後、塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構理事（システム部門担当）徳武康雄君及び日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、白眞勲君（民主）、石橋通宏君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月26日（水）（第29回）

○理事の補欠選任を行った。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参

考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

弁護士 中山慈夫君

一般社団法人日本エンジニアリングアウト

ソーシング協会代表理事 牛嶋素一君

派遣労働者 宇山洋美君

弁護士

日本労働弁護団常任幹事 棗一郎君

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、石橋通宏君（民主）、長

沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小

池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師

寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月27日（木）（第30回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤石清美君（自民）、森本真治君（民主）、

牧山ひろえ君（民主）、石橋通宏君（民主）、

長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、

小池晃君（共産）

○平成27年9月1日（火）（第31回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬

師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社

民）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆議院提出）

以上両案について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、発議者衆議院議員西村智奈美君、修正案提出者衆議院議員高鳥修一君、同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、浜田復興副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、

川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、

行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無

ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年9月3日（木）（第32回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、津田弥太郎君（民主）、

石橋通宏君（民主）、長沢広明君（公明）、

川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行

田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、

川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行

田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

○平成27年9月8日（火）（第33回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆

議院提出)

以上両案について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)を修正議決し、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)を可決した。

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)(閣法第43号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維新、共産、元気、無ク、社民

(衆第22号)

賛成会派 自民、公明、維新、元気、無ク

反対会派 民主、共産、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成27年9月10日(木)(第34回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人家事支援人材の受入れの在り方に関する件、AEDの普及及び利用促進に関する件、脳脊髄液減少症のブラッドパッチ療法への保険適用に関する件、戦没者及び戦没者遺族のDNAのデータベース化に関する件、ひとり親家庭への支援策に関する件、障害者の虐待防止策の在り方に関する件、愛知労働局における労働基準監督署の監督指導に関する件、義務教育を修了した子どもへの自立支援の在り方に関する件、レセプトデータと特定健診データの低い突合率による影響に関する件、在外被爆者への医療費全額支給についての最高裁判決に関する件等について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、菌浦外務大臣政務官、原田防衛大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月15日(火)(第35回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本文部科学大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、島村大君(自民)、津田弥太郎君(民主)、西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、山口和之君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第68号)

賛成会派 自民、公明、元気、無ク

反対会派 民主、維新、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月25日(金)(第36回)

- 請願第340号外316件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第33号外797件を審査した。

○社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第40号)(衆議院提出)

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第

6号)

以上5案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年3月2日(月)、3日(火)

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

[派遣地]

群馬県

[派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、

福島みずほ君(社民)

○平成27年8月6日(木)

(地方公聴会)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)の審査に資するため、地方の実情を調査するとともに、現地において意見を聴取する。

[派遣地]

愛知県

[派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、島村大君(自民)、滝沢求君(自民)、石橋通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(3) 委員会決議

—自殺総合対策の更なる推進を求める決議—

自殺対策基本法が平成18年に施行され、我が国の自殺対策は大きく前進した。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成21年には、地域における自殺対策力を強化するため、都道府県に地域自殺対策緊急強化基金が造成された。自殺対策が地域レベルで実施され始めたこと等により、自殺者数は5年連続で減少し、平成26年には約2万5千人となっている。

しかし、平成18年から平成26年までの9年間だけでも、我が国の自殺者数は約27万3千人に上っている。1日に平均83人が自殺で亡くなっていることになる。人口10万人当たりの年間自殺者数を示す自殺死亡率についても、我が国は主要先進7カ国で最も高く、また、児童生徒を含む若年世代の自殺死亡率は高止まりの状況にある。

このような現状に鑑み、我々は、非常事態はまだまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できないとの認識を共有するとともに、自殺対策基本法の施行から来年で10年の節目を迎えるに当たり、政府に対し、自殺問題に関する総合的な対策の更なる推進を求めるものである。

自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。政府の自殺総合対策大綱においても、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」とされ、そうした基本認識の下、自殺総合対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の「関係者の連携による

包括的な生きる支援」であることが謳われている。このような考え方に基づいて、全国各地の先駆的な取組を通じて得られた知見や経験を広く全国の地域における対策に還元していくこと等が求められており、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を強力に推進していく必要があると考える。

我々は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。

政府においても、このような認識の下に、次の事項について、迅速かつ確実に必要な措置を講ずることによって、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を図るべきである。

- 一、自殺対策の本質は、生きる支援であり、いのちを支えることである。この自殺対策の本質が広く伝わるよう、自殺対策の実施に当たっては、「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと。
- 二、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること。
- 三、自殺対策は、自殺の多くが複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえて、個々の施策が細切れにならないよう、連鎖の類型に応じて常に関連施策を連動させながら推進すること。
- 四、自殺対策については、関係府省が一体となって総合的に推進するための体制を強化すること。

平成27年1月の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについては、平成28年4月に自殺対策業務を内閣府から厚生労働省に移管すること、移管業務に係る機構・定員、併任者等の人員は業務移管先の府省庁に移すこと等が明記されていることを踏まえ、移管後の業務に支障が生じないよう、平成28年度予算の概算要求前に、内閣府と厚生労働省が合同で「自殺対策業務移管チーム（仮称）」を設置するなど、円滑な業務移管のための措置を講ずること。また、厚生労働省に設置する部署については、専ら自殺対策を推進する業務を担うこととするとともに、多岐にわたる自殺対策行政を厚生労働行政の一部に矮小化しないようにするため、厚生労働事務次官又は厚生労働審議官を責任者とする省内横断的な組織とすること。その際、警察庁、文部科学省等の関係府省との調整業務を担えるようにするため、課長級を含めて内閣府からポストを移管することによって、専任の課長級の管理職を配置すること。

- 五、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図るため、現在は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、民学官協働型の「自殺対策政策研究センター（仮称）」として組織を改編すること。また、自殺予防総合対策センターの支援・指導の下に活動している全国の地域自殺予防情報センターについても、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮称）」として体制及び機能の強化を図ること。

- 六、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、具体的な数値目標や施策の工程表などを盛り込んだ「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務付けること。

- 七、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が自殺対策を中長期的な視点から安定的かつ計画的に実行できるよう、平成28年度予算において、これまでの地域自殺対策緊急強化基金に代え、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること。特に、平成28年度予算の概算要求に当たっては、「自殺対

策業務移管チーム（仮称）」において、事前に都道府県及び市町村（特別区を含む。）から意見を聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求すること。

八、「いのち支える自殺対策」を寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）及び生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と効果的に連動させ、全国の関係者が真摯に耳を傾ける傾聴支援及び相談機関につなげる実務支援を一体的に推進し、「いのちのセーフティーネット」を確保すること。

九、自殺者の親族等への支援を強化するため、全ての都道府県に、「自死遺族等支援地域センター（仮称）」の役割を担うものとして、自死遺族等支援に関する情報を一元的に集約する機能を持ち、当該地域において家族を自殺で亡くした全ての遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。

十、自殺者の約2割から3割に自殺未遂歴があることに鑑み、自殺未遂段階で医療機関等から適切な支援を受けることができれば、その後の再企図を防げる可能性が高まることから、自殺未遂者を支援する専門家を養成するとともに、2次保健医療圏ごとに、自殺未遂者・未遂者親族等支援の拠点となる病院を定め、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を当該地域の他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築すること。あわせて、自殺未遂者を日常的に見守り続ける親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を全国に整備すること。その際、拠点病院や自殺未遂者支援の専門家との連携が円滑に行われるよう運用すること。

十一、児童生徒を含む若年者の自殺対策については、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力を身に付けさせる教育が重要であることに鑑み、全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺の0次予防）」を実施すること。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山田 俊男 (自民)	古賀 友一郎 (自民)	安井 美沙子 (民主)
理事	野村 哲郎 (自民)	中泉 松司 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	山田 修路 (自民)	馬場 成志 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	徳永 エリ (民主)	堀井 巖 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	紙 智子 (共産)	舞立 昇治 (自民)	儀間 光男 (維新)
	金子 原二郎 (自民)	小川 勝也 (民主)	山田 太郎 (元気)
	小泉 昭男 (自民)	郡司 彰 (民主)	(27. 3. 19 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（農林水産委員長）の合計5件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願3種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

山村振興法の一部を改正する法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を10年間延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等による山村振興の方向性の一層の明確化等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競馬法の一部を改正する法律案は、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものである。委員会では、競馬振興の意義、海外競馬の勝馬投票券

発売による国内競馬への影響、馬産地の振興策、日本中央競馬会の運営の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方支分部局の組織再編を行おうとするものである。委員会では、地方の拠点の管轄区域広域化に伴う懸念、新設する地方参事官の業務と人事の在り方、輸出促進の取組体制等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案は、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行おうとするものである。なお、衆議院において、附則に、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主

的な取組を促進するものとする旨の規定を追加する修正が行われた。委員会では、富山県において地方公聴会及び現地調査を実施するとともに、参考人を招致してその意見を聴取したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行った。委員会では、准組合員の事業利用に関する調査と今後の進め方、農協・経済連・全農の組織変更の是非、全国農協中央会の一般社団法人化の是非、全中監査の公認会計士監査への円滑な移行措置、農業委員の選任における透明性の確保、農地利用最適化推進委員の役割の明確化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行おうとするものである。委員会では、法人統合の必要性と組合せの妥当性、統合後の法人における人員及び予算の在り方、法人の研究と生産現場の連携の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

4月7日、**都市農業振興基本法案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定める

こと等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

〔国政調査等〕

第188回国会閉会後の**1月14日**、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、畜産・酪農からの農家の離脱の現状・分析・対応、酪農経営安定の観点から加工原料乳生産者補給金制度を見直す必要性、畜産クラスター事業の狙い・内容とその活用による生産基盤強化に向けた農林水産大臣の決意、畜産経営力向上緊急支援リース事業の実績及び効果、国産飼料の生産拡大のための支援策、日豪EPAの発効に伴い想定される国産牛肉や生乳への影響と対策等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

3月19日、平成27年度の農林水産行政の基本施策について、林農林水産大臣から所信を聴取し、**3月26日**、これに対し、新たな食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標の引下げについての見解、国産農産物の輸出拡大に向けた和食文化とセットでの取組の必要性と展望、准組合員制度の見直しについての検討の方向性、TPP協定交渉の現状と今後の見通し、直交集成板（CLT）や木質バイオマス等の新たな木材需要の創出・定着に向けた課題と対応策、鯨食の習慣・文化に対する国民的理解の促進に取り組む必要性等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度農林水産省予算の審査を行い、新たな食料・農業・農村基本計画による政策実施に当たりこれまでの施策を総括する必要性、国会議員に対しTPP協定交渉に関する情報を開示する必要性、平

成26年度補正予算の「稲作農業の体質強化緊急対策事業」の改善・継続の可能性、米の概算金算定の透明化を全国農業協同組合連合会などに対し働き掛ける可能性、多様な役割を持つ都市農業の振興に対する所見、日本海北部系群のスケトウダラ漁獲可能量の削減に伴い沿岸漁業経営への支援を行う必要性等について質疑を行った。

同日、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、林農林水産大臣から説明を聴取した。

また、都市農業振興基本法案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

4月14日、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、新たな食料・農業・農村基本計画に示された農政の方向性、食料自給力指標提示の意義及び目的、食料安定供給に係るリスク分析を深掘りする必要性、農地中間管理事業の執行実績についての評価、飼料用米について前回の基本計画における位置付けとの違い、農林水産分野における情報通信技術等を活用した研究開発の具体的な内容等について質疑を行った。

4月23日、農林水産に関する調査を議題とし、T P P協定交渉合意が我が国農畜産業や地域経済にもたらす影響、主食用米の飼料用米への振り替えなど需給安定に向けた新たな需給調整策の必要性、農業就業者の必要数について1人当たり10ha程度耕作と仮定することの妥当性、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う日本産農林水産物の主な輸入国における規制の現状等について質疑を行った。

5月19日、農林水産に関する調査を議題とし、「日本再興戦略」に掲げられた農業分野の成果目標（K P I）の具体的内容と進捗状況、T P P協定交渉について米国におけるT P A（貿易促進権限）法案の審議状況を踏まえた今後の見通し、台湾による日本産農林水産物の輸入規制の現状と政府の対応、地域の林業の実情に応じて路網整備及び搬出等を支援する必要性、太平洋クロマグロの漁獲量の規制強化による漁業者への影響等について質疑を行った。

6月4日、農業協同組合、農業委員会及び農地中間管理事業等に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の審査に資するため、埼玉県において、美里町（農地集積事例）等を視察した。

7月7日、農林水産に関する調査を議題とし、紛争解決（I S D S）条項と我が国の遺伝子組換え食品に関する安全審査・表示制度との関係、異物混入事案と食品事業者における労働環境悪化との関連性、遊休農地への課税強化に対する農林水産省の見解、ロシア連邦の流し網漁業禁止法成立の影響を受ける関係者への対応等について質疑を行った。

9月8日、農林水産に関する調査を議題とし、日本産農林水産物の放射性物質に係る輸入規制撤廃に向けた中国・韓国との交渉方針、農地中間管理機構による農地集積の政府目標を達成するための方策、女性林業従事者が働きやすい環境整備への支援策、サンマの資源保全と安定供給に向けた所見等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月14日(水) (第188回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について西川農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成27年3月19日(木) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成27年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成27年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、北村環境副大臣、永岡厚生労働副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、中川農林水産大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田修路君(自民)、中泉松司君(自民)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

○平成27年3月31日(火) (第3回)

- 山村振興法の一部を改正する法律案(衆第6号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長江藤拓君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月7日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、小泉農林水産副大臣、菅原財務副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、郡司彰君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 食料・農業・農村基本計画に関する件について林農林水産大臣から説明を聴いた。
- 都市農業振興基本法案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成27年4月14日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画に関する件について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、西村(康)内閣府副大臣、北村環境副大臣、平内閣府副大臣、永岡厚生労働副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、古賀友一郎君(自民)、舞立昇治君(自民)、徳永エリ君(民主)、郡司彰君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

○競馬法の一部を改正する法律案(閣法第47号)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月16日(木) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○競馬法の一部を改正する法律案(閣法第47号)について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、中川農林水産大臣政務官、武藤総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本中央競馬会理事長後藤正幸君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山田修路君(自民)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

(閣法第47号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月23日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件、米政策に関する件、食料供給に係るリスクの分析に関する件、農業構造の展望に関する件、日本産農林水産物の輸入規制に関する件等について林農林水産大臣、西村(康)内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

○平成27年5月19日(火) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本再興戦略における農業分野の取組に関する件、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件、日本産農林水産物の輸入規制に関する件、農業構造の展望に関する件、森林・林業・木材産業政策に関する件、

太平洋クロマグロの資源管理に関する件等について林農林水産大臣、西村(康)内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、中根外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月21日(木) (第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について林農林水産大臣、あべ農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、山田太郎君(元気)

(閣法第24号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年7月7日(火) (第10回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件、異物混入事案における食品事業者の対応に関する件、遊休農地対策に関する件、ロシア連邦の200海里水域における流し網漁を禁止する法律成立への対応に関する件、太平洋クロマグロの資源管理に関する件、政治資金規正法の実効性に関する件等について林農林水産大臣、西村(康)内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、平内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、あかま総務大臣政務官、藪浦外務大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、小川勝也君（民主）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

○平成27年7月9日（木）（第11回）

- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員村岡敏英君から説明を聴いた。

○平成27年7月14日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、二之湯総務副大臣、中川農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、中泉松司君（自民）、柳澤光美君（民主）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

また、同法律案の審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年7月30日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、赤澤内閣府副大臣、西村（康）内閣府副大臣、小泉農林水産副大臣、中川農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、舞立昇治君（自民）、山田太郎君（元気）、野田国義君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）

○平成27年8月4日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、左藤内閣府副大臣、西村（康）内閣府副大臣、中川農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野村哲郎君（自民）、長峯誠君（自民）、徳永エリ君（民主）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

○平成27年8月18日（火）（第15回）

- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

広島県農業協同組合中央会会長 香川洋之助君

龍谷大学農学部教授 石田正昭君

全国農協青年組織協議会会長 天笠淳家君

元明治大学農学部教授 北出俊昭君

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年8月20日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、城内外務副大臣、中川農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

○平成27年8月25日（火）（第17回）

- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対

し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社はなやか代表取締役
全国女性農業委員ネットワーク会長 伊藤
恵子君

青山学院大学名誉教授 関英昭君

大妻女子大学社会情報学部教授 田代洋一
君

〔質疑者〕

中泉松司君（自民）、野田国義君（民主）、
横山信一君（公明）、儀間光男君（維新）、
紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、山田太郎君（元気）、紙
智子君（共産）、儀間光男君（維新）

○平成27年8月27日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員村岡敏英君、安倍内閣総理大臣及び林農林水産大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、
儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、山
田太郎君（元気）

（閣法第71号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 民主、共産、元気

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月8日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本産農林水産物の輸入規制に関する件、農地中間管理事業に関する件、女性林業従事者の支援に関する件、サンマの国際的な資源管理に関する件等について林農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官

及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、儀間光男君（維新）、
紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

- 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月10日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、二之湯総務副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、柳澤光美君（民主）、
平木大作君（公明）、儀間光男君（維新）、
紙智子君（共産）、山田太郎君（元気）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月25日（金）（第21回）

- 請願第37号外32件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年8月6日（木）

（地方公聴会）

- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第71号）の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

〔派遣地〕

富山県

〔派遣委員〕

山田俊男君（自民）、野村哲郎君（自民）、
山田修路君（自民）、徳永エリ君（民主）、

紙智子君（共産）、金子原二郎君（自民）、
古賀友一郎君（自民）、中泉松司君（自民）、
馬場成志君（自民）、堀井巖君（自民）、舞
立昇治君（自民）、郡司彰君（民主）、柳澤
光美君（民主）、平木大作君（公明）、儀間
光男君（維新）、山田太郎君（元気）
〔公述人〕
全国農業協同組合連合会富山県本部運営委

員会会長
みな穂農業協同組合代表理事組合長 細田
勝二君
富山県農業会議会長 鍋嶋太郎君
宇川農産 宇川純矢君
富山県農業協同組合中央会会長 穴田甚朗
君

（３）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農は、高齢化や離農の増加による生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、子牛価格の高騰による肥育経営への影響や、国内乳製品需給のひっ迫のため乳製品の追加輸入を余儀なくされるなど危機的な状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成27年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農の経営類型ごとの指標を示し、生産物の付加価値の向上や飼料費等の生産費削減、効率化等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保できる実効ある制度を含め、中・長期的な畜産・酪農の基本政策を確立すること。

二 加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、飼料価格の高騰等を踏まえ、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、需要の拡大が期待できる国産チーズの生産拡大のための対策を充実・強化するとともに、担い手の労働負担を軽減する搾乳ロボット等の設備・技術の導入や酪農ヘルパー・育成センター等の地域営農支援組織への支援を充実すること。

三 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、肉用牛繁殖基盤の拡大等に一定の期間を要する中で、肥育経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業等については、必要な財源を確保し、その充実を図ること。

四 高収益型の畜産を実現するため、関係事業者が連携・結集した地域ぐるみの畜産クラスターの構築を推進するとともに、施設整備、機械のリース整備への支援を充実・強化すること。また、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産や繁殖雌牛の増頭支援、酪農後継牛確保のための性判別精液・受精卵の活用への支援を一層強化すること。

五 配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に寄与するよう、必要な財源を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

- 六 輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用を促進するため、コントラクター・TMRセンターの育成・活用や高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進等への支援を充実・強化すること。特に、飼料用米の活用促進を図るため、多収性専用品種の種子の確保・普及や改良を進めるとともに、流通や製造体制の整備を支援すること。
- 七 地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進すること。また、家畜疾病や原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを強化するとともに、食肉センターの輸出拡大に向けた整備の促進や、ジャパンプランドとして一元的な輸出に資する取組への支援等輸出促進対策を一層進めること。
- 八 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
- 九 畜産経営に大きな被害を及ぼす家畜疾病については、適切な飼養管理の徹底や予防対策が重要であり、ワクチンの供給や予防に必要な消毒資材に対する支援を充実すること。
- 十 日豪EPAの発効に伴う畜産・酪農経営及び地域経済への影響を注視し、必要と認められる場合は速やかに適切かつ十全な対策を講ずること。
- 十一 TPP交渉については、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年4月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。
右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	吉川	沙織 (民主)	岩井	茂樹 (自民)	安井 美沙子 (民主)
理事	磯崎	仁彦 (自民)	高野	光二郎 (自民)	佐々木さやか (公明)
理事	滝波	宏文 (自民)	林	芳正 (自民)	浜田 昌良 (公明)
理事	宮本	周司 (自民)	松村	祥史 (自民)	東 徹 (維新)
理事	加藤	敏幸 (民主)	渡邊	美樹 (自民)	松田 公太 (元気)
理事	倉林	明子 (共産)	小林	正夫 (民主)	中野 正志 (次代)
	阿達	雅志 (自民)	直嶋	正行 (民主)	荒井 広幸 (改革)

(27. 3. 24 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）及び承認案件2件であり、いずれも可決又は承認した。また、本委員会付託の請願24種類159件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業需要創生 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を

聴取するとともに、新規中小企業者の官公需受注拡大に関する今後の具体的な目標、官公需契約における中小企業者に対する配慮の在り方及び適正価格確保の必要性、官公需適格組合の積極的活用の必要性、地域産業資源の活用及び地域産業資源活用事業計画の認定の促進に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

中小企業金融 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、商工中金の完全民営化の目標時期を明示する必要性、危機対応業務に民間金融機関の参加を促すた

めの課題と取組、事業型NPOを信用保険の対象とすることによる地域経済への効果等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革 電気事業法等の一部を改正する等の法律案は、公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講ずるなど、7法律について改正等を行おうとするものである。

本法律案の審査に先立ち、東京都港区のガス供給指令センター等及び東京都千代田区の熱供給事業の実情調査を実施した。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、安倍内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。その主な内容は、法的分離後の安定供給及び作業安全の確保に向けた取組、送配電部門等の中立性確保のための行為規制の在り方、小売全面自由化後の災害時の復旧等のガス保安体制の在り方、ガス導管の延伸整備及び天然ガスの利用拡大策、小売料金規制の経過措置を解除する条件、電力・ガス取引監視等委員会の役割及び独立性確保の在り方、検証規定の実効性確保の必要性、政省令委任事項への国会の関与の在り方、競争環境下での原子力事業の在り方などエネルギーのベストミックス

の実現に向けた課題、再生可能エネルギーの導入促進策、総合エネルギー市場の創出に向けた課題等であり、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

職務発明制度の見直し・営業秘密の保護強化 特許法等の一部を改正する法律案は、知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行おうとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、職務発明制度の見直しを行う必要性及び見直しにより期待される効果、職務発明に係る相当の利益の内容の決定手続に関し経済産業大臣が定める指針の具体的内容、同指針の策定に当たり産業構造審議会に労働者側代表者を参加させる必要性、営業秘密侵害事案に対する捜査体制及び関係省庁間の連携を強化する必要性、今般の法改正による営業秘密侵害行為の抑止力向上に関する効果、法改正の趣旨及び内容について広く関係者等に周知徹底を図るための政府の具体的な

取組、中小企業・小規模事業者に対する職務発明規程の整備及び営業秘密の流出防止に関する具体的な支援策等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議を行った。

日本貿易保険の株式会社化 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特殊会社に移行する目的及びメリット、保険引受に国の政策を反映させる基準の在り方、インフラシステム輸出において日本貿易保険が果たす役割、責任準備金の適正な水準、中小企業等に対する一層の海外展開支援の必要性、国際約束に基づく債務削減が行われた場合の対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

中小企業における経営承継円滑化 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、後継者が贈与を受けた株式等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等する制度において、後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の

措置を講ずるなど、3法律について改正を行おうとするものである。

委員会においては、中小企業における事業承継の現況及び課題、遺留分に関する民法特例制度の利用実績及び評価、民法特例制度を周知徹底する必要性、小規模企業共済の加入者増加に向けた取組、共済財政の現状及び今後の見通し、個人事業主等に対する事業承継税制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第1号）は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、これまでの対北朝鮮制裁措置の評価と今後の措置の在り方、輸出入禁止措置の実効性確保策、拉致問題、核・ミサイル問題等の北朝鮮をめぐる諸懸案への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第4号）は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮か

らの全ての貨物の輸入につき、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めたものである。

委員会においては、最近の北朝鮮をめぐる情勢についての政府の対応、対北朝鮮制裁措置の今後の方向性、制裁効果を高めるための省庁連携の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月24日、経済産業行政等の基本施策に関する件について宮沢経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、平成26年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月26日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、中小企業・小規模事業者への支援体制の一元化の必要性、企業の国内回帰の状況及び国内回帰企業を地方創生に生かすための支援策、我が国でベンチャー企業が育ちにくい要因、国民負担増を踏まえた再生可能エネルギー固定価格買取制度の今後の在り方、アベノミクスの効果及び日本経済の今後の展望等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度経済産業省所管予算等の審査を行い、商工会・商工会議所を取り巻く

環境に関する政府の認識、原子力小委員会の中間整理を踏まえた原子力発電の規模の確保、機能性表示食品制度を利用する中小企業・小規模事業者に対するよろず支援拠点での包括的な支援の必要性、商品先物取引法施行規則の改正による不招請勧誘禁止の緩和について見直す必要性、ロボット等の活用が雇用を減少させる可能性等について質疑を行った。

5月28日、独占禁止法違反被疑事件に係る審査手続の適正化に関する件、エネルギーミックス策定における原子力発電の位置付けに関する件、特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入拡大の課題に関する件、四国電力伊方発電所の再稼働に関する件、原子力に係る技術・人材の維持・発展の方策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る除染の進捗状況に関する件等について質疑を行った。

9月3日、日本経済の現状と今後の対応に関する件、電気設備の安全確保に関する件、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に関する件、電気事業における地球温暖化対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援及び廃炉・汚染水対策に関する件、五輪エンブレムをめぐる知的財産権に対する対応の在り方に関する件、原子力政策の在り方に関する件、消費者契約法及び特定商取引法の見直しに係る規律の在り方に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年3月24日(火) (第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について宮沢国務大臣から所信を聴いた。
- 平成26年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について宮沢国務大臣、高木経済産業副大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮本周司君(自民)、直嶋正行君(民主)、安井美沙子君(民主)、佐々木さやか君(公明)、東徹君(維新)、倉林明子君(共産)、中野正志君(次代)、松田公太君(元気)

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年3月31日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、倉林明子君(共産)

(閣承認第1号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、改革

反対会派 なし

○平成27年4月7日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について宮沢経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、岩井経済産業大臣政務官、山本文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡邊美樹君(自民)、小林正夫君(民主)、佐々木さやか君(公明)、東徹君(維新)、倉林明子君(共産)、松田公太君(元気)、中野正志君(次代)、荒井広幸君(改革)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月14日(火) (第5回)

- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年4月16日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)について宮沢経済産業大臣、高木経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、荒井広幸君（改革）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）

○平成27年4月21日（火）（第7回）

- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第40号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国中小企業団体中央会専務理事 高橋晴樹君

長野県飯田市長

全国市長会経済委員長 牧野光朗君

四国タオール工業組合代表理事 近藤聖司君

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、安井美沙子君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成27年4月23日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第40号）について宮沢経済産業大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、中野正志君（次代）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
東徹君（維新）、荒井広幸君（改革）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元気、次代、改革

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月12日（火）（第9回）

- 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第17

号）（衆議院送付）について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月14日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について宮沢経済産業大臣、西村（康）内閣府副大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、安井美沙子君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成27年5月19日（火）（第11回）

- 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第17号）

賛成会派 自民、民主、公明、次代、改革
反対会派 維新、共産、元気

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月28日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独占禁止法違反被疑事件に係る審査手続の適正化に関する件、エネルギーミックス策定における原子力発電の位置付けに関する件、特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入拡大の課題に関する件、四国電力伊方発電所の再稼働に関する件、原子力に係る技術・人材の維持・発展の方策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る除染の進捗状況に関する件等について宮沢経済産業大臣、高木経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、直嶋正行君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、中野正志君（次代）、
荒井広幸君（改革）

○平成27年6月2日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、高木経済産業副大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡邊美樹君（自民）、直嶋正行君（民主）、
安井美沙子君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、
松田公太君（元気）、中野正志君（次代）、
荒井広幸君（改革）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年6月4日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
小林正夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、松田
公太君（元気）、中野正志君（次代）、荒井
広幸君（改革）

○平成27年6月9日（火）（第15回）

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

電気事業連合会会長 八木誠君
全国電力関連産業労働組合総連合会長 岸

本薫君

一般社団法人日本ガス協会会長
一般社団法人日本熱供給事業協会会長 尾
崎裕君

全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
辻英人君

東京工業大学特命教授・名誉教授 柏木孝
夫君

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会常任顧問 杉
本まさ子君

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、小林正夫君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成27年6月11日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人電力広域的運営推進機関理事長金本良嗣君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、安井美沙子君（民主）、
小林正夫君（民主）、東徹君（維新）、倉林
明子君（共産）、松田公太君（元気）、中野
正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成27年6月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、高木経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、直嶋正行君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

・質疑

[質疑者]

滝波宏文君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

(閣法第29号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、次代、
改革

反対会派 共産、元気

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月18日(木) (第18回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特許法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮本周司君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、東徹君（維新）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年6月19日(金) (第19回)

○特許法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
相澤英孝君

一般社団法人日本経済団体連合会知的財産
委員会企画部会部会長代行

NTTアドバンステクノロジー株式会社顧問
澤井敬史君

日本労働組合総連合会総合政策局長 川島
千裕君

[質疑者]

阿達雅志君（自民）、直嶋正行君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、荒井広幸君（改革）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、
東徹君（維新）

○平成27年6月30日(火) (第20回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特許法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

阿達雅志君（自民）、石上俊雄君（民主）、
加藤敏幸君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、松田
公太君（元気）、中野正志君（次代）、荒井
広幸君（改革）

○平成27年7月2日(木) (第21回)

○特許法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第44号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、
次代、改革

反対会派 共産

(閣法第45号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、
次代、改革

反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成27年7月7日(火) (第22回)

- 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年7月9日(木) (第23回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、小林正夫君(民主)、佐々木さやか君(公明)、中野正志君(次代)、倉林明子君(共産)、松田公太君(元気)、東徹君(維新)、荒井広幸君(改革)

(閣法第52号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、改革

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年8月4日(火) (第24回)

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年8月6日(木) (第25回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣、高木経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮本周司君(自民)、安井美沙子君(民主)、佐々木さやか君(公明)、東徹君(維新)、倉林明子君(共産)、松田公太君(元気)、

中野正志君(次代)、荒井広幸君(改革)
(閣法第61号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、改革

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年8月27日(木) (第26回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件(閣承認第4号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、倉林明子君(共産)

(閣承認第4号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、改革

反対会派 なし

○平成27年9月3日(木) (第27回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本経済の現状と今後の対応に関する件、電気設備の安全確保に関する件、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に関する件、電気事業における地球温暖化対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援及び廃炉・汚染水対策に関する件、五輪エンブレムをめぐる知的財産権に対する対応の在り方に関する件、原子力政策の在り方に関する件、消費者契約法及び特定商取引法の見直しに係る規律の在り方に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件等について宮沢経済産業大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

直嶋正行君（民主）、小林正夫君（民主）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、松田公太君（元気）、中野正志君（次代）、荒井広幸君（改革）、阿達雅志君（自民）、佐々木さやか君（公明）

○平成27年9月25日（金）（第28回）

- 請願第57号外158件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	広田	一 (民主)	北川イッセイ (自民)	前田	武志 (民主)
理事	江島	潔 (自民)	酒井 庸行 (自民)	山本	博司 (公明)
理事	森屋	宏 (自民)	中原 八一 (自民)	室井	邦彦 (維新)
理事	田城	郁 (民主)	野上 浩太郎 (自民)	辰巳	孝太郎 (共産)
理事	増子	輝彦 (民主)	山下 雄平 (自民)	山口	和之 (元気)
理事	河野	義博 (公明)	脇 雅史 (自民)	和田	政宗 (次代)
	青木	一彦 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	吉田	忠智 (社民)
	大野	泰正 (自民)	金子 洋一 (民主)		
	太田	房江 (自民)	田中 直紀 (民主)		(27. 2. 12 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案（国土交通委員長）1件及び承認案件1件の合計9件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願11種類197件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

半島振興 半島振興法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人改革 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案は、独立行政法人の統合による効果と影響、日本人船員の増加に向けた海技教育機構等の取組、UR賃貸住宅居住者の居住の安定の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

水管理・国土保全 水防法等の一部を改正する法律案は、高知県への委員派遣を行うとともに、下水道事業の運営体

制や地方自治体への財政支援の在り方及び下水道施設の老朽化対策、内水ハザードマップ等の作成支援と周知に向けた取組の必要性、地下街等における浸水対策、民間雨水貯留施設の設置に係る支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地域公共交通 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案は、地域公共交通に係る出資業務を機構に新設する意義、機構の出資基準の在り方と対象事業の見通し、地域公共交通ネットワークの維持に向けた取組の推進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

鉄道・自動車・航空 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案は、JR九州の完全民営化の在り方、赤字路線の維持及び輸送の安全の確保に向けた取組、税制特例の取扱い、JR北海道・四国・貨物三社の将来展望等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案は、自動車の基準などに関する国際協定の改定に対応した車両単位の相互承認制度を創設するとともに、図柄入りナンバープレートの導入、リコール制度に係る装置メーカーへの対策の強化、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、タカタ製エアバッグのリコール問題に対する国の対応、図柄入りナンバープレートの導入の在り方、車両単位の相互承認制度を創設する意義、統合後の独立行政法人自動車技術総合機構の業務体制等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案は、ドローンなど無人航空機の事故等の状況や規制の在り方、飛行の承認等に際しての多様なニーズを踏まえた柔軟な運用、無人航空機の更なる利活用に向けた検討等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

建築 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案は、法案提出の意義及び円滑な施行に向けた対策、建築物の省エネ性能向上に資する規制と誘導、住宅の断熱性の向上による居住者の健康増進等の効果、既存建築物の省エネ改修、中小工務店等への支援の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、全会一致をもつ

て承認された。

〔国政調査等〕

2月26日～27日、高知県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている水防法等の一部を改正する法律案の審査に資するための委員派遣を行った。

3月24日、国土交通行政の基本施策について、太田国土交通大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月26日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、東洋ゴム工業の免震ゴム性能不正事案に対する国土交通省の対応状況、人口減少社会における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現方法、指定廃棄物等を中間貯蔵施設に安全・円滑に搬送するための取組、改正タクシー特措法に基づく特定地域の指定基準の在り方と供給過剰解消の実効性、ウーバー社によるライドシェアサービスの実証実験に対する国土交通省の対応状況、自動車点検整備の促進及び無車検・無保険車対策の強化、港湾におけるクルーズ船の受入環境の整備、建設残土の適正処理に向けた法制化の検討の必要性、サービス付き高齢者向け住宅の整備及び高齢者住宅の在り方、東日本大震災の被災地における防潮堤の整備の在り方、改正タクシー特措法の施行後の状況などの諸問題が取り上げられた。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度国土交通省予算の審査を行い、太田国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、公共事業の安定的・持続的な確保に向けた国民のコンセンサスづく

り、東日本大震災の集中復興期間終了後の復興の在り方に関する国土交通大臣の認識、中間貯蔵施設への指定廃棄物の搬入を見据えた常磐自動車道におけるIC新設の見通し、東京オリンピック・パラリンピックに備えた国主導による航空保安体制の強化、内航海運及びトラック業界における労働条件・就業環境の改善に向けた具体的取組、港湾の果たす役割に対する国土交通大臣の見解、観光振興に資する無電柱化の今後の整備方針及び広域観光周遊ルートの形成、70年前の都市計画に基づく特定整備路線の道路を民主的手続により再検討する必要性、東京オリンピック・パラリンピックに向けた交通機関のバリアフリー化の推進、国が整備した防潮堤について宮城県の耐震基準見直しに伴い国負担で追加工事を行う理由、第一種貨物利用運送事業に関する実態調査結果を踏まえた対策などの諸問題が取り上げられた。

5月14日、質疑を行い、東洋ゴム工業による免震材料の不正事案の社会的影響及び責任についての社長の認識、国が目指す国土像と地方公共団体の計画の整合性、徳島空港など自衛隊との共用空港における重大事案の再発防止に向けた取組、免震材料の不正事案に対する国土交通省の見解及び東洋ゴム工業の再発防止策、建築材料の品質に係る大臣認定制度の在り方、鉄道事業の安全を確保するための人材育成及び技術・技能継承の重要性、箱根山大涌谷周辺の火山活動による風評被害対策、クルーズ振興に向けた国土交通省の取組及び成果、住宅扶助基準見直しにより最低居住面積水準未滿の住居への転居指導がなされる懸念、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化に向けた取組、震災復興事業において防潮

堤整備事業の費用を自治体に一部負担させることの必要性、JR東日本の山手線電化柱倒壊事案に対する国土交通省の対応などの諸問題が取り上げられた。

6月16日、質疑を行い、鉄道施設及び車両のバリアフリー化推進に向けた国土交通省の取組、東日本大震災被災地の道路整備事業における被災自治体の財政負担の在り方、中間貯蔵施設の建設及び搬入準備のための地権者・トラック業界等との協議の状況、重大インシデントが発生した那覇空港の管制運用等に対する国土交通省の認識、航空機の安全運航の確保のための対策、国際コンテナ戦略港湾政策の在り方及び港湾運営会社の経営統合の状況、国際バルク戦略港湾の競争力強化に向けた取組、大阪国際空港米軍ヘリ緊急着陸情報の地元自治体への提供に関する政府の対応、福島観光の振興及び広域観光周遊ルート（東北ルート）形成に対する国の支援策、東日本大震災被災地での防潮堤整備における住民合意の在り方、重要影響事態等における民間運輸事業者に対する協力要請についての政府の見解、神戸空港の活用に向けた運航規制の緩和の必要性などの諸問題が取り上げられた。

7月2日、質疑を行い、東海道新幹線の火災事故を踏まえたセキュリティ対策の再検証の必要性、インターネットを介して一般住宅等に宿泊者をあつせんする民泊サービスの規制の必要性、自家用自動車を利用した相乗りサービスの提供に係る法令上の課題、自動車安全特別会計の積立金の取崩しの状況及び一般会計繰入金の繰戻しの必要性、広域観光周遊ルート形成促進事業の認定ルートにおける継続的な取組の必要性、地方創生と近畿圏及び中部圏における都市の国際競争力強

化を両立させるための施策、統合型リゾートにおけるカジノ導入に伴う社会的影響に対する政府の認識、「日本版CCRC構想」の推進に向けた国土交通省の取組、東日本大震災被災地の防潮堤整備における地元住民との合意の在り方などの諸問題が取り上げられた。

7月28日、福島の復興・再生及び東京電力福島第一原子力発電所の現況に関する実情調査のための視察を行った。

9月8日、質疑を行い、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に関する所要の予算の確保、常磐・磐越自動車道の4車線化及び福島の観光振興のため

の取組、8月に閣議決定された国土形成計画の推進に向けた国土交通大臣の決意、多発するJR東日本の事故等を受けた鉄道の安全対策、独立行政法人自動車事故対策機構の安全指導業務への民間参入促進、広島土砂災害・台風第11号被害及び南海トラフ地震に係る防災対策の推進、高速鉄道の海外展開の推進及びそのための鉄道の安全性・信頼性の維持・向上方策、日本航空の再建に係る被解雇者の職場復帰の必要性、JR只見線の全線復旧及び観光への活用の必要性、東日本大震災被災地における防潮堤整備の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成27年2月12日(木) (第1回)

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月24日(火) (第2回)

○国土交通行政の基本施策に関する件について太田国土交通大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣、北川国土交通副大臣、青木国土交通大臣政務官、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君(自民)、増子輝彦君(民主)、田城郁君(民主)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

○平成27年3月31日(火) (第4回)

○半島振興法の一部を改正する法律案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院国

土交通委員長今村雅弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第9号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月7日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)

平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国土交通省所管)について太田国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、北川国土交通副大臣、あべ農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君(自民)、増子輝彦君(民主)、金子洋一君(民主)、山本博司君(公明)、室井邦彦君(維新)、小池晃君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月14日(火) (第6回)

- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月16日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号)について太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

(閣法第48号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成27年4月23日(木) (第8回)

- 水防法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月12日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 水防法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、北川国土交通副大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

酒井庸行君(自民)、田城郁君(民主)、山本博司君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

(閣法第18号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、社民

反対会派 なし

○平成27年5月14日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 東洋ゴム工業による免震材料の不正事案に関する件、観光立国の推進に関する件、航空機の安全運航に関する件、鉄道の安全対策に関する件、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する件等について太田国土交通大臣、永岡厚生労働副大臣、長島復興副大臣、政府参考人、参考人東洋ゴム工業株式会社代表取締役社長山本卓司君及び同株式会社取締役常務執行役員伊藤和行君に対し質疑を行った。

[質疑者]

森屋宏君(自民)、大野泰正君(自民)、増子輝彦君(民主)、田城郁君(民主)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年5月19日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

大野泰正君(自民)、田中直紀君(民主)、河野義博君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

(閣法第19号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月21日(木) (第12回)

- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月2日(火) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、北川国土交通副大臣、鈴木国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長青柳俊彦君、日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長田村修二君、北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長島田修君及び四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長泉雅文君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

太田房江君(自民)、山下雄平君(自民)、増子輝彦君(民主)、田城郁君(民主)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

(閣法第25号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月11日(木) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、北川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

酒井庸行君(自民)、田城郁君(民主)、山

本博司君(公明)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)

○平成27年6月16日(火) (第15回)

- 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第46号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、社民

反対会派 共産

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道施設及び車両のバリアフリー化に関する件、東日本大震災被災地の道路整備事業における自治体負担に関する件、航空の安全確保に関する件、国際コンテナ戦略港湾及び国際バルク戦略港湾に関する件、大阪国際空港の米軍ヘリ緊急着陸事案に関する件、防潮堤整備における住民合意の在り方に関する件、重要影響事態等に係る民間運輸事業者への協力要請に関する件、神戸空港の運航規制の緩和に関する件等について太田国土交通大臣、長島復興副大臣、小里環境副大臣、小泉復興大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、増子輝彦君(民主)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、辰巳孝太郎君(共産)、山口和之君(元気)、和田政宗君(次代)、吉田忠智君(社民)、清水貴之君(維新)

○平成27年6月18日(木) (第16回)

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月30日(火) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、北村環境副大臣、北川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を

行った後、可決した。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、前田武志君（民主）、山本博司君（公明）、藤巻健史君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）、吉田忠智君（社民）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年7月2日(木) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新幹線の安全対策に関する件、インターネットを通じた民泊サービス及び自家用車の相乗りサービスの規制に関する件、自動車安全特別会計の一般会計繰入金に関する件、観光立国の推進に関する件、地方創生及び大都市圏整備計画に関する件、統合型リゾートに関する件、日本版C C R C構想の推進に関する件、防潮堤整備における住民合意に関する件等について太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣、永岡厚生労働副大臣、山本文部科学大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、吉田忠智君（社民）、田城郁君（民主）、金子洋一君（民主）、河野義博君（公明）、室井邦彦君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第3号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、社民

反対会派 なし

○平成27年9月1日(火) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 航空法の一部を改正する法律案(閣法第75号)（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月3日(木) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空法の一部を改正する法律案(閣法第75号)（衆議院送付）について太田国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、金子洋一君（民主）、河野義博君（公明）、室井邦彦君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）、又市征治君（社民）

（閣法第75号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、次代、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月8日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会資本整備のための予算確保に関する件、福島復興施策の強化に関する件、鉄道の安全対策に関する件、自動車事故対策機構の安全指導業務への民間参入促進に関する件、防災対策の推進に関する件、高速鉄道の海外展開に向けた取組に関する件、日本航空の再建に係る雇用問題に関する件、J R只見線の復旧及び観光への活用に関する件、防潮堤整備の在り方に関する件等について太田国土交通大臣、西村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、増子輝彦君（民主）、金子洋一君（民主）、山本博司君（公明）、室井邦彦君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）

○平成27年9月25日(金) (第22回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第244号外196件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年2月26日（木）、27日（金）

- 高知県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている水防法等の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

高知県

〔派遣委員〕

広田一君（民主）、江島潔君（自民）、森屋宏君（自民）、田城郁君（民主）、増子輝彦君（民主）、河野義博君（公明）、室井邦彦君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、和田政宗君（次代）

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	島尻 安伊子 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	長浜 博行 (民主)
理事	高橋 克法 (自民)	佐藤 信秋 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	中西 祐介 (自民)	中川 雅治 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	水岡 俊一 (民主)	中曾根 弘文 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	市田 忠義 (共産)	山谷 えり子 (自民)	清水 貴之 (維新)
	岩城 光英 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	水野 賢一 (無ク)
	尾辻 秀久 (自民)	櫻井 充 (民主)	(27. 3. 24 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院提出(環境委員長)1件及び本院議員提出1件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類53件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)は、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講じようとするものである。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の措置を講じようとする

ものである。

委員会においては、両案を一括として議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、水銀等の輸出入管理の厳格化、水銀使用製品に関する情報を消費者に提供する必要性、水銀廃棄物の適正な回収・処理の在り方、水銀の大気排出抑制のための具体的な取組等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置について定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、原子力災害時の汚染廃棄物の処理についての法整備の重要性、災害時の関係者の連携・協力体制の確保に向けた方策、災害廃棄物の処理費用に

ついでに国による財政支援の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

本院議員提出の**瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第22号）**は、瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去、生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、環境の調査等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討及び特定施設の規制の在り方を含めた新法の規定に関する検討について定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、埋立ての規制強化の必要性、栄養塩類の減少についての認識等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院提出（環境委員長）の**琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆第35号）**は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国におけ

る湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、琵琶湖の総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にある要因、国の講ずる必要な財政上の措置の具体策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月24日、環境行政等の基本施策について望月国務大臣から所信を聴くとともに、平成27年度環境省予算及び環境保全経費の概要について北村環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について富越公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について田中原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月26日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、中間貯蔵施設の整備等に当たっての課題と対応方針、指定廃棄物最終処分場の選定状況、沖縄辺野古の海環境保全への環境省の対応、帰還困難区域の除染に対する政府の方針、補助金受給企業からの政治献金の違法性、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定状況等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、一般廃棄物処理施

設の長寿命化に対する補助制度、沖縄における絶滅危惧種保全や生物多様性保全に関する環境省の事業、有識者会合の敦賀原発破砕帯評価書（案）についての事業者の指摘への対応状況、市町村除染の費用についての東京電力の支払い状況、2030年における再生可能エネルギーの導入見込量、福島の手町村除染での目標と再除染問題への対応、名古屋議定書の締結に向けた取組等について質疑を行った。

6月16日、気候変動に関する閣僚級会

合について望月環境大臣から報告を聴いた後、我が国の2030年における温室効果ガス排出削減目標、浄化槽の維持管理の在り方、平成25年度決算検査報告における環境省関連の不当事項、中間貯蔵施設建設予定地の地権者との用地交渉、大企業の自社敷地内における有害物質の処理の実態、千葉県における指定廃棄物長期管理施設詳細調査候補地の選定経緯等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年3月24日(火) (第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について望月国務大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について北村環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について富越公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○平成27年3月26日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について望月国務大臣、北村環境副大臣、小里副大臣、高橋環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西祐介君（自民）、長浜博行君（民主）、櫻井充君（民主）、杉久武君（公明）、清水貴之君（維新）、市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

○平成27年4月7日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について望月環境大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、水岡俊一君（民主）、浜野喜史君（民主）、杉久武君（公明）、清水貴之君（維新）、市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年6月2日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）
以上両案について望月環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月4日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

(閣法第36号)(衆議院送付)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上両案について望月環境大臣、高橋環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、櫻井充君(民主)、杉久武君(公明)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)、水野賢一君(無ク)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年6月9日(火)(第6回)

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学法学部・同大学院法務研究科教授 大塚直君
公益社団法人全国都市清掃会議専務理事 佐々木五郎君
特定非営利活動法人コンシューマーズ京都理事長 原強君

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、長浜博行君(民主)、杉久武君(公明)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)、水野賢一君(無ク)

○平成27年6月11日(木)(第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上両案について望月環境大臣、北村環境副大臣、小里環境副大臣、高橋環境大臣政務官、福山環境大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事植澤利次君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

水岡俊一君(民主)、杉久武君(公明)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)、水野賢一君(無ク)

(閣法第36号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無ク

反対会派 なし

(閣法第37号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無ク

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成27年6月16日(火)(第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気候変動に関する閣僚級会合に関する件について望月環境大臣から報告を聴いた後、同件、我が国の2030年における温室効果ガス排出削減目標に関する件、浄化槽の維持管理の在り方に関する件、平成25年度決算検査報告における環境省関連の不当事項に関する件、中間貯蔵施設予定地の地権者との用地交渉に関する件、大企業の自社施設における有害物質の処理に関する件、千葉県における指定廃棄物長期管理施設詳細調査候補地の選定経緯に関する件等について望月環境大臣、北村環境副大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、小見山幸治君(民主)、杉久武君(公明)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)、水野賢一君(無ク)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について望月環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月18日(木)(第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について望月環境大臣、

小里環境副大臣、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、櫻井充君（民主）、杉久武君（公明）、清水貴之君（維新）、市田忠義君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）

○平成27年7月7日（火）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
佐々木五郎君

宮城県東松島市長 阿部秀保君

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、櫻井充君（民主）、杉久武君（公明）、清水貴之君（維新）、市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

○平成27年7月9日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について望月環境大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、清水貴之君（維新）、市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年8月25日（火）（第12回）

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第22号）について発議者参議院議員末松信介君から趣旨説明を聴いた。

○平成27年8月27日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参第22号）について発議者参議院議員末松信介君、同水岡俊一君、望月環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

（参第22号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無ク

反対会派 なし

○平成27年9月10日（木）（第14回）

○琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長北川知克君から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月15日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長北川知克君、衆議院環境委員長代理武村展英君、同田島一成君、望月環境大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

市田忠義君（共産）、水野賢一君（無ク）

（衆第35号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、無ク

反対会派 なし

○平成27年9月25日（金）（第16回）

○請願第58号外52件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	小川 勝也 (民主)	北川イッセイ (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	小泉 昭男 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	松山 政司 (自民)	高階 恵美子 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	林 久美子 (民主)	二之湯 智 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	儀間 光男 (維新)	長谷川 岳 (自民)	山下 芳生 (共産)
	青木 一彦 (自民)	藤井 基之 (自民)	浜田 和幸 (次代)
	岩井 茂樹 (自民)	郡司 彰 (民主)	(27.1.28 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、岡田克也君、松野頼久君、志位和夫君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

5月20日の合同審査会(第1回)では、逢沢一郎衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、月に一度の党首討論開催の要請、戦後70年間の我が国の平和維持に憲法が果たしてきた役割についての安倍総理の認識、他国軍への後方支援の範囲拡大により自衛隊が戦闘に巻き込まれるリスクの増大、存立事態における集団的自衛権の行使が相手国の領土、領海、領空に及ぶ可能性、安全保障法制に関する国会審議に十分な時間をかける必要性、国会議員定数の大幅削減を速やかに実行する必要性、我が国が起こした過去の戦争

が誤った戦争か否かについての安倍総理の認識等について討議が行われた。

6月17日の合同審査会(第2回)では、小川勝也参議院国家基本政策委員長が会長を務め、我が国の安全保障との関係におけるホルムズ海峡の環境変化についての政府見解、安全保障法制において「重要影響事態」から「存立危機事態」に変わると認定する要件、現内閣が違憲とする徴兵制の導入が後の内閣によって合憲と解釈変更されることへの懸念、来年の参議院選挙に向けた選挙制度改革の実現と公正な議会運営の確保の要請、安全保障法制の目的に関する国内向け説明(自国民保護)と海外向け説明(国際貢献拡大)についての総理発言の使い分け、安全保障法制の成立を図るための会期延長の有無と延長幅、最高裁判決を踏まえた定数是正を行い来年の参議院選挙を新制度の下で実施する必要性、国際法上の概念にない「他国の武力行使と一体化しない後方支援」を主張することの国際的な説得力の有無等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成27年1月28日(水) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成27年5月20日(水) (第2回)

○理事の補欠選任を行った。

○平成27年5月20日(水) (合同審査会第1回)

○国家の基本政策に関する件について岡田克也君、松野頼久君及び志位和夫君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

○平成27年6月17日(水) (合同審査会第2回)

○国家の基本政策に関する件について岡田克也君、松野頼久君及び志位和夫君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	岸	宏一（自民）	佐藤	正久（自民）	藤田	幸久（民主）
理事	石井	準一（自民）	島村	大（自民）	水岡	俊一（民主）
理事	岡田	広（自民）	高野	光二郎（自民）	蓮	舩（民主）
理事	古賀	友一郎（自民）	堂故	茂（自民）	長沢	広明（公明）
理事	馬場	成志（自民）	中西	祐介（自民）	矢倉	克夫（公明）
理事	堀井	巖（自民）	二之湯	武史（自民）	横山	信一（公明）
理事	小川	敏夫（民主）	三木	亨（自民）	片山	虎之助（維新）
理事	那谷屋	正義（民主）	三原	じゅん子（自民）	小池	晃（共産）
理事	若松	謙維（公明）	三宅	伸吾（自民）	大門	実紀史（共産）
理事	小野	次郎（維新）	山下	雄平（自民）	井上	義行（元気）
	石田	昌宏（自民）	大久保	勉（民主）	山田	太郎（元気）
	猪口	邦子（自民）	大塚	耕平（民主）	和田	政宗（次代）
	大野	泰正（自民）	小西	洋之（民主）	薬師寺	みちよ（無ク）
	太田	房江（自民）	田城	郁（民主）	福島	みずほ（社民）
	北村	経夫（自民）	田中	直紀（民主）	平野	達男（改革）

(27. 1. 28 現在)

（1）審議概観

第189回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十六年補正予算3案、平成二十七年度総予算3案及び平成二十七年度暫定予算3案であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十六年補正予算 平成二十六年補正予算3案は、1月26日に提出され、2月3日に成立した。

委員会では、1月28日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、2月2日から質疑に入り、翌3日、討論及び採決の結果、可決された。

委員会の質疑においては、経済対策及び補正予算の緊要性及び必要性、地方活性化における新型交付金の効果、集中復

興期間終了後の財政上の対応、消費税の軽減税率導入が税収へ与える影響、平成27年度以降における社会保障財源の見通し、経済成長と格差の関係性、貧困対策の必要性、戦後70年の総理大臣談話に向けた基本姿勢、人口の将来推計と少子化対策の在り方、指導的立場に占める女性の割合向上に向けた取組、安全保障法制の在り方、労働者派遣法及び労働時間規制の見直しの是非、シリアにおける邦人拘束事案の経緯と対応等の問題が取り上げられた。

平成二十七年度総予算 平成二十七年度総予算3案は、2月12日に提出され、4月9日に成立した。

委員会では、2月18日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、3月16日から質疑に入り、20日には外交・

安全保障等に関する集中審議を、27日には経済・財政・国際問題に関する集中審議を、4月1日には地方創生・社会保障等に関する集中審議を、8日には国民生活・エネルギー・政治理念に関する集中審議を、9日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議をそれぞれ行った。

また、3月26日には公聴会を開催し、4月6日及び7日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月23日及び24日の2日間、滋賀県及び京都府に委員を派遣して現地調査を行った。

4月9日に締めくくり質疑を終了した後、討論及び採決の結果、可決された。

委員会の質疑においては、量的・質的金融緩和の効果と出口戦略、法人実効税率引下げの必要性、軽減税率及び給付付き税額控除の検討状況、財政健全化への取組、地方創生事業の内容と必要性、人口減少社会への対応、介護報酬減額の妥当性、GPIFの運用方針、農林水産物の輸出促進、原子力発電所再稼働の是非、復興・防災に向けた取組、危機管理体制の構築と国民保護法制の運用の在り方、訪日外国人旅行者への対応、集团的自衛権行使の可否と安全保障法制の在り方、在沖繩米軍基地移設問題、公共放送の在り方、政府の情報セキュリティ対策、政治資金をめぐる諸問題、女性の活躍推進等の問題が取り上げられた。

平成二十七年度暫定予算 平成二十七年度暫定予算3案は、3月27日に提出され、30日に成立した。

委員会では、30日に衆議院から送付の後、財務大臣の趣旨説明を聴取し、その後、質疑が行われ、可決された。

質疑では、暫定予算編成に至った経緯、消費税率引上げがGDPに与える影響、

量的・質的金融緩和の効果とリスク、辺野古沖における米軍基地移設作業問題、中小企業に対する金融支援対策等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

2月5日、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。質疑においては、地方交付税の基準財政需要額算定の在り方、マクロ経済スライド実施に当たっての年金制度の考え方、消費税率引上げによる影響と経済対策の効果、東日本大震災からの復興状況、東京一極集中是正に向けた施策の在り方、情報収集の専門機関設置の必要性等の問題が取り上げられた。

会期延長後の**8月10日**、現下の政治課題について集中審議が行われた。質疑においては、地方創生のための新型交付金の在り方、年金情報漏えい問題への対応状況、TPPが中小企業や地方経済に与える影響、最低賃金引上げの効果と中小企業支援の必要性、高等教育に係る家計の負担軽減、表現の自由及び通信の秘密を踏まえたインターネット規制の在り方、新国立競技場の建設計画見直し等の問題が取り上げられた。

また、**8月24日**、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。質疑においては、地方及び低所得者への波及を重視した経済対策の必要性、物価安定目標が未達成である現状、日米新ガイドラインと専守防衛との関係、平成28年度沖縄振興予算の取扱い、子どもの臓器移植に関する実施体制、川内原発周辺における火山災害の可能性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成27年1月28日(水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成二十六年一般会計補正予算(第1号) (予)

平成二十六年特別会計補正予算(特第1号)
(予)

平成二十六年政府関係機関補正予算(機第1号)(予)

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年2月2日(月) (第2回)

— 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十六年一般会計補正予算(第1号) (衆議院送付)

平成二十六年特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)

平成二十六年政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、石破国務大臣、中谷防衛大臣、塩崎厚生労働大臣、麻生国務大臣、甘利国務大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、高市総務大臣、下村国務大臣、山口国務大臣、菅内閣官房長官、西川農林水産大臣、竹下復興大臣、山谷国務大臣、望月環境大臣、有村内閣府特命担当大臣、中村参議院事務総長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

那谷屋正義君(民主)、石上俊雄君(民主)、
※大塚耕平君(民主)、愛知治郎君(自民)、
石井準一君(自民)、佐藤正久君(自民)

※関連質疑

○平成27年2月3日(火) (第3回)

— 総括質疑 —

○平成二十六年一般会計補正予算(第1号) (衆議院送付)

平成二十六年特別会計補正予算(特第1号)
(衆議院送付)

平成二十六年政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、望月環境大臣、山谷国務大臣、塩崎厚生労働大臣、麻生財務大臣、石破国務大臣、高市総務大臣、西川農林水産大臣、岸田外務大臣、甘利内閣府特命担当大臣、有村国務大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、菅内閣官房長官、下村文部科学大臣、中谷防衛大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

横山信一君(公明)、清水貴之君(維新)、
小池晃君(共産)、井上義行君(元気)、山
田太郎君(元気)、和田政宗君(次代)、薬
師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、
平野達男君(改革)

(平成二十六年補正予算)

賛成会派 自民、公明、元気(一部)、次
代、改革

反対会派 民主、維新、共産、元気(一部)、
無ク、社民

○平成27年2月5日(木) (第4回)

— 集中審議(内政・外交の諸問題) —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内政・外交の諸問題に関する件について安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣、石破国務大臣、西川農林水産大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、中谷防衛大臣、塩崎厚生労働大臣、高市総務大臣、甘利内閣府特命担当大臣、麻

生財務大臣、望月環境大臣、宮沢経済産業大臣、竹下復興大臣、有村国務大臣、菅内閣官房長官、山谷国家公安委員会委員長、上川法務大臣、竹谷財務大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子原二郎君（自民）、上野通子君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、福山哲郎君（民主）、金子洋一君（民主）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、仁比聡平君（共産）、松田公太君（元気）、松沢成文君（次代）、水野賢一君（無ク）、吉田忠智君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成27年2月18日（水）（第5回）

○平成二十七年度一般会計予算（予）

平成二十七年度特別会計予算（予）

平成二十七年度政府関係機関予算（予）

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成二十七年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月16日（月）（第6回）

— 基本的質疑 —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、石破国務大臣、林農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、甘利内閣府特命担当大臣、宮沢経済産業大臣、高市総務大臣、下村文部科学大臣、太田国土交通大臣、有村内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、山谷内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会会長舛井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽田雄一郎君（民主）、※小川敏夫君（民主）、蓮舫君（民主）、伊達忠一君（自民）、

猪口邦子君（自民）、三原じゅん子君（自民）、江島潔君（自民） ※関連質疑

○平成27年3月17日（火）（第7回）

— 基本的質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）

○平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）

○平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣、石破国務大臣、山谷国務大臣、塩崎厚生労働大臣、林農林水産大臣、有村内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、上川法務大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、望月国務大臣、中谷防衛大臣、甘利国務大臣、下村文部科学大臣、宮沢経済産業大臣、政府参考人、参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君及び日本放送協会会長舛井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、西田実仁君（公明）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、山下芳生君（共産）、井上義行君（元気）、行田邦子君（元気）、松沢成文君（次代）、中西健治君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月18日（水）（第8回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、山口国務大臣、中谷防衛大臣、菅内閣官房長官、麻生財務大臣、竹下復興大臣、宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、赤澤内閣府副大臣、福山環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本放送協会会長舛井勝人君に対し質疑を

行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、田中直紀君（民主）、
※大久保勉君（民主）、荒木清寛君（公明）、
室井邦彦君（維新）、田村智子君（共産）、
山口和之君（元気）、江口克彦君（次代）、
薬師寺みちよ君（無ク）、又市征治君（社民）、
平野達男君（改革） ※関連質疑

○平成27年3月19日（木）（第9回）

— 一般質疑 —

- 平成二十七年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について甘利国務大臣、下村文部科学大臣、石破国務大臣、太田国土交通大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、上川法務大臣、宮沢経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、中谷防衛大臣、林農林水産大臣、山口内閣府特命担当大臣、山谷内閣府特命担当大臣、有村内閣府特命担当大臣、竹下復興大臣、小泉農林水産副大臣、西村（康）内閣府副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、最高裁判所当局、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、田城郁君（民主）、
水岡俊一君（民主）、横山信一君（公明）、
藤巻健史君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、
山田太郎君（元気）、浜田和幸君（次代）、
薬師寺みちよ君（無ク）、吉田忠智君（社民）、
平野達男君（改革）

○平成27年3月20日（金）（第10回）

— 集中審議（外交・安全保障等） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷防衛大臣、山谷国務大臣、林農林水産大臣、下村文部科学大臣、望月環境大臣、上川法務大臣、西村国土交通副大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長靱井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、中原八一君（自民）、小西洋之君（民主）、大塚耕平君（民主）、矢倉克夫君（公明）、真山勇一君（維新）、井上哲士君（共産）、田中茂君（元気）、浜田和幸君（次代）、水野賢一君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成27年3月23日（月）（第11回）

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について下村文部科学大臣、岸田外務大臣、麻生財務大臣、中谷防衛大臣、高市総務大臣、甘利内閣府特命担当大臣、宮沢経済産業大臣、山谷国務大臣、竹下復興大臣、有村国務大臣、林農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、上川法務大臣、宮下財務副大臣、浜田復興副大臣、赤澤内閣府副大臣、藤井文部科学副大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本放送協会会長靱井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、小川敏夫君（民主）、
那谷屋正義君（民主）、若松謙維君（公明）、
東徹君（維新）、吉良よし子君（共産）、
山口和之君（元気）、平野達男君（改革）

○平成27年3月24日（火）（第12回）

— 一般質疑 —

- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

付)

以上3案について麻生財務大臣、塩崎厚生労働大臣、有村内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、中谷防衛大臣、望月環境大臣、宮沢経済産業大臣、上川法務大臣、岸田外務大臣、林農林水産大臣、石破国務大臣、うえの国土交通大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松沢成文君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、高野光二郎君(自民)

○平成27年3月26日(木) (公聴会 第1回)

- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

一橋大学大学院法学研究科教授 秋山信将君

国際地政学研究所理事長

元内閣官房副長官補 柳澤協二君

日本大学経済学部准教授 川出真清君

東京大学社会科学研究所教授 大沢真理君

茨城県常陸大宮市長 三次真一郎君

公益財団法人地方自治総合研究所長 辻山幸宣君

- ・公述人(秋山信将君、柳澤協二君)に対する質疑(外交・安全保障)

〔質疑者〕

山下雄平君(自民)、藤田幸久君(民主)、矢倉克夫君(公明)、小野次郎君(維新)、井上哲士君(共産)、井上義行君(元気)、松沢成文君(次代)、中西健治君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

- ・公述人(川出真清君、大沢真理君)に対する質疑(経済・財政・社会保障)

〔質疑者〕

石田昌宏君(自民)、那谷屋正義君(民主)、若松謙維君(公明)、清水貴之君(維新)、田村智子君(共産)、山田太郎君(元気)、

松沢成文君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

- ・公述人(三次真一郎君、辻山幸宣君)に対する質疑(地方創生)

〔質疑者〕

島村大君(自民)、小川敏夫君(民主)、横山信一君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)、山田太郎君(元気)、江口克彦君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

○平成27年3月27日(金) (第13回)

— 集中審議(経済・財政・国際問題) —

- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、高市総務大臣、麻生国務大臣、太田国土交通大臣、甘利国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、下村文部科学大臣、宮沢経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、林農林水産大臣、山谷国家公安委員会委員長、有村国務大臣、望月内閣府特命担当大臣、竹下復興大臣、平内閣府副大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松下新平君(自民)、若林健太君(自民)、藤田幸久君(民主)、大久保勉君(民主)、長沢広明君(公明)、※杉久武君(公明)、小野次郎君(維新)、倉林明子君(共産)、山田太郎君(元気)、中野正志君(次代)、中西健治君(無ク)、吉田忠智君(社民)、平野達男君(改革) ※関連質疑

○平成27年3月30日(月) (第14回)

— 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計暫定予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計暫定予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関暫定予算(衆議院送付)

院送付)

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、甘利国務大臣、菅内閣官房長官、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、太田国土交通大臣、林農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、山口内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

大塚耕平君(民主)、儀間光男君(維新)、仁比聡平君(共産)、山田太郎君(元気)、和田政宗君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、荒井広幸君(改革)

(平成二十七年度暫定予算)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、次代、無ク、社民、改革

反対会派 共産

- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方・消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会については4月6日の1日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については4月7日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成27年4月1日(水)(第15回)

— 集中審議(地方創生・社会保障等) —

- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、下村国務大臣、石破国務大臣、太田国土交通大臣、麻生財務大臣、上川法務大臣、林農林水産大臣、有村国務大臣、甘利内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、高市総務大臣、中谷防衛大臣、望月環境大臣、城内外務副大臣、小泉復興大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び日本放送協会会長舛井勝人君に対し質疑を行った。

[質疑者]

末松信介君(自民)、福岡資麿君(自民)、藤本祐司君(民主)、森本真治君(民主)、新妻秀規君(公明)、寺田典城君(維新)、小池晃君(共産)、アントニオ猪木君(元気)、和田政宗君(次代)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

○平成27年4月2日(木)(第16回)

— 一般質疑 —

- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について下村文部科学大臣、山谷国務大臣、塩崎厚生労働大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、宮沢経済産業大臣、岸田外務大臣、望月内閣府特命担当大臣、中谷防衛大臣、上川法務大臣、平内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長舛井勝人君及び預金保険機構理事長三國谷勝範君に対し質疑を行った。

[質疑者]

長峯誠君(自民)、福山哲郎君(民主)、小川敏夫君(民主)、矢倉克夫君(公明)、横山信一君(公明)、川田龍平君(維新)、田村智子君(共産)、井上義行君(元気)、松沢成文君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、又市征治君(社民)、平野達男君(改革)

○平成27年4月8日(水)(第17回)

— 集中審議(国民生活・エネルギー・政治理念) —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、山谷国務大臣、宮沢経済産業大臣、有村国務大臣、下村文部科学大臣、麻生財務大臣、塩崎厚生労働大臣、甘利国務大臣、林農林水産大臣、高市総務大臣、岸田外務大臣、石破国務大臣、菅内閣官房長官、中谷国務大臣、世耕内閣官房副長官及び参考人日本放送協会会長榑井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀内恒夫君（自民）、小川敏夫君（民主）、若松謙維君（公明）、室井邦彦君（維新）、紙智子君（共産）、松田公太君（元気）、江口克彦君（次代）、薬師寺みちよ君（無ク）、吉田忠智君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成27年4月9日（木）（第18回）

— 集中審議（安倍内閣の基本姿勢）・締めくくり質疑 —

○平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、有村国務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、宮沢経済産業大臣、上川法務大臣、林農林水産大臣、甘利内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣、山谷内閣府特命担当大臣、小泉内閣府大臣政務官、松本内閣府大臣政務官、向大野衆議院事務総長、中村参議院事務総長、横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、安井美沙子君（民主）、河野義博君（公明）、儀間光男君（維

新）、大門実紀史君（共産）、松田公太君（元気）、松沢成文君（次代）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、平野達男君（改革）

・締めくくり質疑

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、那谷屋正義君（民主）、横山信一君（公明）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、松沢成文君（次代）、水野賢一君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）
（平成二十七年度総予算）

賛成会派 自民、公明、元気（一部）、次代、改革

反対会派 民主、維新、共産、元気（一部）、無ク、社民

○平成27年8月10日（月）（第19回）

— 集中審議（現下の政治課題について） —

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、現下の政治課題について安倍内閣総理大臣、石破国務大臣、遠藤国務大臣、下村文部科学大臣、甘利国務大臣、麻生財務大臣、塩崎厚生労働大臣、宮沢経済産業大臣、中谷防衛大臣、山谷内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長河野一郎君、日本年金機構理事長水島藤一郎君及び日本放送協会会長榑井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、蓮舫君（民主）、谷合正明君（公明）、川田龍平君（維新）、紙智子君（共産）、井上義行君（元気）、山田太郎君（元気）、松沢成文君（次代）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月24日（月）（第20回）

— 集中審議（内政・外交の諸問題） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、内政・外交の諸問題に関する件について安倍内閣総

理大臣、岸田外務大臣、甘利内閣府特命担当大臣、太田国土交通大臣、中谷防衛大臣、塩崎厚生労働大臣、下村文部科学大臣、麻生財務大臣、林農林水産大臣、山口内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、遠藤国務大臣、望月環境大臣、石破国務大臣、高市総務大臣、浜田復興副大臣、横畠内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長三谷隆博君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、岡田直樹君（自民）、小川敏夫君（民主）、那谷屋正義君（民主）、横山信一君（公明）、儀間光男君（維新）、山下芳生君（共産）、松田公太君（元気）、アントニオ猪木君（元気）、中野正志君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成27年9月25日（金）（第21回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年2月23日（月）、24日（火）

- 平成27年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

滋賀県、京都府

〔派遣委員〕

岸宏一君（自民）、石井準一君（自民）、岡田広君（自民）、古賀友一郎君（自民）、馬場成志君（自民）、小川敏夫君（民主）、那谷屋正義君（民主）、若松謙維君（公明）、小野次郎君（維新）、大門実紀史君（共産）、井上義行君（元気）、松沢成文君（次代）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）、平野達男君（改革）

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	小坂	憲次 (自民)	滝波	宏文 (自民)	斎藤	嘉隆 (民主)
理事	赤石	清美 (自民)	塚田	一郎 (自民)	安井	美沙子 (民主)
理事	井原	巧 (自民)	中原	八一 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	石井	正弘 (自民)	藤川	政人 (自民)	寺田	典城 (維新)
理事	相原	久美子 (民主)	堀内	恒夫 (自民)	藤巻	健史 (維新)
理事	石橋	通宏 (民主)	吉川	ゆうみ (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	杉	久武 (公明)	若林	健太 (自民)	田村	智子 (共産)
	磯崎	仁彦 (自民)	足立	信也 (民主)	山口	和之 (元気)
	江島	潔 (自民)	磯崎	哲史 (民主)	渡辺美知太郎	(無ク)
	熊谷	大 (自民)	江崎	孝 (民主)	又市	征治 (社民)

(27. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第189回国会における本委員会付託案件は、平成二十五年度決算外2件（第187回国会提出）及び平成二十五年度予備費関係3件（第189回国会提出）である。

なお、平成二十五年度予備費関係3件は、平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、平成二十五年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十五年度決算の審査〕

平成二十五年度決算外2件は、第187回国会の平成26年11月18日に提出され、今国会の平成27年1月28日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委

員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、2月6日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月13日の委員会において、2月12日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)平成23年度決算検査報告において、不当事項等の指摘件数が491件に上るとともに、指摘金額が5,296億円と21年度に次いで過去二番目となり、24年度の指摘金額も4,907億円と多額に上っていることは、遺憾である。</p> <p>政府は、我が国の財政が極めて深刻な状況にある中、本院の再三にわたる警告等にもかかわらず、多額に上る不適正な公費支出が後を絶たない事態を重く受け止め、予算執行の適正化に向けて一層尽力するとともに、本院における決算審査の内容を十分反映させた予算編成を行うべきである。</p>	<p>(1)決算検査報告の指摘事項や国会での決算審査の内容については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を予算に的確に反映するよう取り組んでいるところである。</p> <p>また、平成23年度及び24年度の決算検査報告を踏まえ、内閣総理大臣及び財務大臣から各大臣に対して、事務事業の在り方を見直し、また、適正な会計処理を徹底するなど、指摘事項について確実に改善するよう要請するとともに、各種の会議や研修等を通じ、指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行うなど、予算の適正かつ効率的な執行に努めているところである。</p> <p>今後とも、予算執行の適正化及び予算編成における決算審査等の適切な反映に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2)政府開発援助（ODA）事業の不正をめぐって、平成20年の贈賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたとしてもにもかかわらず、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおけるODA事業を受注した企業による外国公務員への不正な資金提供事案が発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、改めて、ODA事業が国民負担で実施されていることを強く認識し、真相究明を徹底的に行い、説明責任を果たすべきである。ODA事業が今後適正に執行されるよう、これまでの不正腐敗再発防止策の抜本的見直しを行った上で、新規案件の審査の厳格化、執行監視体制の強化、贈賄企業への罰則強化等の不正防止策を講ずべきである。</p>	<p>(2)政府開発援助（ODA）事業については、今般の不正を重く受け止め、不正に関与した当該企業を入札から36か月間排除したほか、事実関係の調査、再発防止等について相手国政府と協議を行っているところである。</p> <p>また、平成26年10月に公表した「政府開発援助（ODA）事業における不正腐敗防止」に基づき、①入札・契約・調達段階における監視の強化、②不正腐敗情報に係る窓口の強化、③「JICA不正腐敗防止ガイドンス」の作成、④不正に関与した企業に対する罰則強化など、再発防止策の更なる徹底を図っているところである。</p> <p>今後ともこれらの取組を着実にを行い、政府開発援助（ODA）事業の適正な実施に努めてまいる所存である。</p>

<p>(3)国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院は平成22年度決算警告決議のほか、数次にわたり是正を促してきたが、平成24年度決算検査報告においても、預け金やプール金等の不適正な会計経理が指摘されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、これらの不適正な会計経理が行われる背景と指摘されている公的研究費の使い切り等の無駄を排除しつつ、公的研究費制度の一層の改善を図るとともに、26年2月に改正された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインが着実に実施され、不適正な会計経理が発生しないよう、万全の体制を構築すべきである。</p>	<p>(3)大学等研究機関における公的研究費については、使い切り等の無駄を排除するため、平成26年2月に改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、研究機関に対し、研究費の執行状況の検証・確認を徹底させるとともに、管理・監査体制の整備状況に不備がある場合、研究費の間接経費の削減や配分停止を行うなどの対策を講じることとしたところである。</p> <p>また、公的研究費制度の一層の改善を図るため、研究費の執行上のルールの一貫化に取り組むとともに、同ガイドラインの着実な実施に向けて、解説教材の配付による周知徹底に努めるなど、不適正な会計経理の再発防止に万全を期しているところである。</p>
<p>(4)厚生労働省の短期集中特別訓練事業に関し、その業務委託に係る20億円の企画競争において、同省が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、当該事業の仕様書案を公示前に提示し、説明していたこと、また、適切な修正手続を経ずにウェブサイトにおける公示内容を変更していたことなど、国民に多大な不信を抱かせたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、企画競争の特性に鑑みて、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう再発防止に取り組むとともに、とりわけ契約の相手方が所管の法人となる可能性が高い場合には、国民の疑念を生じさせないよう、会計法令に従った厳正な契約事務を行うべきである。</p>	<p>(4)短期集中特別訓練事業の業務委託に係る企画競争の不適切な手続については、厚生労働省監察本部において外部有識者からなる専門員主導の下で検証を行い、平成26年5月に「短期集中特別訓練事業の入札に関する検証結果について」を取りまとめ、公表したところである。</p> <p>厚生労働省においては、本検証結果を踏まえ、関係者について厳正な処分を行うとともに、調達情報の適正な取扱いなどの再発防止策を各機関に周知徹底し、あわせて、調達関係職員等に対して会計法令等の研修を実施するなど、適正な調達事務の徹底に努めているところである。</p> <p>今後とも、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう取り組むとともに、国民の疑念を生じさせないよう、再発防止に万全を期してまいり所存である。</p>
<p>(5)高速道路と立体交差する全ての跨道橋4,484橋のうち、635橋でこれまで点検</p>	<p>(5)高速道路における跨道橋等の点検については、「道路法」上の跨道橋の点検</p>

<p>が全く実施されていないこと、548橋で点検の実施状況が不明となっていることなどが会計検査院に指摘されたほか、供用期間の長い路線においてコンクリートの剥離や鉄筋の腐食が発生するなど、高速道路施設の維持管理等に関する問題が顕在化したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うとともに、点検体制の抜本的な見直しを行うべきである。また、跨道橋を管理する地方公共団体に対する技術支援及び情報提供、高速道路を始めとする社会資本の老朽化対策の実施に係る優先順位の設定等を併せて行い、国民生活の安全を確保すべきである。</p>	<p>を平成26年度中に終える予定であり、その他の跨道橋も点検状況等を把握し、管理者及びその監督官庁に対して速やかに点検を実施するよう求め、点検実施状況について併せて公表することとしたところである。</p> <p>また、近接目視による全数監視を5年に1度行うことなど、道路橋等に関する統一的な点検基準等を定め、全ての道路管理者で構成される道路メンテナンス会議を都道府県毎に設置し、点検業務の地域一括発注等の技術的支援や情報共有体制の構築を行うとともに、定期点検の結果を踏まえ緊急度の高いものから優先的に修繕を進めていくこととしている。</p> <p>なお、社会資本の老朽化対策については、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、個別施設毎の計画を定め、優先順位の設定等を行っているところである。</p>
<p>(6)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が平成23年10月以降に発注した北陸新幹線の融雪・消雪設備工事において、同機構幹部が入札前に業者側に未公表の予定価格を漏えいしていたことが、公正取引委員会から入札談合等関与行為と認定され、関係者が検察庁に起訴されるに至ったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、整備新幹線の建設に対して23、24両年度に1,412億円の国費が投入されていることを踏まえ、本件の事実関係の検証や具体的な再発防止策を講ずるとともに、同機構に業務の見直し及びコンプライアンスの向上を図らせ、国民の信頼回復に努めるべきである。</p>	<p>(6)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の入札情報漏えい問題については、平成26年3月、国土交通大臣から同機構理事長に対して徹底した調査の実施等について指示し、嚴重に注意したところである。同機構においては、同年9月に外部有識者による第三者委員会からの調査結果報告及び提言に基づき再発防止対策等を取りまとめ、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化等を行い、入札談合等関与行為の再発防止に徹底的に取り組むこととしている。</p> <p>今後とも、同機構に対し、再発防止対策を確実に実施するよう指導し、国民の信頼回復に努めてまいりたい。</p>
<p>(7)北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）において、脱線事故や車両事故が相次いで発生しており、レール幅が基準値を大幅に超えても補修せず放置したこ</p>	<p>(7)北海道旅客鉄道株式会社の安全管理体制については、同社に対する3回の保安監査を実施し、平成26年1月に「JR北海道の安全確保のために講ずべき</p>

と、検査データを改ざんして国土交通省に報告したことなど、安全に対する意識が全社的に欠如していたことは、極めて遺憾である。

政府は、JR北海道に対して、安全基本計画の実効性の確保、業務実施体制の改善、コンプライアンスの向上を図るよう指導するとともに、再発防止に向けた監査業務の見直し、積極的な技術支援策の検討を行い、安全かつ安定した鉄道輸送体系を確保すべきである。

措置」としてとりまとめるとともに、同社に対し、改ざんの根絶、安全管理体制の再構築、技術部門の業務実施体制の改善等の実施状況について定期的な報告を求めるなど、速やかに対策を講ずるよう命じたところである。

今後とも、常設の監査体制等を通じてこれらが確実に実行されるよう指導・監督を行ってまいりたい。

その後、5月25日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月22日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局した。平成二十五年度決算審査における質疑の主な項目は、政府債務の返済及び財政健全化目標達成の見通し、平成の市町村合併による地方行財政への影響、ODA不正事案に対する再発防止策、公的研究費に係る不適正な会計経理、日本年金機構の個人情報流出問題、再生可能エネルギー施設の低調な稼働状況、火山の防災対策と監視観測体制の整備、放射性物質汚染廃棄物の最終処分場問題、防衛装備品の調達の適正化などである。

質疑終局後の6月29日、委員長より、平成二十五年度決算についての6項目から成る内閣に対する警告案及び9項目から成る平成25年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十五年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①公的研究費をめぐり繰り返される不適正な会計経理、②国指定文化

財の所在不明等、③福島第一原子力発電所からの汚染水流出に関する不適切な対応等、④火山の監視観測体制等の不備、⑤北海道旅客鉄道株式会社等において多発する重大事故、⑥防衛装備品等の調達をめぐり繰り返される不適切な事案である。

次に、平成25年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付、②防災システムの確実かつ有効な活用、③雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況、④独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付、⑤国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等、⑥社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等、⑦東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等、⑧土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善、⑨国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しである。

次に、平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって是認すべきものと決定した。

また、本委員会は、平成二十五年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、6月22日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、介護保険制度の実施状況についてである。

〔平成二十五年度予備費等の審査〕

平成二十五年度予備費関係3件は、第189回国会の平成27年1月27日に提出された。5月26日に衆議院から受領した後、6月19日に本委員会に付託され、同月22日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

6月29日に討論を行った後、採決の結果、予備費関係3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと決定した。

〔国政調査〕

平成27年1月28日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、4月13日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成27年1月28日(水) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成27年2月6日(金) (第2回)

— 全般質疑 —

- 平成二十五年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、太田国土交通大臣、西川農林水産大臣、甘利内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、石破国務大臣、高市総務大臣、下村文部科学大臣、望月環境大臣、宮沢経済産業大臣、中谷防衛大臣、竹下復興大臣、河戸会計検査院長、政府参考人、参考人日本銀行副総裁岩田規久男君及び日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤石清美君(自民)、※井原巧君(自民)、※石井正弘君(自民)、石橋通宏君(民主)、※礪崎哲史君(民主)、秋野公造君(公明)、寺田典城君(維新)、吉良よし子君(共産)、アントニオ猪木君(元気)、中西健治君(無ク)、又市征治君(社民) ※関連質疑

○平成27年2月9日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、復興庁及び総務省関係について竹下復興大臣、高市総務大臣、二之湯総務副大臣、西銘総務副大臣、浜田復興副大臣、宮下財務副大臣、あかま総務

大臣政務官、小泉復興大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役谷垣邦夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷大君（自民）、江島潔君（自民）、江崎孝君（民主）、大島九州男君（民主）、平木大作君（公明）、寺田典城君（維新）、倉林明子君（共産）、山口和之君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年2月10日（火）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、農林水産省及び環境省関係について西川農林水産大臣、望月環境大臣、小泉農林水産副大臣、宮下財務副大臣、西村（康）内閣府副大臣、永岡厚生労働副大臣、平内閣府副大臣、小里環境副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、滝波宏文君（自民）、徳永エリ君（民主）、安井美沙子君（民主）、杉久武君（公明）、寺田典城君（維新）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、山田太郎君（元気）、渡辺美知太郎君（無ク）、吉田忠智君（社民）

○平成27年4月13日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十五年度決算外2件に関し、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十五年度決算外2件中、国会、会計検

査院、財務省、金融庁、厚生労働省、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について塩崎厚生労働大臣、麻生国務大臣、宮下財務副大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、越智内閣府大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、河戸会計検査院長、柳検査官、森田検査官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、小林正夫君（民主）、風間直樹君（民主）、平木大作君（公明）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年4月20日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、城内外務副大臣、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、塚田一郎君（自民）、石橋通宏君（民主）、小西洋之君（民主）、矢倉克夫君（公明）、小野次郎君（維新）、倉林明子君（共産）、田中茂君（元気）、中西健治君（無ク）、吉田忠智君（社民）

○平成27年5月11日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、国土交通省、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について太田国土交通大臣、菅内閣官房長官、山谷国務大臣、山口内閣府特命担当大臣、有村内閣府特命担当大臣、石破国務大臣、甘利国務大臣、望月内閣府特命担当大臣、二之湯総務副大臣、小里環境副大臣、杉本公正取引委員会委員長、

政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、中原八一君（自民）、加藤敏幸君（民主）、江崎孝君（民主）、磯崎哲史君（民主）、新妻秀規君（公明）、藤巻健史君（維新）、寺田典城君（維新）、田村智子君（共産）、井上義行君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年5月18日（月）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、法務省、文部科学省、経済産業省及び裁判所関係について下村文部科学大臣、宮沢経済産業大臣、上川法務大臣、藤井文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣、宮下財務副大臣、岩井経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、堀内恒夫君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、安井美沙子君（民主）、佐々木さやか君（公明）、寺田典城君（維新）、大門実紀史君（共産）、山口和之君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年5月25日（月）（第9回）

— 准総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度決算外2件について高市総務大臣、林農林水産大臣、山口国務大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、甘利内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣、石破国務大臣、上川法務大臣、太田国土交通大臣、宮下財務副大臣、永岡厚生労働副大臣、北川国土交通副大臣、山際経済産業副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、関経済産業大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、一宮人事院総裁、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役副社長山口博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、井原巧君（自民）、山田太郎君（元氣）、磯崎哲史君（民主）、金子洋一君（民主）、杉久武君（公明）、寺田典城君（維新）、田村智子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年6月22日（月）（第10回）

— 締めくくり総括質疑 —

- 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 平成二十五年度決算外2件及び予備費関係3件について安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、甘利国務大臣、麻生国務大臣、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、望月環境大臣、高市総務大臣、宮沢経済産業大臣、菅内閣官房長官、太田国土交通大臣、竹下復興大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

小坂憲次君（委員長質疑）、足立信也君（民主）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、松田公太君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、佐々木さやか君（公明）、熊谷大君（自民）、※藤川政人君（自民） ※関連質疑

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成27年6月29日（月）（第11回）

- 平成二十五年度決算外2件及び予備費関係3件について討論の後、
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

平成二十五年特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

以上3件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成二十五年一般会計歳入歳出決算、平成二十五年特別会計歳入歳出決算、平成二十五年国税收納金整理資金受払計算書、平成二十五年政府関係機関決算書を議決し、平成25年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十五年国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十五年国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

高市総務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、林農林水産大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、望月国務大臣、中谷防衛大臣及び山谷内閣府特命担当大臣から発言があった。

（平成二十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 民主

（平成二十五年特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年一般会計歳入歳出決算、平成二十五年特別会計歳入歳出決算、平成二十五年国税收納金整理資金受払計算書、平成二十五年政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

（平成25年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

（平成二十五年国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

○平成27年9月25日（金）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

－平成25年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付について

内閣府は、原子力災害発生時に即時避難が困難な要援護者等を一時的に避難させる施設に放射線防護機能を付加する原子力災害施設整備事業を実施しており、原子力発電所から30キロメートル圏

内にある地方公共団体に対し、平成25年度までに311億円の補助金を交付決定している。しかし、補助金交付要綱に、対象施設の明確な選定基準が定められていなかったため、避難場所に適さない津波被害等のおそれがある施設の整備事業に補助金が交付されていた。

政府は、補助金により整備された施設の安全性について検証を行い、住民防護等の実効性を高めるため交付基準等を不断に見直すとともに、地域原子力防災協議会における検討を充実させるなど、補助金による施設の整備が適切に行われるよう措置すべきである。

2 防災システムの確実かつ有効な活用について

総務省は、防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する防災システムの整備を図る防災情報通信基盤整備事業等を実施しており、地方公共団体に対して補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一斉配信メール機能を有するシステムにおいて、複数の機関から気象情報等が重複して配信される市町村があること、市町村と消防署等との調整不足や運用マニュアルの不備等により、計画どおりに運用できていないシステムがあることなどが明らかとなった。

政府は、住民に対する防災情報の迅速かつ確実な伝達に資するよう、地方公共団体に対し、関係機関との情報共有やシステムの運用マニュアルの整備について支援等を行うとともに、防災情報の伝達状況の把握及び改善、他の事業により整備された類似システムとの互換性向上や重複機能の整理等に努めるべきである。

3 雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況について

厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行っている。このうち、キャリア形成促進助成金の「育休中・復職後等能力アップコース」の事業執行率が平成26年度に0.06%と極めて低調となる中、27年度予算に前年度を上回る23億円が措置されたこと、また、PDCAサイクルによる事業の目標管理を行うとされているにもかかわらず、事業の執行状況について全省的な検証が不十分であることなどが審査の中で明らかとなった。

政府は、財源を負担している事業主への説明責任を果たすため、雇用保険二事業の執行状況及び事業効果等の情報を速やかに公表するなど、目標管理を一層厳格に行った上で、効率的かつ効果的に予算を執行すべきである。

4 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について

農林水産省は、平成23年度に独立行政法人農畜産業振興機構に対し、東日本大震災復旧・復興準備費を財源とする農畜産業振興対策交付金863億円を交付し、同機構は畜産関係団体等に補助金を交付している。25年11月末時点で、同機構には、同交付金の未使用額及び畜産関係団体等からの返還額731億円が活用されないまま滞留していたものの、農林水産省は同機構に対して国庫納付を求めていることが、会計検査院に指摘された。

政府は、25年度末までに生じた未使用額等について国庫納付させ、この後、生じ得る未使用額等を四半期ごとに国庫納付させる措置を講じているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、交付金等が独立行政法人等において有効に活用されない場合には速やかに国庫に返納させる体制を早急に確立すべきである。

5 国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等について

経済産業省、環境省などの7府省等が平成21年度から25年度に4,680億円の事業費を支出して導入した再生可能エネルギー発電設備等のうち、26年3月末時点で41設備が休止し、うち8設備が1年以上休止していることが会計検査院の検査で判明した。また、事業者が国庫補助金を利用して発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合、調達価格から国庫補助金相当額を控除するこ

ととされているが、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は返還しなくてもよいこととしている事業が多数あることも明らかになった。

政府は、再生可能エネルギー発電設備等の稼働状況を適切に把握するとともに、休止している設備は速やかに再稼働させ、再稼働できない場合は廃止等に必要な方策を講ずるべきである。また、固定価格買取制度について国民負担の抑制に資するよう必要な見直しを行うなど、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に適切に対処すべきである。

6 社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等について

社会資本の急速な老朽化に備え、国土交通省は、社会資本の計画から建設、廃棄に至る過程で必要な費用の総額（ライフサイクルコスト（LCC））の縮減を図るため、長寿命化計画の策定を進めている。会計検査院が検査したところ、河川管理施設等でLCCの算定方法が確立されていないこと、地方公共団体等の事業主体や施設の種類ごとにLCCの算定方法が異なっていること、修繕工程表に基づく補修等がなされていないこと、長寿命化計画に関する情報開示が進んでいないことなどが明らかとなった。

政府は、社会資本のLCC縮減や適切な維持管理に資するよう、長寿命化計画の策定期限を設けてLCCの算定方法の早期確立を図るとともに、修繕工程表に基づく補修の実施、老朽化した社会資本の健全度等に関する積極的な情報開示等について、事業主体を支援するなどの措置を講ずるべきである。

7 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について

東日本大震災の被災住民の集団移転のため、国土交通省は、25の被災市町村が実施する防災集団移転促進事業に対し、平成23年度から25年度までに4,410億円の復興交付金を交付決定している。会計検査院によると、69住宅団地の用地が全く取得されていない、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち、実際に完了したのは13事業にとどまるなど、団地の整備が遅れていた。また、団地の整備の遅れに伴い住民の意向が変化し、団地に空き区画が生じていることも判明した。

政府は、被災住民の生活基盤である住宅の再建が加速するよう、住民に対する適時適切な意向調査の実施、実情に応じた防災集団移転促進事業の見直し、他の復興事業との調整等に関する被災市町村への支援及び助言を行うとともに、集中復興期間後の事業の在り方の検討等の措置を講ずるべきである。

8 土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善について

河川の洪水調節を行うダムに関して、会計検査院が検査したところ、想定よりも短期間で計画量を上回る土砂が堆積していること、洪水調節のための貯水容量の一部が土砂の堆積により失われていること、地震計の修繕等が長期間なされていないこと、予備発電に必要な燃料が十分に確保されていないことなどの事態が、検査対象の211ダムのうち201ダムで生じていることが明らかとなった。

政府は、堆積した土砂の除去、予備発電設備の燃料確保等を早急に実施し、問題が指摘されたダムの機能の改善を図るとともに、建設中の他の治水施設において、土砂の堆積や法面崩壊等による機能低下が生じることのないよう、施設完成までに具体的な維持管理方針を策定すべきである。

9 国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しについて

平成9年度から24年度までに環境省の循環型社会形成推進交付金等により整備された、ごみや焼却灰等の溶融固化施設について、1年以上の長期にわたり使用されておらず、今後の使用見通しが立っていない施設が16施設あり、交付金等相当額31億1,672万円が有効活用されていなかったことが会計検査院の検査で判明した。また、溶融固化後の生成物である溶融スラグの全部又は大半を建設資材等に利用することなく埋立処分している施設が17施設あったことも明らかになった。

政府は、溶融固化施設の使用状況や稼働に要する費用、稼働できない場合はその理由等を適時適

切に把握し、施設を使用できない場合の財産処分の在り方の見直しを含めて検討し、地方公共団体等が今後の対応方針等を策定できるよう支援するとともに、熔融スラグの利用に関する助言及び情報提供を行うべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	松村 祥史 (自民)	島田 三郎 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	石井 みどり (自民)	滝沢 求 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	柘植 芳文 (自民)	中西 祐介 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	長峯 誠 (自民)	羽生田 俊 (自民)	佐々木 さやか (公明)
理事	渡邊 美樹 (自民)	福岡 資麿 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	難波 奨二 (民主)	松下 新平 (自民)	清水 貴之 (維新)
理事	柳澤 光美 (民主)	山田 修路 (自民)	倉林 明子 (共産)
	石井 浩郎 (自民)	有田 芳生 (民主)	行田 邦子 (元気)
	上野 通子 (自民)	神本 美恵子 (民主)	和田 政宗 (次代)
	木村 義雄 (自民)	小林 正夫 (民主)	山本 太郎 (生活)

(27. 3. 23 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本委員会は、「地方創生に向けた国と地方の取組体制とP D C Aの整備」について調査を行ったほか、行政評価等プログラム、行政評価・監視活動実績の概要及び行政の活動状況等についても調査を行った。また、**政策評価制度に関する決議**を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

3月23日、地方創生に向けた国と地方の取組体制とP D C Aの整備に関する件について参考人徳島県神山町長後藤正和君、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長高田坦史君及び同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授山谷清志君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、地方公共団体における行政評価の導入状況に関する所見、神山町における地方版総合戦略作成に当たっての

課題とN P O等住民活動が活発である要因、地方版総合戦略の計画期間（5年間）と成果で交付金額が増減する仕組みの妥当性、公的機関にP D C Aを定着させるために重要と考えられる点、評価の基準、着眼点及び評価結果の責任の所在、神山町における住民を巻き込んだ政策目標の共有化への取組、人的・財政的資源が少ない小規模町村でのN P O活用方策、P D C Aが地方公共団体に与える負担の実情とその回避方策、中小企業への補助金の効果についてのP D C A等による検証状況、地方創生に係る国・地方公共団体間のP D C Aの調整の在り方、地域経済疲弊の最大の原因と三位一体改革、平成の大合併が地方に与えた影響、行政改革の手段としての行政評価に対する所見、戦略レベルにおけるP D C Aと個々の施策レベルにおけるP D C Aとの相違点、地方版総合戦略の効果検証を行う組織の構成員の在り方、数値目標、重要業績評価指標（K P I）設定に当たっての留意点、東日本大震災復興事業に対する改善の視点、大手企業の地方進出時における

進出先中小企業との関係構築、中山間地域活性化のための農業所得保障制度及び直接支払制度の重要性、中山間地域における民主党が掲げた子育て支援策等の評価、P D C Aを活用した消費税率見直しの可能性などが取り上げられた。

6月8日、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴いた後、行政の活動状況に関する件について有村国務大臣、竹下復興大臣、山口国務大臣、望月環境大臣、麻生財務大臣、高市総務大臣、塩崎厚生労働大臣、二之湯総務副大臣、平内閣府副大臣、高階厚生労働大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、武藤総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君に対し質疑を行った。

質疑では、地方創生関連諸施策に係る早期の調査・検証の必要性と総務省の所見、防災気象関係の各種警報の決定・発表の仕組み及び災害発生予測精度についての気象庁の認識、市町村長に対する防災危機管理に関する研修及び地方気象台からの情報提供の実施状況、三池炭塵爆発による高次脳機能障害患者への政府の対応と大牟田吉野病院再生の在り方、訪日外国人等への「おもてなし」向上のためのトイレの改善等の必要性、無資格ガイド対策、地域ガイド創設等と通訳案内士の地位・資格の在り方、行政事業レビューにおける政策評価との連携及び適切な成果目標の設定等の必要性、個人情報流出した日本年金機構におけるP D C Aを通じた評価・検証の必要性、地方創生交付金及び定額給付金等類似事業の効果検証の在り方、自転車利用者への改正道路交通法の周知徹底の必要性、東京

電力福島第一原発事故による被災事業者の事業再開の状況、被災事業者の営業損害・風評被害の賠償に期限を設定することの是非、各府省自らが申請手続に係る国民負担軽減に取り組む仕組みの必要性、日本年金機構による個人情報流出が発覚する中でオンライン行政手続を推進することへの所見、三陸復興国立公園の指定に際しての巨大防潮堤の影響等に関する環境大臣の所見、巨大防潮堤事業の予算の膨張及びその対応についての財務大臣の所見、日本郵便株式会社の非正規雇用社員（期間雇用社員）の雇用格差是正の必要性、地方公共団体の非正規雇用に関する総務大臣の所見及び官製ワーキングプアに対する厚生労働大臣の所見などが取り上げられた。

7月6日、行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、林農林水産大臣、太田国土交通大臣、塩崎厚生労働大臣、山谷国務大臣、望月環境大臣、高階厚生労働大臣政務官、大家財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、障害者雇用対策における企業への情報提供及び施設整備費助成等支援体制の在り方、北関東連続誘拐・殺人事件の捜査状況とこれまでの捜査の問題点、DNA型鑑定の現状とDNA型鑑定結果を証拠とする犯罪捜査の在り方、政策評価法見直し後10年間の進展と定量化やロジック・モデル活用等の今後の改善方策、箱根の火山活動の監視や安全確保及び避難住民や地元産業への支援等の在り方、公共施設の合築による効率化と耐震性確保の方法、仙台市内の国有地売却と公的な有効活用の必要性、漁業近代化資金の償還期限延長と日本政策金融公庫からの融資の取扱い、気仙沼市で整備中の防潮堤に設置する小窓の妥当性、厚生

労働省による看護職員の勤務実態調査の必要性、看護職員の夜勤回数等につき規制措置を設ける必要性、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」改正の意義、我が国の領海外縁を根拠付ける無主の離島の国有財産台帳登録の完了目途、東日本大震災後の仮設住宅の入居期限延長、コスト、格差等の問題点改善の必要性、災害公営住宅の建設状況等並びにニーズのミスマッチ及びコミュニティへの配慮の在り方、福島県県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の「中間取りまとめ」に対する環境省の認識及びこれを踏まえた住民の健康の在り方などが取り上げられた。

また、政策評価制度について、本年は、平成17年に行われた「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく見直しから10年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立

した審議体制が発足したほか、地方創生推進の観点から地方公共団体にPDCAサイクルの整備が求められていること、国際連合の評価グループなどが、本年を「国際評価年」に指定するとともに、国単位での評価能力の向上について国連総会決議が行われたこと等を踏まえ、今後とも政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、政府に対し、事後評価における目標設定の改善及び定量化の推進、政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携の強化、総合評価方式の改善方策検討と一層の活用、総務省が行う総合性・統一性確保評価の充実・強化、地方創生推進諸施策の実施に当たっての過去の地域活性化策の実施状況等に関する早期の調査・検証などの措置を講ずべきことを求める**政策評価制度に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成27年3月23日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方創生に向けた国と地方の取組体制とPDCAの整備に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

徳島県神山町長 後藤正和君

独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
高田坦史君

同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授 山谷清志君

[質疑者]

中西祐介君(自民)、難波奨二君(民主)、佐々木さやか君(公明)、清水貴之君(維新)、倉林明子君(共産)、行田邦子君(元気)、和田政宗君(次代)、山本太郎君(生活)

○平成27年6月8日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政の活動状況に関する件について有村国務大臣、竹下復興大臣、山口国務大臣、望月環境大臣、麻生財務大臣、高市総務大臣、塩崎

厚生労働大臣、二之湯総務副大臣、平内閣府副大臣、高階厚生労働大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、武藤総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、神本美恵子君（民主）、有田芳生君（民主）、谷合正明君（公明）、清水貴之君（維新）、倉林明子君（共産）、行田邦子君（元気）、和田政宗君（次代）、山本太郎君（生活）

○平成27年7月6日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、林農林水産大臣、太田国土交通大臣、塩崎厚生労働大臣、山谷国務大臣、望月環境大臣、高階厚生労働大臣政務官、大家財務大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、有田芳生君（民主）、佐々木さやか君（公明）、和田政宗君（次代）、倉林明子君（共産）、行田邦子君（元気）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（生活）

- 政策評価制度に関する決議を行った。

○平成27年9月25日（金）（第4回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—政策評価制度に関する決議—

政府は、平成13年の中央省庁等改革を機に、政策評価制度を全政府的に導入し、平成14年からは、行政機関が行う政策の評価に関する法律、いわゆる政策評価法を施行するとともに、平成17年には、同法に基づく施行後3年の見直しを行っている。

このような政策評価制度の歩みにあわせ、参議院改革の一環として創設された行政監視委員会は、平成15年及び平成17年に、それぞれ決議を行ったところである。

本年は、平成17年の政策評価法見直しから10年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立した審議体制が発足したほか、地方創生推進の観点から、地方公共団体はP D C Aサイクルの整備が求められている。

また、国際連合の評価グループなどが、本年を、評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」として指定し、昨年12月の国連総会でも、国単位での評価能力の向上についての決議が行われている。

このような状況を踏まえ、政府においては、国民目線に立って、行政について不断の見直しを行うとともに、国民への説明責任を果たす観点から、今後とも、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の結果を政策に十分反映するためには、時宜に適した政策評価の実施と的確な政策効果の把握が重要であることに鑑み、事後評価においては、適切な目標設定と達成手段を事前に明示し、数値や明確な根拠に基づく評価を実施するとともに、事前評価においては、政策の効果と政策費用の的確な把握を徹底するよう、最大限努めること。なお、政策効果の把握のため、政策

目標や測定指標に影響を与える様々な要因について、踏み込んだ分析をするよう十分配慮すること。

二、目標管理型の政策評価については、目標の適切な設定が評価の良否を左右することから、各府省は、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表の作成段階において設定される目標や測定指標の改善を図ること。なお、測定指標については、国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示すことができるよう、更なる開発・設定に努めること。

三、PDCAサイクルを通じた行政運営の向上、説明責任の徹底の観点から、政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携を一層強化することにより、メリハリのある分かり易い政策評価を推進するとともに、事務事業レベルまで含めた政策の体系化、一覧性の確保をさらに推進すること。

四、主要な評価方式である総合評価については、政策体系のより上位の政策等の評価に用いることが想定されており、制度改善など政策の大幅な見直しへの活用が期待されることから、評価手法の開発や外部シンクタンクの活用などの改善方策を検討し、一層の活用を図ること。

五、総務省が担う総合性・統一性確保評価については、府省横断的政策の評価という極めて重要な役割を果たしていることから、適切なテーマの選定、量的拡大、実施体制の強化、外部シンクタンクの活用などにより、その充実・強化を図ること。

六、総務省の客観性担保評価活動については、政策評価制度全体の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されており、今後とも、政策評価法第12条及び政策評価に関する基本方針の趣旨を十分勘案し、一段の見直し・改善に努めること。

七、地方創生推進諸施策の実施に当たっては、従来に関連諸施策の十分な検証が不可欠であることから、総務省は、政府内における第三者的な評価専担組織の立場から、地方公共団体における中心市街地活性化、地域再生、都市再生などの地域活性化策の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等について、早期に調査・検証を行うこと。

八、政策評価推進機能を担う総務省においては、地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定等を行う地方公共団体がPDCAサイクルを十分活用できるよう、国の関係部局及び地方公共団体への評価手法等の情報提供等の支援に努めること。

右決議する。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	中川 雅治 (自民)	大沼 みずほ (自民)	石上 俊雄 (民主)
理事	野上 浩太郎 (自民)	岡田 直樹 (自民)	西村 まさみ (民主)
理事	牧野 たかお (自民)	上月 良祐 (自民)	白 眞勲 (民主)
理事	渡辺 猛之 (自民)	酒井 庸行 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	小見山 幸治 (民主)	豊田 俊郎 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	前川 清成 (民主)	中泉 松司 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	山本 博司 (公明)	舞立 昇治 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	室井 邦彦 (維新)	宮本 周司 (自民)	
理事	仁比 聡平 (共産)	森屋 宏 (自民)	(27. 1. 26 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	岡田 直樹 (自民)	牧野 たかお (自民)	前川 清成 (民主)
	北村 経夫 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	河野 義博 (公明)
	上月 良祐 (自民)	石上 俊雄 (民主)	山本 博司 (公明)
	酒井 庸行 (自民)	小見山 幸治 (民主)	室井 邦彦 (維新)
	野上 浩太郎 (自民)	西村 まさみ (民主)	仁比 聡平 (共産)
			(27. 2. 10 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	白 眞勲 (民主)	宮本 周司 (自民)	前川 清成 (民主)
	豊田 俊郎 (自民)	森屋 宏 (自民)	新妻 秀規 (公明)
	中泉 松司 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	山本 博司 (公明)
	野上 浩太郎 (自民)	小見山 幸治 (民主)	室井 邦彦 (維新)
	牧野 たかお (自民)	浜野 喜史 (民主)	仁比 聡平 (共産)
			(27. 2. 10 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方・消費者問題に関

する特別委員会及び東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、

公明党 2 人、維新の党、日本共産党及び日本を元気にする会各 1 人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会 5 人、公明党 2 人、維新の党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会 8 人、公明党 3 人、維新の党及び日本共産党各 2 人、日本を元気にする会、次世代の党及び無所属クラブ各 1 人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党 9 人、民主党・新緑風会 5 人、公明党 2 人、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会及び次世代の党各 1 人 計 20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会 7 人、公明党 2 人、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会、次世代の党、社会民主党・護憲連合、生活の党と山本太郎となかまたち及び新党改革・無所属の会各 1 人 計30人

地方・消費者問題に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会 7 人、公明党 2 人、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会、次世代の党、無所属クラブ、社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会各 1 人 計30人

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会10人、公明党 3 人、維新の党及び日本共産党各 2 人、日本を元気にする会、次世代の党、無所属クラブ及び生活の党と山本太郎となかまたち各 1 人 計40人

一、国際経済・外交に関する調査会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党12人、民主党・新緑風会 6 人、公明党 2 人、維新の党 1 人、日本共産党 2 人、日本を元気にする会及び次世代の党各

1 人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党 7 人、民主党・新緑風会 4 人、公明党 2 人、維新の党及び日本共産党各 1 人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1 月28日

ロ、時 間 自由民主党15分、民主党・新緑風会25分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ハ、人 数 各派 1 人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 維新の党 5 日本共産党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年 1 月28日(水) (第 2 回)

一、本会議における平成二十五年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分、日本を元気にする会・無所属会及び次世代の党各 5 分

ロ、人 数 各派 1 人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年 2 月 3 日(火) (第 3 回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、同予備員及び検察官適格審査会委員予備委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年 2 月 6 日(金) (第 4 回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、シリアにおける邦人へのテロ行為に対する

非難決議案（中川雅治君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年2月10日(火) (第5回)

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成27年度予定経費要求等に関する件について決定した。

○平成27年2月12日(木) (第6回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年2月17日(火) (第7回)

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 2月17日及び18日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会60分、公明党30分、維新の党及び日本共産党各20分、日本を元気にする会・無所属会及び次世代の党各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会・無所属会及び次世代の党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 維新の党 5 日本共産党 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党 8 民主党・新緑風会 9 日本を元気にする会・無所属会 10 次世代の党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年2月18日(水) (第8回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年2月25日(水) (第9回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について平内閣府副大臣、赤澤内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、葉梨法務副大臣、世耕内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、山際経済産業副大臣、北川国土交通副大臣及び北村環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ロ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事長、同理事及び同監事の任命同意に関する件

ニ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

リ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ル、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヲ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

ワ、調達価格等算定委員会委員の任命同意に関する件

カ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ヨ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年3月4日(水) (第10回)

一、政府参考人の出席を求めることを決定した。

一、国会職員の適性評価の実施に関する件の制定に関する件について中村参議院事務総長から説明を聴いた後、世耕内閣官房副長官、葉梨内閣府副大臣及び中村参議院事務総長に対し質疑を行った。

[質疑者]

福山哲郎君（民主）、仁比聡平君（共産）

○平成27年3月10日(火) (第11回)

一、政府参考人の出席を求めることを決定した。

一、国会職員の適性評価の実施に関する件の制定に関する件について意見の交換及び中村参議院事務総長に対する質疑を行い、意見表明の後、決定した。

○平成27年3月25日(水) (第12回)

一、理事の補欠選任を行った。
一、情報監視審査会委員の選任について決定した。

一、国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、維新の党及び日本共産党各10分
ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議における平成二十七年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年3月30日(月) (第13回)

一、理事の補欠選任を行った。
一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年3月31日(火) (第14回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年4月9日(木) (第15回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年4月17日(金) (第16回)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年4月22日(水) (第17回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年4月24日(金) (第18回)

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員木村義雄君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月13日(水) (第19回)

一、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月15日(金) (第20回)

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員前田武志君を院議をもって表彰することに決定した。

一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により

質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月18日(月) (第21回)

一、本会議における内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月20日(水) (第22回)

一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、維新の党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月22日(金) (第23回)

一、次の件について平内閣府副大臣、赤澤内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、世耕内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、北川国土交通副大臣及び小里環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件
ニ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する

件

ト、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
リ、原子力規制委員会委員の任命同意に関する件

一、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月27日(水) (第24回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年5月29日(金) (第25回)

一、電気事業法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月3日(水) (第26回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党、

維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月5日(金) (第27回)

一、前衆議院議長衆議院議員故町村信孝君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。

一、学校教育法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月10日(水) (第28回)

一、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月12日(金) (第29回)

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月17日(水) (第30回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において国の統治機構に関する調査会及び国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年6月19日(金) (第31回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月1日(水) (第32回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月3日(金) (第33回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月8日(水) (第34回)

一、政策評価制度に関する決議案(松村祥史君外16名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、

次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月10日(金) (第35回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月24日(金) (第36回)

一、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党20人、民主党・新緑風会11人、公明党4人、維新の党及び日本共産党各2人、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党、無所属クラブ、社会民主党・護憲連合、生活の党と山本太郎となかまたち及び新党改革・無所属の会各1人 計45人

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外9名発議）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した後、本会議において次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党、民主党・新緑風会、維新の党及び日本共産党各10分、日本を元気にする会・無所属会及び次世代の党各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月27日(月) (第37回)

一、脇雅史政策研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力

支援活動等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年7月31日(金) (第38回)

一、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年8月21日(金) (第39回)

一、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年8月28日(金) (第40回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員の選任について決定した。

一、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊

法等の一部を改正する法律案、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月4日(金) (第41回)

一、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月9日(水) (第42回)

一、領域等の警備に関する法律案(参第25号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長提出の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第72号)、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第73号)、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第16号)、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第17号)、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊

法の一部を改正する法律案(参第18号)、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第19号)、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第20号)、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)に関する公聴会開会承認要求について承認することに決定した。

○平成27年9月11日(金) (第43回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月16日(水) (第44回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月17日(木) (第45回)

一、議院運営委員長中川雅治君解任決議案(前川清成君外1名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月18日(金) (第46回)

一、議長不信任決議案(足立信也君外1名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成27年9月25日(金) (第47回)

一、神奈川力を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成27年2月10日(火) (第1回)

- 参議院の平成27年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

○平成27年8月28日(金) (第2回)

- 平成28年度参議院予算に関する件について協議を行った。

■ 図書館運営小委員会

○平成27年2月10日(火) (第1回)

- 一、国立国会図書館の平成27年度予定経費要求等に関する件について協議決定した。

- 一、国立国会図書館建築委員会の勧告について了承した。

○平成27年8月28日(金) (第2回)

- 平成28年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	芝	博一（民主）	山東	昭子（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理事	岩城	光英（自民）	伊達	忠一（自民）	谷	亮子（生活）
理事	江田	五月（民主）	吉田	博美（自民）		
	尾辻	秀久（自民）	北澤	俊美（民主）		（召集日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	秋野 公造 (公明)	柘植 芳文 (自民)	大野 元裕 (民主)
理事	古賀 友一郎 (自民)	長峯 誠 (自民)	那谷屋 正義 (民主)
理事	松下 新平 (自民)	羽生田 俊 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	野田 国義 (民主)	馬場 成志 (自民)	東 徹 (維新)
理事	山本 博司 (公明)	舞立 昇治 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	磯崎 仁彦 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	田中 茂 (元気)
	高野 光二郎 (自民)	大島 九州男 (民主)	(27.1.26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出1件（国土交通委員長）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願5種類5件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震対策 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

火山対策 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案は、法改正の意義及び期待される効果、火山の研究・監視体制の強化と火山専門家の育成・確保に向けた取組、登山者等に係る避難体制の在り方、口永良部島の噴火災害対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案の審査に先立ち、阿蘇山周辺地域における火山防災対策等に関する実情調査を行った。

〔国政調査〕

3月5日、阿蘇山周辺地域における火山防災対策等に関する実情調査のため、

熊本県に委員派遣を行った。

3月25日、災害対策の基本施策について山谷内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成27年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月31日、質疑を行い、第3回国連防災世界会議の評価と我が国の今後の取組、阿蘇山の噴火に伴う道路・学校・社会福祉施設等の降灰対策に関する国の支援、災害時の医療提供における医療機関・警察・消防・自衛隊の連携強化及び民間船舶の活用、活動火山対策特別措置法に基づく阿蘇山の防災営農施設整備計画に係る事業への支援、火山監視・観測体制の整備及び火山専門家の育成強化の必要性、庁舎・災害拠点病院等の津波浸水対策及び耐震化の推進、東日本大震災の被災者の「心の復興」に対する防災担当大臣の認識、南海トラフ地震に係る長周期地震動対策及び海岸堤防の耐震・液状化対策、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の実施のため今後必要とされる費用、避難タワー・避難ビル等の津波避難施設に係る安全基準などの諸問題が取り上げ

られた。

6月17日、日本列島における主な火山の活動状況等について、山谷内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。また、質疑を行い、日米共同統合防災訓練の意義・評価及び課題、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯の浸水対策に対する国の支援、口永良部島の噴火に伴う住民の避難生活長期化に向けた具体的な支援策、口永良部島における避難場所等の整備状況及び公共工事の再開見通し、土砂災害防止対策の推進に向けた国土交通省の取組、東日本大震災被災地における防潮堤の整備促進、口永良部島の家畜の現状及び島外等への移動の必要性、現地観測を重視した活火山の監視・観測体制の強化などの諸問題が取り上げられた。

9月16日、平成27年台風第18号による大雨等及び阿蘇山噴火による被害状況及びその対応について、山谷内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取

した。

9月24日、質疑を行い、平成27年9月関東・東北豪雨災害への激甚災害の早期指定の必要性、鬼怒川の河川堤防決壊等の踏まえた全国の河川堤防の緊急点検の実施及び堤防強化、農業関係被害の復旧復興支援策の内容、自宅避難者にも救援物資を届ける等のアウトリーチ型救援体制の構築、福島県飯舘村における放射性物質汚染廃棄物の流出状況の把握及び管理の徹底、被災者生活再建支援法の支援を床下浸水等の被害にも適用する必要性、農作物共済事業の対象外となる収穫後の米についての救済措置、防災行政無線のデジタル化及び戸別受信機の配備の推進、大雨特別警報発表後の避難指示等の発令状況の検証、浸水被害が発生した東京電力の水力発電所の復旧状況及び再発防止策、被災地の災害廃棄物処理に関する広域的な支援体制の構築、火山の噴火速報における速達性及び性能向上に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年2月17日(火) (第2回)

○阿蘇山周辺地域における火山防災対策等に関する実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月25日(水) (第3回)

○災害対策の基本施策に関する件について山谷国務大臣から所信を聴いた。

○平成27年度防災関係予算に関する件について赤澤内閣府副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月31日(火) (第4回)

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○第3回国連防災世界会議に関する件、阿蘇山の降灰対策に関する件、火山監視・観測体制

の強化に関する件、災害時における医療支援に関する件、庁舎、災害拠点病院等の地震津波対策に関する件、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業に関する件、津波避難対策施設に係る安全確保体制の整備に関する件等について山谷国務大臣、赤澤内閣府副大臣、松本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君（自民）、羽生田俊君（自民）、野田国義君（民主）、山本博司君（公明）、東徹君（維新）、仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）

(衆議院提出) について提出者衆議院災害対策特別委員長梶山弘志君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第7号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産
元気

反対会派 なし

○平成27年6月17日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本列島における主な火山の活動状況等に関する件について山谷内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 日米共同統合防災訓練に関する件、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯の浸水対策に関する件、口永良部島の噴火による避難者の支援に関する件、土砂災害防止対策の推進に関する件、東日本大震災の被災地における海岸堤防の整備に関する件、火山の監視・観測体制の強化に関する件等について山谷国務大臣、赤澤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、吉川ゆうみ君(自民)、野田国義君(民主)、山本博司君(公明)、東徹君(維新)、仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)

- 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について山谷内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年6月19日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について山谷内閣府特命担当大臣、長島復興副大臣、丹羽文部科学副大臣、岩井経済産業大臣政務官、松本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、大島九州男君(民主)、山本博司君(公明)、東徹君(維新)、仁比聡平君(共産)、田中茂君(元気)

(閣法第74号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元気

反対会派 なし

○平成27年9月16日(水) (第7回)

- 平成27年台風第18号による大雨等及び阿蘇山噴火による被害状況及びその対応に関する件について山谷内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成27年9月24日(木) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害への激甚災害の早期指定に関する件、災害廃棄物処理に係る支援の在り方に関する件、農業被害及び農地復旧のための支援に関する件、被災者生活再建支援法の支援内容の拡充に関する件、防災行政無線等災害時の情報伝達手段の整備に関する件、避難勧告等避難情報の周知の在り方に関する件、鬼怒川の河川堤防決壊等を踏まえた今後の治水対策の推進に関する件、福島県飯舘村における放射性物質汚染廃棄物の流出に関する件等について山谷内閣府特命担当大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、鈴木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、上野通子君(自民)、熊谷大君(自民)、増子輝彦君(民主)、藤田幸久君(民主)、横山信一君(公明)、東徹君(維新)、紙智子君(共産)、田中茂君(元気)

○平成27年9月25日(金) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第76号外49件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年3月5日（木）

○阿蘇山周辺地域における火山防災対策等に関する実情調査

〔派遣地〕

熊本県

〔派遣委員〕

秋野公造君（公明）、古賀友一郎君（自民）、

松下新平君（自民）、野田国義君（民主）、

山本博司君（公明）、仁比聡平君（共産）、

田中茂君（元気）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	風間 直樹 (民主)	島尻 安伊子 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	石田 昌宏 (自民)	野村 哲郎 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	末松 信介 (自民)	長谷川 岳 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	藤田 幸久 (民主)	橋本 聖子 (自民)	儀間 光男 (維新)
理事	河野 義博 (公明)	三宅 伸吾 (自民)	紙 智子 (共産)
	江島 潔 (自民)	山本 一太 (自民)	吉田 忠智 (社民)
	鴻池 祥肇 (自民)	尾立 源幸 (民主)	(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものである。

委員会においては、本法改正の趣旨、西普天間住宅地区で発見されたドラム缶等の調査結果、地元の意向を尊重した跡地利用の推進、普天間飛行場の5年以内の運用停止等の要望に対する取組、対馬丸記念館に対する支援の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

平成27年2月23日及び24日、沖縄の振

興開発及び基地問題等に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するため、沖縄県に委員を派遣した。

3月20日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について、岸田外務大臣及び山口内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

3月25日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、一定の医療行為を行う看護師に関する制度の厚生労働省における検討状況、インターネット等を通じた看護教育の重要性と在り方、普天間飛行場の5年以内運用停止に関する政府の米国に対する要請状況、翁長沖縄県知事による普天間飛行場代替施設建設の作業停止指示等への政府の認識及び対応状況、普天間飛行場代替施設建設に関して翁長知事と安倍総理大臣又は菅内閣官房長官が面談する必要性、普天間飛行場代替施設建設に際してのコンクリートブロック投下による環境破壊の有無と調査状況、沖縄経済における基地依存度

の低下を前提とした基地問題への対応の在り方、尖閣諸島有事の際の米国の軍事的対応、沖縄振興に対する政府の取組及び一括交付金制度に対する政府の評価、在沖米軍人と地元女性の間にも生まれていかわゆる「アメラジアン」の児童が通うフリースクールへの継続的な公的支援の必要性、沖縄科学技術大学院大学に対する政府のこれまでの取組及び主な成果、米軍基地が沖縄に集中立地する現状に対する山口大臣の所見、沖縄経済における基地経済への依存度低下に関する情報発信の必要性、昨年の沖縄県知事選挙及び衆議院議員選挙で示された辺野古移設反対の民意に対する山口大臣及び岸田大臣の認識、沖縄の公共事業を県外企業が受注することにより本土へ還流することに対する山口大臣の認識、沖縄の特殊事情により幼稚園に通う5歳児を放課後児童クラブの受入対象とする特例承認の継続に対する政府の認識、普天間飛行場代替施設建設の事前協議におけるコンクリートブロックの重量等の説明の有無、普天間飛行場代替施設建設に係る岩礁破碎許可を県が取り消した場合の政府の対応などについて質疑を行った。

4月6日、予算委員会から委嘱された平成27年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、4月4日及び5日の菅官房長官の沖縄訪問の成果についての山口大臣の所見、地方自治体の処分に対して行政不服審査法上の執行停止が決定された場合の処分実現を求める手段、自らが行った許可の内容に反する行為に対する地方自治体による行政事件訴訟法上の差止め訴訟提起の可否、行政不服審査法に基づく審査請求の裁決までの標準処理期

間、平成27年度沖縄振興予算及び沖縄振興一括交付金の減額の理由、沖縄県の航空機整備基地整備事業が国の移転補償費請求により遅延することへの政府の対応、菅官房長官と翁長知事の会談等の内容と意義、沖縄県知事公室長だった又吉進氏を外務省参与に任命した経緯及びその職務の内容、行政不服審査法の目的及び趣旨と国の機関による申立ての事例、公有水面埋立法における埋立ての「免許」と「承認」の違い、普天間飛行場の運用停止の実現から同飛行場の閉鎖までに要する期間、普天間飛行場の5年以内の運用停止の定義、沖縄への鉄軌道導入に関するこれまでの内閣府による取組状況、鉄軌道導入に関する沖縄県の調査の概要及び国の調査との相違点と相互に連携をとる必要性、経済金融活性化特別地区制度の概要及び事業認定等の実績、経済金融活性化特別地区制度の認知度向上に向けた取組方針、対馬丸記念館に対する補助金の使途を運営費にまで拡大することに対する政府の考え方と取組の必要性、ロシアにおけるサケ・マス流し網漁禁止問題の現状と日本側の対応、プーチン・ロシア大統領のクリミア問題における核戦力準備発言に対する日本政府の対応、沖縄県による辺野古沖における海底潜水調査のための立入り申請が米側により不許可とされた理由、在沖米軍機の飛行中における部品落下事案の米側から日本政府への通報状況、沖縄振興予算の一括計上を見直すことに対する政府の見解などについて質疑を行った。

6月17日、沖縄振興及び在沖縄米軍基地問題に関する件について、参考人として、宜野湾市長佐喜眞淳君、静岡県立大学グローバル地域センター特任教授小川和久君、沖縄大学人文学部准教授・トリ

ニティ株式会社代表取締役社長樋口耕太郎君及び沖縄国際大学経済学部教授前泊

博盛君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年2月12日(木) (第2回)

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成27年3月20日(金) (第3回)

○沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について岸田外務大臣及び山口内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成27年3月25日(水) (第4回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について山口内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、左藤防衛副大臣、石川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について山口内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

[質疑者]

石田昌宏君(自民)、藤田幸久君(民主)、河野義博君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、吉田忠智君(社民)

○平成27年3月27日(金) (第5回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について山口内閣府特命担当大臣、左藤防衛副大臣、城内外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

島尻安伊子君(自民)、吉田忠智君(社民)、藤田幸久君(民主)、河野義博君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)

(閣法第9号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産社民

反対会派 なし

○平成27年4月6日(月) (第6回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)

平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について山口内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、左藤防衛副大臣、平内閣府副大臣、城内外務副大臣、二之湯総務副大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、藤田幸久君(民主)、河野義博君(公明)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、吉田忠智君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年6月17日(水) (第7回)

○参考人の出席をを求めることを決定した。

○沖縄振興及び在沖縄米軍基地問題に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

宜野湾市長 佐喜眞淳君

静岡県立大学グローバル地域センター特任教授 小川和久君

沖縄大学人文学部准教授・トリニティ株式会社代表取締役社長 樋口耕太郎君

沖縄国際大学経済学部教授 前泊博盛君

[質疑者]

島尻安伊子君(自民)、藤田幸久君(民主)、河野義博君(公明)、儀間光男君(維新)、大門実紀史君(共産)、吉田忠智君(社民)、

藤本祐司君（民主）

○平成27年9月25日（金）（第8回）

- 請願第2135号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成27年2月23日（月）、24日（火）

- 沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

風間直樹君（民主）、石田昌宏君（自民）、
末松信介君（自民）、藤田幸久君（民主）、
河野義博君（公明）、儀間光男君（維新）、
紙智子君（共産）、吉田忠智君（社民）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	牧山 ひろえ (民主)	山東 昭子 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	石井 正弘 (自民)	関口 昌一 (自民)	吉川 沙織 (民主)
理事	大野 泰正 (自民)	武見 敬三 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	末松 信介 (自民)	中川 雅治 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	山下 雄平 (自民)	福岡 資麿 (自民)	清水 貴之 (維新)
理事	足立 信也 (民主)	丸山 和也 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	難波 奨二 (民主)	溝手 顕正 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	長沢 広明 (公明)	森屋 宏 (自民)	吉良 よし子 (共産)
	井原 巧 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	行田 邦子 (元氣)
	磯崎 仁彦 (自民)	江田 五月 (民主)	江口 克彦 (次代)
	磯崎 陽輔 (自民)	芝 博一 (民主)	中西 健治 (無ク)
	岩井 茂樹 (自民)	直嶋 正行 (民主)	(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類66件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法等の一部を改正する法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を

聴取するとともに、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる意義、平成28年参議院議員通常選挙から適用を予定する理由、政治的中立性を確保した主権者教育の充実の必要性、選挙犯罪についての少年法の特例の判断基準、被選挙権年齢に関する見解、選挙人名簿登録制度の改善の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

6月5日、第47回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年6月5日(金) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第47回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙

違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員武正公一君から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年6月10日(水) (第3回)

- 公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

神奈川県教育委員会教育長 桐谷次郎君
立命館宇治中学校・高等学校教諭 杉浦真理君
松山市選挙管理委員会事務局長 竹村奉文君
特定非営利活動法人YouthCreate代表理事
原田謙介君

[質疑者]

石井正弘君(自民)、難波奨二君(民主)、
西田実仁君(公明)、室井邦彦君(維新)、
井上哲士君(共産)、行田邦子君(元気)、
江口克彦君(次代)、中西健治君(無ク)

○平成27年6月15日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員船田元君、同逢沢一郎君、同武正公一君、同北側一雄君、同井上英孝君、同玉城デニー君、同野間健君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、足立信也君(民主)、
長沢広明君(公明)、清水貴之君(維新)、
吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、
松沢成文君(次代)、中西健治君(無ク)

(衆第5号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、
元気、次代、無ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成27年9月25日(金) (第5回)

- 請願第266号外65件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	中曾根 弘文 (自民)	猪口 邦子 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	塚田 一郎 (自民)	衛藤 晟一 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	三原じゅん子 (自民)	北村 経夫 (自民)	藤巻 健史 (維新)
理事	白 眞勲 (民主)	二之湯 武史 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	矢倉 克夫 (公明)	有田 芳生 (民主)	井上 義行 (元気)
	赤池 誠章 (自民)	長浜 博行 (民主)	中山 恭子 (次代)
	石井 浩郎 (自民)	柳澤 光美 (民主)	(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣の施政方針演説では、拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであるとし、今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くすことが表明された。

4月22日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岸田外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について山谷国務大臣からそれぞれ説明を聞いた。

4月27日、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について、参考人とし

て、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表飯塚繁雄君、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長・東京基督教大学教授西岡力君、特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学海外事情研究所教授荒木和博君、関西学院大学国際学部教授平岩俊司君及び立命館大学客員教授・共同通信客員論説委員平井久志君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

8月31日、北朝鮮の韓国への砲撃事案及び南北の共同報道文合意、北朝鮮の特別調査委員会による調査、日朝外相会談、拉致問題解決に向けた国際的連携、北朝鮮の核・ミサイル開発、朝鮮半島有事における拉致被害者等の救出等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年4月22日(水) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岸田外務大臣から説明を聞き、拉致問題をめぐる現状に関する件について山谷国務大臣から説明を聞いた。

○平成27年4月27日(月) (第3回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表
飯塚繁雄君

北朝鮮に拉致された日本人を救出するため

の全国協議会会長・東京基督教大学教授
西岡力君
特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学海外
事情研究所教授 荒木和博君
関西学院大学国際学部教授 平岩俊司君
立命館大学客員教授・共同通信客員論説委
員 平井久志君

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、白眞勲君（民主）、
有田芳生君（民主）、矢倉克夫君（公明）、
藤巻健史君（維新）、井上哲士君（共産）、
井上義行君（元気）、和田政宗君（次代）

○平成27年8月31日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮の韓国への砲撃事案及び南北の共同報道文合意に関する件、北朝鮮の特別調査委員会による調査に関する件、日朝外相会談に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、北朝鮮の核・ミサイル開発に関する件、朝鮮半島有事における拉致被害者等の救出に関する件等について岸田外務大臣、山谷国務大臣、城内外務副大臣、石川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、有田芳生君（民主）、白眞勲君（民主）、平木大作君（公明）、藤巻健史君（維新）、井上哲士君（共産）、井上義行君（元気）、中山恭子君（次代）

○平成27年9月25日（金）（第5回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山本 順三 (自民)	大沼 みずほ (自民)	長浜 博行 (民主)
理事	高橋 克法 (自民)	木村 義雄 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	中西 祐介 (自民)	島村 大 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	松山 政司 (自民)	伊達 忠一 (自民)	小野 次郎 (維新)
理事	西村 まさみ (民主)	藤川 政人 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)
理事	安井 美沙子 (民主)	丸川 珠代 (自民)	山田 太郎 (元気)
理事	杉 久武 (公明)	水落 敏栄 (自民)	中野 正志 (次代)
	赤石 清美 (自民)	石橋 通宏 (民主)	又市 征治 (社民)
	石井 準一 (自民)	小川 敏夫 (民主)	谷 亮子 (生活)
	大家 敏志 (自民)	津田 弥太郎 (民主)	荒井 広幸 (改革)

(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、**開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月4日、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、参考人慶應義塾大学名誉教授・公益財団法人世界平和研究所特任研究顧問・ODA大綱見直しに関する有識者懇談会座長薬師寺泰蔵君及び立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授・特定非営利活動法人難民を助ける会理事長長有紀枝君から意見を聴いた後、日本の強みをいかにして国益につなげる協力をを行う重要性、人間の安全保障の概念を憲法前文との関係で捉えて国際社会に向け強く発信する必要性、非軍事目的のODAの軍事転用を回避するための具体的方策、ODAが日本の安全保障や経済発展の手段に利用される可能性への認識、民間資金による

開発に伴う格差拡大等の負の側面を検証する必要性、ODAを卒業して自立するための出口戦略の重要性、対中国ODAに対する評価、新大綱において国益を強調することの弊害、障害者の経済的自立と社会参画を目的とする支援の具体的取組、ODAの軍事転用を防ぐための運用基準の整備及び追跡調査の必要性等について質疑を行った。

4月6日、予算委員会から委嘱された平成27年度政府開発援助関係経費の審査を行い、ポストMDGsに防災の視点を加える必要性、一部省庁で見られるODA「見える化」の取組の遅れと対応状況、自国安全保障に資するODAの強調が第三国の疑念を惹起する外交上の懸念、原発輸出推進に資するJICAの原子力発電基盤整備計画研修に対する疑念、開発協力における中小企業海外展開支援事業予算の現状及び関連機関との連携の必要性、アジアインフラ投資銀行に対する政府の姿勢と対応、新大綱と国家安全保障戦略及び日本再興戦略との関係、法制度

支援の今後の方針と方向性、スリランカのジャヤワルダナ大統領記念館の日本館に対する支援の必要性等について質疑を行った。また、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、岸田外務大臣から説明を聴いた後、ODAと二国間クレジット制度が連携した途上国の環境分野での支援の事例と必要性、軍が関与する非軍事分野の活動に対する支援の実績等に関する情報開示の必要性、新大綱下でのPDCAサイクルの在り方、我が国経済活動の海外展開支援へのODAの活用とその基本理念との間の整合性、ミャンマー・ティラワ経済特区開発事業の在り方、ODAの地域別配分に際して選択と集中を行い戦略的に活用する必要性、新大綱における国益の定義及び各事業の国益への貢献度の評価基準、新大綱でも貧困撲滅をODAの基本に据える重要性、諸外国による交番制度の導入実績と導入支援の形態、韓国人ハンセン病療養所入所者への補償実現への取組を踏まえ問題解決へ日韓が歩み寄る必要性等について質疑を行った。

5月27日、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、参考人「動く→動かす」事務局長稲場雅紀君、株式会社タイワ精機会長高井芳樹君、国連人口基金東京事務所長佐崎淳子君から意見を聴取した後、テロの根源をなくすための教育への日本の貢献、国際保健分野での支援における情報通信技術の活用、JICAの中小企業海外展開支援を活用した上で感じた評価点及び改善点、NGO等の問題意識やニーズをODAに反映し市民協力を確保するメカニズム、国際連帯税の具体例、大綱見直しにより非軍事の支援という日本のブランドが失われる可能性、女性の地位向上のために日本ができること、軍関連にODAが使われることによりNGOの活動に支障が生じる懸念、人間の安全保障の考え方に対する国際社会の理解度、日本全体の取組により形成される我が国に対する各国の評価等について質疑を行った。

6月19日、開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年3月4日(水) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学名誉教授

公益財団法人世界平和研究所特任研究顧問
ODA大綱見直しに関する有識者懇談会座長 葉師寺泰蔵君

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科

教授

特定非営利活動法人難民を助ける会理事長
長有紀枝君

[質疑者]

島村大君 (自民)、藤末健三君 (民主)、
杉久武君 (公明)、小野次郎君 (維新)、
辰巳孝太郎君 (共産)、山田太郎君 (元気)、
中野正志君 (次代)、又市征治君 (社民)、
谷亮子君 (生活)、荒井広幸君 (改革)

○平成27年4月6日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十七年度一般会計予算 (衆議院送付)
平成二十七年度特別会計予算 (衆議院送付)

平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費）について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、関経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、左藤防衛副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事植澤利次君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、石橋通宏君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年5月27日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

「動く→動かす」事務局長 稲場雅紀君
株式会社タイワ精機会長 高井芳樹君
国連人口基金東京事務所長 佐崎淳子君

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、藤末健三君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年6月19日（金）（第5回）

- 開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議を行った。

○平成27年9月25日（金）（第6回）

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議—

昭和29年10月、我が国はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、政府開発援助（ODA）を開始して以来、これまで60年の歴史を積み重ねてきた。この間、戦後復興と高度経済成長を成し遂げ、世界の主要国となった我が国は、国際的に期待される役割を踏まえつつ、その歴史的経験もいかした特色あるODAの実施を通じて多様化する途上国の開発課題の解決に取り組むことにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に取り組んできた。ODAの役割や予算額の増大に伴い、ODA政策の理念や原則を明確化すべきとの議論が国会等において高まり、平成4年に初めてのODA大綱が閣議決定され、平成15年にはその改定が行われた。これらの取組により、人間の安全保障の視点、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、途上国の自助努力と自立支援といった我が国ODA政策の骨格が形作られてきた。

そのような中、冷戦終結後の国際情勢の変化、グローバル化の一層の進展などに伴い、開発課題が多様化、複雑化、広範化するとともに、開発協力においてODA以外の資金や活動の役割が増大

するなど、ODAを取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下、ODAのみならず、様々な力を結集して開発課題に適切に対処するため、政府は本年2月10日、ODA大綱を改め、開発協力大綱を新たに閣議決定した。

政府は、我が国ODA60年の歴史から得た経験と知見及び教訓を真摯に受け止め、これまでに築き上げられてきた評価と信頼を更に高めていく中で、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献していくとの開発協力大綱に定められた目的を達成していくため、特に次に掲げる事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、日本国憲法前文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」との基本精神の下、一人ひとりの幸福と尊厳ある生存を確保しようとする「人間の安全保障」の理念は、我が国が国際社会に広く訴えていくべき価値観である。多様化する開発協力の実施に当たっては、「人間の安全保障」が全ての開発協力の根本にある指導理念であることに留意しつつ、特に、子供や女性、少数民族など脆弱な立場に置かれやすい人々の保護と能力強化に焦点を当てるほか、それらの人々のニーズを反映していくため、開発への参加促進を支援する取組を強化するとともに、基本的人権の保障がなされるように適切に対応すべきである。

二、ODAの実施に当たっては、開発の最も基本的な課題である絶対的貧困の撲滅、教育、保健・衛生など、ミレニアム開発目標（MDGs）に掲げられた分野に対する支援を引き続き重視していくべきである。あわせて、途上国が自立的発展を達成する上で、経済成長が鍵となることから、MDGsへの支援と相補う車の両輪として、インフラ整備など我が国の強みをいかした経済成長支援を行っていくべきである。なお、経済成長のための支援を実施するに際しては、格差の拡大、社会の不安定化、環境破壊などをもたらすことがないように、「人間の安全保障」の理念を踏まえた、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた「質の高い成長」を実現するため、相手国の発展段階や地域事情等に応じた丁寧な案件形成を行うべきである。

三、2015年以降の国際開発目標をめぐることは、持続可能な開発に向けて、防災の主流化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現、気候変動への対応など、我が国の知見や経験を効果的に活用しうる分野についての理解が広がるように、議論を主導するための取組を強化すべきである。同時に、民間企業も含め、多様な主体と連携しつつ、それらの分野における協力を推進するとともに、技術の活用や制度の運用などについて、相手国に適切に伝達できる人材の育成・確保についても取組を強化すべきである。

四、開発課題の多様化、複雑化、広範化に伴い、ODAをその中核とする開発協力の役割が拡大する中で、政府は、閣議決定した「国家安全保障戦略」や「日本再興戦略」において、ODAを戦略的に活用することを打ち出している。そのような方針に対し、我が国ODAと国益との関係の在り方や国際社会における受け止め方など、様々な観点から懸念が示されていることに応じていくため、開発協力大綱の下で行われる我が国ODAの目的について、国内外において一層丁寧な説明を行い、正確な理解が促進されるよう、在外公館等の活動も含め、取組を強化すべきである。

五、非軍事目的の開発協力は、平和国家である我が国の国際貢献の在り方を体現するものとして、国際社会において高く評価されている我が国のブランドであり、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則はその要となるものである。開発協力の実施に当たっては、軍事目的への転用が決して行われることのないよう、また、我が国の中立性や信頼が損なわれたり、疑念を持たれたりすることがないように、同原則の運用に際して、相手国との慎重な事前協議のほか、モニタリングや情報公開の徹底を図るなど、確実な措置を講ずるべきである。

六、膨大な開発需要に適切に対処していくためには、ODAを始めとする公的な資金・活動に加え、

多様な主体といかに連携していくかが重要な課題となっている。そのような中で、民間企業とODAとの連携に当たっては、民間企業の活動の本質が営利活動であることを踏まえつつ、持続可能性、良質な雇用の創出、途上国の自立的発展への貢献などの観点から、真に開発に資する案件を支援するため、国際協力機構（JICA）の審査体制を充実するとともに、支援がどのような効果を生んだのかについて、十分な情報公開がなされるよう一層努めていくべきである。

七、NGO／市民社会組織（CSO）は、開発協力の一翼を担う主要な主体の一つである。その草の根レベルでのきめ細かな活動は、一人ひとりに焦点を当てる「人間の安全保障」を実現する意味でも、特筆すべき存在であり、また、開発に関する政策を国際社会において主流化する上でも、NGO等の持つネットワークやノウハウは大きな力となる。我が国の開発協力においてこれらの強みをいかしていくため、日本NGO連携無償資金協力やNGO・外務省定期協議会など、既存の連携スキームを資金と政策形成の両面において更に充実・強化していくべきである。また、本年発足50周年を迎える青年海外協力隊事業を始めとするJICAボランティア事業の積極的活用を含め、開発協力の担い手の裾野を拡大すべきである。

八、開発協力大綱の決定により、開発協力の地平が広がる一方、厳しい財政状況の中、明年のG7伊勢志摩サミットの開催も見据え、対国民総所得（GNI）比でODAの支出額を0.7%とするとの国際公約を念頭に置き、その早期達成に向けて、新たな資金調達メカニズムの開発を含め、実施・財政基盤の強化を図るべきである。そのためには、ODAについて、相手国への裨益効果はもとより、我が国外交や国民の利益に対する貢献も含め、より精緻なPDCAサイクルを実施すべきである。その上で、外務省所管以外の事業も含め、分かりやすい情報公開を行い、国民への説明責任を果たすための取組を強化すべきである。また、「選択と集中」を進めることにより、効率的、効果的なODAを実施し、その戦略性と実効性を高めていくべきである。

右決議する。

地方・消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	西田 昌司 (自民)	島田 三郎 (自民)	野田 国義 (民主)
理事	太田 房江 (自民)	滝沢 求 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	岡田 直樹 (自民)	松下 新平 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	藤川 政人 (自民)	三木 亨 (自民)	寺田 典城 (維新)
理事	江崎 孝 (民主)	森屋 宏 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	森本 真治 (民主)	山田 修路 (自民)	松田 公太 (元気)
理事	佐々木 さやか (公明)	若林 健太 (自民)	和田 政宗 (次代)
	青木 一彦 (自民)	金子 洋一 (民主)	葉師 寺みちよ (無ク)
	江島 潔 (自民)	斎藤 嘉隆 (民主)	福島 みずほ (社民)
	尾辻 秀久 (自民)	西村 まさみ (民主)	平野 達男 (改革)

(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等を行うとともに、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものである。また、**地域再生法の一部を改正する法律案**は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方分権改革の意義、農地転用許可権限の地方への移譲の背景と優

良農地確保の必要性、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の在り方、コンパクトビレッジ形成の必要性及びその効果等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、地域再生法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月27日、地方活性化の基本施策について石破国務大臣から、消費者行政の基本施策について山口内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

4月6日、予算委員会から委嘱された平成27年度内閣（地方活性化関係経費）及び内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、地方版総合戦略の策定期間の妥当性、政府関係機関の地方移転への取組、消費者行政の強化の必要性、パチンコ店内における銀行ATM設置の是非、なりすましECサイトによる被害の防止対策、観光資源としての城郭再建の有効性、地域再

生基盤強化交付金の見直しの必要性、ノンアルコール飲料を特定保健用食品として表示許可することの妥当性、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に係る進捗状況等の諸問題について質疑を行った。

4月22日、大臣の所信に対し、日本版C-C-R-C構想に期待する効果、消費者と事業者双方の立場を考慮した消費者行政の推進に向けた大臣の決意、福岡市における消費生活相談業務の民間委託に対する懸念、軽自動車税の増税に係る住民の負担増と地方創生政策の整合性、商品先

物取引における不招請勧誘禁止の緩和により消費者被害が生じた場合の対応、条件不利地域に十分配慮した政策の必要性、パチンコ店内への銀行ATM設置に関する政府の対応状況、被災地における住宅再建・購入費用の高騰に対する大臣の見解、医療機関ネットワーク事業の参画医療機関が増えない理由、食品中のトランス脂肪酸について表示を義務化する必要性、これまでの地域政策の問題点をより一層検証する必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年3月27日(金) (第2回)

○地方活性化の基本施策に関する件について石破国務大臣から所信を聴いた。

○消費者行政の基本施策に関する件について山口内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成27年4月6日(月) (第3回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(地方活性化関係経費)及び内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について石破国務大臣及び山口内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、石破国務大臣、山口内閣府特命担当大臣、二之湯総務副大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

野田国義君(民主)、寺田典城君(維新)、大門実紀史君(共産)、松田公太君(元気)、和田政宗君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月22日(水) (第4回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○地方活性化の基本施策に関する件及び消費者行政の基本施策に関する件について石破国務大臣、山口内閣府特命担当大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田直樹君(自民)、山田修路君(自民)、江崎孝君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、佐々木さやか君(公明)、寺田典城君(維新)、大門実紀史君(共産)、和田政宗君(次代)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、平野達男君(改革)

○平成27年6月10日(水) (第5回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)
地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)

以上両案について石破国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、あべ農林水産副大臣、永岡厚生労働副大臣、あかま総務大臣政務官

及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、藤末健三君（民主）、
横山信一君（公明）、寺田典城君（維新）、
大門実紀史君（共産）、松田公太君（元気）、
和田政宗君（次代）、薬師寺みちよ君（無
ク）、福島みずほ君（社民）、平野達男君
（改革）

○平成27年6月17日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）

以上両案について石破国務大臣、平内閣府副大臣、あべ農林水産副大臣、二之湯総務副大臣、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、森本真治君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、寺田典城君（維
新）、紙智子君（共産）、山口和之君（元
気）、和田政宗君（次代）、薬師寺みちよ
君（無ク）、福島みずほ君（社民）、荒井
広幸君（改革）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、元気、
次代、無ク、社民、改革

反対会派 共産

（閣法第53号）

賛成会派 自民、民主、公明、元気、次代、
無ク、改革

反対会派 維新、共産、社民

なお、地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成27年9月25日（金）（第7回）

- 地方の活性化及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	櫻井 充 (民主)	上月 良祐 (自民)	徳永 エリ (民主)
理事	熊谷 大 (自民)	佐藤 信秋 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	酒井 庸行 (自民)	高階 恵美子 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	中原 八一 (自民)	滝波 宏文 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	堀内 恒夫 (自民)	塚田 一郎 (自民)	浜田 昌良 (公明)
理事	磯崎 哲史 (民主)	林 芳正 (自民)	川田 龍平 (維新)
理事	浜野 喜史 (民主)	古川 俊治 (自民)	真山 勇一 (維新)
理事	若松 謙維 (公明)	堀井 巖 (自民)	田村 智子 (共産)
理事	紙 智子 (共産)	宮本 周司 (自民)	山口 和之 (元氣)
	愛知 治郎 (自民)	脇 雅史 (自民)	中野 正志 (次代)
	岩城 光英 (自民)	大島 九州男 (民主)	渡辺美知太郎 (無ク)
	宇都 隆史 (自民)	神本 美恵子 (民主)	山本 太郎 (生活)
	岡田 広 (自民)	田城 郁 (民主)	
	片山 さつき (自民)	田中 直紀 (民主)	(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願6種類64件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、大川原地区の復興拠点整備で想定される計画の内容、福島県における医療・介護人材の確保の必要性、集中復興期間終了後の復興財源の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決

議が付された。

〔国政調査等〕

2月23日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、福島県に視察を行った。

3月25日、東日本大震災復興の基本施策について竹下国務大臣（復興大臣）から所信を、また、平成27年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記視察について、視察委員から報告を聴取した。

3月27日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、JR常磐線全面復旧及び常磐自動車道のIC増設に係る地元要望に対する復興大臣の所見、集中復興期間後の新たな5年間の復興支援の枠組みの在り方、心の復興事業の推進及び被災自治体職員のメンタルヘルス対策、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入に当

たつての取組方針、被災地の地元企業の活性化及び産学連携の促進方策、被災地における人材マッチングの促進、復興予算の未執行・未使用に関する復興大臣の見解、東京電力による就労不能損害賠償の打切りに対する復興大臣の所見、災害公営住宅を地域の高齢者福祉の拠点と一体で整備する必要性、自治体が自らの判断で使用できる復興基金に復興予算を一括交付する考え方に対する見解、栃木県における指定廃棄物最終処分場の候補地選定に要するデータの欠落の影響と対応策、放射能が健康に与える影響及び予防原則に則って避難区域指定等を見直す必要性、市庁舎の復旧に関する震災復興特別交付税による支援措置の継続、液状化対策事業に対する国の支援についての復興大臣の所見、福島県の子どもの肥満対策及び運動の機会の確保に対する積極的な支援、被災地における東京五輪の聖火リレー及び大会競技の一部開催の実現などの諸問題が取り上げられた。

4月6日、予算委員会から委嘱された平成27年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、住まいの復興を最優先で進めることについての復興大臣の決意、復興予算の執行率及び平成28年度以降の予算における地元負担に関する復興大臣の認識、福島第一原発作業停止時の下請企業従業員に対する適切な休業手当の支払、JR気仙沼線及びJR大船渡線の鉄道での復旧を実現するための取組、指定廃棄物の一時保管に関する会計検査院の指摘に対する環境省の見解、原発事故避難者への応急仮設住宅の供与期間を延長する必要性、見守り支援員の確保等に資する震災等緊急雇用対応事業の継続及び予算の確保、福島県立ふたば未来学園に対する政府の支援方針、原子

力規制委員会の審査プロセス、指定廃棄物最終処分場の候補地選定における水源との近接状況に係る配慮、食品中のストロンチウム検査の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月22日、原子力規制委員会の活動状況について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。

5月13日、原子力問題について質疑を行い、福井地裁の高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定に対する原子力規制委員会の所見、敦賀原発敷地内破砕帯調査に関するピア・レビュー会合の再開の必要性、福井地裁の判断に対して新規制基準の合理性について主張・説明していく必要性、新規制基準の適合性審査に関するプロセスの文書化によるルール明確化の必要性、福島第一原発事故後も原発をベースロード電源として位置付ける考え方の根拠、福井地裁の判断には事実認識があるとの原子力規制委員会委員長の主張の妥当性、原子力規制委員会において原子炉40年運転期間制限規定についての検討を行う必要性、敦賀原発敷地内破砕帯調査に係る事業者の意見に対する原子力規制委員会の対応、敦賀原発敷地内破砕帯調査を巡る原子力規制委員会と事業者との意思疎通改善の取組、海洋へのトリチウム放出について我が国独自の環境基準を定める必要性、福島第一原発の事故収束・廃炉作業での労働安全対策に国も積極的に関与する必要性、東京電力による福島第一原発の敷地境界外に影響を与えるリスク総点検についての評価、指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定データに重大な欠落があった場合の対応、千葉県の詳細調査候補地が東電の火力発電所敷地に決まった経緯と協力確保の見込み、福島第一原発事故と同じ

量の放射性物質放出を前提に避難計画を立てる必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月1日、東日本大震災復興の総合的対策について質疑を行い、復興・創生期間における復興事業の自治体負担に関する復興大臣の認識、集中復興期間終了に伴う各種補助金及び支援金打切りの可能性に対する懸念、食品中に含まれる放射性物質の上限基準を見直す必要性、日本学術会議の提言を踏まえた福島再生のための施策を遂行する重要性、被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続及び内容変更の有無、福島県が行う自主避難者への応急仮設住宅の無償提供延長の必要性、自主避難者も含めた避難者の生活実態調査及び生活支援の必要性、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における生活環境整備の加速化のための国の取組、巨大大防潮堤事業の見直し及び原状復旧にとらわれない道路整備の必要性、集中復興期間における各種取組及び復興予算に関する総括の徹底、復興交付金事業における基幹事業と効果促進事業に対する国費負担の在り方、平成27年度で終了する「新しい東北」先導モデル事業についての復興大臣の認識、指定廃棄物長期管理施設の設置方針及び調査の進捗状況、応急仮設住宅に住む自主避難者と関係大臣の面会の実現及び関係文書公開の必要性などの諸問題が取り上げられた。

7月8日、原子力問題について質疑を行い、エネルギーミックス案で原発比率20～22%とする中での東海第二発電所の取扱い、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定及び低レベル放射性廃棄物の処分の進め方、福島第一原発固体廃棄物貯蔵庫第9棟の審査遅延の理由及び地元双葉町の懸念への対応、福島第一原発のリスク低減のため安全確保を前提に審査をより効率化していく必要性、原子力規制委員会の検討課題である原子炉40年運転期間制限規定について未検討の理由、敦賀原発破砕帯調査有識者会合報告書に係る事業者の指摘に原子力規制委員会が回答しない理由、新規制基準適合性審査の結果の蓄積を審査の基準・ガイド・解釈に反映できる可能性、「原発はトイレなきマンション」との揶揄についての経済産業省の認識と反論、千葉県指定廃棄物長期管理施設候補地に自社敷地が選定されたことへの東京電力の認識、原子力災害対策指針における住民の避難や安全確保の課題についての解決状況、原発事故の自主避難者の居住支援には災害救助法ではなく特別立法で対応する必要性、福島第一原発7・8号機建設予定地を県外指定廃棄物に係る用地として提供する可能性、福島第一原発1・2号機の排気筒が劣化により倒壊して原子炉建屋を直撃する可能性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年3月25日(水) (第2回)

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について竹下復興大臣から所信を聴いた。

○平成27年度復興庁関係予算に関する件につ

て長島復興副大臣から説明を聴いた。

○東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等に関する件について委員から報告を聴いた。

○平成27年3月27日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について竹下復興大臣、浜田復興副大臣、小里環境副大臣、高木経済産業副大臣、小泉農林水産副大臣、丹羽文部科学副大臣、松本内閣府大臣政務官、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜野喜史君（民主）、礪崎哲史君（民主）、新妻秀規君（公明）、真山勇一君（維新）、紙智子君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）、上月良祐君（自民）、堀内恒夫君（自民）

○平成27年4月6日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（東日本大震災復興）について竹下復興大臣、赤澤内閣府副大臣、小里環境副大臣、浜田復興副大臣、岩井経済産業大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、鈴木国土交通大臣政務官、松本内閣府大臣政務官、赤池文部科学大臣政務官、小泉復興大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、田城郁君（民主）、新妻秀規君（公明）、川田龍平君（維新）、田村智子君（共産）、山口和之君（元気）、中野正志君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成27年4月15日（水）（第5回）

- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について竹下復興大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月22日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について

竹下復興大臣、望月環境大臣、浜田復興副大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、二之湯総務副大臣、小里環境副大臣、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、森まさこ君（自民）、増子輝彦君（民主）、徳永エリ君（民主）、若松謙維君（公明）、真山勇一君（維新）、山口和之君（元気）、中野正志君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、紙智子君（共産）、山本太郎君（生活）

（閣法第2号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産
元気、次代、無ク

反対会派 生活

なお、附帯決議を行った。

- 原子力規制委員会の活動状況に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○平成27年5月13日（水）（第7回）

- 原子力問題に関する件について高木経済産業副大臣、小里環境副大臣、高階厚生労働大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、阿達雅志君（自民）、大島九州男君（民主）、浜野喜史君（民主）、新妻秀規君（公明）、川田龍平君（維新）、田村智子君（共産）、山口和之君（元気）、和田政宗君（次代）、渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）

○平成27年6月1日（月）（第8回）

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について竹下復興大臣、山谷内閣府特命担当大臣、浜田復興副大臣、岩井経済産業大臣政務官、鈴木国土交通大臣政務官、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷大君（自民）、神本美恵子君（民主）、徳永エリ君（民主）、若松謙維君（公明）、真山勇一君（維新）、紙智子君（共産）、

山口和之君（元気）、中野正志君（次代）、
渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）

○平成27年7月8日（水）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力問題に関する件について高木経済産業副大臣、小里副大臣、浜田復興副大臣、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、増子輝彦君（民主）、
浜野喜史君（民主）、新妻秀規君（公明）、
中野正志君（次代）、真山勇一君（維新）、
吉良よし子君（共産）、山口和之君（元気）、
渡辺美知太郎君（無ク）、山本太郎君（生活）

○平成27年9月25日（金）（第10回）

- 請願第674号外63件を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

委員一覧（45名）

委員長	鴻池 祥肇（自民）	上月 良祐（自民）	白 眞勲（民主）
理事	石井 準一（自民）	高橋 克法（自民）	広田 一（民主）
理事	佐藤 正久（自民）	豊田 俊郎（自民）	蓮 舫（民主）
理事	塚田 一郎（自民）	三木 亨（自民）	谷合 正明（公明）
理事	馬場 成志（自民）	三宅 伸吾（自民）	平木 大作（公明）
理事	堀井 巖（自民）	森 まさこ（自民）	矢倉 克夫（公明）
理事	北澤 俊美（民主）	山下 雄平（自民）	片山 虎之助（維新）
理事	福山 哲郎（民主）	山本 一太（自民）	井上 哲士（共産）
理事	荒木 清寛（公明）	山本 順三（自民）	仁比 聡平（共産）
理事	小野 次郎（維新）	小川 勝也（民主）	山口 和之（元気）
	愛知 治郎（自民）	小川 敏夫（民主）	和田 政宗（次代）
	石田 昌宏（自民）	大塚 耕平（民主）	水野 賢一（無ク）
	猪口 邦子（自民）	大野 元裕（民主）	福島 みずほ（社民）
	大沼 みずほ（自民）	小西 洋之（民主）	山本 太郎（生活）
	北村 経夫（自民）	那谷屋 正義（民主）	荒井 広幸（改革）

（27.7.24 現在）

（1）審議概観

第189回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出8件の合計10件であり、そのうち内閣提出2件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願77種類707件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）は、既存の10法律の一部改正を束ねたものであり、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国

の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資する

ことができるようにするため、新規に法律を制定しようとするものである。

委員会においては、両法律案について審査を進め、その後、維新の党から提出された武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第23号）及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（参第24号）と一括して議題とし、審査を行った。

この間、安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣（安全保障法制担当）、岸田外務大臣

ほか関係大臣、維新の党の発議者等に対して質疑を行うとともに、磯崎内閣総理大臣補佐官及び有識者等への参考人質疑、公聴会及び神奈川県での地方公聴会を実施した。

また、民主党・新緑風会及び維新の党共同提出の領域等の警備に関する法律案（参第25号）について、趣旨説明を聴取した。

委員会の質疑においては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化と平和安全法制整備の是非、憲法解釈の変更と法的安定性の問題、専守防衛との整合性、存立危機事態の具体的事例と該当性、外国軍隊への後方支援の在り方、いわゆる駆け付け警護、安全確保業務等の国際平和協力業務の追加と武器使用権限見直しの理由、米軍等の武器等防護の新設の妥当性、例外なき国会の事前承認と事後検証の必要性等について議論が行われた。

質疑終局の動議によって内閣提出2法律案の質疑を終局した後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対して、国会の関与の強化等を内容とする附帯決議が付された。

（２）委員会経過

- 平成27年7月24日（金）（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成27年7月27日（月）（第2回）
 - 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について中谷国務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成27年7月28日（火）（第3回）
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣、太田国土交通大臣、横島内閣法制局長官及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
佐藤正久君（自民）、愛知治郎君（自民）、福山哲郎君（民主）、小川敏夫君（民主）、

大塚耕平君（民主）、大野元裕君（民主）

○平成27年7月29日（水）（第4回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣、石破国務大臣、宮沢経済産業大臣、高市総務大臣、上川法務大臣、太田国土交通大臣、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田実仁君（公明）、片山虎之助君（維新）、小池晃君（共産）、松田公太君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、吉田忠智君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年7月30日（木）（第5回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣、岸田外務大臣、上川法務大臣、菅内閣官房長官、宇都外務大臣政務官、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、塚田一郎君（自民）、広田一君（民主）、前川清成君（民主）、谷合正明君（公明）、真山勇一君（維新）、井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、中山恭子君（次代）、中西健治君（無ク）、水野賢一君（無ク）、福島みずほ君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月3日（月）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について参考人内閣総理大臣補佐官磯崎陽輔君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案について中谷国務大臣、菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人、参考人株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁矢島浩一君及び独立行政法人日本学生支援機構理事長遠藤勝裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、三木亨君（自民）、小西洋之君（民主）、藤巻健史君（維新）、井上哲士君（共産）、田中茂君（元気）、浜田和幸君（次代）、水野賢一君（無ク）、吉田忠智君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月4日（火）（第7回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案について安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣、岸田外務大臣、塩崎厚生労働大臣、菅内閣官房長官及び横畠内閣法制局長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、佐藤正久君（自民）、小川勝也君（民主）、櫻井充君（民主）、矢倉克夫君（公明）、小野次郎君（維新）、仁比聡平君（共産）、井上義行君（元気）、江口克彦君（次代）、中西健治君（無ク）、福島みずほ君（社民）、主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月5日（水）（第8回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について中谷国務大臣、岸田外務大臣、塩崎厚生労働大臣、山谷国務大臣、菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、下村文部科学大臣、石川防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、三宅伸吾君（自民）、白眞勲君（民主）、藤末健三君（民主）、平木大作君（公明）、寺田典城君（維新）、大門実紀史君（共産）、アントニオ猪木君（元気）、浜田和幸君（次代）、水野賢一君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月11日（火）（第9回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について菅内閣官房長官、岸田外務大臣、中谷国務大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、小西洋之君（民主）、柴田巧君（維新）、小池晃君（共産）

○平成27年8月19日（水）（第10回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について中谷国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、石川防衛大臣政務官、中村参議院事務総長、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小池晃君（共産）、井上義行君（元気）、和田政宗君（次代）、中西健治君（無ク）、福島みずほ君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）、藤田幸久君（民主）、大野元裕君（民主）、河野義博君（公明）、東徹君（維新）、田中茂君（元気）、浜田和幸君（次代）

○平成27年8月21日（金）（第11回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、山口内閣府特命担当大臣、中谷国務大臣、石川防衛大臣政務官及び横畠内閣法制局長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、蓮舫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、清水貴之君（維新）、小池晃君（共産）、松田公太君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、又市征治君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月25日（火）（第12回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等

に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣、山谷国家公安委員会委員長、菅内閣官房長官及び横畠内閣法制局長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、森まさこ君（自民）、大沼みずほ君（自民）、福山哲郎君（民主）、広田一君（民主）、水岡俊一君（民主）、平木大作君（公明）、寺田典城君（維新）、井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、浜田和幸君（次代）、中西健治君（無ク）、福島みずほ君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月26日（水）（第13回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案について中谷国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、下村文部科学大臣、中山外務副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、小川勝也君（民主）、大野元裕君（民主）、大塚耕平君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、井上義行君（元気）、浜田和幸君（次代）、水野賢一君（無ク）、吉田忠智君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年8月28日（金）（第14回）

○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法

の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

以上5案について発議者参議院議員小野次郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月2日（水）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

以上7案について発議者参議院議員小野次郎君、同柴田巧君、中谷国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、白眞勲君（民主）、藤田幸久君（民主）、前川清成君（民主）、荒木清寛君（公明）、室井邦彦君（維新）、仁比聡平君（共産）、田中茂君（元気）、和田政宗君（次代）、中西健治君（無ク）、又市征治君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

また、7案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年9月4日（金）（第16回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）
在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）
国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

以上7案について発議者参議院議員小野次郎君、同柴田巧君、中谷国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、石川防衛大臣政務官、横島内閣法制局長官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、蓮舫君（民主）、小西洋之君（民主）、川田龍平君（維新）、井上哲士君（共産）、山本太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、吉田忠智君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年9月8日（火）（第17回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）
在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡

充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

以上7案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

立命館大学客員教授 宮家邦彦君

元内閣法制局長官

弁護士 大森政輔君

慶應義塾大学総合政策学部准教授 神保謙君

日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長

弁護士 伊藤真君

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、広田一君（民主）、矢倉克夫君（公明）、儀間光男君（維新）、井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）、福島みずほ君（社民）

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第23号）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（参第24号）

以上両案について発議者参議院議員小野次郎君から趣旨説明を聴いた。

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）
在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法

の一部を改正する法律案（参第17号）
合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡
充等のための自衛隊法の一部を改正する法律
案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法
の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施
する人道復興支援活動等に関する法律案（参
第20号）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関す
る法律の一部を改正する法律案（参第23号）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確
保するための措置に関する法律及び周辺事態
に際して実施する船舶検査活動に関する法律
の一部を改正する法律案（参第24号）

以上9案の審査のため公聴会開会承認要求書
を提出することを決定した。

○平成27年9月9日（水）（第18回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に
資するための自衛隊法等の一部を改正する法
律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施
する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等
に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法
等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法
の一部を改正する法律案（参第17号）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡
充等のための自衛隊法の一部を改正する法律
案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法
の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施
する人道復興支援活動等に関する法律案（参
第20号）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関す
る法律の一部を改正する法律案（参第23号）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確
保するための措置に関する法律及び周辺事態
に際して実施する船舶検査活動に関する法律

の一部を改正する法律案（参第24号）

以上9案について発議者参議院議員柴田巧
君、同小野次郎君、菅内閣官房長官、中谷國
務大臣、岸田外務大臣、石川防衛大臣政務官、
横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質
疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、藤末健三君（民主）、
谷合正明君（公明）、真山勇一君（維新）、
井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、
和田政宗君（次代）、中西健治君（無ク）、
福島みずほ君（社民）、主濱了君（生活）、
荒井広幸君（改革）

○平成27年9月11日（金）（第19回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に
資するための自衛隊法等の一部を改正する法
律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施
する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等
に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法
等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法
の一部を改正する法律案（参第17号）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡
充等のための自衛隊法の一部を改正する法律
案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法
の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施
する人道復興支援活動等に関する法律案（参
第20号）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関す
る法律の一部を改正する法律案（参第23号）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確
保するための措置に関する法律及び周辺事態
に際して実施する船舶検査活動に関する法律
の一部を改正する法律案（参第24号）

以上9案審査のため委員派遣を行うことを決
定した。

また、9案について発議者参議院議員小野次
郎君、安倍内閣総理大臣、中谷國務大臣、岸

田外務大臣、横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、福山哲郎君（民主）、小西洋之君（民主）、谷合正明君（公明）、藤巻健史君（維新）、仁比聡平君（共産）、山田太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、中西健治君（無ク）、吉田忠智君（社民）、主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年9月14日（月）（第20回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第23号）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（参第24号）

以上9案について発議者参議院議員小野次郎君、同柴田巧君、安倍内閣総理大臣、中谷国務大臣、岸田外務大臣、石川防衛大臣政務官、横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、北澤俊美君（民主）、大塚耕平君（民主）、大野元裕君（民主）、

山口那津男君（公明）、片山虎之助君（維新）、山下芳生君（共産）、山田太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、福島みずほ君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

○領域等の警備に関する法律案（参第25号）について発議者参議院議員大野元裕君から趣旨説明を聴いた。

○平成27年9月15日（火）（公聴会 第1回）

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17号）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第23号）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（参第24号）

以上9案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

大阪大学大学院法学研究科教授 坂元一哉君

弁護士

元最高裁判所判事 濱田邦夫君

政策研究大学院大学長 白石隆君

慶應義塾大学名誉教授

弁護士 小林節君
名古屋大学名誉教授 松井芳郎君
明治学院大学学生
SEALDs 奥田愛基君

・公述人に対する質疑
〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、蓮舫君（民主）、平木大作君（公明）、川田龍平君（維新）、井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年9月17日（木）（第21回）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案をいずれも可決した。

（閣法第72号）

賛成会派 自民、公明、元気、次代、改革
反対会派 維新

欠席会派 民主、共産、無ク、社民、生活
（閣法第73号）

賛成会派 自民、公明、元気、次代、改革
反対会派 維新

欠席会派 民主、共産、無ク、社民、生活
なお、両案について附帯決議を行った。

委員派遣

○平成27年9月16日（水）

（地方公聴会）

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第73号）、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第16号）、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第17

号）、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第18号）、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第19号）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第20号）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第23号）及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（参第24号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

神奈川県

〔派遣委員〕

鴻池祥肇君（自民）、石井準一君（自民）、馬場成志君（自民）、堀井巖君（自民）、北澤俊美君（民主）、福山哲郎君（民主）、荒木清寛君（公明）、清水貴之君（維新）、石田昌宏君（自民）、北村経夫君（自民）那谷屋正義君（民主）、蓮舫君（民主）、平木大作君（公明）、井上哲士君（共産）、山田太郎君（元気）、和田政宗君（次代）、水野賢一君（無ク）、福島みずほ君（社民）、山本太郎君（生活）、荒井広幸君（改革）

〔公述人〕

前海上自衛隊呉地方総監・海将 伊藤俊幸君

専修大学教授

東京大学名誉教授・元副学長

前日本学術会議会長 広渡清吾君

東京財団上席研究員 渡部恒雄君

弁護士

青山学院大学法務研究科助教 水上貴央君

2 調査会審議経過

国の統治機構に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	山崎	力 (自民)	衛藤	晟一 (自民)	風間	直樹 (民主)
理 事	猪口	邦子 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	浜野	喜史 (民主)
理 事	島村	大 (自民)	酒井	庸行 (自民)	吉川	沙織 (民主)
理 事	渡邊	美樹 (自民)	高橋	克法 (自民)	秋野	公造 (公明)
理 事	長浜	博行 (民主)	武見	敬三 (自民)	行田	邦子 (元気)
理 事	横山	信一 (公明)	柘植	芳文 (自民)	山本	太郎 (生活)
理 事	清水	貴之 (維新)	堀井	巖 (自民)	平野	達男 (改革)
理 事	倉林	明子 (共産)	足立	信也 (民主)		
	井原	巧 (自民)	江田	五月 (民主)		(27.3.4 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会の平成25年8月7日に設置された。3年間の調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とし、1年目は「議院内閣制における内閣の在り方」を調査項目として取り上げ、第186回国会の平成26年6月11日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

調査の2年目は、「国と地方の関係」を調査項目とすることとし、鋭意調査を進めた。

今国会においては、平成27年3月4日、これからの地方自治について、参考人東京大学名誉教授・地方公共団体情報システム機構理事長西尾勝君及び毎日新聞論説委員人羅格君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月15日、国と地方の役割分担について、参考人広島県知事湯崎英彦君、東京大学名誉教授神野直彦君及び京都大学大

学院法学研究科教授秋月謙吾君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月22日、広域行政について、参考人兵庫県知事・関西広域連合長井戸敏三君及び中央大学大学院経済学研究科教授佐々木信夫君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月13日、人口減少社会における基礎自治体について、参考人国立社会保障・人口問題研究所長森田朗君及び北海道ニセコ町長片山健也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、5月20日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

参考人からの意見聴取及び質疑、委員間の意見交換を踏まえ、6月12日、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

3月4日の調査会では、参考人から①地方分権改革を推進する手法としての所

掌事務拡張路線と自由度拡充路線、②地方分権改革における税財源議論の必要性とその難しさ等について意見を聴取し、地方への権限移譲における自治体の在り方とその理由、都道府県の役割、平成の合併及び三位一体改革に対する評価、大阪都構想と道州制との関係、行政改革の一環としての国の出先機関見直しの必要性、大都市圏内での人口減少問題に関する対策、まちづくりにおいて農地転用許可の権限を地方に移譲することの有効性、首長に対する監視等の地方議会の役割等について質疑を行った。

4月15日の調査会では、参考人から①権限、財源の移譲による多様性の創出と更なる活力、競争力の構築、②グローバル化、ボーダレス化に伴う地方自治体の役割拡大、③地方自治において制度の多様性を許容する必要性等について意見を聴取し、平成の合併の評価と今後の課題、予算面で制約を受けている地方自治体の実情、道州制導入のメリットとデメリット、国と地方の役割分担についての議論の進め方、都道府県の役割、権限移譲と住民の福祉の増進との関連性、三位一体改革に対する評価、投票率が低い現状における住民参加及び地方議会の充実等について質疑を行った。

4月22日の調査会では、参考人から①関西広域連合の成果と道州制に対する懸念、②地域の連携強化に向けた行政対応の仕組み等について意見を聴取し、地方分権の議論として今後取り組むべきテーマ、小規模市町村の存続のために都道府

県が行うべき有効な支援方法、中長期的な大都市制度改革及び法改正の必要性の有無、コンパクトシティの経済性・効率性と人口規模縮小との関連性、広域連携の進め方、関西広域連合のこれまでの取組に対する評価と今後の課題、国と地方の役割分担の明確化と基本法制定の必要性、統治機構改革としての道州制議論の方向性等について質疑を行った。

5月13日の調査会では、参考人から①今後の基礎自治体の在り方、②住民自治及び情報公開のためのまちづくり基本条例等について意見を聴取し、基礎自治体に移譲すべき権限と財源、地方自治体の規模の適正化とミニマムの行政サービスの担保、人口減少に伴う補完性原理の解釈の変化、住民自治の意義と向上策、今後の地方交付税制度の在り方、道州制に対する見解、住民自治の観点からの今後の市町村合併、政令指定都市の在り方等について質疑を行った。

5月20日の調査会では、中間報告の取りまとめに向けて、国と地方の役割分担、人口減少社会への対応、自治体間連携、自主財源の充実と財政調整制度、地方議会の課題等について委員から意見が述べられた。

6月12日、2年目の調査活動の概要をまとめ、国と地方の役割分担、地方分権改革、基礎自治体、広域行政、地方自治、地方税財政という主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

（2）調査会経過

○平成27年3月4日(水)（第1回）

○国の統治機構等に関する調査のため必要に応じて参考人の出席をを求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係（これからの地

方自治)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学名誉教授・地方公共団体情報システム機構理事長 西尾勝君
毎日新聞論説委員 人羅格君

[質疑者]

渡邊美樹君(自民)、長浜博行君(民主)、
横山信一君(公明)、清水貴之君(維新)、
倉林明子君(共産)、行田邦子君(元氣)、
山本太郎君(生活)、平野達男君(改革)、
島村大君(自民)、風間直樹君(民主)

○平成27年4月15日(水)(第2回)

- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係(国と地方の役割分担)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

広島県知事 湯崎英彦君
東京大学名誉教授 神野直彦君
京都大学大学院法学研究科教授 秋月謙吾君

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、風間直樹君(民主)、
秋野公造君(公明)、清水貴之君(維新)、
倉林明子君(共産)、行田邦子君(元氣)、
山本太郎君(生活)、酒井庸行君(自民)、
長浜博行君(民主)

○平成27年4月22日(水)(第3回)

- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係(広域行政)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

兵庫県知事・関西広域連合長 井戸敏三君
中央大学大学院経済学研究科教授 佐々木信夫君

[質疑者]

堀井巖君(自民)、石上俊雄君(民主)、横山信一君(公明)、清水貴之君(維新)、倉

林明子君(共産)、田中茂君(元氣)、主濱了君(生活)、柘植芳文君(自民)、長浜博行君(民主)

○平成27年5月13日(水)(第4回)

- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係(人口減少社会における基礎自治体)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

国立社会保障・人口問題研究所長 森田朗君
北海道ニセコ町長 片山健也君

[質疑者]

渡邊美樹君(自民)、長浜博行君(民主)、
秋野公造君(公明)、清水貴之君(維新)、
倉林明子君(共産)、行田邦子君(元氣)、
山本太郎君(生活)、荒井広幸君(改革)、
高橋克法君(自民)、森本真治君(民主)

○平成27年5月20日(水)(第5回)

- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係について意見の交換を行った。

○平成27年6月12日(金)(第6回)

- 国の統治機構等に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 国の統治機構等に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成27年9月25日(金)(第7回)

- 国の統治機構等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国の統治機構等に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成25年8月7日に設置された。

本調査会は、理事会等における協議を経て、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」を調査テーマと決定した。本調査テーマの下、調査の1年目においては、当面の調査項目として「議院内閣制における内閣の在り方」を取り上げることとし、議院内閣制の現代的課題、内閣の総合調整機能及び国会との関係、議院内閣制下での参議院の果たすべき役割並びに中央省庁等改革及び独立行政法人制度について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、平成26年6月11日、議長に提出した。

本調査会においては、議院内閣制、内閣及びその機能強化、内閣と国会の関係、国会及びその機能強化、参議院の在り方、政治システムと政治改革、基本法としての憲法等について広く議論を行い、報告書ではそれらを主要論点別に整理している。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鴻池 祥肇 (自民)	関口 昌一 (自民)	江崎 孝 (民主)
理事	大野 泰正 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	広田 一 (民主)
理事	舞立 昇治 (自民)	西田 昌司 (自民)	安井 美沙子 (民主)
理事	森 まさこ (自民)	宮本 周司 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	尾立 源幸 (民主)	山田 俊男 (自民)	中山 恭子 (次代)
理事	平木 大作 (公明)	山本 順三 (自民)	中西 健治 (無欠)
理事	藤巻 健史 (維新)	吉川 ゆうみ (自民)	吉田 忠智 (社民)
理事	辰巳 孝太郎 (共産)	石上 俊雄 (民主)	
理事	金子 原二郎 (自民)	磯崎 哲史 (民主)	(27.2.25 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成25年8月7日(第184回国会)に設置され、同年11月に、3年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定した。

今国会においては、調査項目のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」について調査を行った。

まず、平成27年2月25日には、「日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果」について、公益社団法人日本経済研究センター代表理事・理事長岩田一政君、JPモルガン証券株式会社チーフエコノミスト菅野雅明君及び株式会社富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェロー早川英男君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

次に、3月4日には、「デフレからの脱却と成長戦略」について、法政大学大学院政策創造研究科教授小峰隆夫君、株式会社日本総合研究所副理事長湯元健治君及び早稲田大学政治経済学術院教授若田

部昌澄君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、4月15日には、「我が国の財政事情と財政再建への取組」について、慶應義塾大学経済学部教授井手英策君、政策研究大学院大学教授井堀利宏君及び嘉悦大学ビジネス創造学部教授高橋洋一君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月13日には、「デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組」について、内閣府、財務省及び日本銀行から説明を聴取し、質疑を行った。

その後、5月20日に、2年目の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

なお、2月25日に、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びスウェーデン王国における財政再建に対する先進諸国、国際機関の取組状況に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、平成26年9月8日から17日までの10日間の日程で各国を訪れた海外派遣議員から、報告を聴取した。

6月12日、2年目の調査を踏まえ、11

項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月25日の調査会では、参考人から、量的・質的金融緩和の効果と問題点、原油価格の急落に対する金融政策の在り方、量的・質的金融緩和の出口戦略におけるリスク、フォワードガイダンスの必要性、非伝統的金融緩和の倫理的問題、基礎的財政収支黒字化に向けた具体的計画を策定することの重要性等について意見が述べられた。その後、量的・質的金融緩和からの出口戦略の時期や内容、企業収益の改善が経済成長に結び付かない理由、法人税減税及び消費税増税についての見解、追加の金融緩和に対する評価、格差是正のための施策等について質疑を行った。

3月4日の調査会では、参考人から、アベノミクスの効果と限界、成長戦略として社会保障改革を進めることの重要性、デフレ脱却の定義とデフレの本質、経済の好循環のために必要な条件、アベノミクスを再起動する必要性等について意見が述べられた。その後、バブル以降の経済政策と新自由主義の関係、日銀による大量の国債買入れで将来生じるコスト負担、社会保障における受益と負担のバランス、財政再建の道筋、政府の雇用政策の方向性に対する評価、量的・質的金融緩和の出口で日銀のバランスシートに毀損が発生したときの対応策等について質疑を行った。

4月15日の調査会では、参考人から、日本で増税が難しい理由、社会の信頼度を高めて増税への合意形成を図ることの重要性、消費税増税のメリットとデメリット、年金の個人勘定積立方式への移行、

財政再建における経済成長の重要性、歳入庁の導入、特別会計改革等について意見が述べられた。その後、所得再分配機能強化のために増税を行う場合の課税方法、基礎的財政収支黒字化を達成した後の累積赤字の動向、トリクルダウン効果の有無、財政健全化目標としてふさわしい指標、あるべき税制改革の方向性、国の資産の流動化による財政再建、政府による日銀への損失補填が国民負担となることの懸念等について質疑を行った。

5月13日の調査会では、「デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組」について、西村（康）内閣府副大臣、菅原財務副大臣及び黒田日本銀行総裁からそれぞれ説明を聞いた後、歳入改革を進めるに当たって税外収入の視点を強化する必要性、消費税増税が物価安定目標の達成に与える影響、財政再建のための抜本的な社会保障改革の必要性、日銀が国債の購入をやめた場合に我が国経済が受ける影響、民間格付会社による日本国債格下げの影響等について質疑を行った。

5月20日の調査会では、委員間の意見の交換が行われ、社会保障の需要増大に対応した国民負担率の引上げ、基礎的財政収支の赤字を歳出削減だけで解消することへの疑念、量的・質的金融緩和からの早期撤退の必要性、世代間及び所得階層間の対立を緩和するような税制・社会保障制度の導入、税制改革における所得や資産の分野での応能負担の徹底、財政健全化を成し遂げるといふ国民意識の醸成、中小企業とグローバル企業それぞれに対応した経済政策、歳入改革を進めるに当たって税外収入を活用することの重要性等について意見が述べられた。

6月12日、2年目の活動を踏まえ、量

的・質的金融緩和の出口政策に係る検討の着手、内外市場の信認を得られる財政健全化計画の策定、信頼できる社会の構築と抜本的な税体系の見直し、抜本的な社会保障制度改革、潜在成長率の底上げ

に結び付く成長戦略の着実な実行、地方分権型社会の構築とインフラ整備等についての11項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成27年2月25日(水) (第1回)

- 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方(日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益社団法人日本経済研究センター代表理事・理事長 岩田一政君

J Pモルガン証券株式会社チーフエコノミスト 菅野雅明君

株式会社富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェロー 早川英男君

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、石上俊雄君(民主)、平木大作君(公明)、藤巻健史君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、吉田忠智君(社民)

○平成27年3月4日(水) (第2回)

- 「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方(デフレからの脱却と成長戦略)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

法政大学大学院政策創造研究科教授 小峰隆夫君

株式会社日本総合研究所副理事長 湯元健治君

早稲田大学政治経済学術院教授 若田部昌澄君

[質疑者]

西田昌司君(自民)、尾立源幸君(民主)、平木大作君(公明)、藤巻健史君(維新)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、吉田忠智君(社民)、山田俊男君(自民)、舞立昇治君(自民)

○平成27年4月15日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方(我が国の財政事情と財政再建への取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学経済学部教授 井手英策君
政策研究大学院大学教授 井堀利宏君
嘉悦大学ビジネス創造学部教授 高橋洋一君

[質疑者]

西田昌司君(自民)、安井美沙子君(民主)、平木大作君(公明)、藤巻健史君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、中山恭子君(次代)、中西健治君(無ク)、吉田忠智君(社民)、石上俊雄君(民主)、舞立昇治君(自民)、尾立源幸君(民主)

○平成27年5月13日(水) (第4回)

- 「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方(デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組)について西村(康)内閣府副大臣、菅原財務副大臣及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を

聴いた後、西村（康）内閣府副大臣、菅原財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、石上俊雄君（民主）、平木大作君（公明）、藤巻健史君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、中山恭子君（次代）、中西健治君（無ク）、吉田忠智君（社民）、山田俊男君（自民）、尾立源幸君（民主）

○平成27年5月20日（水）（第5回）

- 「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方について意見の交換を行った。

○平成27年6月12日（金）（第6回）

- 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

- 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成27年8月4日（火）（第7回）

- 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成27年9月25日（金）（第8回）

- 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、第184回国会、平成25年8月7日に設置され、3年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定した。

2年目は、調査項目のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」について調査を行うこととし、参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、政府及び日本銀行から説明を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、去る6月12日、議長に提出した。

同報告書では、経済の好循環で本格的な景気回復、高齢化・人口減少社会における成長戦略の推進、累積債務問題の解決に引き続き取り組んでいく必要があるとの認識の下に、量的・質的金融緩和の出口政策に係る検討の着手、内外市場の信認を得られる財政健全化計画の策定、潜在成長率の底上げに結び付く成長戦略の着実な実行等について、11項目の提言を行っている。

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	柳田 稔 (民主)	石井 浩郎 (自民)	加藤 敏幸 (民主)
理事	上野 通子 (自民)	石井 みどり (自民)	福山 哲郎 (民主)
理事	滝沢 求 (自民)	長峯 誠 (自民)	牧山 ひろえ (民主)
理事	中泉 松司 (自民)	二之湯 武史 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	小林 正夫 (民主)	羽生田 俊 (自民)	市田 忠義 (共産)
理事	河野 義博 (公明)	福岡 資麿 (自民)	アントニオ猪木 (元気)
理事	柴田 巧 (維新)	三宅 伸吾 (自民)	浜田 和幸 (次代)
理事	紙 智子 (共産)	山田 修路 (自民)	
理事	赤石 清美 (自民)	大野 元裕 (民主)	

(27.1.26 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成27年1月26日に設置された。

その後、今期の調査テーマを「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」とすることを決定し、具体的な調査項目として、「国際経済の現状と課題解決に向けた取組」、「我が国の経済連携への取組の現状と課題」、「持続的繁栄を支える資源・エネルギー問題等の現状と課題」、「国際テロを含む国際平和実現に向けた諸課題と我が国の取組の在り方」、「核軍縮、国連など我が国マルチ外交の課題と外交力強化に向けた取組」及び「気候変動、感染症など地球規模課題への対応と我が国の役割」について調査を行うこととした。

第189回国会においては、6回の調査を行った。

3月4日には、「国際経済の現状と課題解決に向けた取組」について、内閣府及び外務省から説明を聴いた後、質疑を行った。

4月15日には、「持続的繁栄を支える資

源・エネルギー問題等の現状と課題（資源・エネルギー問題）」について、参考人NPO法人社会保障経済研究所代表石川和男君、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長河野博文君及び国立研究開発法人物質・材料研究機構特命研究員原田幸明君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月22日には、「持続的繁栄を支える資源・エネルギー問題等の現状と課題（人口問題、食糧問題）」について、参考人明治大学政治経済学部教授加藤久和君、中央大学経済研究所客員研究員佐藤龍三郎君及び資源・食糧問題研究所代表柴田明夫君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月13日には、「国際テロを含む国際平和実現に向けた諸課題と我が国の取組の在り方」について、参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授藤原帰一君、公益財団法人公共政策調査会研究室長板橋功君及び放送大学教授高橋和夫君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月27日には、「我が国の経済連携への取組の現状と課題」について、内閣官房

から説明を聴き、参考人慶應義塾大学総合政策学部教授、同大学院政策・メディア研究科研究委員渡邊頼純君から意見を聴取した後、質疑を行った。

6月10日には、「我が国の経済連携への取組の現状と課題」について、参考人みずほ総合研究所株式会社政策調査部上席主任研究員菅原淳一君、NPO法人アジア太平洋資料センター（PARC）理事・事務局内田聖子君及び慶應義塾大学経済学部教授金子勝君から意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

3月4日の調査会では、政府から、世界経済の潮流、各地域の動向等、我が国経済外交の現状と課題、「地球儀を俯瞰する外交」の展開について説明を聴取した。続いて政府に対し、WTOドーハ・ラウンド交渉の現状と見通し、我が国経済の現状に対する認識、日中韓首脳会談の開催の見通し、アジア諸国に対する法制度整備支援の必要性、WTOラウンド交渉が我が国の第1次産業にもたらした影響、水・環境問題等への我が国の取組、過激派テロ組織が我が国在外資産を資金源としていることへの対応等について質疑を行った。

4月15日の調査会では、参考人から、最近の原油価格の動向とシェール革命、主要鉱物資源をめぐる国際動向、我が国の工業素材の輸出とレアメタル確保及びリサイクルの重要性等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、我が国としての最適なエネルギー政策、日本企業による鉱山権益取得時のリスク負担の在り方、ロシアからのLNG輸入プロジェクトの進捗状況、鉱物資源を専門とする技術者等の人材育成、福島第一原発の現

状に鑑み政府が原子力政策を見直す必要性、安全性の高い第5世代原発の実現可能性、サウジアラビアに対する国際協力の我が国エネルギー政策上の意義等について質疑を行った。

4月22日の調査会では、参考人から、我が国及び世界の人口動向、世界の人口問題の概要、日本の農業・食糧市場の特徴等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、諸外国における少子化対策の中で我が国が参考にするべきもの、50年後に人口1億人を維持する目標が想定する人口構成、我が国が移民を受け入れる目的、戦略的な留学生政策の重要性、我が国の食料自給率を向上させる必要性、今後の移民政策の在り方、食料自給率向上のための植物工場及び海底牧場の活用の可能性等について質疑を行った。

5月13日の調査会では、参考人から、現代安全保障の課題、国際テロ情勢の変化、「イスラム国」（IS）をめぐる情勢の現状等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、国際テロが生み出される歴史的、文化的な構造と問題点、適切な難民支援の在り方、国際的なテロ対策における包括的枠組を再構築する方策、サイバー空間、橋梁、発電所、原発等のインフラに係るテロ対策の必要性、国連中心にテロ対策に取り組む重要性、米国がイラクとの戦争を行うに至る経緯等について質疑を行った。

5月27日の調査会では、政府から、TPP協定交渉について説明を聴取するとともに、参考人から日本の経済連携とTPP協定の意義について意見を聴取した。続いて政府及び参考人に対し、将来の国際貿易における中国の立ち位置についての見通し、TPP交渉が漂流することへの懸念と合意への見通し、我が国の外貨

獲得力の源泉等に対する認識、米国のTPA法案の内容が交渉全体及び我が国にもたらす影響、TPPを日米軍事同盟の経済版として見ることは是非、残留農薬や遺伝子組換え食品等のTPPにおける扱い、米国におけるTPP条文テキストの議員等による閲覧状況等について質疑を行った。

6月10日の調査会では、参考人から、アジア太平洋地域における新通商秩序形成への参画としてのTPP、TPP交渉が妥結できない理由、最近のTPPをめぐる状況と懸念される問題等について意

見を聴取した。続いて参考人に対し、アジアの安全保障面等に鑑みTPPが必要であるとの主張に対する認識、TPPの締結により安価な労働力が流入する可能性、ISDS条項に基づき生じた紛争の具体的事例、我が国の国会議員に対してTPP交渉過程の情報開示を可能とするための方策、NGOの立場でTPP交渉の現場に参加した際に得られた経験、相互にメリットをもたらす交渉の在り方、中小企業経営者のTPPへの期待感等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年3月4日(水) (第2回)

○調査項目の選定について会長から報告があった。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、国際経済の現状と課題解決に向けた取組について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、福山哲郎君(民主)、河野義博君(公明)、柴田巧君(維新)、紙智子君(共産)、アントニオ猪木君(元気)、浜田和幸君(次代)、山田修路君(自民)、加藤敏幸君(民主)、中泉松司君(自民)、長峯誠君(自民)、牧山ひろえ君(民主)

○平成27年4月15日(水) (第3回)

○国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、持続的繁栄を支える資源・エネルギー問題等の現状と課題(資源・エネルギー問題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質

疑を行った。

[参考人]

NPO法人社会保障経済研究所代表 石川和男君

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長 河野博文君

国立研究開発法人物質・材料研究機構特命研究員 原田幸明君

[質疑者]

滝沢求君(自民)、大野元裕君(民主)、河野義博君(公明)、柴田巧君(維新)、紙智子君(共産)、アントニオ猪木君(元気)、浜田和幸君(次代)、山田修路君(自民)、小林正夫君(民主)、市田忠義君(共産)、牧山ひろえ君(民主)

○平成27年4月22日(水) (第4回)

○「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、持続的繁栄を支える資源・エネルギー問題等の現状と課題(人口問題、食糧問題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

明治大学政治経済学部教授 加藤久和君

中央大学経済研究所客員研究員 佐藤龍三郎君

資源・食糧問題研究所代表 柴田明夫君
〔質疑者〕

中泉松司君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
谷合正明君（公明）、柴田巧君（維新）、
紙智子君（共産）、アントニオ猪木君（元
気）、浜田和幸君（次代）、三宅伸吾君（自
民）、牧山ひろえ君（民主）、二之湯武史
君（自民）

○平成27年5月13日（水）（第5回）

- 「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、国際テロを含む国際平和実現に向けた諸課題と我が国の取組の在り方について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 藤
原帰一君

公益財団法人公共政策調査会研究室長 板
橋功君

放送大学教授 高橋和夫君

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、大野元裕君（民主）、
河野義博君（公明）、柴田巧君（維新）、市
田忠義君（共産）、アントニオ猪木君（元
気）、谷合正明君（公明）

○平成27年5月27日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」のうち、我が国の経済連携への取組の現状と課題について政府参考人から説明を聴き、参考人慶應義塾大学総合政策学部教授・同大学院政策・メディア研究科研究委員渡邊頼純君から意見を聴いた後、政府参考人及び同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、
谷合正明君（公明）、柴田巧君（維新）、
紙智子君（共産）、アントニオ猪木君（元
気）、浜田和幸君（次代）

○平成27年6月10日（水）（第7回）

- 「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向

けた我が国外交の役割」のうち、我が国の経済連携への取組の現状と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

みずほ総合研究所株式会社政策調査部上席
主任研究員 菅原淳一君

NPO法人アジア太平洋資料センター（P
ARC）理事・事務局長 内田聖子君

慶應義塾大学経済学部教授 金子勝君

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、小林正夫君（民主）、
河野義博君（公明）、柴田巧君（維新）、
紙智子君（共産）、アントニオ猪木君（元
気）、浜田和幸君（次代）

○平成27年9月25日（金）（第8回）

- 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	柳本卓治（自民）	宇都隆史（自民）	野田国義（民主）
幹事	愛知治郎（自民）	大沼みずほ（自民）	福山哲郎（民主）
幹事	高野光二郎（自民）	木村義雄（自民）	藤末健三（民主）
幹事	堂故茂（自民）	北村経夫（自民）	前川清成（民主）
幹事	豊田俊郎（自民）	小坂憲次（自民）	牧山ひろえ（民主）
幹事	丸山和也（自民）	上月良祐（自民）	河野義博（公明）
幹事	金子洋一（民主）	佐藤正久（自民）	佐々木さやか（公明）
幹事	小西洋之（民主）	滝波宏文（自民）	矢倉克夫（公明）
幹事	西田実仁（公明）	中曽根弘文（自民）	清水貴之（維新）
幹事	儀間光男（維新）	中西祐介（自民）	吉良よし子（共産）
幹事	仁比聡平（共産）	山下雄平（自民）	田中茂（元気）
	阿達雅志（自民）	有田芳生（民主）	江口克彦（次代）
	赤池誠章（自民）	石橋通宏（民主）	渡辺美知太郎（無ク）
	石井正弘（自民）	徳永エリ（民主）	福島みずほ（社民）
	石田昌宏（自民）	那谷屋正義（民主）	主濱了（生活）

（27. 2. 25 現在）

（1）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「海外派遣議員の報告」、「憲法とは何か」及び「参議院憲法審査会が取り組むべき課題」について審査会を開催した後、当面の調査テーマを「二院制」とすることを決定し、「二院制」について審査会を1回開催した。

2月25日、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について、海外派遣議員から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

3月4日、憲法とは何かについて参考人日本大学法学部教授百地章君及び早稲田大学法学学術院教授水島朝穂君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

5月27日、参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。

9月7日、二院制について意見の交換を行った。

また、本審査会付託の請願34種類391件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

2月25日、海外派遣議員から、ドイツは強い連邦制の国であり、憲法裁判所等我が国と異なる憲法保障の制度が採用されていること、イタリアは憲法改正、特に統治機構改革のさなかにあること、英国は不文憲法の国であるが、近時、実質

的意味での憲法が改正されていることが訪問国の選定理由である、ドイツでは、①財政均衡条項は、国民の間に社会保障制度維持に対する危機感があり、下からコンセンサスが形成された、②環境保護規定により、国や立法者にはそれに見合う配慮が求められるが、その遂行の仕方には裁量がある、③緊急事態のうち、外的事態については議会の関与が大きい、内的事態については関与が弱いことへの批判がある、④憲法裁判所は、法律が違憲の場合でも議会に対して期限を設けて改善を求めるなど妥当な判断のための工夫をしている、イタリアでは、①現在進行中の憲法改正は、対等な二院制の改革と地方制度改革が大きな改正点である、②二院制の改革は、上院議員の定数削減と地方代表色の強化などであるが、下院の審議が難航している、③国民投票制度には、主に憲法改正と法律廃止のためのものがあるが、近時は国民の関心が低い、英国では、①従来から憲法成文化の主張があるが、実現は困難である、②2013年の王位継承法の改正は、細目についての検討が不十分であるとの意見がある、③行政監督が主に上院の役割とされ、委任立法に対して上院の委員会が精査する仕組みが採用されている、④上院改革は、議会の中で反対があり、国民の関心も低く、頓挫している等の報告がなされた。これらを踏まえて、委員相互間において意見の交換が行われた。

3月4日、「憲法とは何か」について、参考人日本大学法学部教授百地章君から、「権力機構としての国家」（実質的には「政府」）と「国民共同体としての国家」（本来の意味の「国家」）を区別して憲法論議をする必要性、「授権規範としての憲法」と「制限規範としての憲法」のバランス

を図る必要性、立憲主義の立場に立った上で究極の緊急事態に「不文の憲法」を認める余地、国会による憲法改正の発議が容易でないことと国民主権・立憲主義との関係についての見解等が述べられた。次に、参考人早稲田大学法学学術院教授水島朝穂君から、立憲主義は人類の英知であり、権力抑制が憲法の第一義的役割であるとの見解、多様な意見の共生が立憲主義の基本という観点から、憲法に歴史・伝統・文化を書き込むことには抑制的であるべきというのが憲法学者の共通の理解であるとの見解、憲法に国民の義務規定を設けることには抑制的であるべきとの見解、憲法改正には、高い説明責任、情報の公開と自由な討論、熟慮の期間が必要との見解等が述べられた。これらを踏まえて、各参考人に対し質疑が行われた。

5月27日、「参議院憲法審査会が取り組むべき課題」について、委員相互間の意見交換において、憲法の基本的価値は維持しつつ、民族の誇り、国家の権能の変質及び憲法のダイナミズムの観点から改正が必要であるとの見解、積み重ねられてきた憲法の良識を尊重することにより憲法審査会が未来志向の憲法を構想する場となるべきとの見解、国民主権との関係で、内閣統制のための議会拒否権の問題と官僚機構統制のための委任立法の問題をセットで議論すべきとの見解、統治機構改革により国の形を決める仕組みをリセットすべきとの観点から、国と地方の役割の見直し、首相公選制の導入、財政健全化、憲法改正の発議要件の緩和、自衛権の再定義と憲法裁判所の設置等が必要であるとの見解、解釈・立法改憲による矛盾を明文改憲により打開する条件作りを進めようという企てに国会がくみ

してはならず、現在の状況下では憲法審査会は動かすべきではないとの見解、日本人のアイデンティティと日本国憲法における近代憲法の理念を融合させた日本独自の憲法を作るべきとの見解、他国により作られた現行憲法は早急に改めるべきであり、今後の憲法審査会においては改正の具体案を題材として議論を行うべきとの見解、憲法成立過程に過度に立脚するのではなく時代に合わせて憲法を発展させていくとの観点に立つべきであり、二院制・一院制の問題など統治機構の在り方については改革の必要があるとの見解、集团的自衛権容認の憲法適合性について当審査会で議論すべきとの見解、憲法について重大な事態が生じていることを踏まえ、立憲主義、解釈による実質的憲法改正について当審査会で取り上げるべきとの見解等が述べられた。

9月7日、「二院制」について、委員相互間の意見交換において、二院制を維持

した上で、両院の機能のすみ分けを目指すべきとの見解、二院制を堅持した上で、衆参の役割分担を明確にし、選挙制度も再検討すべきとの見解、参議院における行政監視機能の重要性と予算・決算のサイクルを充実させることの必要性、首相公選制を導入し、国の役割を限定して道州制を採用した上で、最終的に一院制の国会を創設すべきとの見解、民主主義の根幹は憲法に従って政治を行うことにあるとの見解、参議院の表決を理由に衆議院を解散することの問題点、二院制を維持した上で、国会の立法機能と政府監視機能の強化を図るべきとの見解、参議院の有益性を国民に理解してもらうことの必要性、民主主義の強化という観点から二院制を堅持すべきとの見解、参議院は良識の府・再考の府として決算・行政監視機能や中長期的課題に対する提言機能などを担う方向で考えていきたいとの見解等が述べられた。

(2) 審査会経過

○平成27年2月25日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について意見の交換を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年3月4日(水) (第2回)

- 憲法とは何かについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本大学法学部教授 百地章君

早稲田大学法学学術院教授 水島朝徳君

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、前川清成君(民主)、

矢倉克夫君(公明)、儀間光男君(維新)、

吉良よし子君(共産)、田中茂君(元気)、江口克彦君(次代)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)、主濱了君(生活)、愛知治郎君(自民)、金子洋一君(民主)、阿達雅志君(自民)、小西洋之君(民主)、丸山和也君(自民)、木村義雄君(自民)

○平成27年5月27日(水) (第3回)

- 参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。

○平成27年9月7日(月) (第4回)

- 二院制について意見の交換を行った。

○平成27年9月25日(金) (第5回)

- 請願第38号外390件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	金子 原二郎（自民）	末松 信介（自民）	荒木 清寛（公明）
	石井 準一（自民）	大野 元裕（民主）	儀間 光男（維新）
	上月 良祐（自民）	藤本 祐司（民主）	

(27.3.30 現在)

(1) 活動概観

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「特定秘密保護法」という。）附則第10条に基づく検討を踏まえ、各議院への情報監視審査会（以下「審査会」という。）の設置、国会への特定秘密の提出手続等を定める国会法等の一部を改正する法律案、議院又は委員会若しくは調査会（以下「議院等」という。）に提出・保管されている特定秘密の閲覧手続等を定める参議院規則の一部を改正する規則案及び審査会の組織、運営等に関する事項を定める参議院情報監視審査会規程案の3案が第186回国会において成立し、これらは特定秘密保護法の施行日である平成26年12月10日に施行された。

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、個別の特定秘密の提出を要求することや制度の運用についての改善勧告を行うことができる。また、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査し、必要に応じて行政機関の長に対して特定秘密の提出をすべき旨の勧告をすることができる。

審査会委員の選任は、議院の議決によることとなっており、平成27年3月25日

の本会議で8名の委員が選任された。また、同月30日には、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の委員の宣誓が行われ、同日に開会された初回の審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、特定秘密保護法第19条により平成27年6月22日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、まず、上川国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いて総括的な質疑を行った。その後、平成26年中に特定秘密の指定を行った10行政機関から指定の状況についてそれぞれ全般的な説明を聴き、さらに個別の行政機関ごとに追加的な説明を聴いた上で、質疑を行った。

〔調査の概要〕

7月1日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、上川国務大臣から説明を聴いた。

7月15日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

7月22日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、政府参考人に対し質疑を行った。

7月31日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政機関の特定秘密の指定の状況について政府参考人から全般的な説明を聴いた。

8月31日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、内閣官房の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

9月10日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、警察庁、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 審査会経過

○平成27年3月30日(月) (第1回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 会長を選任した。

○平成27年6月17日(水) (第2回)

- 参議院情報監視審査会に係る入退室管理システムの運用に関する件、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件及び参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件を決定した。

○平成27年7月1日(水) (第3回)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について上川国務大臣から説明を聴いた。

○平成27年7月15日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年7月22日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年7月31日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年8月31日(月) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、内閣官房の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成27年9月10日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、警察庁、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	伊達 忠一（自民）	鶴保 庸介（自民）	小見山 幸治（民主）
幹 事	関口 昌一（自民）	野村 哲郎（自民）	田城 郁（民主）
幹 事	松山 政司（自民）	溝手 顕正（自民）	荒木 清寛（公明）
幹 事	直嶋 正行（民主）	吉田 博美（自民）	川田 龍平（維新）
	愛知 治郎（自民）	大野 元裕（民主）	市田 忠義（共産）
			(27.2.18 現在)

審査会経過

○平成27年2月18日(水)（第3回）

○幹事の補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、4,021件（373種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願」157件、「日本を海外で戦争する国にする戦争法案反対に関する請願」122件、「全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願」98件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」90件、「難病と長期慢性疾病、小児慢性特定疾病の総合的な対策の充実に関する請願」78件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣246件、総務14件、法務186件、外交防衛141件、財政金融292件、文教科学306件、厚生労働1,115件、農林水産33件、経済産業159件、国土交通197件、環境53件、災害対策50件、沖縄・北方1件、倫理選挙66件、復興原子力64件、平和安全707件、憲法391件であった。

請願者の総数は1,573万2,629人に上っている。

外交防衛委員会に付託した、いわゆる「平和安全法制関連法案」の関連請願については、7月24日我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会が設置され、同27日に同法案が同委員会に付託されたため、8月7日同委員会に付託を変更した。

請願書の紹介提出期限は、当初、6月10日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同17日までと決定されたが、同22日の衆・本会議において95日間の会期延長が議決されたため、同25日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、9月8日の議院運営委員会理事会

において、会期終了日の12日前の同15日までと決定された。

9月25日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、5委員会において377件（12種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外376件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.4%であり、種類別による採択率は（採択数／付託数）は3.2%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	246	0	0	246	0	
総 務	14	0	0	14	0	
法 務	186	40	0	146	40	
外交防衛	141	13	0	128	13	
財政金融	292	0	0	292	0	
文教科学	306	6	0	300	6	
厚生労働	1,115	317	0	798	317	
農林水産	33	0	0	33	0	
経済産業	159	0	0	159	0	
国土交通	197	0	0	197	0	
環 境	53	0	0	53	0	
災害対策	50	0	0	50	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	66	0	0	66	0	
復興原子力	64	0	0	64	0	
平和安全	707	0	0	707	0	
憲 法	391	0	0	391	0	
計	4,021	377	0	3,644	377	提出総数 4,021件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………40件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第1080号外12件）
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第1422号外26件）
- 外交防衛委員会……………13件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第1106号外12件）
- 文教科学委員会……………6件
新国立競技場建設計画に関する請願（第2771号外5件）
- 厚生労働委員会……………317件
児童福祉としての保育制度の拡充に関する請願（第340号）
身体障害者手帳等級の改善に関する請願（第550号外6件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第561号外89件）
難病と長期慢性疾病、小児慢性特定疾病の総合的な対策の充実にに関する請願（第814号外77件）
全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願（第983号外97件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2308号外29件）
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願（第2384号外12件）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会……………1件
北方領土返還促進に関する請願（第2135号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

第189回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
1	日朝協議の現状などに関する質問主意書	有田 芳生君	27. 1. 26	27. 1. 28	27. 2. 3	27. 2. 6 第4号
2	拉致対策本部が行う内外の拉致問題等啓発事業に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 26	1. 28	2. 3	2. 6 第4号
3	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 26	1. 28	2. 3	2. 6 第4号
4	避難者の定義に関する質問主意書	吉田 忠智君	1. 26	1. 28	2. 3	2. 6 第4号
5	補正予算に関する質問主意書	中西 健治君	1. 26	1. 28	2. 3	2. 6 第4号
6	税込弾性値に関する質問主意書	中西 健治君	1. 26	1. 28	2. 3	2. 6 第4号
7	集団的自衛権に係る政府の答弁に関する質問主意書	櫻井 充君	1. 27	2. 2	2. 6	2. 12 第5号
8	ヤマト運輸株式会社クロネコメール便の廃止に係る信書の郵便法問題に関する質問主意書	山田 太郎君	1. 28	2. 2	2. 6	2. 12 第5号
9	名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 30	2. 4	2. 10	2. 12 第5号
10	産科医療補償制度の見直しに関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 30	2. 4	2. 10	2. 12 第5号
11	いわゆる支出官レートに関する質問主意書	中西 健治君	2. 2	2. 4	2. 10	2. 12 第5号
12	予算における国債費の積算金利に関する質問主意書	中西 健治君	2. 2	2. 4	2. 10	2. 12 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	過激集団「イスラム国」(IS)による日本人人質事件に関する質問主意書	有田 芳生君	27. 2. 2	27. 2. 4	27. 2. 10	27. 2. 12 第5号
14	海外広報活動に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 2	2. 4	2. 10	2. 12 第5号
15	日本銀行の量的・質的緩和に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 3	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
16	アマゾンジャパンに対する家宅捜索に関する質問主意書	山田 太郎君	2. 3	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
17	正社員に関する質問主意書	真山 勇一君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
18	ハーグ条約の適用に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
19	日本銀行の量的・質的緩和が地域金融機関へもたらす影響に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
20	二〇二〇年度の財政健全化目標に関する質問主意書	中西 健治君	2. 5	2. 9	2. 13	2. 17 第6号
21	テロ資金提供処罰法の構成要件に関する質問主意書	松田 公太君	2. 9	2. 12	2. 17	2. 18 第7号
22	北朝鮮による日本人拉致問題に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 10	2. 16	2. 20	2. 25 第8号
23	ふるさと納税に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 25 第8号
24	自衛隊の部隊編成に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 25 第8号
25	いわゆる支出官レートに関する再質問主意書	中西 健治君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 25 第8号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
26	予算における国債費の積算金利に関する再質問主意書	中西 健治君	27. 2. 12	27. 2. 16	27. 2. 20	27. 2. 25 第8号
27	廃炉を円滑に進めるための会計関連制度に関する質問主意書	中西 健治君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 25 第8号
28	福島県「県民健康調査」甲状腺検査で発見された甲状腺がんの治療費に関する質問主意書	中西 健治君	2. 12	2. 16	2. 20	2. 25 第8号
29	名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設棧橋設置工事に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 13	2. 18	2. 24	2. 25 第8号
30	社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 16	2. 18	2. 24	2. 25 第8号
31	ウイグル支援に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 16	2. 18	2. 24	2. 25 第8号
32	日本のタックス・ギャップの推計に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 17	2. 23	2. 27	3. 25 第9号
33	シリア渡航を表明する邦人に対する旅券返納命令に関する質問主意書	中西 健治君	2. 18	2. 23	2. 27	3. 25 第9号
34	関東大震災時に起こった朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書	神本 美恵子君	2. 18	2. 23	2. 27	3. 25 第9号
35	日本銀行の量的・質的緩和に関する再質問主意書	大久保 勉君	2. 19	2. 23	2. 27	3. 25 第9号
36	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する質問主意書	中西 健治君	2. 19	2. 23	2. 27	3. 25 第9号
37	解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 25 第9号
38	北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書	有田 芳生君	2. 23	2. 25	3. 3	3. 25 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
39	教科書検定の権限に関する質問主意書	福島 みずほ君	27. 2. 23	27. 2. 25	27. 3. 3	27. 3. 25 第9号
40	犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書	安井 美沙子君	2. 25	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
41	北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書	江口 克彦君	2. 25	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
42	普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
43	放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書	福島 みずほ君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
44	スマートフォンのアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
45	薬剤服用歴未記載問題に関する質問主意書	中西 健治君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
46	難民認定申請に関する質問主意書	中西 健治君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
47	政府の税込見通しに関する質問主意書	中西 健治君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
48	社会保障関係費の「自然増」に関する質問主意書	中西 健治君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
49	軽度外傷性脳損傷（MTBI）患者救済に関する質問主意書	小池 晃君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
50	ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号
51	集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問主意書	櫻井 充君	2. 26	3. 2	3. 6	3. 25 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
52	「自国と密接な関係にある外国」と集团的自衛権の行使に関する質問主意書	櫻井 充君	27. 3. 2	27. 3. 4	27. 3. 10	27. 3. 25 第9号
53	福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問主意書	川田 龍平君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 25 第9号
54	六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 25 第9号
55	再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 25 第9号
56	財政法第五条及び日本銀行法に関する質問主意書	大久保 勉君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 25 第9号
57	障がい者の政治参加に関する質問主意書	山田 太郎君	3. 2	3. 4	3. 10	3. 25 第9号
58	栄養表示の食品単位に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 3	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
59	投票率向上のための施策に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 3	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
60	タクシー政策と規制改革会議に関する質問主意書	櫻井 充君	3. 3	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
61	「右派系市民グループ」によるデモの警備に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 3	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
62	名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設栈橋設置工事に関する再質問主意書	糸数 慶子君	3. 4	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
63	J-ADNI 研究に関する第三者調査委員会の報告書に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 4	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
64	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問主意書	徳永 エリ君	3. 4	3. 9	3. 13	3. 25 第9号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
65	介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問主意書	小見山 幸治君	27. 3. 4	27. 3. 9	27. 3. 13	27. 3. 25 第9号
66	政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書	小見山 幸治君	3. 4	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
67	旅館業法の規制に関する質問主意書	中西 健治君	3. 5	3. 9	3. 13	3. 25 第9号
68	ドローンに関する質問主意書	大久保 勉君	3. 9	3. 11	3. 17	3. 25 第9号
69	名古屋議定書等に関する質問主意書	水野 賢一君	3. 9	3. 11	3. 17	3. 25 第9号
70	安倍内閣の農業政策に関する質問主意書	吉田 忠智君	3. 9	3. 11	3. 17	3. 25 第9号
71	農業協同組合改革に関する質問主意書	櫻井 充君	3. 9	3. 11	3. 17	3. 25 第9号
72	在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 10	3. 16	3. 20	3. 25 第9号
73	G P I Fの運用に関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 10	3. 16	3. 20	3. 25 第9号
74	訪日外国人に関する質問主意書	江口 克彦君	3. 11	3. 16	3. 20	3. 25 第9号
75	村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書	和田 政宗君	3. 11	3. 16	3. 20	3. 25 第9号
76	財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書	大久保 勉君	3. 12	3. 16	3. 20	3. 25 第9号
77	不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 12	3. 16	3. 20	3. 25 第9号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
78	限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問 主意書	小見山 幸治君	27. 3. 13	27. 3. 18	27. 3. 24	27. 3. 25 第9号
79	安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問 主意書	小西 洋之君	3. 13	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
80	憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する 質問主意書	小西 洋之君	3. 13	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
81	憲法前文と憲法の各条文の解釈の関係に関する質問 主意書	小西 洋之君	3. 13	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
82	政治資金規正法第二十二条の三に関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 16	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
83	七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見 事務の実態等に関する質問主意書	小西 洋之君	3. 16	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
84	日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関 する質問主意書	小西 洋之君	3. 16	3. 18	3. 24	3. 25 第9号
85	平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に 関する質問主意書	有田 芳生君	3. 19	3. 23	3. 27	3. 30 第10号
86	水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関す る質問主意書	藤末 健三君	3. 23	3. 25	3. 31	4. 9 第12号
87	選挙権年齢等の引下げに関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 23	3. 25	3. 31	4. 9 第12号
88	新生児里親委託に関する質問主意書	西村 まさみ君	3. 27	4. 1	4. 7	4. 9 第12号
89	局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する 質問主意書	江口 克彦君	3. 31	4. 6	4. 10	4. 17 第13号
90	拉致問題等に対する国連での取組に関する質問主意 書	有田 芳生君	3. 31	4. 6	4. 10	4. 17 第13号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
91	「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書	有田 芳生君	27. 3. 31	27. 4. 6	27. 4. 10	27. 4. 17 第13号
92	T P P交渉の情報開示に関する質問主意書	徳永 エリ君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 17 第13号
93	もんじゅに関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 17 第13号
94	核融合発電に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 17 第13号
95	風営法改正に関する質問主意書	安井 美沙子君	4. 2	4. 6	4. 10	4. 17 第13号
96	高速道路についての基本的認識に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 3	4. 8	4. 14	4. 17 第13号
97	高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 3	4. 8	4. 14	4. 17 第13号
98	平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問主意書	有田 芳生君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第14号
99	日本人抑留者に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第14号
100	日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問主意書	山田 太郎君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第14号
101	アジアインフラ投資銀行に関する質問主意書	中西 健治君	4. 7	4. 13	4. 17	4. 22 第14号
102	北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区長からの要請に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 8	4. 13	4. 17	4. 22 第14号
103	首都機能移転に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 9	4. 13	4. 17	4. 22 第14号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
104	沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果（中間報告）等に関する質問主意書	糸数 慶子君	27. 4. 13	27. 4. 15	27. 4. 21	27. 4. 22 第14号
105	「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問主意書	有田 芳生君	4. 13	4. 15	4. 21	4. 22 第14号
106	沖縄における米軍用機からの部品落下に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 15	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
107	改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問主意書	山田 太郎君	4. 15	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
108	補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書	小見山 幸治君	4. 16	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
109	同性カップルに係る法整備に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 16	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
110	インターネット検索サービスに関する質問主意書	大久保 勉君	4. 16	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
111	国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書	大久保 勉君	4. 16	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
112	社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書	櫻井 充君	4. 16	4. 20	4. 24	5. 13 第16号
113	国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書	大久保 勉君	4. 21	4. 22	4. 28	5. 13 第16号
114	国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書	吉田 忠智君	4. 21	4. 22	4. 28	5. 13 第16号
115	後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問主意書	吉田 忠智君	4. 21	4. 22	4. 28	5. 13 第16号
116	外国人家事労働者の受入れに関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 21	4. 22	4. 28	5. 13 第16号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
117	政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問主意書	和田 政宗君	27. 4. 24	27. 5. 7	27. 5. 12	27. 5. 13 第16号
118	道路標識に関する質問主意書	江口 克彦君	4. 27	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
119	違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書	小西 洋之君	4. 27	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
120	ドローンに関する再質問主意書	大久保 勉君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
121	福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する再質問主意書	川田 龍平君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
122	六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する再質問主意書	川田 龍平君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
123	再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する再質問主意書	川田 龍平君	4. 28	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
124	健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 30	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
125	養子縁組に関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 30	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
126	国債金利リスクに関する質問主意書	浜田 和幸君	4. 30	5. 7	5. 12	5. 13 第16号
127	難民認定の申請状況に関する質問主意書	小見山 幸治君	5. 1	5. 11	5. 15	5. 18 第18号
128	限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 7	5. 11	5. 15	5. 18 第18号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
129	「新たな援護法」制定及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に関する質問主意書	糸数 慶子君	27. 5. 8	27. 5. 13	27. 5. 19	27. 5. 20 第19号
130	対馬市文化財盗難品の返還実現に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 12	5. 18	5. 22	5. 27 第21号
131	インターネット検索サービスに関する再質問主意書	大久保 勉君	5. 13	5. 18	5. 22	5. 27 第21号
132	国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する再質問主意書	大久保 勉君	5. 14	5. 18	5. 22	5. 27 第21号
133	北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する再質問主意書	江口 克彦君	5. 18	5. 20	5. 26	5. 27 第21号
134	池子住宅地区及び海軍補助施設において発見された不発弾等に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 18	5. 20	5. 26	5. 27 第21号
135	米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問主意書	和田 政宗君	5. 21	5. 25	5. 29	6. 3 第23号
136	番号法、個人情報保護法に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第23号
137	昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第23号
138	七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第23号
139	昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第23号
140	安倍内閣における専守防衛の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	5. 22	5. 27	6. 2	6. 3 第23号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
141	七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	27. 5. 22	27. 5. 27	27. 6. 2	27. 6. 3 第23号
142	MOX燃料の審査基準に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 25	5. 27	6. 2	6. 3 第23号
143	在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問主意書	有田 芳生君	5. 26	6. 1	6. 5	6. 10 第25号
144	北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書	有田 芳生君	5. 26	6. 1	6. 5	6. 10 第25号
145	日米ガイドラインに関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第25号
146	ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問主意書	和田 政宗君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第25号
147	安倍総理のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問主意書	和田 政宗君	5. 28	6. 1	6. 5	6. 10 第25号
148	安全保障関連法案の用語の定義に関する質問主意書	藤末 健三君	5. 29	6. 3	6. 9	6. 10 第25号
149	個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 1	6. 3	6. 9	6. 10 第25号
150	年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問主意書	江口 克彦君	6. 2	6. 8	6. 12	6. 17 第27号
151	戦争法案に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 2	6. 8	6. 12	6. 17 第27号
152	パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問主意書	小見山 幸治君	6. 4	6. 8	6. 12	6. 17 第27号
153	女性の健康支援に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	6. 4	6. 8	6. 12	6. 17 第27号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
154	集团的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問主意書	小西 洋之君	27. 6. 5	27. 6. 10	27. 6. 16	27. 6. 17 第27号
155	昭和四十七年政府見解における「いわゆる集团的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 5	6. 10	6. 16	6. 17 第27号
156	国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問主意書	吉田 忠智君	6. 8	6. 10	6. 16	6. 17 第27号
157	集团的自衛権における海外派兵に関する質問主意書	中西 健治君	6. 8	6. 10	6. 16	6. 17 第27号
158	集团的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問主意書	中西 健治君	6. 8	6. 10	6. 16	6. 17 第27号
159	安保法案の憲法適合性に関する質問主意書	前川 清成君	6. 9	6. 15	6. 19	7. 1 第29号
160	漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 10	6. 15	6. 19	7. 1 第29号
161	北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書	有田 芳生君	6. 10	6. 15	6. 19	7. 1 第29号
162	「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書	藤末 健三君	6. 11	6. 15	6. 19	7. 1 第29号
163	安重根をたたえる記念館等に関する質問主意書	和田 政宗君	6. 12	6. 17	6. 22	7. 1 第29号
164	基金に対する予算措置に関する質問主意書	小林 正夫君	6. 15	6. 17	6. 22	7. 1 第29号
165	自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 15	6. 17	6. 22	7. 1 第29号
166	日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 15	6. 17	6. 22	7. 1 第29号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
167	不在者投票施設の指定基準に関する質問主意書	大久保 勉君	27. 6. 15	27. 6. 17	27. 6. 22	27. 7. 1 第29号
168	パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問主意書	小見山 幸治君	6. 17	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
169	石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 17	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
170	昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問主意書	中西 健治君	6. 18	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
171	昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書	中西 健治君	6. 18	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
172	特別養子縁組など家庭養護に関する質問主意書	林 久美子君	6. 18	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
173	株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 18	6. 22	6. 26	7. 1 第29号
174	漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 22	6. 24	6. 30	7. 1 第29号
175	朝鮮戦争時における海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に関する質問主意書	和田 政宗君	6. 22	6. 24	6. 30	7. 1 第29号
176	村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問主意書	和田 政宗君	6. 22	6. 24	6. 30	7. 1 第29号
177	名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書	糸数 慶子君	6. 23	6. 29	7. 3	7. 8 第31号
178	徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 23	6. 29	7. 3	7. 8 第31号
179	国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 23	6. 29	7. 3	7. 8 第31号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
180	新国立競技場建設に関する質問主意書	有田 芳生君	27. 6.23	27. 6.29	27. 7.3	27. 7.8 第31号
181	漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する再質問主意書	山本 太郎君	6.24	6.29	7.3	7.8 第31号
182	教科書検定の権限に関する再質問主意書	福島 みずほ君	6.24	6.29	7.3	7.8 第31号
183	戦争法案における諸「事態」に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.24	6.29	7.3	7.8 第31号
184	戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.25	6.29	7.3	7.8 第31号
185	いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書	中西 健治君	6.25	6.29	7.3	7.8 第31号
186	昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問主意書	中西 健治君	6.25	6.29	7.3	7.8 第31号
187	徴兵制に関する質問主意書	中西 健治君	6.25	6.29	7.3	7.8 第31号
188	漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに関する質問主意書	山本 太郎君	6.29	7.1	7.7	7.8 第31号
189	昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官答弁に関する質問主意書	中西 健治君	6.29	7.1	7.7	7.8 第31号
190	昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問主意書	中西 健治君	6.29	7.1	7.7	7.8 第31号
191	パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する第三回質問主意書	小見山 幸治君	7.2	7.6	7.10	7.24 第33号
192	昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する再質問主意書	中西 健治君	7.6	7.8	7.14	7.24 第33号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
193	いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する再質問主意書	中西 健治君	27. 7. 6	27. 7. 8	27. 7. 14	27. 7. 24 第33号
194	各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問主意書	西村 まさみ君	7. 6	7. 8	7. 14	7. 24 第33号
195	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 6	7. 8	7. 14	7. 24 第33号
196	改正児童ポルノ禁止法施行に関する再質問主意書	山田 太郎君	7. 6	7. 8	7. 14	7. 24 第33号
197	村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する再質問主意書	和田 政宗君	7. 8	7. 13	7. 17	7. 24 第33号
198	国外犯と自衛隊に関する質問主意書	水野 賢一君	7. 9	7. 13	7. 17	7. 24 第33号
199	自衛隊員の武器の使用に関する質問主意書	水野 賢一君	7. 9	7. 13	7. 17	7. 24 第33号
200	自衛隊法の国外犯処罰規定新設に関する質問主意書	水野 賢一君	7. 10	7. 15	7. 21	7. 24 第33号
201	個別的自衛権の地理的要件などに関する質問主意書	水野 賢一君	7. 10	7. 15	7. 21	7. 24 第33号
202	存立危機事態に関する質問主意書	水野 賢一君	7. 10	7. 15	7. 21	7. 24 第33号
203	昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉内閣法制局長官答弁に関する再質問主意書	中西 健治君	7. 13	7. 15	7. 21	7. 24 第33号
204	産業活性化のための国家デジタル戦略に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 13	7. 15	7. 21	7. 24 第33号
205	エネルギー需給・環境問題への対応に関する質問主意書	石上 俊雄君	7. 13	7. 15	7. 21	7. 24 第33号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
206	日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する再質問主意書	川田 龍平君	27. 7.14	27. 7.22	27. 7.28	27. 7.31 第35号
207	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同法の在留資格取消制度に関する質問主意書	神本 美恵子君	7.15	7.22	7.28	7.31 第35号
208	自転車走行中の片耳イヤホン装着に関する質問主意書	小西 洋之君	7.16	7.22	7.28	7.31 第35号
209	二〇三〇年度の電力の需給構造における原発依存度に関する質問主意書	吉田 忠智君	7.17	7.22	7.28	7.31 第35号
210	少子化対策としての出産についての教育に関する質問主意書	藤末 健三君	7.17	7.22	7.28	7.31 第35号
211	二〇〇九年十二月二十一日の藤崎一郎駐米大使とヒラリー・クリントン米国务長官の会談に関する質問主意書	福島 みずほ君	7.21	7.27	7.31	8.21 第36号
212	死刑の執行に関する質問主意書	水野 賢一君	7.23	7.27	7.31	8.21 第36号
213	自衛隊が海外活動で外国人等を拘束した場合に関する質問主意書	水野 賢一君	7.23	7.27	7.31	8.21 第36号
214	店頭デリバティブ規制に関する質問主意書	大久保 勉君	7.24	7.29	8. 4	8.21 第36号
215	イノベーション創出のための研究開発等環境整備に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.27	7.29	8. 4	8.21 第36号
216	海外で売れるモノづくり体制の構築に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.27	7.29	8. 4	8.21 第36号
217	ワーク・ライフ・バランスの実現に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.28	8. 3	8. 7	8.21 第36号
218	一九四五年八月十四日の閣議に関する質問主意書	神本 美恵子君	7.29	8. 3	8. 7	8.21 第36号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
219	垂直離着陸輸送機V二二オスプレイの危険性と陸上自衛隊への導入に関する質問主意書	糸数 慶子君	27. 7.29	27. 8.3	27. 8.7	27. 8.21 第36号
220	パチンコ営業に対する風営法適用の一部不明確な点に関する質問主意書	小見山 幸治君	7.29	8.3	8.7	8.21 第36号
221	サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する質問主意書	大久保 勉君	7.29	8.3	8.7	8.21 第36号
222	誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書	石上 俊雄君	7.31	8.5	8.11	8.21 第36号
223	自動車整備に係る諸問題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
224	自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する再質問主意書	藤末 健三君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
225	集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する質問主意書	藤末 健三君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
226	切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問主意書	藤末 健三君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
227	中国の台頭と国防費の増加への対応に関する質問主意書	藤末 健三君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
228	米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書	藤末 健三君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
229	感染症の感染拡大時における危機管理に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	8.3	8.5	8.11	8.21 第36号
230	嘉手納飛行場返還跡地内のダイオキシン汚染に関する質問主意書	糸数 慶子君	8.4	8.10	8.14	8.21 第36号
231	日本銀行の量的・質的緩和が地域金融機関へもたらす影響に関する再質問主意書	大久保 勉君	8.6	8.10	8.14	8.21 第36号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
232	社会保障と税の一体改革に関する質問主意書	石上 俊雄君	27. 8. 6	27. 8. 10	27. 8. 14	27. 8. 21 第36号
233	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	8. 10	8. 12	8. 18	8. 21 第36号
234	子ども・被災者支援法の基本方針改定に関する質問 主意書	福島 みずほ君	8. 10	8. 12	8. 18	8. 21 第36号
235	行政文書の管理に関する質問主意書	浜野 喜史君	8. 11	8. 17	8. 21	
236	サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件 に関する再質問主意書	大久保 勉君	8. 11	8. 17	8. 21	
237	物価安定目標における消費者物価指数に関する質問 主意書	大久保 勉君	8. 11	8. 17	8. 21	
238	日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレー トガバナンス・コードに関する質問主意書	大久保 勉君	8. 11	8. 17	8. 21	
239	日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液 のガラス固化に関する第三回質問主意書	川田 龍平君	8. 12	8. 17	8. 21	
240	朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の關係 に関する質問主意書	水野 賢一君	8. 13	8. 17	8. 21	
241	安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効で あることに関する質問主意書	小西 洋之君	8. 13	8. 17	8. 21	
242	「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所 と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問主意 書	藤末 健三君	8. 17	8. 19	8. 25	
243	米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に 関する質問主意書	牧山 ひろえ君	8. 17	8. 19	8. 25	
244	米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に 関する質問主意書	牧山 ひろえ君	8. 17	8. 19	8. 25	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
245	パチンコ営業者の株式公開に関する質問主意書	小見山 幸治君	27. 8. 17	27. 8. 19	27. 8. 25	
246	保険医療機関等の指導に関する質問主意書	西村 まさみ君	8. 19	8. 24	8. 28	
247	歯科外来診療環境体制加算に関する質問主意書	西村 まさみ君	8. 19	8. 24	8. 28	
248	新国立競技場の工事の工程表に関する質問主意書	蓮 舫君	8. 19	8. 24	8. 28	
249	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	8. 19	8. 24	8. 28	
250	米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書	藤末 健三君	8. 20	8. 24	8. 28	
251	ホルムズ海峽における機雷掃海の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	8. 20	8. 24	8. 28	
252	防衛大臣による実施区域指定に関する質問主意書	藤末 健三君	8. 20	8. 24	8. 28	
253	満州事変に対する政府の認識に関する質問主意書	水野 賢一君	8. 20	8. 24	8. 28	
254	教職員定数の充実の必要性に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	8. 26	8. 31	9. 4	
255	福島県外における健康調査に関する質問主意書	川田 龍平君 外1名	8. 26	8. 31	9. 4	
256	子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開に関する質問主意書	西村 まさみ君	8. 26	8. 31	9. 4	
257	国際平和支援法案における「関係行政機関」の定義等に関する質問主意書	藤末 健三君	8. 27	8. 31	9. 4	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
258	自衛官による米軍等の武器等防護に関する質問主意書	藤末 健三君	27. 8.27	27. 8.31	27. 9. 4	
259	国外犯処罰規定に関する質問主意書	藤末 健三君	8.27	8.31	9. 4	
260	治安維持活動の危険性に関する質問主意書	藤末 健三君	8.27	8.31	9. 4	
261	全ての労働者の均等・均衡処遇の実現に関する質問主意書	石上 俊雄君	8.27	8.31	9. 4	
262	サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する第三回質問主意書	大久保 勉君	8.27	8.31	9. 4	
263	日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する再質問主意書	大久保 勉君	8.27	8.31	9. 4	
264	独立社外取締役の現状に関する質問主意書	大久保 勉君	8.27	8.31	9. 4	
265	行政文書の管理に関する再質問主意書	浜野 喜史君	8.28	9. 2	9. 8	
266	改正後の重要影響事態安全確保法に防衛大臣の安全配慮義務規定が設けられていないことに関する質問主意書	藤末 健三君	8.28	9. 2	9. 8	
267	福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する質問主意書	渡辺美知太郎君	8.28	9. 2	9. 8	
268	福島第一原子力発電所事故に由来する避難者に関する質問主意書	徳永 エリ君	8.31	9. 2	9. 8	
269	明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 1	9. 7	9.11	
270	積極的平和主義の定義と英訳に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 1	9. 7	9.11	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
271	学校における平和教育のより一層の充実に関する質問主意書	藤末 健三君	27. 9. 4	27. 9. 9	27. 9. 15	
272	駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 7	9. 9	9. 15	
273	相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 7	9. 9	9. 15	
274	米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
275	安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
276	存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
277	安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
278	安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
279	安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 7	9. 9	9. 15	
280	保険医療機関等の指導に関する再質問主意書	西村 まさみ君	9. 9	9. 14	9. 18	
281	「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書	福島 みずほ君	9. 10	9. 14	9. 18	
282	中谷防衛大臣の答弁に関する質問主意書	蓮 舫君	9. 14	9. 16	9. 25	
283	指定廃棄物の指定解除手続及び長期管理施設の詳細調査候補地選定の在り方等に関する質問主意書	和田 政宗君	9. 14	9. 16	9. 25	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
284	集团的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する再質問主意書	藤末 健三君	27. 9. 14	27. 9. 16	27. 9. 25	
285	我が国が武力攻撃を受けた場合に、攻撃を行った側の国への後方支援活動に対して自衛隊が攻撃できない理由に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 14	9. 16	9. 25	
286	海上幕僚監部防衛課及び幹部学校作戦法規研究室作成の資料「平和安全法制案について」における「実際の運用を踏まえたイメージ」のリアリティに関する質問主意書	藤末 健三君	9. 14	9. 16	9. 25	
287	海外における自衛隊の外国の軍隊等に対する後方支援実施による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 14	9. 16	9. 25	
288	子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の取扱い及び子宮頸がん検診に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 15	9. 24	9. 29	
289	子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害の救済に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 15	9. 24	9. 29	
290	大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内容に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 15	9. 24	9. 29	
291	徴兵制度の採用が完全には否定できないことに関する質問主意書	藤末 健三君	9. 15	9. 24	9. 29	
292	国民年金の特定保険料納付申出等に関する質問主意書	田村 智子君	9. 16	9. 24	9. 29	
293	安全保障関連法案における集团的自衛権と集団安全保障の関係に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 16	9. 24	9. 29	
294	政府提出の安全保障関連法案と我が国の国際貢献の在り方等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 16	9. 24	9. 29	
295	政府提出の安全保障関連法案と日米安全保障条約の関係等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 16	9. 24	9. 29	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
296	P K O法改正と国外犯処罰規定等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	27. 9. 16	27. 9. 24	27. 9. 29	
297	明治大学法科大学院青柳幸一教授による司法試験問題漏洩に関する質問主意書	前川 清成君	9. 17	9. 24	9. 29	
298	米軍牧港補給地区周辺のハブのP C B汚染問題に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 17	9. 24	9. 29	
299	東京電力福島第一原発事故に伴う廃炉・除染作業の労働環境に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	9. 17	9. 24	9. 29	
300	ホルムズ海峡における機雷掃海の必要性に関する再質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
301	存立危機事態と集団安全保障との関係に関する再質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
302	我が国に対し国際法上違法な武力攻撃をしているA国に後方支援しているB国の補給艦に対する自衛権の行使に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
303	実施区域における自衛隊の部隊のより一層の安全確保に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
304	日本国憲法前文における「恐怖と欠乏から免かれ」の意味に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
305	改正後のP K O法におけるP K O参加五原則の維持と同法第三条第一号及び第二号の定義に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 17	9. 24	9. 29	
306	東京入国管理局の収容実態に関する質問主意書	山本 太郎君	9. 17	9. 24	9. 29	
307	パチンコ営業者の株式公開に関する再質問主意書	小見山 幸治君	9. 18	9. 25	10. 2	
308	日本版コンパッションネートユース制度に関する質問主意書	川田 龍平君	9. 18	9. 25	10. 2	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
309	雇用保険の遡及適用期間と雇用保険料の支払い義務期間の差異によって生じる問題に関する質問主意書	山本 太郎君	27. 9.18	27. 9.25	27. 10. 2	
310	自衛官募集に関する質問主意書	福島 みずほ君	9.24	9.25	10. 2	
311	日米共同訓練に関する質問主意書	有田 芳生君	9.24	9.25	10. 2	
312	婦人相談所で働く婦人相談員の労働条件・賃金待遇の改善に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
313	南沙諸島の帰属問題に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
314	本年八月二十六日に行われた日米首脳電話会談における米国による日本国内の通信傍受についての実態調査依頼等に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
315	原発に対するテロのリスクに関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
316	安保特別委における採決に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
317	不具合が発生した川内原発一号機を運転させ続けることに関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
318	「国際平和支援活動」における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
319	安倍首相の「会食」についての更なる究明に関する質問主意書	山本 太郎君	9.24	9.25	10. 2	
320	保険医療機関等の指導に関する第三回質問主意書	西村 まさみ君	9.25	9.25	10. 6	
321	選択的夫婦別姓に関する質問主意書	糸数 慶子君	9.25	9.25	10. 6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
322	番号法（いわゆるマイナンバー制度）の施行と不正利用対策に関する質問主意書	山本 太郎君	27. 9. 25	27. 9. 25	27. 10. 6	
323	リニア中央新幹線と環境アセスに関する質問主意書	山本 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
324	米軍の国際法違反・戦争犯罪に関する質問主意書	山本 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
325	平成二十七年八月十四日の「内閣総理大臣談話」に関する質問主意書	山本 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
326	政府のサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書	山本 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
327	安倍首相の「テレビ出演」に関する質問主意書	山本 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
328	参議院の委員会における採決結果の確認方法に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 25	10. 6	
329	参議院事務局の中立性・公平性に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 25	10. 6	
330	あはき師の労災保険取扱いに係る労働局との協定に関する質問主意書	大久保 勉君	9. 25	9. 25	10. 6	
331	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議に関する質問主意書	山田 太郎君	9. 25	9. 25	10. 6	
332	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量等の業務等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
333	トラック運送における安全確保策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
334	トラック運送事業における人材不足の解決に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	27. 9. 25	27. 9. 25	27. 10. 6	
335	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の限度額引上げに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
336	マイカーを用いた旅客運送に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
337	国民の住宅取得環境の改善策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
338	中小法人等への課税に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
339	いじめ撲滅に向けた更なる取組に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
340	教育訓練給付制度の運用改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
341	犯罪賠償金の支払確保策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
342	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令におけるβ-メルカプトエタノールの規制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
343	原薬等の製品製造過程で排出される排溶媒と非課税エタノールに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
344	医療に関する適切な税制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
345	介護サービスを取り巻く環境整備に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	
346	高齢者に対する在宅歯科診療の推進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 25	10. 6	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
347	我が国の航空政策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	27. 9.25	27. 9.25	27. 10.6	
348	クリーニング業におけるクリーニング品の保管期間等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9.25	9.25	10.6	
349	内閣の解釈変更と議院内閣制等との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
350	政府の憲法解釈における論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
351	平和安全特別委員会での強行採決に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
352	安倍政治と政治諸原理との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
353	臨時国会の召集に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
354	駆け付け警護の対象となるNGO等の把握に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
355	駆け付け警護における自衛隊の装備に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
356	駆け付け警護における少年兵への対応に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
357	駆け付け警護の際に生じ得る民事法上の補償責任に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
358	自衛隊の国連平和維持活動等における治安維持業務における装備に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
359	平和安全法制による南スーダンにおける自衛隊の中国軍への支援等に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
360	いわゆる安保法制懇報告書における二つの考え方に 関する質問主意書	小西 洋之君	27. 9.25	27. 9.25	27. 10.6	
361	安倍内閣による終戦七十年目の「内閣総理大臣談話」 に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
362	限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論 理が示されているとする昭和四十七年九月十四日の 参議院決算委員会における吉国内閣法制局長官答弁 の箇所等に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
363	昭和四十七年政府見解の作成者である吉国内閣法制 局長官の国会答弁と安倍内閣による昭和四十七年政 府見解の読み替えの矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
364	昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会におけ る吉国内閣法制局長官答弁及び憲法第九条の政府解 釈と昭和四十七年政府見解に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
365	全面禁止規範たる法令の例外における立法事実の要 否等に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
366	「政府においては、平成二十六年七月一日閣議決定 より前には、限定された集団的自衛権の行使を認め るという考え方を有していなかった」という政府見 解の解釈改憲との論理矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
367	昭和四十七年十月十四日に国会提出された憲法第九 条解釈に係る二つの政府見解についての中谷防衛大 臣の答弁の矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
368	昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に提出 された防衛庁資料「自衛行動の範囲について」と安 倍内閣による昭和四十七年政府見解の読み替えとの 論理矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
369	平和的生存権と核兵器の輸送及び提供に関する質問 主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
370	我が国の法の支配に関する最高権威を一私人呼ばわりする安倍内閣の反知性主義に関する質問主意書	小西 洋之君	27. 9. 25	27. 9. 25	27. 10. 6	
371	安倍政権における法匪の存在等に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
372	平成二十六年七月一日の閣議決定に係る内閣法制局長官の違法行為に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
373	解釈改憲と違憲立法を先導等する官僚の違法行為等に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
374	自衛隊員のサービスの宣誓における国民の負託に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
375	憲法第九条の定める交戦権の否認と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
376	憲法第九条の定める戦力の不保持と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
377	憲法第九条の定める国際紛争を解決する手段としての武力行使等の放棄と集団的自衛権行使の矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
378	限定的な集団的自衛権行使が国際法違反の先制攻撃であることに関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
379	国際法違反の武力行使の効力に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
380	政府の憲法解釈の変更に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
381	政府の憲法解釈の変更の実例に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
382	安倍内閣の解釈改憲において昭和四十七年政府見解の作成が憲法解釈の変更ではないことの矛盾に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
383	平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	27. 9. 25	27. 9. 25	27. 10. 6	
384	平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨の異同等に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
385	限定的な集団的自衛権行使の新三要件の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
386	限定的な集団的自衛権行使の新三要件の第一要件の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
387	日米同盟に基づく在日米軍の海軍基地の米国における価値に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
388	日米同盟に基づく在日米軍の空軍基地の米国における価値に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
389	日米同盟に基づく在日米軍の海兵隊基地の米国における価値に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
390	日米同盟の本質に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
391	平和安全法制によって日米安保条約が不平等条約になることに関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
392	平和安全法制は日米安保条約第五条及び第六条の趣旨に違反し無効であることに関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
393	砂川判決と解釈改憲の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
394	砂川判決と解釈改憲の関係における内閣法制局の対応に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	
395	砂川判決と憲法前文の平和主義の法理の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	9. 25	9. 25	10. 6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
396	安倍内閣の砂川判決論法と昭和四十七年政府見解の読み替えが平和主義の切り捨てであることに関する質問主意書	小西 洋之君	27. 9.25	27. 9.25	27. 10.6	
397	専守防衛の改変と昭和四十七年政府見解の読み替えに関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
398	専守防衛の改変と平和主義の切り捨てに関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
399	専守防衛の改変と先制攻撃に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
400	専守防衛の改変に関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
401	安倍内閣の合憲主張が元最高裁判事によって否定されていることに関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
402	安倍内閣の合憲主張が元内閣法制局長官によって否定されていることに関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	
403	安倍内閣の合憲主張が我が国を代表する法律の専門家によって否定されていることに関する質問主意書	小西 洋之君	9.25	9.25	10.6	

選挙制度の改革に関する検討会

選挙制度の改革に関する検討会名簿（13名）

議長	山崎	正昭（無）	片山	虎之助（維新）	福島	みずほ（社民）
副議長	輿石	東（無）	市田	忠義（共産）	主濱	了（生活）
	溝手	顕正（自民）	松田	公太（元気）	荒井	広幸（改革）
	郡司	彰（民主）	中山	恭子（次代）		
	魚住	裕一郎（公明）	水野	賢一（無ク）		(27. 2. 25 現在)

選挙制度協議会名簿（14名）

座長	伊達	忠一（自民）	西田	実仁（公明）	中西	健治（無ク）
	岩城	光英（自民）	柴田	巧（維新）	又市	征治（社民）
	岡田	直樹（自民）	井上	哲士（共産）	平野	達男（改革）
	足立	信也（民主）	中野	正志（次代）	谷	亮子（生活）
	羽田	雄一郎（民主）	行田	邦子（元気）		(召集日 現在)

（1）検討の経緯

選挙制度の改革に関する検討会は、平成28年の通常選挙に向けた選挙制度の改革について協議を行うため、第184回国会閉会後の平成25年9月12日に開かれた各会派代表者懇談会での合意を経て、設置された。

第188回国会閉会後においては、本検討会を開かなかつた。

第189回国会においては、本検討会を5回開いた。

まず、平成27年2月25日に検討会（第4回）を開き、本検討会の下に設置された選挙制度協議会が取りまとめた「選挙制度協議会報告書」について、伊達選挙制度協議会座長から報告を受けた後、選挙制度の改

革について協議を行った。

次に、4月16日（第5回）及び5月21日（第6回）にそれぞれ検討会を開き、選挙制度の改革について協議を行った。

次に、5月29日に検討会（第7回）を開き、選挙制度の改革について協議を行ったが、この段階において成案は得られなかつたため、本検討会に一区切りをつけることとした。

次に、7月23日に検討会（第8回）を開き、各会派間における協議の結果、2つの法律案がまとめられたことを踏まえ、本検討会は今回をもって役割を終えることとした。

（2）検討会経過

○平成27年2月25日（水）（第4回）

○選挙制度協議会報告書について、伊達選挙制度協議会座長から報告を受けた。

○選挙制度の改革について協議を行った。

○平成27年4月16日（木）（第5回）

○選挙制度の改革について協議を行った。

○平成27年5月21日（木）（第6回）

○選挙制度の改革について協議を行った。

○平成27年5月29日（金）（第7回）

○選挙制度の改革について協議が行われたが、現段階において成案は得られなかつたため、本検討会に一区切りをつけることとなった。

○平成27年7月23日（木）（第8回）

○各会派間における協議の結果、2つの法律案

がまとめられたことに対し、議長及び副議長から謝意が述べられ、各会派から発言があった。

- 議長から、今回をもって本検討会の役割は終えたい旨発言があった。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)	22. 7. 30(金)	22. 8. 6(金)	8	—	8
第176回 (臨時会)	22.10. 1(金)	22.10. 1(金)	22.12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常会)	23. 1. 24(月)	23. 1. 24(月)	23. 8. 31(水)	150	70	220
第178回 (臨時会)	23. 9. 13(火)	23. 9. 13(火)	23. 9. 30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23.10. 20(木)	23.10. 21(金)	23.12. 9(金)	51	—	51
第180回 (常会)	24. 1. 24(火)	24. 1. 24(火)	24. 9. 8(土)	150	79	229
第181回 (臨時会)	24.10. 29(月)	24.10. 29(月)	24.11. 16(金) 衆議院解散	33	—	19
第182回 (特別会)	24.12. 26(水)	24.12. 28(金)	24.12. 28(金)	3	—	3
第183回 (常会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25.10. 15(火)	25.10. 15(火)	25.12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常会)	26. 1. 24(金)	26. 1. 24(金)	26. 6. 22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26.11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26.12. 24(水)	26.12. 26(金)	26.12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 [※] 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	31. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成27年6月25日現在)

第3次安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

高市 早苗 (衆・自民)

法務大臣

上川 陽子 (衆・自民)

外務大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

文部科学大臣

下村 博文 (衆・自民)

厚生労働大臣

塩崎 恭久 (衆・自民)

農林水産大臣

林 芳正 (参・自民) ※

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

宮沢 洋一 (参・自民)

国土交通大臣

太田 昭宏 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

望月 義夫 (衆・自民)

防衛大臣

中谷 元 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

竹下 亘 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

山谷 えり子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、科学技術政策、宇宙政策))

山口 俊一 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革、少子化対策、男女共同参画))

有村 治子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (国家戦略特別区域))

石破 茂 (衆・自民)

国務大臣

遠藤 利明 (衆・自民) ※

※ 27. 2. 23 農林水産大臣西川公也辞任、同日 林芳正就任

27. 6. 25 国務大臣遠藤利明就任

内閣官房副長官

加藤 勝信 (衆・自民)

世耕 弘成 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

長島 忠美 (衆・自民)

浜田 昌良 (参・公明)

内閣府副大臣

赤澤 亮正 (衆・自民)

平 将明 (衆・自民)

西村 康稔 (衆・自民)

総務副大臣

西銘 恒三郎 (衆・自民)

二之湯 智 (参・自民)

法務副大臣

内閣府副大臣

葉梨 康弘 (衆・自民)

外務副大臣

城内 実 (衆・自民)

中山 泰秀 (衆・自民)

財務副大臣

菅原 一秀 (衆・自民)

宮下 一郎 (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

丹羽 秀樹 (衆・自民)※

文部科学副大臣

藤井 基之 (参・自民)

厚生労働副大臣

永岡 桂子 (衆・自民)

山本 香苗 (参・公明)

農林水産副大臣

あべ 俊子 (衆・自民)

小泉 昭男 (参・自民)

経済産業副大臣

山際 大志郎 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

高木 陽介 (衆・公明)

国土交通副大臣

北川イッセイ (参・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

西村 明宏 (衆・自民)

環境副大臣

北村 茂男 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

小里 泰弘 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

左藤 章 (衆・自民)

※ 27. 6. 25 内閣府副大臣丹羽秀樹就任

大臣政務官

内閣府大臣政務官

越智 隆雄 (衆・自民)

松本 洋平 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

小泉 進次郎 (衆・自民)

総務大臣政務官

あかま 二郎 (衆・自民)

武藤 容治 (衆・自民)

長谷川 岳 (参・自民)

法務大臣政務官

内閣府大臣政務官

大塚 拓 (衆・自民)

外務大臣政務官

藪浦 健太郎 (衆・自民)

中根 一幸 (衆・自民)

宇都 隆史 (参・自民)

財務大臣政務官

大家 敏志 (参・自民)

竹谷 とし子 (参・公明)

文部科学大臣政務官

赤池 誠章 (参・自民)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

山本ともひろ (衆・自民)※

厚生労働大臣政務官

橋本 岳 (衆・自民)

高階 恵美子 (参・自民)

農林水産大臣政務官

佐藤 英道 (衆・公明)

中川 郁子 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

関 芳弘 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

岩井 茂樹 (参・自民)

国土交通大臣政務官

うへの賢一郎 (衆・自民)

青木 一彦 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

鈴木 馨祐 (衆・自民)

環境大臣政務官

高橋 ひなこ (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

福山 守 (衆・自民)

防衛大臣政務官

原田 憲治 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

石川 博崇 (参・公明)

※ 27. 6. 25 内閣府大臣政務官山本ともひろ就任

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

横畠 裕介

公正取引委員会委員長

杉本 和行

原子力規制委員会委員長

田中 俊一

公害等調整委員会委員長

富越 和厚

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成17年	162 (常会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,089	1,447	6,642

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	14,778	198,551	52,935	81,918	55,632	4,354	3,712	8

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成27年の数は、第189回国会終了日(9月27日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度					
4月	1,966	41	3	31	7
5月	5,476	85	30	53	2
6月	8,824	108	82	23	3
7月	3,108	43	33	9	1
8月	560	19	6	1	12
9月	3,754	52	43	8	1
(年度途中計)	23,688	348	197	125	26

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
アゼルバイジャン共和国 議会議長一行 (27. 3. 20 招待状発送)	団長 共和国議会議長 オグタイ・アサドフ君	27. 4. 19 ～ 4. 25
	団員 共和国議會議員 アベル・マハラモフ君	
	同 同 チンギス・アサドゥラエフ君	
	同 同 アスラン・ジャファロフ君	
	随員 共和国議会議務局長 サファ・ミルザエフ君	
	同 共和国議会議官房長 フィルディン・ハジエフ君	
	同 共和国議会議国際関係局長 ラシド・イブラヒモフ君	
メキシコ合衆国上院議長 一行 (27. 6. 10 招待状発送)	団長 上院議長 ミゲル・バルボサ・ウエルタ君	27. 7. 8 ～ 7. 13
	同夫人 マリア・デル・ロサリオ・オロスコ・カバジェロ君	
	団員 上院副議長 ホセ・ロサス・アイスプロ・トーレス君	
	同 上院議員 上院執行部書記 ロサ・アドリアナ・ディアス・リサマ君	
	同 同 リリア・グアダルーペ・メロディオ・レサ君	
	同 上院議員 上院公共財政分析・フォローアップ特別委員会委員 長 マヌエル・カバソス・レルマ君	
	同 上院議員 上院執行部書記 マリア・エレナ・バレーラ・タピア君	
	同 上院議員 上院外交委員会書記 ルス・マリア・ベリスタイン・ナバレテ君	

同	上院議員 上院執行部書記 マリア・ルセロ・サルダーニャ・ペレス君
---	--

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第23回アジア・太平洋議員 フォーラム（A P P F）総 会出席 （26. 11. 26 議長決定）	エクアドル メキシコ	27. 1. 9 ～ 1. 19	中曾根 弘文君(自民) 田中 茂(みん)	27. 7. 31 議院運営委員会 に報告書を提出
W T Oに関する議員会議・ 2015年年次会合出席 （27. 1. 21 議長決定）	スイス	27. 2. 15 ～ 2. 19	中原 八一君(自民) 白 眞勲君(民主)	27. 7. 31 議院運営委員会 に報告書を提出
第132回 I P U会議出席 （27. 3. 4 議長決定）	ベトナム	27. 3. 27 ～ 4. 2	宮本 周司君(自民) 清水 貴之君(維新)	27. 7. 31 議院運営委員会 に報告書を提出
第35回日本・E U議員会議 出席 （27. 4. 16 議長決定）	フランス	27. 4. 28 ～ 5. 1	小坂 憲次君(自民) 松山 政司君(自民) 神本 美恵子君(民主)	27. 9. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
欧州評議会議員会議・第24 回経済協力開発機構(O E C D)活動拡大討議(委員 会)出席 （27. 8. 7 議長決定）	フランス	27. 8. 31 ～ 9. 3	相原 久美子君(民主)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定
第36回A S E A N議員会議 (A I P A) 総会出席 （27. 8. 7 議長決定）	マレーシア	27. 9. 6 ～ 9. 12	太田 房江君(自民) 森本 真治君(民主) 新妻 秀規君(公明)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (26. 7. 11議長決定)	ドイツ イタリア 英国	27. 1. 13 ～ 1. 21	柳本 卓治君(自民) 小坂 憲次君(自民) 金子 洋一君(民主) 河野 義博君(公明) 吉良 よし子君(共産)	27. 7. 31 議院運営委員会 に報告書を提出

9 我が国で開催された国際会議

○日本国会が主催したもの

会議名	I P U世界若手議員会議東京会合	
開催地	東 京	
期 間	平成27年 5月27日～5月28日	
出席議員	<p>日本国会代表団</p> <p>団長 衆議院議員 牧島 かれん君</p> <p>副団長 参議院議員 滝波 宏文君</p> <p>同 大沼 みずほ君</p> <p>同 中泉 松司君</p> <p>同 宮本 周司君</p> <p>同 小西 洋之君</p> <p>同 森本 真治君</p> <p>同 新妻 秀規君</p> <p>同 川田 龍平君</p> <p>同 辰巳 孝太郎君</p> <p>衆議院議員 武部 新君</p> <p>同 石川 昭政君</p> <p>同 山田 美樹君</p> <p>同 小倉 将信君</p> <p>同 加藤 鮎子君</p> <p>同 泉 健太君</p> <p>同 山尾 志桜里君</p> <p>同 落合 貴之君</p> <p>同 國重 徹君</p> <p>同 大平 喜信君</p>	<p>各国出席議員</p> <p>I P U若手議員フォーラム理事会議長 ファイサル・アル＝テナイジ君 (アラブ首長国連邦)</p> <p>I P U若手議員フォーラム理事会理事 タمام・アルリヤティ君 (ヨルダン)</p> <p>同 メルセデス・アルバレス君 (フィリピン)</p> <p>同 カルメン・ルシラ・クレセル君 (アルゼンチン)</p> <p>同 ティオネイ・メロディ・ドジーヴァ君 (ジンバブエ)</p> <p>同 ヴィタウタス・ガプシス君 (リトアニア)</p> <p>同 メニー・フン君 (カンボジア)</p> <p>同 ラファエル・イグボクウェ君 (ナイジェリア)</p> <p>同 ディエゴ・ヴィンティミラ君 (エクアドル)</p> <p>外議員160名出席</p>

○日本国会が議員を派遣したもの

会議名	第3回国連防災世界会議の際の議員会議
開催地	宮 城
期 間	平成27年 3月13日
派 遣 議 員	日本国会代表団 団長 衆議院議員 鈴木 俊一君 副団長 参議院議員 熊谷 大君 同 櫻井 充君 衆議院議員 土井 亨君 同 郡 和子君

10 国会に対する報告等 (26.11.22～27.9.27)

第187回国会閉会後から第189回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成26年	
11. 28(金)	○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告(平成26年11月)
12. 9(火)	○ 平成26年度第2・四半期予算使用の状況 ○ 平成26年度第2・四半期国庫の状況
12. 16(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成26年12月) ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成26年12月) ○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書 ○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書 ○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 ○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書 ○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 ○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
平成27年	
1. 27(火)	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成27年1月)
30(金)	○ 平成25年度特別会計財務書類 ○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成26年7月1日から同年12月31日まで)
2. 3(火)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成26年9月29日から平成27年1月25日まで)
6(金)	○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成26年)
10(火)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成27年2月) ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成27年2月) ○ 平成26年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書 ○ 平成25年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 平成25年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

- 12(木) ○ 平成23年度決算及び平成24年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
- 13(金) ○ 交通政策基本計画
- 17(火) ○ 平成27年度地方団体の歳入歳出総額の見込額
 - 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
 - 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
- 24(火) ○ 国と地方の協議の場(平成26年度第3回)における協議の概要に関する報告書
- 3. 3(火) ○ 平成26年度第3・四半期予算使用の状況
 - 平成26年度第3・四半期国庫の状況
- 20(金) ○ 地方財政の状況(平成27年3月)
- 24(火) ○ 平成27年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成26年1月1日から同年12月31日まで)
 - 平成26年団体規制状況の年次報告
- 27(金) ○ 平成26年官民人事交流に関する年次報告
- 31(火) ○ 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月)
- 4. 7(火) ○ 平成26年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
 - 平成26年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
- 14(火) ○ 調達価格等に関する報告(平成27年4月)
- 24(金) ○ 「平成26年度中小企業の動向」及び「平成27年度中小企業施策」
 - 「平成26年度小規模企業の動向」及び「平成27年度小規模企業施策」
- 5. 8(金) ○ 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告(平成27年5月)
- 19(火) ○ 2014年の国際労働機関第103回総会において採択された議定書に関する報告書
 - 2014年の国際労働機関第103回総会において採択された勧告に関する報告書
- 22(金) ○ 「平成26年度水産の動向」及び「平成27年度水産施策」
- 26(火) ○ 「平成26年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成27年度交通安全施策に関する計画」
 - 「平成26年度食料・農業・農村の動向」及び「平成27年度食料・農業・農村施策」
- 29(金) ○ 平成26年度食育推進施策
 - 「平成26年度森林及び林業の動向」及び「平成27年度森林及び林業施策」
- 6. 5(金) ○ 平成26年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況
 - 「平成26年度環境の状況」及び「平成27年度環境の保全に関する施策」
 - 「平成26年度循環型社会の形成の状況」及び「平成27年度循環型社会の形成に関する施策」
 - 「平成26年度生物の多様性の状況」及び「平成27年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」
- 9(火) ○ 平成26年度ものづくり基盤技術の振興施策
 - 「平成26年度観光の状況」及び「平成27年度観光施策」
 - 「平成26年度交通の動向」及び「平成27年度交通施策」

- 平成26年度原子力規制委員会年次報告
- 12(金) ○ 「平成26年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成27年度高齢社会対策」
- 平成26年度犯罪被害者等施策
- 平成26年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 平成26年度公害等調整委員会年次報告
- 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成27年6月)
- 「平成26年度土地に関する動向」及び「平成27年度土地に関する基本的施策」
- 16(火) ○ 平成26年度障害者施策の概況
- 平成26年度人権教育及び人権啓発施策
- 平成26年度科学技術の振興に関する年次報告
- 平成26年度首都圏整備に関する年次報告
- 19(金) ○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告(平成27年6月)
- 平成26年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置
- 「平成26年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成27年度男女共同参画社会の形成の促進施策」
- 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成27年度の防災に関する計画」
- 平成26年度特定個人情報保護委員会年次報告
- 平成26年度消費者政策の実施の状況
- 平成26年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
- 平成26年度人事院の業務状況報告書
- 22(月) ○ 平成26年度第4・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。)
- 平成26年度第4・四半期国庫の状況
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告(平成27年6月)
- 平成26年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況
- 平成26年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況
- 26(金) ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成27年6月)
- 7. 7(火) ○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について(平成27年7月)
- 13(月) ○ 国と地方の協議の場(平成27年度第1回)における協議の概要に関する報告書
- 14(火) ○ 平成26年度エネルギーに関する年次報告
- 24(金) ○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日)
- 28(火) ○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成27年1月1日から同年6月30日まで)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成27年7月)
- 8. 6(木) ○ 一般職の職員の給与についての報告、勧告、一般職の職員の勤務時間についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告
- 7(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成27年8月)

	○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成27年8月)
25(火)	○ 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の変更(平成27年8月)
9. 4(金)	○ サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日)
	○ 平成26年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。)
	○ 平成27年度第1・四半期予算使用の状況
	○ 平成27年度第1・四半期国庫の状況
15(火)	○ 平成26年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
16(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「医療費の適正化に向けた取組の実施状況について」の報告(平成27年9月)
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「土砂災害対策に係る事業の実施状況について」の報告(平成27年9月)
	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国有林野事業の運営等について」の報告(平成27年9月)

11 国会関係日誌 (26.11.22～27.9.27)

年月日	事 項
【第187回国会(臨時会)閉会后】	
平成26年	
11. 25(火)	○ 国弘正雄元参議院議員逝去
27(木)	○ 江口一雄元衆議院議員逝去
28(金)	○ 参・災害対策特別委(長野県北部を震源とする地震の被害状況及びその対応について報告聴取、質疑) ○ 選挙制度協議会(第30回)
30(日)	○ 伏屋修治元衆議院議員逝去 ○ 和歌山県知事選、仁坂吉伸氏3選
12. 2(火)	○ 第47回衆議院議員総選挙公示
4(木)	○ 阿達雅志氏繰上補充当選(佐藤ゆかり参議院議員辞職による)、自由民主党に入会(5日)
5(金)	○ 松沢成文参議院議員、和田政宗参議院議員、みんなの党を退会、次世代の党へ入会
14(日)	○ 第47回衆議院議員総選挙
15(月)	○ 山中末治元衆議院議員逝去
18(木)	○ 井上義行参議院議員、行田邦子参議院議員、田中茂参議院議員、松田公太参議院議員、山口和之参議院議員、山田太郎参議院議員、みんなの党を退会、「日本を元気にする会」を結成 ○ 参・「みんなの党」、「無所属クラブ」に会派名変更 ○ 大川清幸元参議院議員逝去
19(金)	○ 特別会召集を閣議決定
21(日)	○ 宮崎県知事選、河野俊嗣氏再選
【第188回国会(特別会)】	
24(水)	○ 参・本会議(8特別委員会設置、会期の件、内閣総理大臣に安倍晋三君を指名) ○ 衆・本会議(議長に町村信孝君当選、副議長に川端達夫君当選、会期の件、議院運営委員長選挙、内閣総理大臣に安倍晋三君を指名) ○ 安倍第3次改造内閣発足
25(木)	○ 衆・本会議(常任委員選任、16常任委員長選挙、憲法審査会委員選任、9特別委員会設置) ○ 衆・憲法審査会(会長選任)
26(金)	○ 参・本会議 ○ 選挙制度協議会(第31回) ○ 衆・本会議 ○ 開会式 ○ 第188回国会閉会
【第188回国会(特別会)閉会后】	
平成27年	
1. 4(日)	○ 阿部昭吾元衆議院議員逝去
11(日)	○ 佐賀県知事選、山口祥義氏当選
14(水)	○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等について委員会決議) ○ 参・「生活の党」、「生活の党と山本太郎となかまたち」に会派名変更 ○ 山本太郎参議院議員、生活の党と山本太郎となかまたちへ入会

- 16(金) ○ 常会召集を閣議決定
- 安倍総理、エジプト・アラブ、ヨルダン・ハシエミット、イスラエル、パレスチナ自治政府訪問(～21日)
- 19(月) ○ アントニオ猪木参議院議員、次世代の党を退会、日本を元気にする会へ入会
- 25(日) ○ 山梨県知事選、後藤斎氏当選

【第189回国会(常会)】

- 26(月) ○ 参・本会議(7特別委員会設置、調査会設置、財政演説(平成26年度補正予算))
- 衆・本会議(懲罰委員長辞任・選挙、9特別委員会設置、財政演説(平成26年度補正予算))
- 開会式
- 参・「日本を元気にする会」、「日本を元気にする会・無所属会」に会派名変更
- 27(火) ○ 衆・本会議(代表質問)
- 28(水) ○ 参・本会議(代表質問、平成25年度決算の概要報告・質疑)
- 衆・予算委(平成26年度補正予算提案理由説明)
- 参・予算委(平成26年度補正予算趣旨説明)
- 参・決算委(平成25年度決算概要説明)
- 29(木) ○ 衆・予算委(平成26年度補正予算基本的質疑)
- 園田天光元衆議院議員逝去
- 30(金) ○ 衆・予算委(平成26年度補正予算基本的質疑、締めくくり質疑、平成26年度補正予算可決)
- 衆・本会議(平成26年度補正予算可決)
- 2. 1(日) ○ 愛知県知事選、大村秀章氏再選
- 2(月) ○ 参・予算委(平成26年度補正予算総括質疑)
- 3(火) ○ 参・予算委(平成26年度補正予算総括質疑、平成26年度補正予算可決)
- 参・本会議(平成26年度補正予算可決)
- 4(水) ○ 衆・予算委(集中審議「経済・外交等」)
- 5(木) ○ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題」)
- 衆・本会議(シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議)
- 6(金) ○ 参・決算委(平成25年度決算全般質疑)
- 参・本会議(シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議)
- 松山千恵子元衆議院議員逝去
- 9(月) ○ 参・決算委
- 松田九郎元衆議院議員逝去
- 10(火) ○ 参・決算委
- 12(木) ○ 衆・本会議(政府4演説)
- 参・本会議(政府4演説)
- 16(月) ○ 衆・本会議(代表質問1日目)
- 17(火) ○ 参・本会議(代表質問1日目)
- 衆・本会議(代表質問2日目)
- 18(水) ○ 参・本会議(代表質問2日目)
- 参・政治倫理審査会
- 衆・予算委(平成27年度総予算提案理由説明)
- 参・予算委(平成27年度総予算趣旨説明)
- 19(木) ○ 衆・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)
- 20(金) ○ 衆・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)
- 23(月) ○ 衆・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)

- 参・総務委委員派遣(岡山県、愛知県、～24日)
- 参・文教科科学委委員派遣(新潟県、～24日)
- 参・予算委委員派遣(滋賀県、京都府、～24日)
- 参・沖縄北方特別委委員派遣(沖縄県、～24日)
- 24(火) ○ 衆・本会議
- 25(水) ○ 衆・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)
- 参・本会議
- 参・憲法審査会(ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について報告聴取、意見交換)
- 選挙制度の改革に関する検討会(第4回)
- 野中英二元衆議院議員(元国土庁長官)逝去
- 26(木) ○ 衆・予算委
- 衆・本会議(情報監視審査会委員選任、所得税法案、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・国土交通委委員派遣(高知県、～27日)
- 27(金) ○ 衆・予算委(集中審議「経済・財政等」)
- 3. 2(月) ○ 衆・予算委
- 参・内閣委委員派遣(静岡県、～3日)
- 参・外交防衛委委員派遣(長崎県、佐賀県、～3日)
- 参・厚生労働委委員派遣(群馬県、～3日)
- 3(火) ○ 衆・予算委(集中審議「外交・安全保障等」)
- 4(水) ○ 参・憲法審査会(憲法とは何かについて意見聴取、質疑)
- 5(木) ○ 衆・予算委
- 参・災害対策特別委委員派遣(熊本県)
- 6(金) ○ 衆・予算委(集中審議「地方創生等」)
- 9(月) ○ 衆・予算委公聴会
- 10(火) ○ 衆・予算委分科会
- 11(水) ○ 東日本大震災4周年追悼式、山崎議長出席
- 12(木) ○ 衆・予算委(集中審議「社会保障(いわゆる格差問題)等」)
- 13(金) ○ 衆・予算委(平成27年度総予算締めくくり質疑、平成27年度総予算可決)
- 衆・本会議(平成27年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 16(月) ○ 参・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)
- 17(火) ○ 参・予算委(平成27年度総予算基本的質疑)
- 18(水) ○ 参・予算委
- 19(木) ○ 参・予算委
- 20(金) ○ 参・予算委(平成27年度総予算集中審議「外交・安全保障等」)
- 23(月) ○ 参・予算委
- 24(火) ○ 参・予算委
- 衆・本会議
- 25(水) ○ 参・本会議(情報監視審査会委員選任、所得税法案、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 26(木) ○ 参・予算委公聴会
- 衆・本会議
- 27(金) ○ 参・予算委(平成27年度総予算集中審議「経済・財政・国際問題」)

- 29(日) ○ 安倍総理、シンガポール訪問(～30日)
- 30(月) ○ 衆・予算委(平成27年度暫定予算提案理由説明、質疑、平成27年度暫定予算可決)
 - 参・情報監視審査会
 - 衆・本会議(平成27年度暫定予算可決)
 - 参・予算委(平成27年度暫定予算趣旨説明、総括質疑、平成27年度暫定予算可決)
 - 衆・情報監視審査会
 - 参・本会議(平成27年度暫定予算可決)
- 31(火) ○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)
 - 参・財政金融委(所得税法案可決)
 - 参・本会議(地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 4. 1(水) ○ 参・予算委(平成27年度総予算集中審議「地方創生・社会保障等」)
- 2(木) ○ 参・予算委
 - 衆・憲法審査会
- 6(月) ○ 上西小百合衆議院議員、維新の党を退会
- 7(火) ○ 衆・本会議
- 8(水) ○ 参・予算委(平成27年度総予算集中審議「国民生活・エネルギー・政治理念」)
- 9(木) ○ 参・予算委(平成27年度総予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」、締めくくり質疑、平成27年度総予算可決)
 - 参・本会議(平成27年度総予算可決)
- 10(金) ○ 井上普方元衆議院議員逝去
 - 志賀一夫元衆議院議員逝去
- 12(日) ○ 北海道知事選、高橋はるみ氏4選
 - 神奈川県知事選、黒岩祐治氏再選
 - 三重県知事選、鈴木英敬氏再選
 - 福井県知事選、西川一誠氏4選
 - 奈良県知事選、荒井正吾氏3選
 - 鳥取県知事選、平井伸治氏3選
 - 島根県知事選、溝口善兵衛氏3選
 - 徳島県知事選、飯泉嘉門氏4選
 - 福岡県知事選、小川洋氏再選
 - 大分県知事選、広瀬勝貞氏4選
- 13(月) ○ 参・決算委
- 14(火) ○ 衆・本会議(国民健康保険法案趣旨説明・質疑)
- 15(水) ○ 最上進元参議院議員逝去
- 16(木) ○ 衆・本会議(電気事業法案趣旨説明・質疑)
 - 選挙制度の改革に関する検討会(第5回)
- 17(金) ○ 参・本会議
 - 衆・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑)
- 20(月) ○ 参・決算委
- 21(火) ○ 衆・本会議(議長辞任許可、議長に大島理森君当選、予算委員長選挙)
 - 安倍総理、インドネシア訪問(アジア・アフリカ会議(バンドン会議)60周年記念首脳会議出席、～23日)
- 22(水) ○ 参・本会議
 - アゼルバイジャン共和国・オグタイ・アサドフ議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問

- 23(木) ○ 衆・本会議(個人情報保護法案趣旨説明・質疑)
- 24(金) ○ 参・本会議
 - 衆・本会議(地域改革推進整備法案、地域再生法案、国会戦略特別区域法案趣旨説明・質疑)
- 26(日) ○ 安倍総理、米国訪問(～5月3日)
- 28(火) ○ 衆・本会議(国民健康保険法案修正議決)
- 30(木) ○ 浦井洋元衆議院議員逝去
- 5. 7(木) ○ 衆・憲法審査会(今後の憲法審査会で議論すべきことについて自由討議)
- 11(月) ○ 参・決算委
- 12(火) ○ 衆・本会議(労働者派遣法案趣旨説明・質疑)
- 13(水) ○ 参・本会議(国民健康保険法案趣旨説明・質疑)
- 14(木) ○ 衆・本会議(農業協同組合法案、農業協同組合法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 15(金) ○ 参・本会議(オリパラ特措法案趣旨説明・質疑)
 - 衆・本会議(防衛省設置法案可決、米国公式訪問に関する報告・質疑、海外通信支援機構法案、郵便法案趣旨説明・質疑)
- 18(月) ○ 参・本会議(米国公式訪問に関する報告・質疑)
 - 参・決算委
- 19(火) ○ 衆・本会議(平和安全特別委設置、刑事訴訟法案趣旨説明・質疑)
- 20(水) ○ 参・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑)
 - 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 21(木) ○ 参・文教科学、内閣連合審査会(オリパラ特措法案質疑)
 - 衆・本会議(電気事業法案可決、個人情報保護法案可決)
 - 選挙制度の改革に関する検討会(第6回)
- 22(金) ○ 参・本会議(個人情報保護法案趣旨説明・質疑)
 - 衆・平和安全特別委
 - 衆・本会議(海外通信支援機構法案可決、女性活躍推進法案趣旨説明・質疑)
- 25(月) ○ 参・決算委(平成25年度決算准総括質疑)
- 26(火) ○ 参・文教科学委(オリパラ特措法案可決)
 - 参・厚生労働委(国民健康保険法案可決)
 - 衆・本会議(平和安全法制整備法案、国際平和共同対処態法案趣旨説明・質疑)
 - 衆・平和安全特別委(平和安全法制提案理由説明)
- 27(水) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
 - 参・本会議(オリパラ特措法案可決、国民健康保険法案可決)
 - 参・憲法審査会(参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見交換)
 - IPU世界若手議員会議東京会合(～28日)
- 28(木) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 29(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
 - 参・本会議(電気事業法案趣旨説明・質疑)
 - 選挙制度の改革に関する検討会(第7回)
 - 衆・本会議(郵便法案可決)
- 6. 1(月) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
 - 町村信孝衆議院議員(元衆議院議長)逝去
- 2(火) ○ 参・内閣、財政金融連合審査会(個人情報保護法案質疑)
 - 衆・本会議(地域改革推進整備法案可決、地域再生法案可決、国家戦略特別区域法案可決)

- 3(水) ○ 参・本会議(地域改革推進整備法案、地域再生法案趣旨説明・質疑)
○ フィリピン共和国大統領歓迎会
- 4(木) ○ 衆・憲法審査会(憲法保障をめぐる諸問題(「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」)について参考人質疑)
○ 衆・本会議(女性活躍推進法案修正議決)
- 5(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 参・本会議(学校教育法案趣旨説明・質疑)
○ 安倍総理、ウクライナ、ドイツ訪問(G7エルマウ・サミット出席、～9日)
○ 後藤茂元衆議院議員逝去
- 7(日) ○ 青森県知事選、三村申吾氏4選
- 9(火) ○ 参・外交防衛委(防衛省設置法案可決)
- 10(水) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 参・本会議(道路運送車両法案趣旨説明・質疑、防衛省設置法案可決)
- 11(木) ○ 衆・憲法審査会(憲法保障をめぐる諸問題(「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」)について自由討議)
○ 衆・本会議
- 12(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 参・本会議(廃棄物処理法案趣旨説明・質疑)
- 15(月) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 衆・憲法審査会地方公聴会(高知県)
○ 馬場昇元衆議院議員逝去
- 16(火) ○ 参・文教科科学委(学校教育法案可決)
○ 参・経済産業委(電気事業法案可決)
○ 参・国土交通委(道路運送車両法案可決)
○ 衆・本会議
- 17(水) ○ 参・本会議(特許法案、不正競争防止法案趣旨説明・質疑、道路運送車両法案可決、学校教育法案可決、電気事業法案可決、統治機構調査会・デフレ・財政再建調査会中間報告)
○ 参・情報監視審査会
○ 参・地方・消費者特別委(地域改革推進整備法案可決、地域再生法案可決)
○ 衆・平和安全特別委
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 18(木) ○ 衆・予算委(集中審議「年金情報不正アクセス問題・安全保障等」)
○ 衆・情報監視審査会
- 19(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 参・本会議(地域改革推進整備法案可決、地域再生法案可決)
○ 衆・本会議(労働者派遣法案可決)
- 22(月) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制参考人質疑)
○ 参・決算委(平成25年度決算締めくくり総括質疑)
○ 衆・本会議(会期を9月27日まで95日間延長することを議決)
- 23(火) ○ 戦後70年沖縄全戦没者追悼式、山崎議長出席
- 26(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 29(月) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
○ 参・決算委(平成25年度決算議決、措置要求議決)
- 30(火) ○ 衆・本会議(農業協同組合法案修正議決)
- 7. 1(水) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制参考人質疑・質疑)

- 参・本会議(平成25年度決算議決、措置要求議決)
- 参・情報監視審査会
- 2(木) ○ 参・経済産業委(特許法案可決、不正競争防止法案可決)
- 衆・情報監視審査会
- 田辺誠元衆議院議員逝去
- 3(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 参・本会議(農業協同組合法案趣旨説明・質疑、特許法案可決、不正競争防止法案可決)
- 小林元元参議院議員逝去
- 5(日) ○ 群馬県知事選、大澤正明氏3選
- 6(月) ○ 衆・平和安全特別委委員派遣(第1班沖縄県、第2班埼玉県)
- 7(火) ○ 衆・本会議
- 平泉渉元参議院議員(元経済企画庁長官、元衆議院議員)逝去
- 8(水) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑、自衛隊法案、人道復興支援活動法案、領域警備法案提案理由説明)
- 参・本会議(政策評価制度に関する決議、労働者派遣法案趣旨説明・質疑)
- 9(木) ○ 参・環境委(廃棄物処法案可決)
- 衆・本会議
- 参・内閣、文教科学連合審査会(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について説明聴取)
- メキシコ合衆国・バルボサ上院議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
- 小斉平敏文元参議院議員逝去
- 10(金) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 参・本会議(廃棄物処法案可決)
- 13(月) ○ 衆・平和安全特別委公聴会
- 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 脇雅史参議院議員、自由民主党を退会
- 14(火) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 参・内閣、文教科学連合審査会(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件について質疑)
- 15(水) ○ 衆・平和安全特別委(平和安全法制質疑、平和安全法制可決)
- 参・情報監視審査会
- 16(木) ○ 衆・本会議(平和安全法制整備法案可決、国際平和共同対処事態法案可決)
- 19(日) ○ 紀平梯子元参議院議員逝去
- 22(水) ○ 参・情報監視審査会
- 23(木) ○ 選挙制度の改革に関する検討会(第8回)
- 24(金) ○ 参・本会議(平和安全特別委設置、公職選挙法案(参11、12)順次趣旨説明・質疑、可決(参11))
- 参・平和安全特別委
- 27(月) ○ 参・本会議(平和安全法制趣旨説明・質疑)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制趣旨説明)
- 28(火) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 衆・本会議
- 29(水) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 30(木) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 31(金) ○ 参・本会議(女性活躍推進法案趣旨説明・質疑)

- 衆・本会議
- 参・情報監視審査会
- 8. 1(土) ○ 玉城栄一元衆議院議員逝去
- 3(月) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制参考人質疑、質疑)
- 山口鶴男元衆議院議員(元総務庁長官)逝去
- 4(火) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 5(水) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 6(木) ○ 参・厚生労働委地方公聴会(愛知県)
- 参・農林水産委地方公聴会(富山県)
- 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、山崎議長出席
- 7(金) ○ 衆・予算委(集中審議「経済情勢等」)
- 衆・本会議(刑事訴訟法案修正議決)
- 9(日) ○ 被爆70周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、奥石副議長出席
- 埼玉県知事選、上田清司氏4選
- 10(月) ○ 参・予算委(集中審議「現下の政治課題について」)
- 11(火) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 15(土) ○ 全国戦没者追悼式、山崎議長出席
- 小島静馬元参議院議員(元衆議院議員)逝去
- 19(水) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 衆・情報監視審査会
- 20(木) ○ 武藤貴也衆議院議員、自由民主党を退会
- 岩手県知事選告示無投票、達増拓也氏3選
- 21(金) ○ 参・本会議(刑事訴訟法案趣旨説明・質疑)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 24(月) ○ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題」)
- 衆・情報監視審査会
- 25(火) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 参・内閣委(女性活躍推進法案可決)
- 26(水) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 27(木) ○ 参・内閣委(個人情報保護法案修正議決)
- 参・農林水産委(農業協同組合法案可決)
- 衆・本会議
- 衆・情報監視審査会
- 28(金) ○ 参・本会議(女性活躍推進法案可決、個人情報保護法案修正議決、農業協同組合法案可決)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制対案趣旨説明)
- 31(月) ○ 参・情報監視審査会
- 9. 2(水) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 3(木) ○ 衆・本会議(個人情報保護法案参議院の修正に同意、外国人技能実習法案趣旨説明・質疑)
- 松沢成文参議院議員、次世代の党を退会
- 4(金) ○ 参・本会議
- 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 5(土) ○ 小川新一郎元衆議院議員逝去

- 竹内黎一元衆議院議員(元科学技術庁長官)逝去
- 7(月) ○ 参・憲法審査会(二院制について意見交換)
- 8(火) ○ 参・厚生労働委(労働者派遣法案修正議決)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制参考人質疑、平和安全法制対案趣旨説明)
- 9(水) ○ 参・本会議(労働者派遣法案修正議決)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 10(木) ○ 参・情報監視審査会
- 11(金) ○ 参・本会議
- 衆・本会議(労働者派遣法案参議院の修正に同意)
- 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑)
- 13(日) ○ 森本靖元衆議院議員逝去
- 14(月) ○ 参・平和安全特別委(平和安全法制質疑、平和安全法制対案趣旨説明)
- 15(火) ○ 参・平和安全特別委公聴会
- 16(水) ○ 参・本会議
- 参・平和安全特別委地方公聴会(神奈川県)
- 17(木) ○ 参・平和安全特別委(委員長不信任動議否決、平和安全法制可決)
- 参・本会議(議院運営委員長中川雅治君解任決議案否決)
- 衆・本会議
- 18(金) ○ 参・本会議(国務大臣中谷元君問責決議案否決、議長不信任決議案否決、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案否決、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案否決)
- 衆・本会議(安倍内閣不信任決議案否決)
- 19(土) ○ 参・本会議(平和安全法制可決)
- 塩川正十郎元衆議院議員(元財務相)逝去
- 25(金) ○ 衆・憲法審査会(地方公聴会派遣報告聴取)
- 参・本会議
- 衆・本会議
- 衆・情報監視審査会
- 高橋一郎元衆議院議員逝去
- 26(土) ○ 安倍総理、米国、ジャマイカ訪問(国連総会出席、～10月2日)
- 27(日) ○ 第189回国会閉会